

参考資料 1 : 全国における地方公共団体のエコロジカル・ネットワーク構想の事例

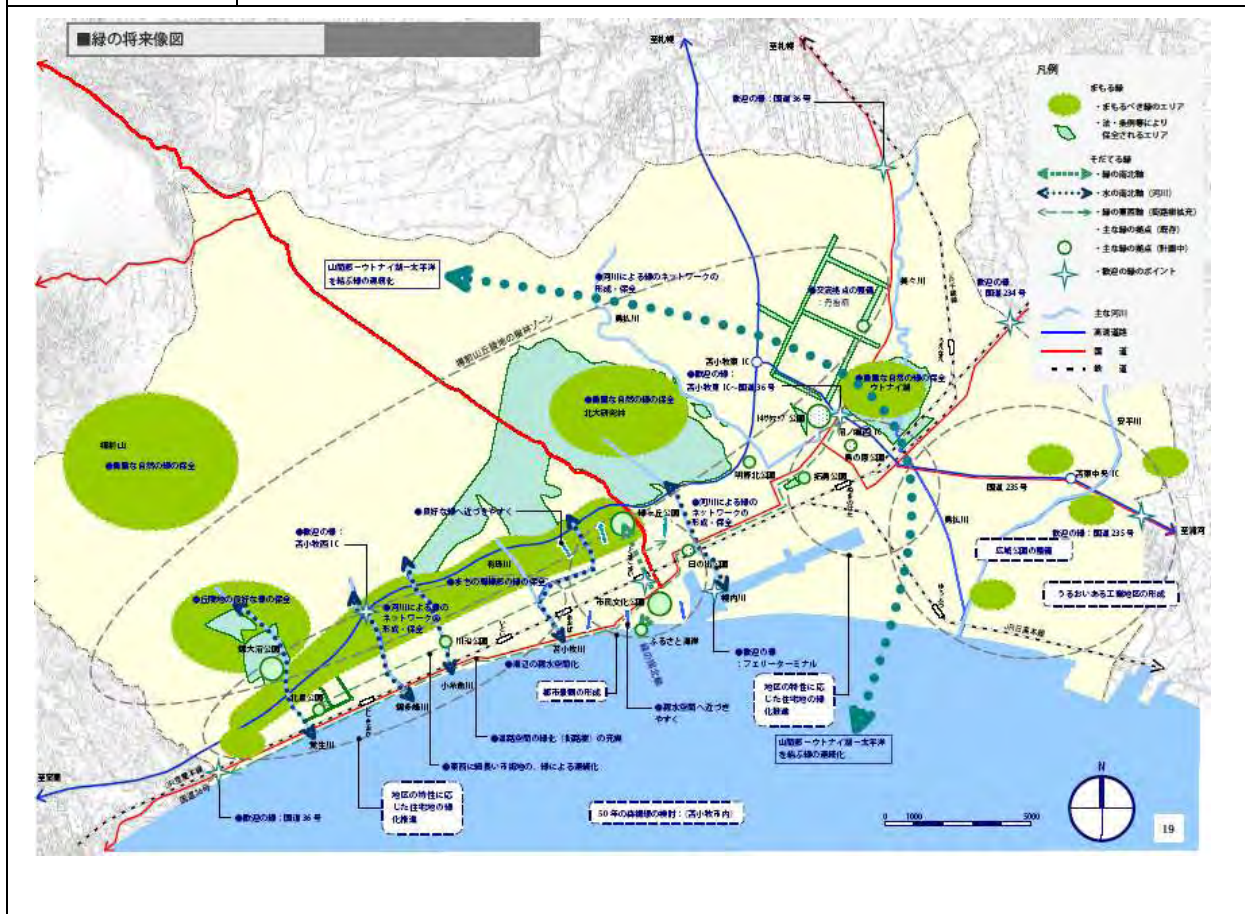
1. 事例一覧	1
2. エコロジカル・ネットワーク構想事例（緑の基本計画）	2
3. エコロジカル・ネットワーク構想事例（環境計画等）	28
4. エコロジカル・ネットワーク構想事例（総合計画）	36
5. エコロジカル・ネットワーク構想事例（都市計画マスタープラン等）	44

1. 事例一覧

分類	都道府県名	市町村名	計画名	策定年	備考
緑の基本計画	北海道	苫小牧市	緑の基本計画	平成15年度	生態系ネットワーク
		江別市	緑の基本計画	平成13年度	生態系ネットワーク
	青森県	八戸市	緑の基本計画	平成15年度	水と緑のネットワーク
	岩手県	盛岡市	緑の基本計画	平成12年度	水と緑のネットワーク
	埼玉県	志木市	緑の基本計画	平成12年度	緑のネットワーク
	千葉県	市川市	緑の基本計画	平成16年度	水と緑の回廊
	神奈川県	横浜市	水と緑の基本計画	平成18年度	エコロジカルネットワーク
		川崎市	改訂緑の基本計画（案）	平成19年度	水と緑のネットワーク
		鎌倉市	緑の基本計画	平成18年度	緑のネットワーク
		逗子市	緑の基本計画	平成17年度	ビオトープネットワーク
	愛知県	豊田市	緑の基本計画（素案）	平成19年度	水と緑のネットワーク
	京都府	長岡京市	緑の基本計画	平成15年度	エコロジカルネットワーク
	大阪府	交野市	緑の基本計画	平成14年度	緑のネットワーク
兵庫県	神戸市	緑の基本計画	平成12年度	水と緑のネットワーク	
環境の保全に関する計画	宮城県		環境基本計画	平成17年度	生態系ネットワーク
	岩手県		環境基本計画	平成11年度	ビオトープネットワーク
	秋田県		生物多様性保全構想	平成11年度	エコロジカルネットワーク
	新潟県	新潟市	自然環境保全計画	平成18年度	水と緑のネットワーク
			環境基本計画	平成17年度	生態系ネットワーク
	愛知県	岡崎市	環境基本計画	平成17年度	生態系ネットワーク
			環境基本計画	平成17年度	生態系ネットワーク
	徳島県		とくしまビオトープ・プラン第二版	平成13年度	ビオトープネットワーク
福岡県	北九州市	自然環境保全計画	平成17年度	エコロード	
総合計画	宮城県	登米市	総合計画	平成18年度	生態系ネットワーク
	埼玉県	三郷市	総合計画	平成13年度	水と緑のネットワーク
	千葉県	柏市	第4次総合計画中期基本計画	平成18年度	水と緑のネットワーク
	東京都	東久留米市	第三次長期総合計画	平成13年度	水と緑のネットワーク
	富山県	富山市	総合計画新世紀プラン	平成13年度	緑のネットワーク
	兵庫県	伊丹市	第4次総合計画	平成12年度	緑の都市づくり
	奈良県	王寺町	新総合計画	平成15年度	水と緑のネットワーク
	山口県		やまぐち未来デザイン2 1	平成10年度	水と緑のネットワーク
	都市計画マスタープラン	千葉県	浦安市	都市計画マスタープラン	平成15年度
東京都		武蔵村山市	都市計画マスタープラン	平成16年度	緑と水のネットワーク
福井県		福井市	都市計画マスタープラン	平成12年度	水と緑のネットワーク
兵庫県		猪名川町	都市計画マスタープラン	平成12年度	水の軸

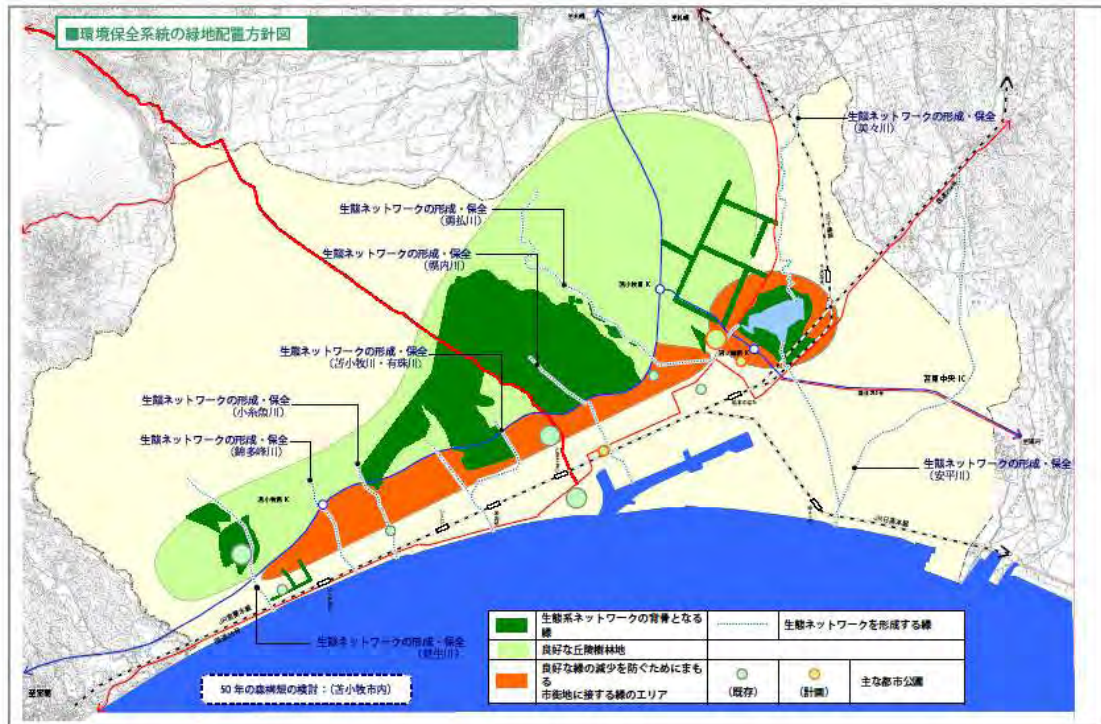
2. エコロジカル・ネットワーク構想事例（緑の基本計画）

苫小牧市緑の基本計画—新グリーンフルプラン 2 1—	
策定期期	平成 15 年度
策定経緯	まちづくり懇談会、ワークショップの開催による市民参加型策定
計画の理念	樽前山・ウトナイ・太平洋を緑でつなぐまち苫小牧
計画の基本方針	緑をまもる、緑をそだてる、緑と暮らす
緑の将来像	太平洋に面し、樽前山に連なる広大な自然地域、そこから流下する中小河川は苫小牧市を特徴づける要素であり、この特性を活かし、市民が身近な場所で自然や緑に親しみ、その恵みを楽しむことができる「はしご状格子型」の緑のネットワークを形成し、市民生活に融けこむ緑との共生都市を目指す。
緑の配置方針	<p>緑の4つの機能を発揮するとともに、各機能別に緑の配置方針を定めている。各機能別の目標は次のとおりである。</p> <p>①都市環境改善・生態系保全の機能（快適な環境の形成、環境への負荷の軽減、動植物の生息・生育・移動空間）、②レクリエーションの場の提供（日常型レクリエーションへの対応、休日型レクリエーションへの対応）、③災害の防止と避難場所の確保（災害の防止・緩和、災害時の避難路・避難地、騒音など都市公害の緩和）、④美しい風景づくり（市街地の街並みをつくる緑、地域の景観を形成する緑、地域の目印やシンボルとなる緑）</p>




苫小牧市緑の基本計画—新グリーンフルプラン 2 1—

<p>環境保全系統の配置方針</p>	<p>①市街化区域内の樹林地を生活環境の確保や身近な自然環境として位置づけ、今後も維持に努めると共に、主要公共施設・空間の緑化、民有地の緑化を進める。 ②樽前山丘陵地をはじめとする良好な樹林地と身近な河川、ウトナイ湖やその周辺の湿原などの湖沼による水辺空間を生態系ネットワークとして位置づける。</p>
<p>施策の基本方針</p>	<p>計画の基本方針である「緑をまもる」ため、①シンボリックな緑の保全、②丘陵地の緑の保全、③まちの周縁部の緑の保全と活用、④エコネットワークの形成と保全、⑤海辺の保全と活用、を施策の方針としている。 エコネットワークの形成と保全のため、市街地を南北に流れる幌内川ほかの河川空間、郊外の勇払川ほかの河川空間が山地・丘陵地と海を結ぶエコネットワーク（自然生態系の回廊）を形成する重要な緑と位置づけ、保全に努めることを事業方針としている。 施策の実施主体は行政（河川の保全と整備）としている。</p>



江別市緑の基本計画

策定期間	平成 13 年度
策定経緯	21 人で構成される市民会議で検討すると共に、有識者で構成される「江別市緑化推進審議会」で検討。
計画の基本理念	原始林（みどり）・水・らしさを感じるほっとするまち江別
計画の基本方針	①身近な緑が原始林につながるまち、②水辺を実感できるまち、③江別らしさを生かした緑のまち、④いまある緑を子どもたちへ
緑の将来像	市民が日常生活を通じて身近な緑と水と江別らしさを感じられる、暮らしていて“ほっとするまち”、“住んで良かったと思えるまち”をつくること。具体的には緑の要である野幌原始林や骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林をはじめ、住宅地、公園、道路、公民館などの公共施設、街なかを流れる中小河川などの身近な緑や水辺が充実し江別らしさが実感できるまち、さらに通勤通学や買い物、休日の散歩やレクリエーションなどの日常生活において緑に囲まれた潤いと安らぎを感じるまちとし、市民、事業者、行政がともにこの将来像を共有し協働して緑豊かなまちづくりを進めるまちを目指す。

緑の配置方針	<p>総合的な緑の配置の考え方としては、緑の規模や質、形態や特性に応じて緑地の性格付けを行い、市内に適正に骨格や拠点、ネットワークを配置する。さらに、札幌市の北東部緑地ゾーンや米里緑地ゾーン、野幌緑地ゾーンとの連携や、石狩川や千歳川、夕張川などを通して近隣の市町村などと広域的な連携を図り、札幌圏レベルでのネットワークの構築を図るとしている。</p>	
--------	---	--

江別市の緑の将来像 2023年の江別市の緑



The map illustrates the city's green vision for 2023, highlighting key areas like the 'Original Forest' (原始林) and 'Water' (水) zones. It shows how green spaces are integrated into the urban fabric, connecting to the surrounding region through a network of green corridors. The map includes a legend and detailed text boxes explaining the goals and strategies for creating a 'comfortable' (ほっとする) and 'pleasant' (良かったと思える) city through greenery.

江別市緑の基本計画

環境保全系統 の配置方針

環境保全系統の基本方針では、郊外の野幌原始林を生物の往来が可能な生態系ネットワークの要として保全すること、耕地防風林などの樹林地、石狩川をはじめとする河川や湖沼などの水辺や河畔林は生態系ネットワークの主要な骨格として保全すること、市街地に残された良好な自然環境のある樹林地、市街地を流れる中小河川の水辺や河畔林は、生態系ネットワークの主要な拠点として保全に努めることとしている。さらに、江別市内にとどまらず、隣接する札幌市などと生態系ネットワークの連携を図るほか、太平洋と日本海を結ぶ広域的な緑の連携を念頭に生態系ネットワークの拠点などの保全および充実に努めることとしている。

さらに、鉄道林や公園などの良好な自然環境のある樹林地や水辺は、市街地における環境の向上のための重要な緑の拠点として保全に努めると共に、街路樹や学校、官公庁の植栽地などは、主要な拠点を補完するための緑地として緑化を図り、あわせて、市街地における面的な緑のひろがり確保するため、市街地の多くを占める住宅地や民間の敷地は、主要な拠点を補完する緑地として所有者の協力を得ながら緑化を図ることとしている

施策の 基本方針

①良好な水辺空間を生かしたネットワーク

市内の緑の各拠点を結び、特に野幌原始林と石狩川を結ぶ緑の要素となっている河川においては、自然保全型の河川改修、河畔林の保全や創出など、自然環境に配慮した生態系ネットワークの充実に努める。

②快適な移動空間の整備

市街地の緑の各拠点を結ぶ役割を果たしている緑道などの歩行系空間においては、歩行者や自転車、車椅子などで安全かつ快適に移動できるよう、緑量の向上や舗装、休憩所の整備などレクリエーション系ネットワークの充実に努めるとともに、幹線道路の街路樹などの緑量の向上を図り、木陰の確保や景観向上の観点からも快適な移動空間の確保を図る。

③避難路としての防災機能の充実

緑道や公園の通路、街路樹のある幹線道路の歩道などの歩行系空間は、避難地となる緑の各拠点を結んでおり、これらにおいて延焼防止や避難時の安全性を確保するなどの目的で、新たな緑化や適正な樹木の維持管理を通じて緑量の向上を図るなど、防災系ネットワークの充実に努める。

④広域的な緑の連携

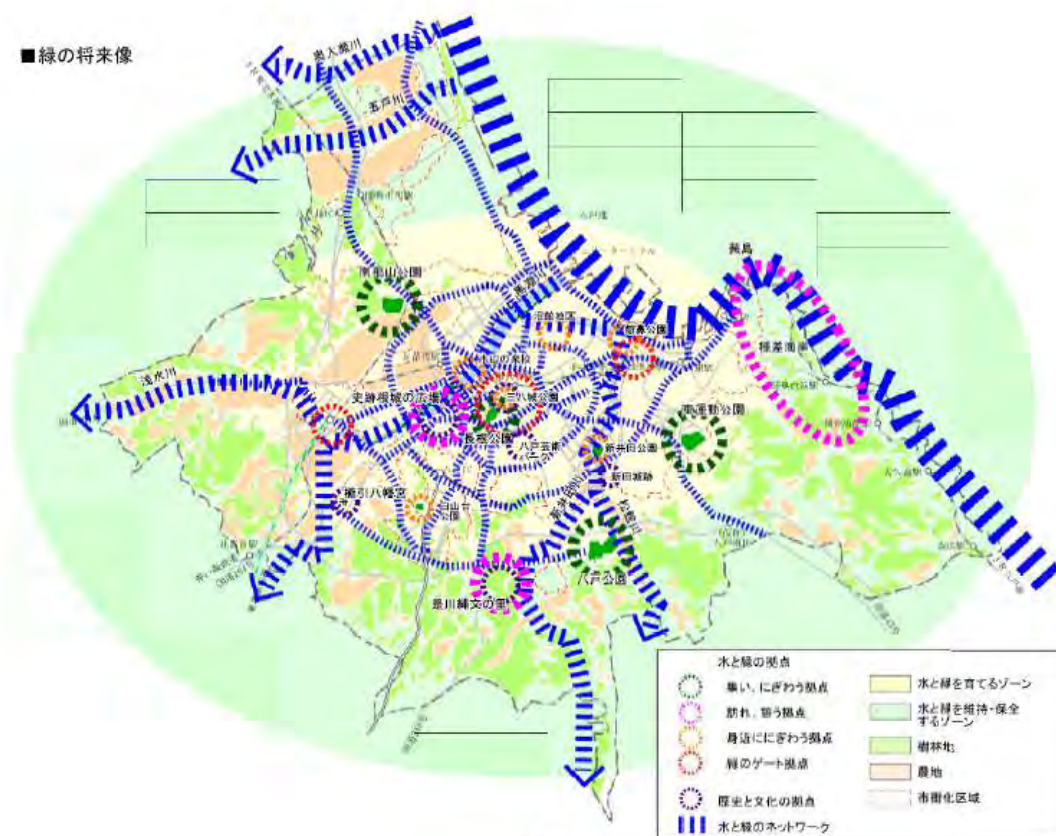
広域的な緑に関しては北海道広域緑地計画に基づき、札幌圏（札幌市・札幌市・北広島市・石狩市・小樽市石狩湾新港地域）の各市と連携して広域的な緑のネットワークの構築に努める。さらに石狩川や千歳川などを介して広域的な連携を図る際には、関係する市町村などと連携しながら必要な取り組みを検討する。



八戸市緑の基本計画

策定期間	平成 15 年度
策定経緯	
計画の基本理念	みんなでそだてる、みんなでももる、みんなでつなぐ
計画の基本方針	－
緑の将来像	<p>①大規模な都市公園や自然公園などを水と緑の拠点として充実を図る。</p> <p>②歴史文化を学習し体験する拠点として歴史文化体験施設の整備充実を図る。</p> <p>③海岸や河川などの水辺、水と緑の拠点などを遊歩道や街路樹で結び、水と緑のネットワークを形成する。</p> <p>④水と緑の保全や創出、活用を図るゾーンを形成する。</p>
緑の配置方針	<p>①市民に愛され、誇れる緑の拠点づくりを進める。</p> <p>②新たな八戸のイメージづくりを図る。</p> <p>③潤いある緑豊かな生活環境づくりを進める。</p> <p>④八戸の風土・樹林地、農地等の保全を図る。</p> <p>⑤「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かす。</p> <p>⑥樹木・草花・水辺による水と緑のネットワークづくりに取り組む。</p> <p>⑦緑を介して人と人との笑顔あふれるふれあいを育む。</p> <p>⑧市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創る。</p>

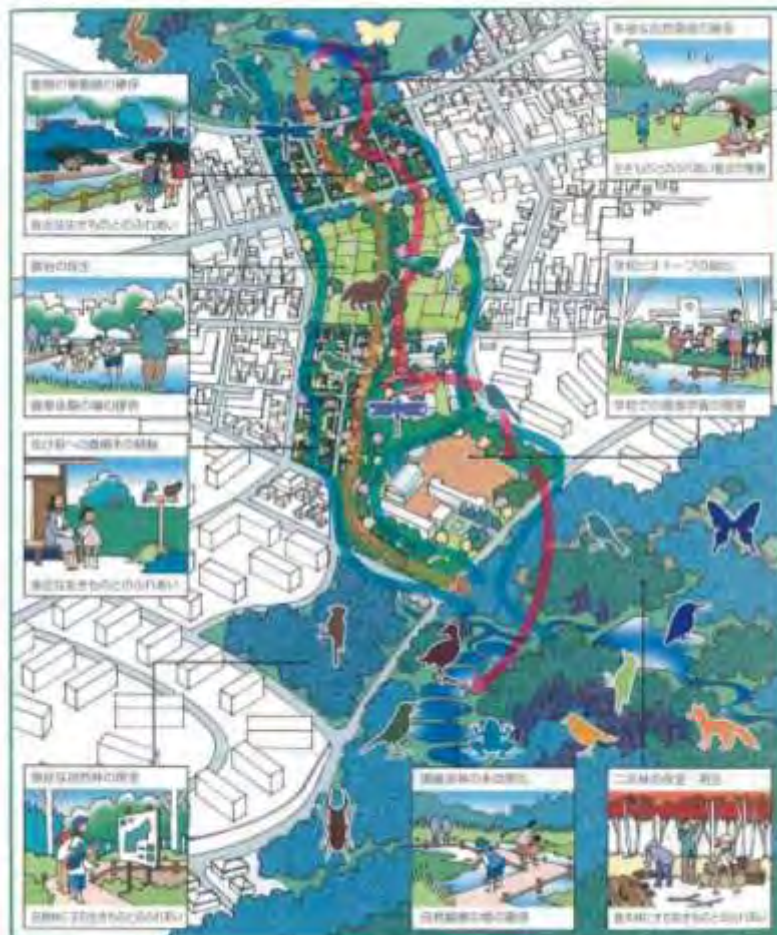
■緑の将来像



八戸市緑の基本計画

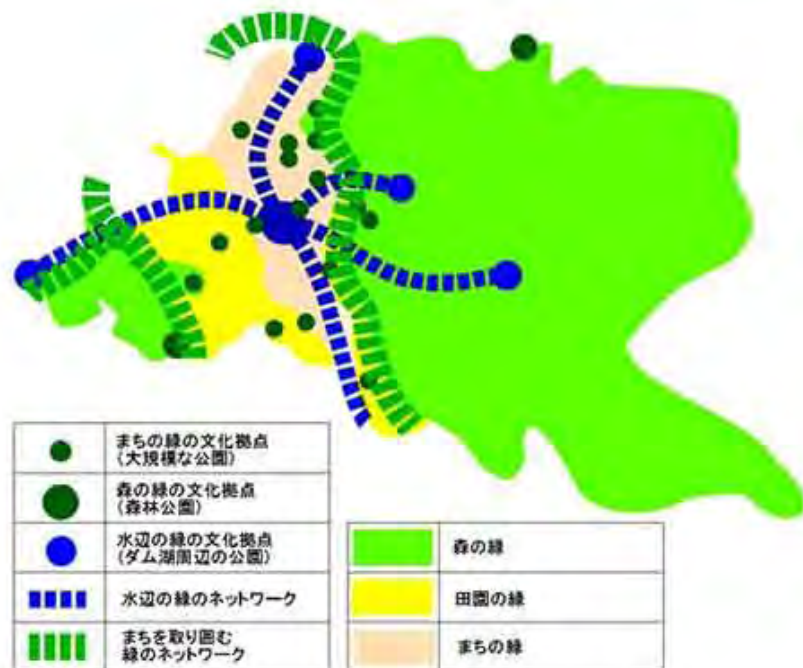
<p>環境保全系統の 基本方針</p>	<p>樹木・草花・水辺による水と緑のネットワークづくりに取り組むことを基本方針としている。八戸市では、山林や河川、公園、社寺林等の多様な水と緑があるが、相互につながりネットワークが形成されているところは少ない状況にあるとの現状把握を行い、ネットワークの形成は、レクリエーションや防災面等、人にとってはもちろんのこと、鳥や昆虫等の生き物にとっても重要な要素であることから、今ある水と緑を新たな水と緑で結び、ネットワークの形成を目指すとしている。</p> <p>このため、海岸や河川などの水辺、水と緑の拠点、公園や学校等の主要な施設を、遊歩道や街路樹等で結ぶと共に、水と緑ゾーンを位置づけている。</p>
<p>施策の 基本方針</p>	<p>水と緑のネットワークづくりに向けて、以下の2点を施策の方針としている。</p> <p>①河川を活かしたネットワーク 馬淵川等の河川を利用した「海」と「市街地」とを快適に繋ぐ水と緑のネットワークの形成を図る。さらに支流である浅水川や松館川等についても遊歩道整備を行ない、散策路や避難路、さらには生き物の移動ルートとしての役割を果たす水と緑のネットワークの形成に努める。</p> <p>②道路を活かしたネットワーク 連続した街路樹は、道路利用者に緑陰とやすらぎを提供するとともに、延焼の防止や環境保全等、多様な役割を果たしている。広幅員道路はもとより、幅員が十分に確保されていない道路については、街路樹だけでなく沿道の建築物と一体的な緑化に取り組み、緑のネットワークの形成を図る。</p>

■エコロジカルネットワーク計画のイメージ図



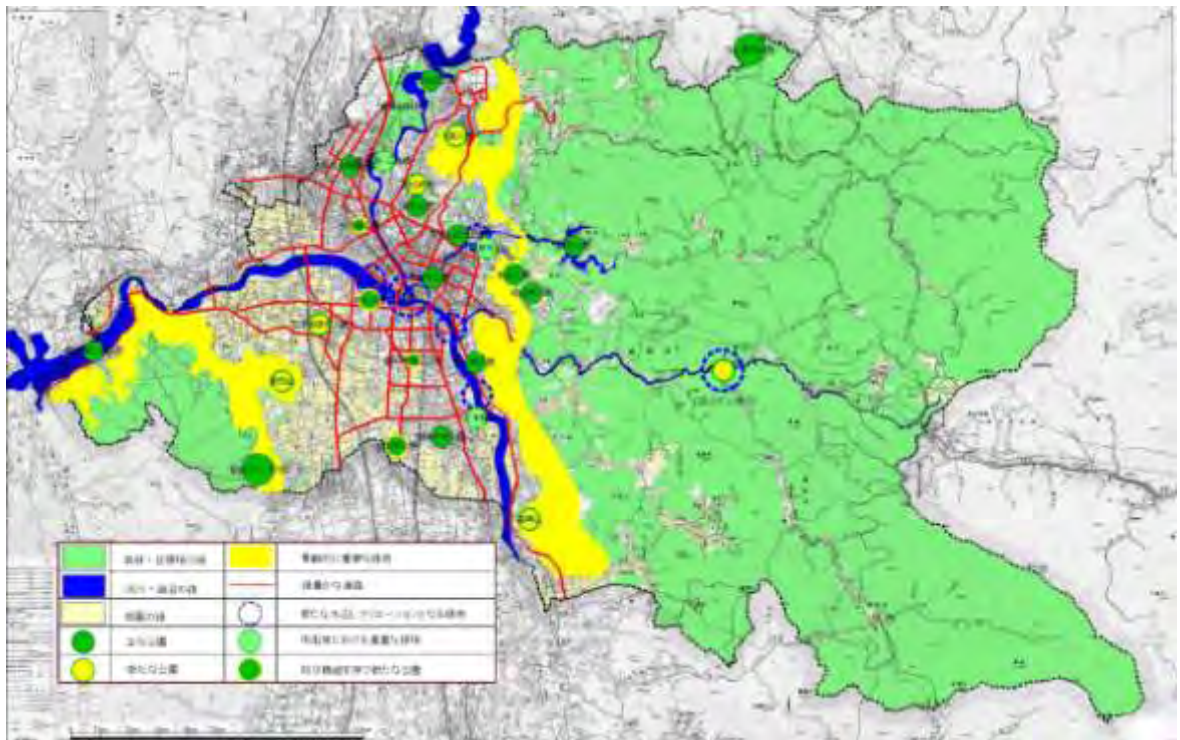
資料：都市のエコロジカルネットワーク（財団法人 都市緑化技術開発機構）

盛岡市緑の基本計画	
策定時期	平成 12 年度
策定経緯	市民代表懇話会、市民アンケートの実施により審議会への報告により策定 懇話会座長（広田純一：岩手大学農学部教授）
計画の基本理念	「緑が文化になるまち 盛岡」をキャッチフレーズとし、①みんなが緑の大切さを認識する、②みんなが緑を守り育てる、③緑豊かと感じる、④緑を誇りに感じる、⑤緑とのふれあいを楽しむ、⑥緑づくりを生きがいと感じる、⑦緑に関する知恵を後世に伝える、を基本理念とする。
計画の基本方針	①盛岡らしい緑をつくる。②みんな考え行動する。
緑の将来像	これまで育まれてきた森、水辺、田園、まちの緑は、生物の多様性を育む基盤として、また緑の文化形成のための基盤となる緑として、今後も守り育て、活かす。このため、水辺の緑及び市街地周辺の丘陵地を軸としながら、田園、公園、道路の緑をネットワークさせ有機的に結合し、緑と私たちとのかかわりがより豊かになるよう「水と緑のネットワーク」を形成させる。
施策の方向性	①森の緑を活かす、②水辺の緑を活かす、③田園の緑を活かす、④まちの緑を守り育てる、⑤魅力ある公園（緑の文化拠点）を守り育てる、⑥市民活動を支援する、⑦緑の情報を広める、⑧緑に親しむ機会や場を充実させる、⑨計画を進行管理する

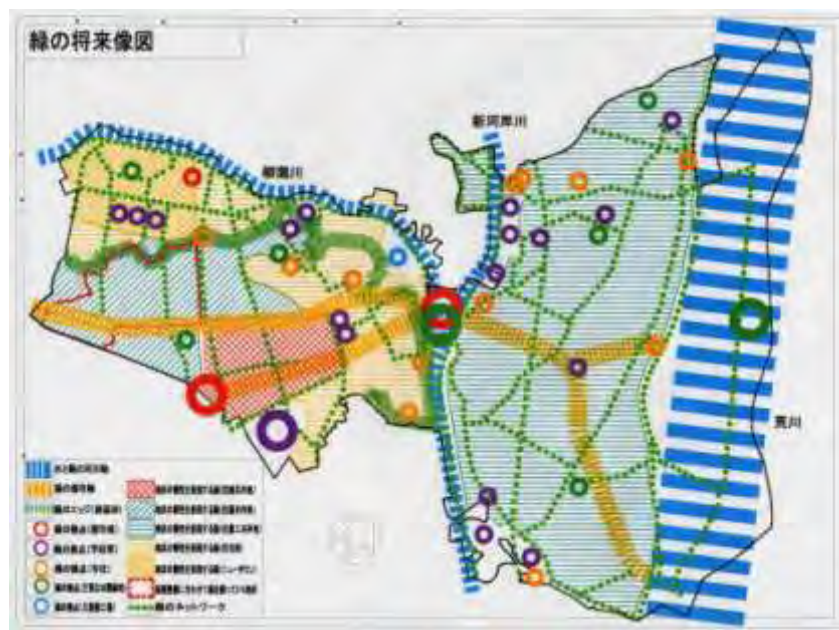


盛岡市緑の基本計画

<p>緑地の配置</p>	<p>①環境保全のための緑地配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨格となる緑地の形成 ・生物の生息・生育空間を確保しネットワークさせる <p>②レクリエーションのための緑地の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑のレクリエーション体系の形成 ・スポーツレクリエーション体系の形成 ・様々なレクリエーションに対応 ・日常的なレクリエーションの場の確保 <p>③景観のための緑地の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしい景観の形成 ・緑豊かな視点場の形成 <p>④防災のための緑地の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の防止 ・安全な避難場所・避難路の確保
<p>施策の基本方針</p>	<p>市域に分布する各種生物の生息・生育空間を確保するよう、緑地を配置すると共に、市街地に分布する緑や周辺の田園の緑を、河川の緑などをネットワークさせ、多様な生息・生育空間を確保するよう、配置する。</p>

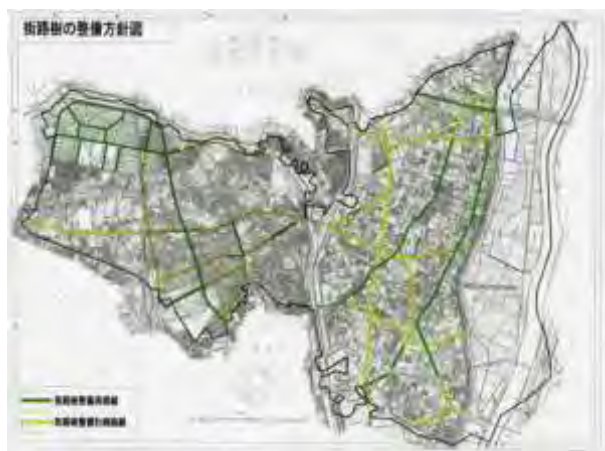


志木市緑の基本計画	
策定期間	平成 12 年度
策定経緯	学識者、市民などで構成される策定委員会における検討
計画の理念	みんなで守り、みんなで育てる、志木のみどり
計画の基本方針	<p>(緑の保全と創造に関する方針)</p> <p>①都市の骨格を構成する緑の保全と創造 ②質の高い環境づくりに寄与する緑の保全と創造 ③安全で快適な都市環境を支える緑の保全と創造 ④市民に身近な緑の創造 ⑤循環型都市のモデルとなる農の緑の保全と創造 ⑥まちや地域の顔となる緑の保全と創造</p> <p>(推進する仕組みに関する方針)</p> <p>⑦みんなで進める緑の保全と創造</p>
緑の将来像	<p>①都市の緑の骨格となる“緑の連なり” ②都市の個性を表現する公共公益施設の緑や鎮守の森 ③地区の個性を表現する住宅地の緑 ④循環型都市を支える「農の緑」のある風景 ⑤多様なニーズに応える公園緑地等 ⑥豊かな生物の生息域を広げる緑のネットワーク ⑦安全なまちをつくる緑</p>
緑の保全と創造に関する基本方針 (都市の骨格を構成する緑の保全と創造)	<p>荒川の広大な水と緑の広がりとは市の北東部を区切る要素であり、新河岸川、柳瀬川は市街地内の中心に位置し、都市の背骨の役割を果たしている。これらの「河川軸の緑」は志木市の都市形成の骨格として今後も守り育てていくと共に、志木地域内の斜面地には台地部と低地部を区分する斜面林の緑を斜面地に進入している住宅地まで広げ、「緑の縁取り（エッジ）」を明確化していく。さらに志木駅と市役所周辺（新河岸川と柳瀬川の合流地点）を結びさらにそれを荒川まで延ばした道路を「緑豊かな都市軸」として、水と緑の河川軸と斜面地の緑の縁取りとつなげていく。これらの要素を積極的に保全・創造することにより、志木市の緑の都市骨格を浮かび上がらせていくことを目指す。</p>



志木市緑の基本計画

<p>地域制緑地の指定方針</p>	<p>緑地の減少は、担保性のない緑地の減少によることが大きく、今後担保性のある緑地の確保・拡大が必要である。現在指定されている地域制緑地の維持を図るとともに、現在担保性のない「斜面林」「社寺林」「慶応高校の樹林地」などについて、新たな制度を含む緑地保全のための地区指定を行い担保性のある緑地の拡大を図る。また、今後は住宅地内においても「緑地協定」などの住民相互の取り決め（ルール化）によって、良好な住環境の形成・維持を目指す。</p>										
<p>水と緑のネットワークの骨格幹線の確保</p>	<p>160km 緑化街路網構想の推進によって、市全体の緑のネットワーク形成が期待されており、特に水辺空間や歩行者プロムナードの骨格を浮き彫りにし、整備・保全を進めることによって、市内や近隣を結ぶ快適な歩行者環境の形成や生物に優しい都市環境の形成を目指す。</p>										
<p>施策の基本方針</p>	<p>緑のネットワーク化目標を160km 緑化道路網の構築とし、国道（1,388m）、県道（11,104m）、市道（140,461m）合計総延長約152kmの道路の街路樹について、今後整備される都市計画道路の緑化や沿道の宅地の生垣化や壁面緑化等により、これから整備される道路を含め約160kmに及ぶ市内全道路の何らかの緑化推進により、最大規模での緑のネットワーク化を目指す。</p> <p>■道路の総延長</p> <table border="1" data-bbox="472 790 930 1025"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実延長 (H11年4月1日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>1,138m</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>11,104m</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>140,461m</td> </tr> <tr> <td>総延長</td> <td>152,703m</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実延長 (H11年4月1日現在)	国道	1,138m	県道	11,104m	市道	140,461m	総延長	152,703m
区分	実延長 (H11年4月1日現在)										
国道	1,138m										
県道	11,104m										
市道	140,461m										
総延長	152,703m										



市川市緑の基本計画	
策定期期	平成 16 年度
策定経緯	策定委員会および市民懇談会の開催による策定（委員長：浅野義人：千葉大学大学院教授）また、緑の専門調査委員からの意見も取り入れて策定。
計画の理念	人と緑とのかかわりを大切にする
計画の基本方針	①生態系に配慮して地域の緑を守り活用する、②魅力ある都市公園を創出する、③公共施設の緑を増やす、④民有地の緑を増やす、⑤水と緑のネットワークを形成する、⑥緑のパートナーシップを推進する
緑の将来像	潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち
緑の配置方針	<p>●都市公園：市民の快適かつ健康な生活環境の向上に寄与する住区基幹公園は、適正に配置。都市基幹公園は、主に多目的なレクリエーション活動の場、災害時の広域避難場所としての役割を担うため、緑の拠点と位置づけ配置。</p> <p>●幹線道路：外かん道路の緩衝緑地は、環境保全機能を担う緑の軸として位置づけ。主要な幹線道路には、沿道及び周辺地域への環境負荷の軽減や災害時の延焼遮断機能の役割を担う街路樹を植栽し緑の軸を形成。</p> <p>●河川、調節池：河川は、水辺の多様な動植物が生息・生育する空間や、風の通り道として都市の気象緩和等の機能を担い、水と緑のネットワークを形成する水の軸として位置づけ。大柏川第一調節池・国分川調節池は、ビオトープ拠点及びレクリエーション拠点として位置づけ。</p> <p>●臨海部：三番瀬付近は、海辺の生き物の生息環境に配慮した海浜レクリエーション拠点として位置づけ。行徳近郊緑地特別保全地区は、海から陸へとつながる生き物の生息・生育地となる拠点として保全。</p> <p>●樹林地：樹林地は、その連続性を確保し、今後も保全や育成を支援していく対象として位置づけ。</p>

市川市緑の基本計画

環境保全系統の
配置方針

- ①都市の骨格の形成
 - ・外かん道路等幹線道路は、都市の骨格を形成する緑地として環境施設帯による環境保全対策を行う。
 - ・北部の樹林地は、無秩序な市街地の拡大を防ぐ緑地として保全する。
 - ・江戸川、旧江戸川、真間川水系各河川は都市の骨格を形成する水と緑の軸として保全する。
- ②身近な生き物との共生
 - ・大町公園や大柏川第一調節池、国分川調節池、行徳近郊緑地特別保全地区、三番瀬等すぐれた自然環境を有する場を緑の拠点とし、保全・活用する。
 - ・樹林地や農地は、湧水の確保や動植物の貴重な生息・生育地として保全する。
- ③快適な生活環境づくりを担う緑の保全・育成
 - ・学校の校庭緑化（芝生化等）により、砂塵防止や校舎への照り返し防止及び微気象緩和等、学校及び周辺地の良好な生活環境の形成を推進する。
 - ・商業地、住宅地、工業地等の各地区では地区内の修景や環境改善に資するよう緑化を推進する。
 - ・クロマツ市街地と呼ばれる国道 14 号以北のクロマツの保全を前提としてまちづくりを展開する。
- ④貴重な都市の緑地としての農地保全
 - ・大野町、大町、柏井町及び原木・高谷のまとまった農地や市街地に点在する生産緑地は、都市部におけるオープンスペースとして、都市環境保全に資する緑地として保全する。
- ⑤都市気象の緩和
 - ・緑地は、ヒートアイランド現象の軽減等の気象緩和効果が期待されるため保全する。特に緑の少ない市街地においては、夏季の都市熱を下げるため屋上緑化や生垣緑化を図る。
 - ・都市の熱を下げて冷たい空気を送るような風の通り道となるよう江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図る。

施策の
基本方針

- ①ビオトープネットワークの形成
 - ・生き物の生息・移動空間としての公園や樹林地等の拠点間を結ぶ河川や道路を緑化し、多様な生き物の移動が可能なビオトープネットワークの形成を進める。
 - ・樹林地等が分断される場所には多様な生き物が移動可能なエコロード等の手法を導入し、生息環境の分断を防止する。
- ②風の道づくりの推進
 - ・ヒートアイランド現象や大気汚染の緩和を図るため、江戸川や東京湾等の冷涼な川風や海風を市街地に運ぶ風の道づくりを進める。
 - ・江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図るとともに、調節池の周辺及び幹線道路の緑化を推進し、風の通り道を形成する。



図 1-2 環境保全系統配置方針図

横浜市水と緑の基本計画	
策定時期	平成 18 年度
策定経緯	市民アンケート、審議会による審議により策定。
計画の理念	～かけがえのない環境を未来へ～ 横浜らしい水・緑環境の実現
計画の基本方針	①拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる ②流域ごとの水・緑環境をつくり・高める ③水と緑の環境を市民とともにつくり・楽しむ
緑の将来像	<ul style="list-style-type: none"> ○緑が市街地に引き込まれている <ul style="list-style-type: none"> ・緑の七大拠点や、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点など、まとまりのある緑がまもられている。 ・市街地に身近な公園など緑の拠点が増えている。 ・森と丘と海をつなぐ川を軸に、斜面緑地や河川緑化、結節点の拠点整備などにより、ネットワークが形成されている。 ○自然な水循環が回復している <ul style="list-style-type: none"> ・水源の緑、谷戸が保全されている。 ・流域の保水・遊水機能が回復している。 ・河川などの水量・水質が回復している。 ○自然な水循環が回復している <ul style="list-style-type: none"> ・水源の緑、谷戸が保全されている。 ・流域の保水・遊水機能が回復している。 ・河川などの水量・水質が回復している。 ○地域の中で農のある暮らしが息づいている <ul style="list-style-type: none"> ・農地が保全されている。 ・地産地消が進んでいる。 ・農体験の場が充実している。 ○多様な生物が生息できる環境が形成されている <ul style="list-style-type: none"> ・生物生息環境の保全・回復が図られ、エコロジカルネットワークが形成されている ○都心部に水と緑が増え魅力が高まっている <ul style="list-style-type: none"> ・建物の周囲や屋上、壁面などが緑で覆われている。 ・開港以来の歴史や文化を育んできた水と緑がある。
	

横浜市水と緑の基本計画

水と緑環境の保全と創造推進計画基本方針

(1) 緑の七大拠点の緑をまもる

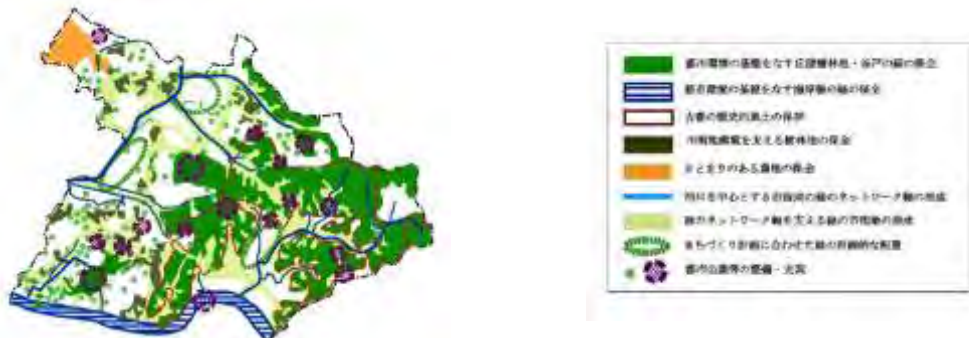
- ① 緑の七大拠点を未来に確実に継承するため、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全する。
- ② 「よこはま未来の森」として、緑地保全や農業振興、公園整備により保全・活用する。
- ③ 確保・整備された水・緑環境は、多様な生物の生息空間となるように保全する。
- ④ 大規模な公園、市民農園など、家族で楽しめるレクリエーション空間の整備を進める。

(2) 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点をまもる

- ① 農業専用地区の指定などにより、まとまりある優良農地を保全する。
- ② 特別緑地保全地区などの指定とともに、開発行為等に対しては、土地利用規制と併せた拠点となる緑地の保全を進める。また雨水の浸透効果が期待できる、まとまりある樹林地については源流の森の指定を推進する。
- ③ 河川沿いに広がる樹林地や農地の広がりや、公園などの水と緑の拠点を、河川の軸や幹線道路の街路樹などの緑の軸で結ぶことで、水と緑の回廊を形成する。

■図 推進計画図



鎌倉市緑の基本計画	
策定期間	平成 18 年度
策定経緯	鎌倉市緑政審議会における諮問・審議・答申（会長 明治大学教授興水肇）
計画の理念	「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」
計画の基本方針	<p>①緑のネットワークの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市レベルの骨格的な緑から身近な生活空間の緑までの連続性を高め、都市内に緑のネットワーク形成を図る。 ○緑の機能を効果的に発揮させるために、歴史的風土保存・生物多様性の確保・レクリエーション活動の場提供・都市景観形成・都市環境負荷調節・防災の機能別でも、その機能を持つ緑の連続性を高めて、ネットワークの形成を図る。 ○緑の機能を「歴史文化を守る緑」、「生き物を育む緑」、「交流とふれあいを広げる緑」、「美しい景観をつくる緑」、「環境負荷を和らげる緑」、「安全を高める緑」として、ネットワークの形成に視点を置いた緑の配置の方針を定める。 <p>②緑の機能に照らした緑の配置とネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの機能から見た市域の緑の評価を行い、この評価を基に鎌倉市の都市構造や土地利用の動向、施策展開の状況などを考慮して、ネットワーク形成の基本的考え方と緑の配置の方針を定める。 ○緑の持つ機能に照らして、どのような緑として保全・整備・緑化していくかのネットワーク形成に必要な方針を定める。
緑の将来像	緑の将来像として、鎌倉市の都市環境の基盤をなす丘陵樹林地・海岸線・谷戸の緑の保全、歴史的遺産と融合した緑の保全・活用、地域の緑の保全・創造、市街地の緑のネットワーク軸の形成、緑の市街地の形成、都市公園などの整備・充実、まちづくり計画等に合わせた緑の計画的な配置、をあげている。
緑の配置方針	<p>①豊かな歴史文化遺産が緑の中に融け込んでいる風土を構成する、緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>②生態系の基盤となり、生物多様性の確保につながる緑を保全・創造して、全市的なビオトープの連続性をつくる緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>③市民や来訪者の多様な交流・自然とのふれあい活動の場の充実を図るとともに、快適に歩ける道のネットワークの形成を図る。</p> <p>④鎌倉市固有の自然と調和した景観を継承し、地域の個性を尊重した風格ある都市景観をつくる緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>⑤都市を包み込む骨格的な緑の保全や市街地の緑の創造により、都市環境負荷の調節につながる緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>⑥土砂災害や大規模な地震に伴う市街地火災などの防止・緩和につながる緑を適正に保全・創造し都市の安全性を高める緑のネットワークの形成を図る。</p>
緑の将来像	

鎌倉市緑の基本計画

環境保全系統の配置方針

機能別のネットワーク方針のひとつである「生物多様性の確保」の観点から、生態系の基盤となり、生物多様性の確保につながる緑を保全・創造して、全市的なビオトープの連続性をつくる緑のネットワークの形成を図ることを緑の配置の基本方針とし、緑の配置に対する基本的考え方では、次の3点をあげている。

- 市域全体での生物の生息生育環境の孤立化・分断化の解消に向けて、丘陵から海につながる自然環境の連続性を保全・回復し、良質な水質と土壌を確保する。
- 生態系に配慮し、貴重な動植物種の生息生育環境を保全するほか、在来種の保全・回復に向けた自然環境づくりを進め、本来的な地域の生物相を豊かにする。
- 生物多様性の確保に向けたガイド種（生態的な環境改善を誘導するための指標種）を検討し、緑の保全・緑化によって流域の単位に配慮した緑の連続性を高め、全市的なビオトープ・ネットワークを形成する。

施策の基本方針

- 貴重な動植物種の生息生育地の保全
 - ・材木座・大町・天台山・十二所・二階堂・扇ヶ谷・広町などに分布する、自然林や貴重植物が生育する自然環境の保全。
 - ・小動岬・稲村ヶ崎・七里ヶ浜の海岸断崖植生地の保全。
 - ・天台山・十二所・巨福山・山崎・衣張山・六国見山・散在ガ池・今泉などの県指定の危急種、希少種を含む貴重動物が生息する自然環境の保全。
- ビオトープ・ネットワークの拠点となる自然環境の保全
 - ・主要河川の源流域をなす樹林地を一体的保全。
 - ・台峯・広町・手広・散在ガ池などに残る数少ない谷戸の自然環境の保全。
 - ・多様な生物が生息する海岸線の砂浜及び潮間帯の自然環境の保全。
- ビオトープ・ネットワークの形成
 - ・柏尾川・滑川・神戸川・砂押川・新川などの主要河川を軸とする水系を確保し、質の高い水環境が連続するビオトープ・ネットワークを形成。
 - ・飛び石状に生物の生息生育環境が分布する市街地の区域では既存樹林や良好な屋敷林の保全を図るとともに市街地の緑化を進めて緑の連続性を高める。
 - ・学校や都市公園などでのビオトープを創造し、市街地における点的なビオトープを増加。
 - ・河川・池沼・公園緑地・公共施設の緑などと結びつけた民有地の緑化を推進し、ビオトープ・ネットワークを形成。

■図1.2.7 生き物を含む緑のネットワーク



逗子市緑の基本計画	
策定時期	平成 17 年度
策定経緯	みどり審議会への諮問・審議・答申（会長：日本大学教授：葉山嘉一）
計画の基本理念	市民が動物や植物とふれあうことにより、生活をするかたわらで自然の息吹を感じ、その恵みを受け、健康でうまいのある生活環境を創造する。そのため、市内にのこされている豊かなみどりと生態系を積極的に保全するとともに、市街地の少ないみどりを増やす。また、身近なレクリエーションや防災の拠点となる公園・緑地の整備を進める。そうすることにより、 市街地の周辺にのこされている豊かな自然生態系をまち中まで誘い出し、（略）市民とみどりが共存したまちを創っていく。
計画の基本方針	①みどりにやさしいまちづくり（生態系の保全と再生） ②日常的な自然とのふれあい拠点の創出（自然環境の保全と活用） ③個性ある都市環境の創出（すぐれた住環境の創出） ④市民と行政の総力の結集（みどりを育てるしくみづくり）
緑の将来像	みどりが息づく「コンフォート・エコタウン」
緑の配置方針	①骨格緑地保全ゾーンを構成する樹林地を保全する。 ②市街地縁辺部の自然共生ゾーンの斜面樹林や谷戸を中心に保全を図る。 ③緑豊かな住環境が形成されている環境住宅ゾーンの維持・保全を図る。 ④市民の生活の場となっている都市のみどり創出ゾーンの快適な生活環境の形成を図る。



逗子市緑の基本計画	
環境保全系統の 基本方針	<p>みどりと生き物のリング形成方針として、丘陵地の樹林地がまとまった形で切れ目なく続くことにより、生き物が安心して生息し、また自由に移動できるよう、ビオトープネットワーク「みどりと生き物のリング」の形成を図る。</p> <p>「みどりと生き物のリング」は「骨格緑地保全ゾーン」から「河川軸」等の軸線および道路等により、枝葉のように小さなネットワークを身近な庭先まで結んで、有機的なつながりを持ったビオトープネットワークの形成を目指す。</p>
基本施策	<p>ビオトープネットワークを形成するため、以下の3点をあげている。</p> <p>①核（コア）となるみどり（生物の供給源として位置づけられる緑地）の保全 骨格緑地保全ゾーンを形成する二子山地区や池子の森の樹林地、大崎周辺の海岸沿いについては野生生物が多く生息していることから、ビオトープネットワークの核となるみどりとして位置づけ、連続性の確保に配慮しながら保全を図る。</p> <p>②回廊（コリドー）となるみどり（動物の移動経路、植物の種子の伝播経路、バッファゾーン（緩衝帯）として位置づけられる緑地）の創出 田畑川、池子川などの河川や水路は、核と核、核と拠点とを結ぶものであり、動物の移動経路、植物の種子等がひろがっていく経路であることから、河川環境の保全を図ると共に、緑化と親水拠点の整備によるビオトープの創出を図る。</p> <p>③拠点となるみどりの保全・整備 市街地内の公園や社寺林は、野生動物の移動の中継場所、休息場所あるいは昆虫等の一次消費者の生息地となり、市民が自然と身近に親しめる場となるビオトープネットワークの形成に配慮した整備・保全を図る。また、学校内には環境整備の一環として、水や緑を配置した自然観察園等を創出する。</p> <p>また、その他、生態系等に特筆すべき点として、スダジイ林などの自然林の積極的保全、外来動物などによる生態系の被害防止策の推進をあげている。</p>
みどりのゾーン 別方針	<p>①骨格緑地保全ゾーンの形成方針 市街地をとりかこむように位置する樹林地を骨格緑地保全ゾーンとし、このうち、大規模緑地拠点として位置づけられる二子山地区、池子の森・神武寺地区については、国・県と協議しながら積極的な保全を促進する。また、史跡保全拠点を形成する名越切通、長柄桜山古墳群については、史跡と周辺樹林の一体的な保全を促進する。</p> <p>②自然共生ゾーンの形成方針 市街地縁辺部周辺で、斜面樹林と住宅地が共存する区域を自然共生ゾーンとし、生物の生息・移動・休憩等の場、都市の環境負荷の軽減、急傾斜地崩壊の人家への被害発生の防止、などに寄与する斜面樹林を中心に保全を図る。また、海岸沿いの斜面樹林と自然海岸の景観の保全を図る。</p> <p>③環境住宅ゾーンの形成方針 市内でも緑ゆたかな住環境を形成している区域を環境住宅ゾーンとし、その維持・保全を図る。</p> <p>④都市のみどり創出ゾーンの形成方針 市民の都市生活の場を都市のみどり創出ゾーンとし、みどり豊かな快適な生活環境の形成を図る。</p>

豊田市緑の基本計画（素案）	
策定年度	平成 19 年度末策定予定
策定経緯	平成 19 年 11 月～12 月にかけてパブリックコメント終了。
計画の基本理念	緑を「まもり」、「ふやし」、「つなげる」ことによって 水と緑のネットワークを形成 し、「みんなで育てる」ことにより快適な都市をめざす。
計画の基本方針	①緑をまもる②緑をふやす③緑でつなげる④みんなで育てる
緑の将来像	人と生物にとって大切な緑と、自動車産業を中心とする経済活動とが調和した「水と緑につつまれたものづくり・環境先進都市」に向けて、 緑の骨格構造～水と緑の環境軸の形成～ を目指す。
緑の配置方針	<p>①緑の環境都市軸 都心における環境改善や魅力向上、良好な都市景観の形成を目的として、市西部の緑地から自然観察の森、鞍ヶ池公園までの東西の軸を「緑の環境都市軸」として位置づける。軸上の都心周辺は、「緑化重点地区」に位置づけ、街路樹の植栽や民間施設への緑化支援制度の新設、屋上緑化・壁面緑化の推進などにより緑を増やす。</p> <p>②緑の内環 都心における環境改善、良好な都市景観の形成、防災、レクリエーションの場の確保などにより、都市生活に潤いとやすらぎを与えることを目的として、緑地と公園からなる環状緑地帯を「緑の内環」と位置づける。都心の重要な緑の環状軸であるため、緑の内環を構成する中央公園などの都市公園・緑地の整備・拡充を推進し、積極的に緑の軸の強化を図る。</p> <p>③緑の外環 「緑につつまれた都市」を実現するため、都市環境の維持の向上、市街地の無秩序な拡大の抑制、生物多様性の保全、景観形成の維持を目的とした環状緑地帯を「緑の外環」として、一体的市街地の周辺に位置づける。緑の保全と創出を図るため「保全配慮地区」とし、公園など公共緑地の緑化推進や高速道路の法面の樹林化を行なうとともに、民有緑地については緑地保全制度などの導入により保全を図る。</p> <p>④河川環境軸 河川には各ゾーンをつなぎ、都市に生物や風を呼び込む道筋になるとともに、レクリエーションや親水、都市環境の維持、良好な景観形成、防災などの機能がある。市域を流れる 5 つの主要河川を河川環境軸として位置づけ、水と緑の軸としての機能強化を図る。</p>



豊田市緑の基本計画（素案）

<p>環境保全系統の 配置方針</p>	<p>①河川の緑化 ○河川は生物の生息環境であるとともに、移動経路としても重要な役割を果たしている。また、市民にとって身近な自然とのふれあいの場ともなっている。 ○河川の緑化を進めることで生物の移動経路としての強化や自然とのふれあいの場としての整備を行う。</p> <p>②道路の緑化 ○道路の街路樹は身近な緑であるとともに、緑と緑をつなぐ働きがある。縦横に走る道路の街路樹整備によって、緑の拠点となる公園や河川をネットワークする必要がある。</p> <p>③緑道の整備 ○緑道にも緑の拠点である公園をつなぐ働きがあり、サイクリングロードのように身近なレクリエーションの場としての機能を持つことから機能の強化が必要である。</p>
<p>施策方針</p>	<p>①河川 多自然川づくり、都市緑地の指定や河畔林の再生などによりネットワークの軸としての機能を高めていく。</p> <p>②道路 街路樹の整備により緑の軸を創りだし、緑の拠点となる公園や河川間をつなぐ。</p> <p>③緑道 既存の緑道の周辺部の緑化を進めると共に、水辺空間を今まで以上に安全で親しみやすい水辺環境に創出するため、緑道整備を進めることで周辺住民の施設に対する意識の高揚と快適な生活空間を確保していく。</p>

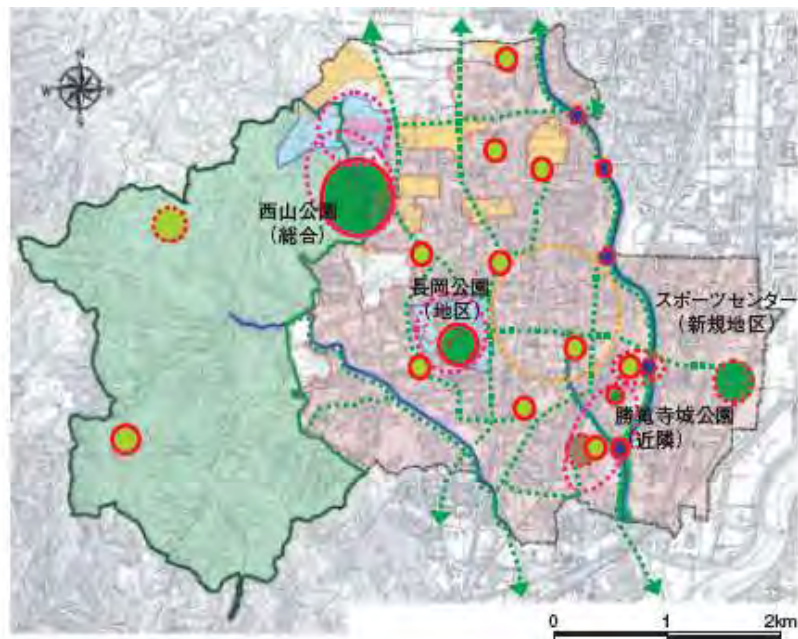


中心のまち緑のネットワーク



● 緑の拠点
 水色のネットワーク軸(河川)
 緑色のネットワーク軸(道路及び緑道)

長岡京市緑の基本計画	
策定時期	平成 15 年度
策定経緯	—
計画の基本理念	「市民が誇れる風格とゆとりのあるみどり」を基本理念とし、計画を推進していくためのキャッチフレーズを「みどりで笑顔のまちづくり」として、緑を守り育てていくための仕組みやプロセスを大切に各種取り組みを展開する。
計画の基本方針	①緑を守り育てる市民の取り組みで、楽しいふれあいが生まれ笑顔があふれるまちをつくる。 ②花や緑がまちへの愛着を深め誇り高いまちをつくる。 ③市民と自然（緑）がいきいきとふれあえるまちをつくる。
緑の将来像	広域的な緑の連続性を考慮し、将来のまちのイメージを共有する。
緑の配置方針	①緑の財産の次世代への継承 ・西山の緑を守り育む ・小畑川一帯を市民の憩いの場とする ・小泉川一帯を人と自然の共生空間とする ②長岡京らしい緑の保全・育成 ・歴史を感じる緑を活かす ・市民参加で農地や樹林地を守り活かす ・まち中のオープンスペースを有効に活用する ・花と緑と歴史の観光・レクリエーションネットワークの形成



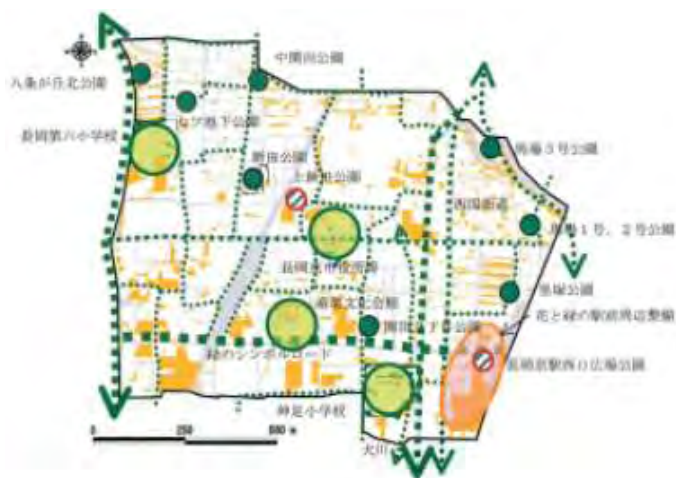
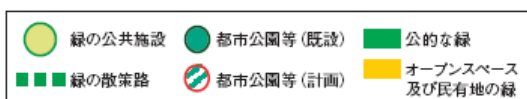
長岡京市緑の基本計画

環境保全系統の
基本方針

- ①身近な緑の創出とネットワークの形成
 - ・緑化重点地区の設定
 - ・まち中にきれいな花や緑を増やす
 - ・生き物の生息に配慮して緑を守りつなぐ（水辺環境の保全、地形構造を生かした緑のネットワーク形成、市街地内のエコロジカルネットワークの形成）
 - ・市民の楽しい散策の路をつなぐ
 - ・都市防災に資する緑地を確保する
- ②公民協働による緑の輪づくり
 - ・緑の計画や市民活動のPR
 - ・市民参加の取り組みの推進
 - ・緑を守り育む協働の仕組みを整える

施策の基本方針

「緑の散策路ネットワークプロジェクト」として、身近なコミュニティ単位である小学校区を中心に、地域に分布する多様な緑資源を掘り起こし、これらを散策路でネットワークすることで、地域の人たちの緑に対する意識の向上、市民相互が触れあう機会の増大、地域教育や環境学習の素材提供などに資することを旨とするもので、各種事業の連携あるいは公民協働を進める。

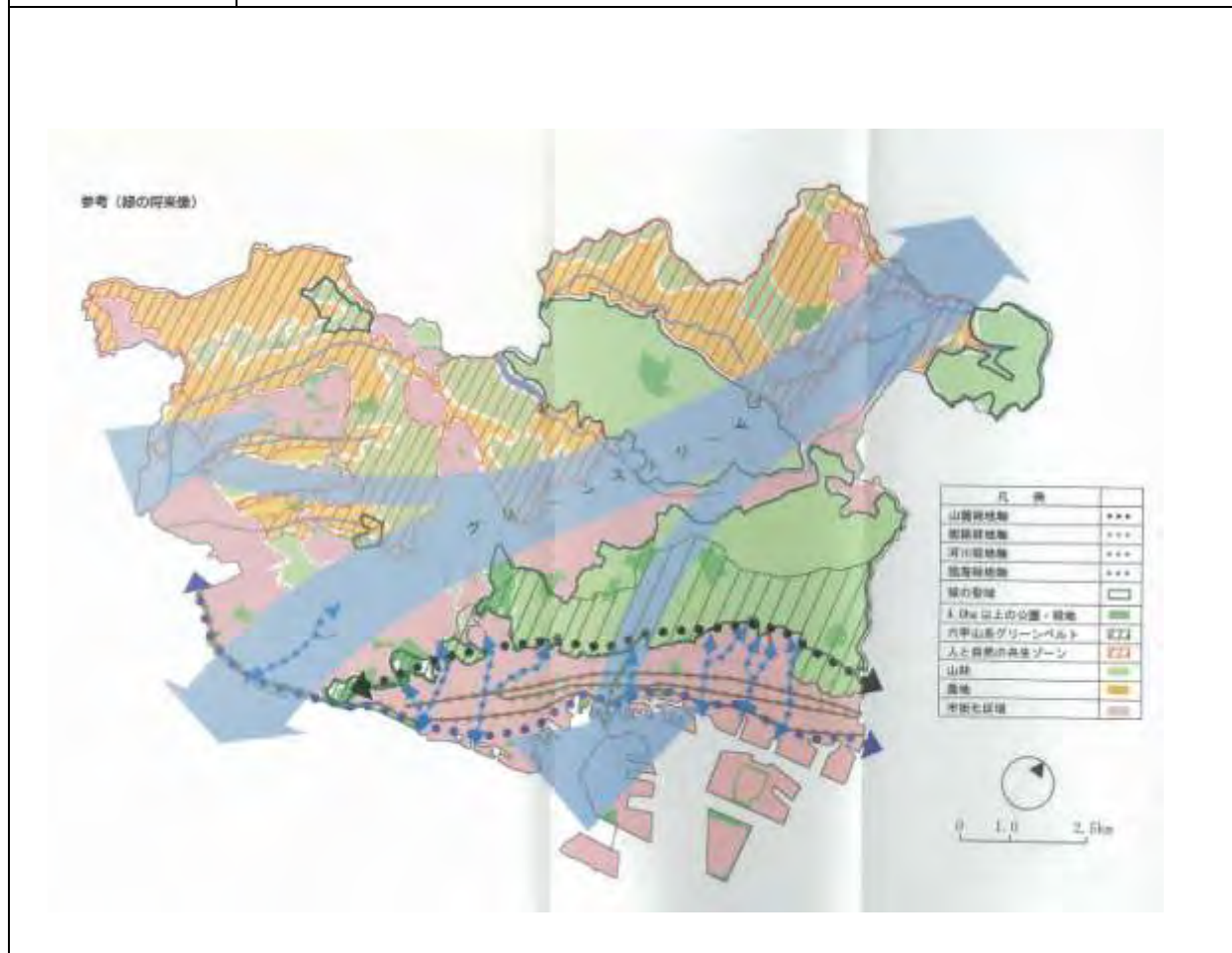


交野市緑の基本計画	
策定期期	平成 14 年度
策定経緯	—
計画の基本理念	豊かな自然の息吹を
計画の基本方針	①交野らしさを象徴する緑の保全・活用 ②安全・快適な市民生活を支える ③里山の息吹を市街地に吹き込む緑のネットワークづくり ④活気あふれるまちを創出する緑の拠点づくり ⑤緑のまちづくりを育む人づくり ⑥緑のまちづくりへ参加する仕組みづくり ⑦緑のまちづくり活動を支えるシステムづくり
緑の将来像	里山の息吹がいきづく花と緑のまちづくり
緑の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・第二京阪道路の環境施設帯の連続する緑と沿道周辺の公園緑地などのネットワーク化を図り、緑の持つ環境保全機能をいかした緑地の創出と緑化の充実を図る。 ・主要な幹線道路の街路樹や沿道の私有地の接道緑化を進め、うるおいのある空間を形成する。 ・河川と一体となった緑化を進め、里山の息吹を市街地に吹き込むネットワークを形成する。



凡	例
	里山の緑
	田園の緑
	集落地の緑
	市街地の緑
	ネットワーク軸(主要な河川・緑道)
	ネットワーク軸(第二京阪道路の緑)
	ネットワーク軸(主要な道路の緑)
	山地部における緑の拠点
	主たる公園・緑地
	主たる水辺の緑空間

神戸市緑の基本計画	
策定期間	平成 12 年度
策定経緯	公園緑地審議会における審議（委員長：近藤公夫：神戸芸術工科大学教授）
計画の基本理念	緑とともに永遠にいき続ける都市＝緑生都市
計画の基本方針	①うけつぐ、②うみだす、③ふやす、④なおす、⑤つなぐ、⑥ふれあう、⑦ささえる
緑の将来像	緑と人が共生の関係にある緑生都市では、緑とともに市民の豊かな暮らしがあり、緑もまた市民の手で生かされている、このような緑生都市を目指して、緑のまちづくりを着実に進めていく。
緑の配置方針	<p>環境共生社会に導く緑のまちづくりを目指し、多様な生物生息環境を確保するため、生き物環境のネットワーク形成、生き物生息環境に配慮した都市緑化、開発事業計画における生態系への配慮を進める。また、市街地内のビオトープづくりを進めるため、公園での森づくり・池づくり、学校等での森づくり・池づくり、良好な社寺林・屋敷林等の保全と活用を図る。</p> <p>神戸らしい水と緑のネットワーク形成を図るため、河川緑地軸の整備、小河川や水路を利用した親水空間の整備、阪神疎水の推進を図る。</p>



3. エコロジカル・ネットワーク構想事例（環境計画等）

宮城県環境計画	
策定年度	平成 17 年度
策定経緯	環境審議会への諮問→パブリックコメント→審議会答申を経て、議会上程の上計画策定
基本目標	①人と自然が共生する豊かで美しい県土、②持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会、③地球環境保全の推進を基本理念とし、人と自然が共生する豊かで美しい県土、持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会を将来像としている。
基本方針	第 6 章各分野に関するプログラム (3) 豊かな自然環境の保全 「保全地域等の指定による生態系の保全に加え、生態系ネットワークを形成し、絶滅のおそれのある野生生物を保護するとともに、生物多様性に富んだ豊かな自然環境の保全、再生等により、自然と共生する社会の実現を図る。また、県民の積極的な参加により、自然と共生する知恵及び文化並びに恵み豊かな自然を次世代へ継承する」 ことを基本方針としている。
基本施策	「健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成」のため、次のような施策を展開するとしている。 ○ひとつのまとまりとしての生態系が適度な広がりを持ち、かつ、他の生態系と適度に接近し、又は連続している状況が、生物の生息空間又は生育空間としては望ましいとわれている。宮城は、多くの野生生物が生息し、及び生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれており、従来から「自然公園法」、「県立自然公園条例」、「自然環境保全条例」に基づき、優れた自然の風景及び野生生物を保護すべき地域を、保全等を図るべき地域（以下「保全地域等」という。）として指定することにより生態系の保全に努めてきたが、これからも健全な生態系を保全するため、里地及び里山、水辺及び沿岸域等の身近な自然環境を保全し、適切な規模の保全地域等を確保しながら、地域固有の生物相が安定的に存続できる健全な生態系の保全を図るとともに、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図る。 ①健全な生態系の保全 保全地域等の指定等により里地及び里山、水辺及び沿岸域等の身近な自然環境の保全をするとともに、栗駒山雪田植生地域、蔵王芝草平、伊豆沼・内沼等の健全な生態系を保全するための調査研究を進め、必要な対策を推進する。また、これら保全地域等における開発等に当たっては、その保全等に適切に配慮したものにするるとともに監視を行い、賢明な利用を推進する。 ②生態系ネットワークの形成 生態系間の相互作用が分断されることによって、多くの種が絶滅の危機に瀕するようになってきていることから、地域の自然環境の保全及び再生に配慮し、生物多様性に富んだ生態系の連続性を確保するネットワーク化を推進する。

岩手県環境計画	
策定年度	平成 11 年度
策定経緯	
基本目標	<p>「私たちの生活は、自然から資源を採取して生産活動を行い、それを消費した結果生じた廃棄物をまた自然に戻す、自然－生産－消費のサイクルによって成り立っています。私たちの先人は、自然の修復可能な範囲での林業、有機物を堆肥にして自然に戻すことで自然のサイクルを壊さない農業など、厳しい自然条件の中で環境と調和した生活を営み、衣食住などの生活物資のほとんどを周辺の自然から得ていました。戦後数十年の間に私たちの生活は大きく変わり、私たちは多種多様な商品を手に入れることができるようになりましたが、自然とのかかわりが少なくなったため、自然から採取された原材料がどのように加工され、どのような経路を経て消費者に届くのかわからなくなっています。分業と効率化を求めて形成された現代の生産体制が、自然－生産－消費の全体の相互関係を見えにくくしています。この結果、私たちの生活は物質的に豊かになりましたが、その代償として、環境への負荷が大きい、環境との共生が困難な社会をつくりあげてしまったのではないのでしょうか。私たちは、自然－生産－消費のつながりについて再認識し、人間も自然の一部であり、自然に生かされているという基本認識のもとに、「環境への配慮」をすべての社会経済活動に組み込んでいく必要があります。すなわち、環境を重視する価値観を持ち、資源の循環利用や環境への負荷の少ないライフスタイルを定着させて、環境と共生した持続的発展が可能な地域社会を築き、良好な環境を将来の世代に継承していくことが必要です。岩手の生んだ偉大な詩人、宮沢賢治の作品には、昆虫や小動物、風、光、森などが多く出てきますが、それは賢治の詩法が岩手の豊かな自然や風土との深い交感から生まれたことにあります。賢治の文学の特色は、自然と科学と哲学との統一的な把握によって形成された心象世界の宇宙的な広がりや澄明さにあります。その宮澤賢治は、心象風景の理想郷ともいべきドリーム・ランドとしての岩手県を「イーハトーブ」といいましたが、環境と共生した岩手の地をイーハトーブとし、未来に継承することを本計画の基本目標とすることとします。」</p> <div style="text-align: center;"> </div>
基本方針	<p>①すべての県民の参加、連携と協力による環境との共生の確保</p> <p>②環境への負荷の少ない循環型地域社会の形成</p> <p>③地球環境の保全に貢献する地域からの行動</p>
基本施策	<p>第3章第2節で、「生物の生息環境の復元を図るため、在来の生態系に配慮しながら、ビオトープの整備を進めるとともに、エコロジカル・コリドー（生態的回廊）の整備によりビオトープのネットワーク化を進め、より豊かな生物の生息空間の創出を図る」としている。</p>

秋田県生物多様性保全構想

策定年度	平成 11 年度
策定経緯	秋田県環境基本計画の重点プロジェクトの一環として「生物多様性の確保」が掲げられ、平成 9 年から 3 ヶ年で構想策定委員会を開催して取りまとめられた。
構想骨子	<p>①「生物回廊（コリドー）の目的」</p> <p>県内の生物多様性の保全を図るため、地域個体群間の交流を通じた生息数の維持と遺伝的多様性の保全を図ることを目的とし、野生生物の移動経路となる「生物回廊」、大型哺乳類等の地域個体群が安定的に存続できるだけの面積が確保されている「中核地域（コア）」からなる生物の移動・分散のためのネットワークが重要であり、これを目的とした「秋田エコロジカルネットワーク」の構築を推進する。</p> <p>②「生物回廊（コリドー）の設定の考え方」</p> <p>森林地帯においては、自然公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域など、自然環境が保全されている「中核地域」間の連結を強化する「生物回廊」が設定されるよう、各種自然保護制度等を活用する。「生物回廊」の設定にあたっては、平成 11 年 12 月に林野庁から示された「国有林野の「緑の回廊」に関する検討会報告」に準ずることとする。河川区域においては、陸上生物の移動・分散ルートとして機能すること、水流の分断を回避することにより水生生物の移動・分散機能の維持・改善を図る。沿岸域においては、県の南北の砂浜地帯を中心にクロマツ植林を主体とする防風林が、岩礁海岸地帯と相俟った沿岸域における鳥類等の移動・分散ルートとしての機能を確保する。</p>



新潟市自然環境保全計画	
策定年度	平成 18 年度
環境像	市民とともに創る新潟環境ふれあい都市
施策の目標	<p>(1)自然と人間とが共生する田園ふれあい都市の形成 地域の自然的・社会的特性に応じて、水辺や里山、砂丘、海岸林、田園など豊かな自然を適切に保全するとともに、「白鳥の飛び交う水と緑のネットワーク」をつくり、湖沼、河川や田園をつないで生物の生息空間を維持・創造するなど生物多様性の確保を図り、さらに自然との触れ合いの場や機会を創出するなど賢明な利用を図ることによって、「自然と人間とが共生する田園ふれあい都市」を形成する。</p> <p>(2)環境への負荷の少ない資源循環都市の形成 都市の活動による環境への負荷の増大は、大気環境、水環境、土壌など自然の物質循環を損なうことにより環境の悪化をもたらした。これを防止・改善するため、私たちのライフスタイルを見直すとともに、広大な田園を持つ本市においては、特にバイオマス資源の有効活用を図るなど、資源やエネルギーの循環・効率化を推進し、さらに廃棄物の減量やリサイクルに取り組むことによって、「環境への負荷の少ない資源循環都市」を形成する。</p> <p>(3)健康で安心な快適環境都市の形成 都市は、本来、そこに暮らす市民が、健康で安全かつ快適な生活を送ることのできる良好な環境を提供する。そのため、災害に強い社会基盤の整備などに努めるとともに、公害の防止、有害化学物質など新たな環境問題への対応、交通渋滞緩和など環境負荷の抑制を図る。さらに新潟の魅力ある都市景観を形成し、歴史・文化遺産を保全・活用することによって、「健康で安心な快適環境都市」を形成する。</p> <p>(4)地球環境に貢献する都市の形成 私たちの生活様式を含め、資源・エネルギーを大量消費する社会構造が浸透している。大量消費、大量廃棄の社会構造の広がりや経済発展のための開発などを背景として、地球温暖化、酸性雨、オゾン層破壊、森林の減少、砂漠化、野生生物の減少など地球規模の環境問題が発生している。これら地球環境問題に対して、「地球市民」として国際的な協力の下、その解決により積極的に貢献することによって、「地球環境に貢献する都市」を形成する。さらに人類存続の基盤である地球環境を損なわないよう、省資源・省エネルギー等により環境への負荷を抑え、循環を基調とした持続的発展が可能な社会を構築し、良好な地球環境を将来の世代に継承することを目指す。</p>
基本施策	<p>① 湿地の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白鳥等の飛び交う水と緑のネットワーク化を推進し、生物の多様性を確保する自然共生空間の維持・創造を図る。 ・全国一を誇る水田地帯は、人工湿地として見ることができ、環境保全型農業などを推進することで多くの生物が生息できるような保全を行う。水田も、湖沼、河川などと有機的につながることで水と緑のネットワークがより一層豊かなものになる。 ・地域住民や市民団体と協働で、湿地の保全と治水等を行い、地域特性に配慮した市民の憩いの場づくりを図る。 <p>②里山の保全と活用 ③海岸の整備・保全 ④野生生物の保護・管理 ⑤自然教育の充実</p>

豊橋市環境計画	
策定年度	平成 17 年度
策定経緯	
基本理念	○エコヒューマンシティの創造 「エコヒューマンシティとは、人としての心の暖かさや思いやりの気持ちが環境に向けられ、環境に配慮する意識が市民の一人ひとりに定着したまちの姿です。環境に関連する施策を通して、市民一人ひとりに環境配慮の意識が定着し、自然を大切にしながら多様な生物と共に生きることの価値観のもとに、環境への負荷を減らすための行動が自発的に実践される持続可能な社会「エコヒューマンシティ」が形成されることを理想の姿とします。」
目指すべき環境像	○豊かな心と自然が織りなす、未来にやさしい環境 「人々の豊かな心は、環境への意識を高め、将来の世代や地球環境への思いやりをはぐくみます。生活の快適性を高め、豊かな心を支える基盤となるのは様々な自然の恵みです。また、人の環境を思いやる気持ちは、人と自然との様々なふれあいの中でこそ高まり、定着していくものです。」
環境目標	① 変化に富んだ生態系の中で、多様な生物が生息する自然環境 人間も自然界の一員であり、私たちは自然から多くの恵みを受けて生きているという認識のもと、森林、河川、海域から農地や市街地にある緑地まで、本市の変化に富んだ豊かな生態系の体系的な保全に努め、多様な生物種が生息・生育できる自然環境の保全を目指す。 ② 清らかな空、海、大地に支えられた、健全で快適な生活環境 私たちは、大気、水域、陸域が良好な状態に保たれている中で、はじめて健康的な生活を送ることができるという認識のもと大気、水、土壌等の環境監視並びに汚染の防止に努め市民が健全で快適に暮らすことができる生活環境の保全を目指す。 ③ 資源やエネルギーを大切にし、循環を基調とする社会環境 今日の環境問題の多くは、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動に起因しているという認識のもと、市民一人ひとりの日常生活、企業や商店等の事業活動、行政の事務事業について、できる限り環境に対する負荷の低減に努め、将来に向けて持続的な発展が可能となるよう循環を基調とする社会環境の形成を目指す。 ④ 歴史や風土に培われた、環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境 地域の文化は、長い歴史と土地の風土により形成されるもので、これを守り継承していく中で、身近にある自然や将来世代に対しての思いやりが醸成されていく。こうした認識のもと、環境保全に関する教育や啓発に努め、環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境の形成を目指す。
基本施策	環境目標①の達成に向けては、これらの取り組みを継続しさらに拡大していく必要があるため、様々な事業を総合的に推進する。 ① 生物多様性の確保 生物多様性を確保するため、継続的に調査を行い自然環境の把握に努めるとともに、自然観察会の開催などにより保全活動を促進する。併せて、市民が自然とふれあうことのできる場の創出に努める。 ・ 生態系ネットワークづくり事業 生態系に応じた環境の保存・修復など保全策を作成し生態系ネットワークづくりに努める。 ・ ネイチャーセンターネットワーク事業 地域の特性を活かしながら、活動や学習の拠点となる機能の整備を図る。

岡崎市環境計画	
策定年度	平成 17 年度
策定経緯	
基本方針	①市民、事業者、市が一体となり、良好な環境を将来に継承する。 ②市民、事業者、市が一体となり、環境にやさしいライフスタイルを確立する。
目指すべき環境像	自然とふれあい、魅力的な自由時間をすごせる「環境共生都市 岡崎」
環境目標	<p>(1) 豊かな自然を確保する</p> <p>①広がりある自然の保全・保護政策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●森の自然を保全。 ●森林開発の抑制および適正開発を指導。 ●林業の健全育成を推進。 <p>②貴重な自然の保全・保護政策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貴重な自然の現状を調べる。 ●貴重な自然を保護する。 <p>(2) 人と自然がふれあえる場を確保する</p> <p>①身近な自然の保全施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身近な自然の現状を調べる。 ●身近な森を保全する。 ●身近な水辺を保全する。 <p>②施設や街路、地域等の緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共公益施設の緑化を推進する。 ●民有地の緑化を推進する。 ●河川の緑化を推進する。 <p>③農地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地を保全する。 ●農業を振興する。 ●土とのふれあいを推進する。 <p>④自然のネットワーク化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然のネットワークを形成する。 <p>⑤自然とのふれあいの場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然を体験し、学習できる場を整備する。 ●身近に自然とふれあえる場を整備する。 <p>⑥自然とふれあう活動の育成と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然とふれあう機会を提供する。 ●自然とふれあう活動を支援する。
重点施策	<p>○生態系ネットワーク形成への取り組み</p> <p>森林、農地、都市の緑や河川など豊かな自然環境に恵まれている。この豊かな自然を保全していくため、市全域をひとつの生態系としてとらえたネットワークの形成をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系ネットワークづくり基本計画の策定 ・ネットワーク拠点の保全と育成 ・自然の供給源の保全と育成 ・ネットワーク導線の保全と育成



とくしまビオトーププラン第2版ー自然との共生を目指してー

策定年度	平成 14 年度
策定経緯	策定当時は法令上の位置づけがなかったが、平成 18 年 3 月に策定された「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」に基づく「徳島県希少野生生物保護基本方針」において上位計画として位置づけられた。
策定目的	生物の生息空間を意味する“ビオトープ”を保全、復元、創出することにより、命輝く生物に満たされた徳島県を、子どもたちや将来世代に伝えることを目的として策定するもの。
目標	地域で生育・生育してきた様々な生物を保全することを目的として、ビオトープを「地域本来の野生生物が住み続けられる場所」と定義し、「地域本来の野生生物」とは「遺伝子レベルでその地域に在来の生物」を意味し、これを実現するためには、たとえ同じ種であっても他の地域から生物を持ち込まないようにする。
基本方針	<p>① ふるさとの多様な生き物を育む自然を増やし、つなぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビオトープは保全を基本として、復元、創出を行う ・生物の多様性と地域性を守り育む ・県土の自然を質的、量的に高める ・ビオトープどうしをつなぐ（ネットワーク化） <p>② ビオトープを通じて、人と自然、人と人との絆を深める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが身近にふるさとの自然とふれあえるまちをつくる ・ふるさとの自然への知識と愛着を育む ・人と人とのふれあいを育む ・地域への誇りを育む <p>③ ビオトープについての認識を社会に広げる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民協働を進めるしくみをつくる ・ビオトープを知り、興味を高めるしくみをつくる ・ビオトープ事業を進めるしくみをつくる

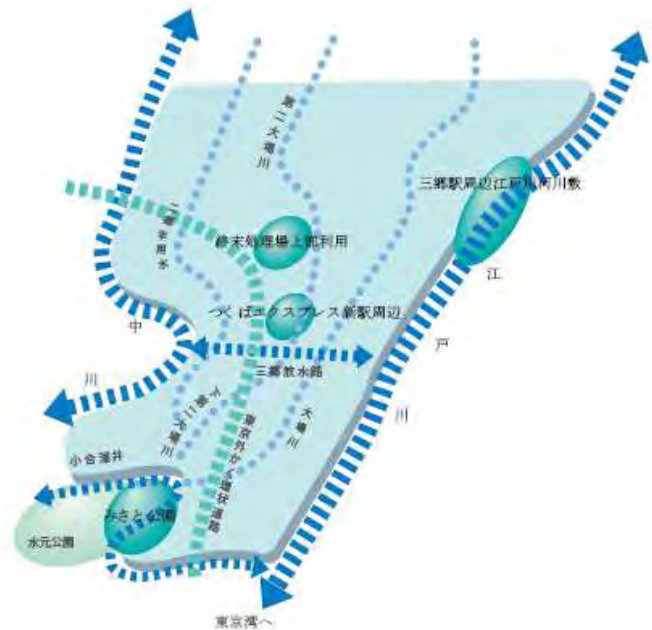


北九州市自然環境保全計画	
策定年度	平成 17 年度
策定経緯	策定委員会、ワークショップの開催などにより市民、NPO、専門家、行政が協働して策定。
基本理念	都市と自然との共生～都市のなかの自然・自然のなかの都市～
計画の目標	<p>①多様な自然環境の保全 多様な自然環境を保全していくとともに、河川や海域における自然環境の再生や臨海埋立地等における新たな自然環境の創出など自然が既に失われた地域において新たに自然を創造することが求められている。自然環境の再生に取り組む場合、人間は、自然の回復のきっかけづくりに取り組むことが重要で、また、回復のプロセスの中で人が手を加える場合、あくまで補助的なものであるということ認識したうえで、時間をかけて慎重に取り組む必要がある。また、取り組みを開始した場合、モニタリングやその結果に基づくフィードバックが重要。</p> <p>②市民が育む自然 自然環境を守っていくとともに、作り、育てていくためには、市民の理解と協力が欠かせないため、できる限り多くの市民に自然とのつきあい方、自然に対する正確な知識などを学んでもらい、それらを踏まえて、より良い環境づくりへの主体的な参加や日常生活の中で行うことのできる環境への配慮など自然保護に積極的に関わることが望まれる。さらに、次の世代を担う子供たちを中心に環境教育を推進していくことも大切な施策。</p> <p>③身近に自然を感じる都市づくり 都市の発展や豊かな生活を保っていくためには、開発行為や農林水産活動の実施が必要。しかし、これらの行為の実施が自然環境に影響を及ぼすようでは、自然と調和がとれた都市づくりを目指すことにはならない。これからは、エコロードや多自然型河川、屋上・壁面緑化など、あらゆる分野で環境に配慮した公共事業の実施が求められている。また、安全・安心を求める市民にこたえる農林水産業の取り組みが必要であり、その結果、多くの自然・風景が維持される。自然は私たち人間に多くの恵みをもたらすもの。そして、人間はその恵みを受けるため、自然と賢くつきあうことが極めて大切。このことを基本に、自然の恵みとうるおいのある都市空間づくりを目指す。</p> <p>④市民と自然のふれあいの推進 身近な日常生活圏から非日常的な余暇活動圏に至るまで、自然とのふれあいのための場やその利用施設が適切に配置され、それらが有効に活用されるようにすることが重要。そのため、対象となる自然の特性を損なうことなく維持させることが重要であり、自然環境の保全に十分配慮して推進する必要がある。また、市民が自然と正しく楽しくふれあうためのルールづくりも必要。</p> <p>⑤自然・生物に関する情報の整備 身近に観察できる生き物や希少種、外来種など多くの自然環境情報を収集し、整理し、蓄積するため、市民やNPOなど多くの協力が必要。</p>
基本施策	<p>①多様な自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州空港跡地のまちづくりと曾根干潟の環境保全 ・希少種の保全と環境教育 ・里地里山の持続的な利用 ・移入種の対策と適正な管理 ・多様な生物の宝庫である山地・河川・海の環境保全 ・市民・NPOによる自然環境の保全 <p>②身近に自然を感じる都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・響灘・鳥がさえずる緑の回廊構想による響灘埋立地の緑の創成

4. エコロジカル・ネットワーク構想事例（総合計画）

登米市総合計画（平成 18 年度）	
基本理念	「水の里」に表現される豊かな自然と共生しながら「持続的な発展」を図る
施策の展開方向	<p>(1) 自然環境の保全</p> <p>① 自然保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親水空間や森林空間の有する健全な生態系を保全するとともに、恵まれた自然の適正な整備、管理を推進し、自然の連続する生態系ネットワーク(※)の形成を図る。※：野生生物等の生息空間の配置に配慮し、その連続性の確保、一体的保全を目指したまとまりやつながりのこと ・地域に根ざした自然愛護教育の充実やキャンペーンの実施等、ふるさとの自然を愛し、守ることの大切さについて、市民意識の高揚を図る。 ・環境保全に大きな役割を果たす地域住民、NPO、自然愛護団体等の活動を支援するとともに、専門的な知識や技能を有する人材の育成を図る。 ・環境基本条例に基づく環境基本計画を策定し、市民との協働による良好な環境に関する長期的な取組を推進する。 <p>② 水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい「水の里」の具現化に向けて、公共下水道をはじめ生活排水関連事業を推進し、湖沼・河川の水環境の保全を図る。 ・農業用水の効率的利用、下水処理水の再利用等により、河川の水源としての量的負荷を軽減し、豊かな水量を確保するとともに、健全な水循環機能の維持に努める。 ・市民参加による水辺の環境美化活動を推進し、清らかな水辺の回復を図る。 <p>③ 森林の公益的機能の維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全を図るとともに、森林の持つ環境保全、水源かん養、災害防止等の公益的機能の維持・増進を図るため、造林、保育、間伐、伐採等の適正な森林施業を推進する。 ・モニタリング等を実施し、経年変化などの情報収集に努め、優れた自然環境の保全と利用のバランスを図る。 <p>④ 動植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆沼・内沼をはじめ、湖沼・河川に棲む野鳥・水棲生物及び水生植物、鱒淵川に舞う源氏ボタル、横山不動尊のウグイなど、水辺や森林に生息する動植物について、県等の関係機関と連携しながら、市民や NPO、ボランティア等との協働により適切な保護・保全を図る。 <p>(2) 自然環境の活用</p> <p>① 自然に親しめる空間・施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のみならず、本市を訪れる人々が水辺や森林の自然にふれあい親しめるよう、森林浴空間・親水空間、キャンプ場等施設の適切な管理・運営と整備を推進する。 ・専門的な知識や技能を有するエコ・ガイドの育成等にあわせて、本市の自然を生かしたエコ・ツーリズムを推進する。 <p>② 自然を学べる場・機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターを拠点に、自然環境保全意識の高揚・普及啓発や、環境に係わる情報の受・発信機能を充実し、環境をテーマとした地域間交流を推進する。 ・学校教育や社会教育等と連携しながら、地域に根ざした市民等との環境教育・環境学習機会の充実を図る。 ・市内小学生を対象とした学童農園の開設や先進農家見学会等を通じて、子どもたちの農業に対する理解、啓発に努めるとともに、自然体験施設等の整備を推進する。

三郷市総合計画（平成13年度）	
基本理念	水と緑と出会いのまち みんなで創るふるさと三郷
重点本施策	<p>①市民が育む「水と緑」のネットワーク推進プラン</p> <p>○＜水辺・緑・みち＞のネットワーク形成事業</p> <p>○まちの個性や魅力となる＜水と緑＞を活用した住環境・レクリエーション環境の整備事業</p> <p>○＜水と緑＞を市民が自らの手で育てていくための活動等の推進・支援事業</p> <p>②出会いとにぎわいづくり推進プラン</p> <p>③市民による生きがい・ふれあいづくり推進プラン</p>
市の将来像	<p>○三郷市がめざす将来都市像を支える都市の骨格的な姿を、将来図として表現するために、＜水と緑のネットワーク＞＜まちの拠点づくり＞及び＜まちをひとつにする交流ネットワーク＞をまちづくりの骨格として位置づける。これらは、自然環境との調和を図りつつ、住宅、文化、産業などの多様な都市機能と交通網とが、互いに連携しながら適切に配置されることを基本としている。また、将来図に示される都市の骨格は、市民の生活や都市活動を担う基盤であり、それらを土台として、それぞれの土地がもつ特性や役割を踏まえ、より豊かな生活空間や都市空間を実現できる土地利用を誘導し、次世代に引き継いでいくものとする。</p> <p>＜水と緑のネットワーク＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三郷市のまちづくりにおける大きな魅力であり個性である江戸川、中川、小合溜井、放水路を、自然環境とレクリエーション機能を備えた「水と緑の骨格軸」として位置づける。 ・江戸川の河川敷を活用したレクリエーション施設を、その特性を活かした「みどりの拠点」として位置づける。 ・下水道終末処理場の上部利用による運動施設を中心とした公園を、その立地を活かし、新市街地と連携する「みどりの拠点」として位置づける。 ・つくばエクスプレス新駅周辺においては、近隣公園を核とし、水と緑の豊かさを実感できる「みどりの拠点」を整備する。 ・県営みさと公園については、小合溜井と一体となった広域拠点となる「みどりの拠点」として位置づける。 ・大場川、第二大場川、下第二大場川、二郷半用水については、「水辺のシンボル軸」として、散策路をかねた親水空間を整備し、さらに小水路や街路の緑化等によって、「みどりの拠点」を結ぶネットワークを形成する。 ・東京外かく環状道路の沿道においては、市民参加による緑化を進め、「緑のシンボル軸」を生みだす。



柏市第4次総合計画中期基本計画（平成18年度）

基本理念	みんなでつくる 安心、希望、支えあいのまち 柏
施策の方向	<p>(1) 緑をまもる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の整備や特別緑地保全地区の指定並びに緑の保護地区・保護樹木の指定や市民緑地制度を活用し、都市における緑の保全に努める。樹林地所有者に対する相続税の軽減等について国に要望する。(公園緑政課、都市緑地担当室) ・利根川や大堀川、大津川、金山落、手賀川、手賀沼など自然の基盤となっている水辺環境や斜面林の保全と整備を図るとともに、水と緑の回廊となる水と緑のネットワークづくりを進める。生態系の多様化や水循環の向上のため、地下水涵養緑地の保全を図り、湧水の確保と活用に努める。(公園緑政課、治水課、環境保全課) ・こんぶくろ池、弁天池の湧水保全対策として、こんぶくろ池上流側の雨水排水の貯留・浄化・浸透施設の設置や柏の葉1号調整池の余剰水の活用、緊急時の水源確保を目的に井戸水利用等の検討を行う。こんぶくろ池公園の里山活動や動植物調査を行う市民管理組織と協働で管理活動を行う。(都市緑地担当室) ・農業的土地利用を基に、田園景観の維持に努める。市街地内の良好な農地については、生産緑地地区としての維持を図る。(農政課、都市計画課) ・柏市緑の基本計画において「南柏野馬土手エリア」に位置づけているエリアを、地域の自然の要所となる緑地、歴史的資源等の特徴を活かした緑地として整備を進める。都市の緑の拠点としての機能を活かし、市民の憩いの場や多目的利用の場として開放するとともに市民と協働で管理活動を行う。(都市緑地担当室) ・柏市緑の基本計画において「高田生態系拠点」に位置づけているエリアを、動植物や生息・生育の拠点となる自然性の高い緑地として保全・整備を進めるとともに、高田緑地や大堀川リバーサイドパークとの連携を図り、「広域の緑の拠点」を形成する。(都市緑地担当室) <p>(2) 緑をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の憩いの場として、自然や生態系に配慮した個性的で魅力ある公園の整備を進める。(公園緑政課) ・柏リフレッシュ公園は、緑住都市基本計画における重点地域及び緑の基本計画における広域の緑の拠点として整備を進める。(公園緑政課) ・歴史資源や樹林・湧水等の自然を保全し、豊かな自然の中でレクリエーションや休息、自然観察や健康づくりなど様々な形で自然とのふれあいの場となる公園・緑地として戸張地区公園、船戸古墳緑地(仮称)の整備を進める。(公園緑政課) ・市民に安らぎやレクリエーションの場を提供するため大堀川リバーサイドパーク整備事業による桜並木の創出や大津川河口周辺の公園緑地の整備を進める。(公園緑政課) ・美しいまち並みの形成を図るため、宅地内緑化や屋上緑化、屋敷林や既存樹木の保全の指導を進めるとともに、道路緑化計画などに基づき、街路樹やポケットパークなどの整備を推進し、緑の都市軸の形成を図る。(公園緑政課、街路課) <p>(3) 緑をそだてる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な緑や花とのふれあいの機会の拡大、市民による植樹の奨励などを通じて、市民や事業者の主体的な緑化への取組・活動に対しての支援を進める。(公園緑政課) ・緑に対する関心を深め、緑を大切にする意識の高まりを促すためPRや啓発活動を進め、緑のボランティアなど将来にわたって緑を守り育てていく人材の育成や団体への支援を図る。(公園緑政課) ・財団法人柏市みどりの基金の活用による緑地保全や緑化推進事業を積極的に進めるとともに、市民や事業者の協力を得て、基金の充実・拡大を図る。(公園緑政課)

東久留米市第三次長期総合計画（平成 13 年度）	
将来像	水と緑とふれあいのまち“東久留米”
基本理念	“人”を大切にすまちづくり
基本構想 基本目標	<p>(1) 市民一人ひとりが共につくるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市民参画の促進 2) 多様な市民の輪（コミュニティ）づくり 3) 基本的人権と平和の尊重 <p>(2) 水と緑を守り育てていくまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水と緑の保全 市民の貴重な財産である水と緑を後世に守り伝えるため、湧水・河川の保全・復活、特に水源のかん養に向けた水循環の推進や、とりわけ「緑」の6割近くを占める農地や雑木林・屋敷林などの保全を積極的に進める。 2) 水と緑に親しめる生活環境の充実 暮らしのなかで「水と緑」のうるおいが実感できるよう、まちなみの緑化や、水（湧水・河川）と緑（雑木林・農地・屋敷林など）をネットワーク化するなどの環境整備を進める。市民をはじめ市外からも訪れる人々が水と緑にふれ、親しむことのできるよう、水と緑の拠点（水辺環境・公園・緑地）の整備や修復を進める。合わせて農地・農業と市民とのかかわりが深められるように、「農のあるまちづくり」などのための施策を充実する。 <p>(3) 子どもがのびのび心豊かに育つまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 健やかな成長環境の整備 2) 明日の東久留米を担う人の育成 <p>(4) 高齢者が生き生き幸せに暮らせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 思いやり深い地域社会の形成 2) 健康でいきいきと暮らせる環境づくり <p>(5) 豊かな出会いでにぎわうまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域社会に根ざした経済活動の振興 2) 心を豊かにする生涯学習活動の振興 <p>(6) 快適な都市環境が整ったまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 質の高い都市活動基盤の整備 2) 循環型地域社会の形成 3) ふるさととして誇れる都市空間の整備 4) 安心、安全な暮らしの確保
基本計画 基本施策	<p>1. 水と緑にふれあえる環境づくり</p> <p>(1) 親水施設の整備 東京都が行う河川改修に際しては、市民が水にふれたり、水辺の観察ができた場場の整備を要請するとともに、黒目川河川敷広場（新所沢街道西側）など市が管理する区域においても、親水施設を整備する。</p> <p>(2) 水と緑のネットワークづくり 河川沿いに、気軽に緑を楽しみながら散策できる安全で快適な散策路、サイクリング道路等の充実を図り、市全体や広域利用を視野に入れたネットワーク化を図る。</p>

富山市総合計画新世紀プラン（基本構想・第一期基本計画）（平成13年度）

基本理念	人間性の尊重
都市像	<p>まちづくりの目標</p> <p>①健康と福祉の充実したまち 思いやりを基本に、福祉を实践する心が、まちづくりにも人びとの生き方にも行きわたり、だれもが健康で、人と人とのふれあいを大切にする福祉のまちを目指す。</p> <p>②生活と環境に配慮したまち 市民の生活が、自然との共生のなかで営まれるよう配慮するとともに、豊かな自然が、まちの景観、まちの個性と調和した快適な住みよいまちを目指す。</p> <p>③個性と創造性を育むまち 市民一人ひとりの自主性と創造性が日々の暮らしのなかに生かされ、高められ、人びとの生活を向上させていく教育文化のまちを目指す。</p> <p>④人びとが集い賑わうまち 風格あるまちなみの中で、人、もの、情報の広域的で活発な交流が行われる集い楽しむまちを目指す。</p> <p>⑤活力ある産業振興のまち 多彩な産業集積が新たな価値を生み出し、魅力ある雇用の場が提供される活力ある産業のまちを目指す。</p>
部門別計画	<p>第4章 水と緑の保全と創造 第1節 自然環境の保全と緑の拠点整備</p> <p>I 施策の体系 一自然環境の保全と緑の拠点整備一</p> <p>II 施策の方向</p> <p>1 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区などの地域制緑地制度の活用により、緑の保全に関する規制と誘導策を講じ、貴重な自然環境を将来にわたって保全する。 ・社寺林、屋敷林、古木、名木など指定保存樹木・樹林などの保全に努める。 ・自然環境への影響に・分に配慮し、環境破壊を未然に防止するため、開発行為の規制により乱開発の防止に努める。 ・身近な市街地の緑、河川や水辺など、暮らしの中でふれあえる身近な緑の環境を保全し、豊かにするため、市民や事業者との連携による広報活動、学習活動など多彩な緑化活動を展開し、緑地の保全と自然環境保護意識の高揚に努める。 <p>2 呉羽丘陵の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉羽丘陵は市民にとって、広大な自然の緑地として貴重な財産であり、乱開発から守るとともに、緑を育成して自然とふれあう拠点とする。 <p>3 水辺空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市内河川への清浄な河川水の導水や河川・水路などの水辺緑化、遊歩道、街路都市公園などの整備により、緑豊かな環境を確保し、水と緑のネットワークを形成する。 ・子どもや高齢者などの身近な水辺として、また、交流・自然体験・環境教育の場としての環境を整備する。 <p>4 緑の拠点整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財や遺跡など歴史的文化遗产を活用した公園など個性的な緑の拠点の整備に努める。 ・主要な都市計画道路、幹線道路の植栽による緑化と、河川における桜づつみなどによる緑のネットワークを形成する。 ・宅地開発などで整備される街区公園などを適正に確保するとともに、近隣公園、地区公園などの整備を推進する。

第4次伊丹市総合計画（平成12年度）	
基本的視点	「豊かな生活空間人間性あふれる成熟社会をはぐくむ市民自治のまち」
将来像	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活者の視点でつくる住みやすいまち 2. 環境を守り、育て、伝えていくまち 3. 働きやすく、にぎわいと活力のあるまち 4. ひとを大切にする自立と共生のまち 5. 地方分権・市民自治のまち
施策大綱	<ol style="list-style-type: none"> 2. 環境を守り、育て、伝えていくまち <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑と水のゆとり空間の創造 <p>地球環境保護、市民のゆとりやうるおいの創出、子どもの健全な成長、都市の新しい魅力と文化性の創造などの観点から、この半世紀の都市化現象によって失われつつある緑・水・土など自然と人とのつながりを再形成する。</p> <p>①都市と自然の共生 都市化の進展によって失われつつある自然の生態系を保全し、再生する、という視点からの都市づくりを行う。また、子どもも大人も自然とふれあえ、環境と共生することの大切さを教え、学びあい、自らその守り手ともなれるような場や機会を提供する。</p> <p>②緑の都市づくり 都市において良好な緑と水の環境づくりは不可欠であり、また、緑は都市にうるおいと風格を与え市民の心を豊かにする都市の文化であるとの観点から、市民参画による総合的な緑と水の都市づくりを行う。</p> 2) 地域からの地球環境保全と資源循環型のまちづくり <p>都市の活動がその地域にとどまらず、地球環境全体にまで影響を及ぼすという認識と反省に立ち、行政、事業者、市民など、立場を越えた対話と関係づくりによって、その活動システムや生活様式を変革し、良好な環境を回復して次世代に引き継ぐ。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地球の環境保全 ②ごみの減量化とリサイクルの推進 3) 空港環境の整備 <p>大阪国際空港については、その市民生活へのマイナス面の影響を最大限に軽減・防止するよう努め、周辺地域の環境整備を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①航空機騒音・安全対策の推進 4) 水資源循環型のまちづくり <p>持続可能な発展と都市の安全性という観点から、都市における水循環形成の重要性を見直して適切な対応を図る。市民自らが水環境を守りながら良質で安定的な水の供給を享受でき、また水害等からも安全な都市づくりを進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①水循環と水環境の再生 ②水道の安定的供給 ③公共下水道の整備 5) 生活者としての主体的行動の推進 <p>生活の多様化や高齢社会の進展などにより、市民の消費行動をめぐる安全性確保の必要性が強まり、また地球環境に負荷を与えない生活様式が要請されるようになっている。これらの観点から、市民が主体的な生活者として自己責任のもとで消費行動をとり、また地域での協力関係のもとで共感しあいながら生活様式を変革していけるよう、条件整備を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①消費者の保護と生活様式の変革

王寺町新総合計画（平成 15 年度）

まちづくりのテーマ
 これまでのまちづくりを活かし、自助・共助・公助のパートナーシップと広域的な連携のもとに水と緑と人がきらめく、美しい中核的環境都市をめざす

将来像
 水と緑と人がきらめく、風格ある生活環境都市

施策の方針
水と緑の章
 (1) 美しくうるおいのあるまち

- 自然環境の保全
 森林の保全、河川環境や水質の保全に努めるとともに、これらの豊かな自然環境の持つ多様な公益的機能を活かしたレクリエーション振興や環境保全意識の啓発活動を進める。
- 資源の循環
 環境にやさしい生活を実践するまちをめざし、ごみの分別、減量化、容器包装リサイクル法に基づいた資源再利用の啓発を図るとともに、分別収集を行い、焼却・破砕処理施設の強化を住民の協力を得ながら進める。
- 上下水道
 生命の源となる貴重な水資源を大切にするため、節水意識を高めるとともに、安全で安定的な水の供給に努める。また、河川の水質保全や汚水・雨水排除など生活環境向上の観点から、公共下水道の整備を進める。
- 公園整備
 「水と緑のネットワーク」を活かしながら、公園や緑地、水辺で憩い、やすらぎの時間を過ごせるまちづくりを進める。また、必要に応じて地域の特色を活かした公園の整備を図るとともに、住民の主体的な公園の維持管理を促進する。
- 葬斎場
 一部事務組合（王寺町・上牧町・河合町）で新たな葬斎場を建設・整備する。
- 美しいまちづくり
 美化運動など住民活動を支援するとともに、美しいまちづくりをめざすための「水と緑の町づくり町民運動推進委員会」「ボランティア活動C・C・C」との連携に努める。

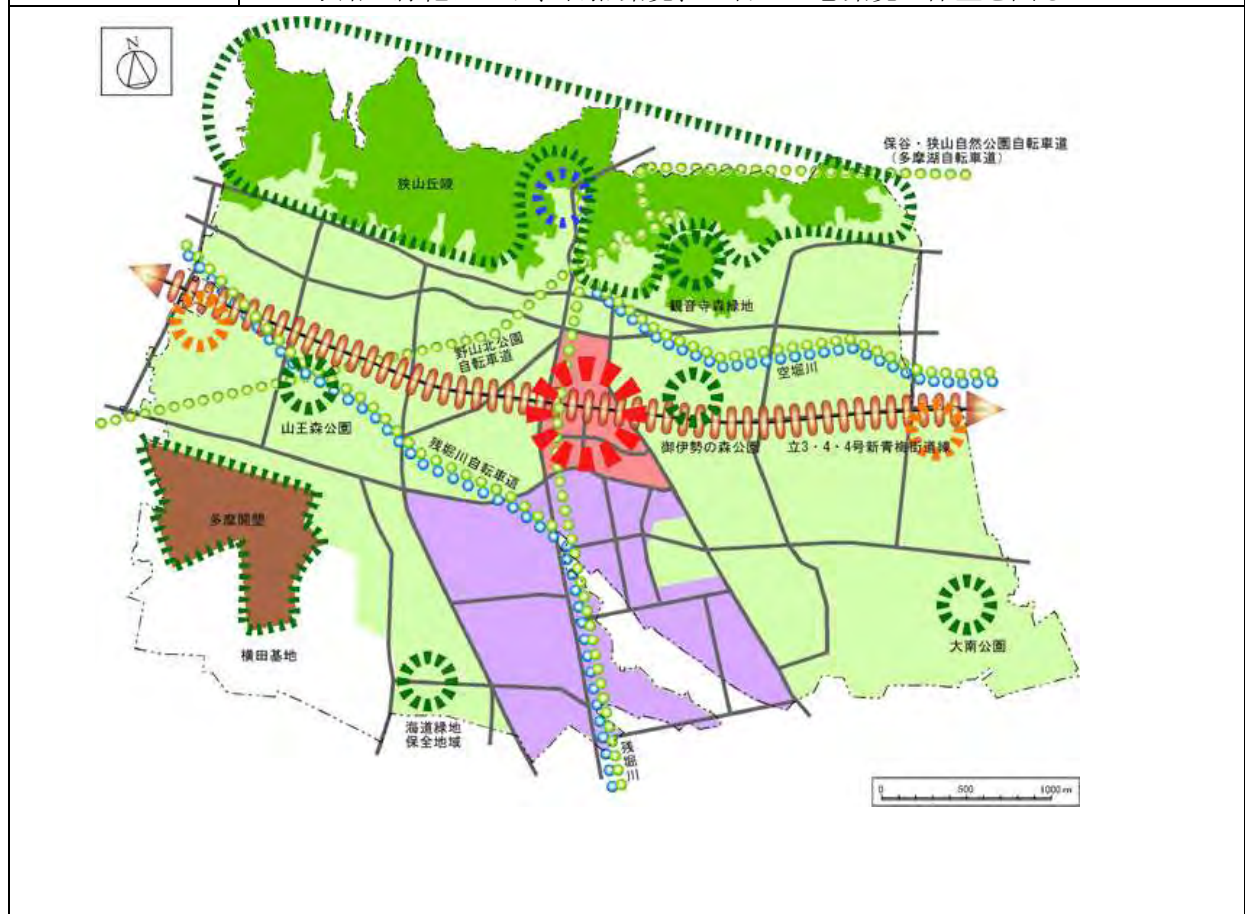
やまぐち未来デザイン21（平成10年度）	
基本理念	「21世紀に自活できるたくましい山口県の創造」
将来像	きらめく人 やすらぎのある暮らし にぎわいのある地域 はつらつとした産業
重点的な戦略：やまぐち未来創造夢戦略	<p>みどり創造夢戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境パートナーシップ構想 2. ごみゼロ社会づくり 3. 水と緑のネットワークづくり 生活排水処理施設の整備や水質浄化対策などによるきれいな水、おいしい水の確保や、上流と下流が連携した森林整備、治山・治水対策による流域を単位とした県土づくり、さらには、多自然型川づくりや海岸・港湾等の整備による快適な水辺環境の形成など、水と緑のネットワークづくりを進める。 4. 花と緑のまちづくり 花と緑に囲まれたうるおいのある環境をつくるため、花いっぱい運動等の県民運動や市街地等の緑化など、花と緑のまちづくりを進める。 5. 自然と人との豊かなふれあいの場づくり 自然とのふれあいの場の確保や身近な里山等の保全・整備など、自然と人との豊かなふれあいの場づくりを進める。 6. 地球環境にやさしい山口づくり
県土構造	<p>広域活力創造圏の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核都市等の形成 ・多自然居住地域の整備 ・広域生活圏の整備 ・地域連携軸等の形成 ・広域国際交流圏の形成 ・日本海国土軸・西日本国土軸の形成



5. エコロジカル・ネットワーク構想事例（都市計画マスタープラン等）

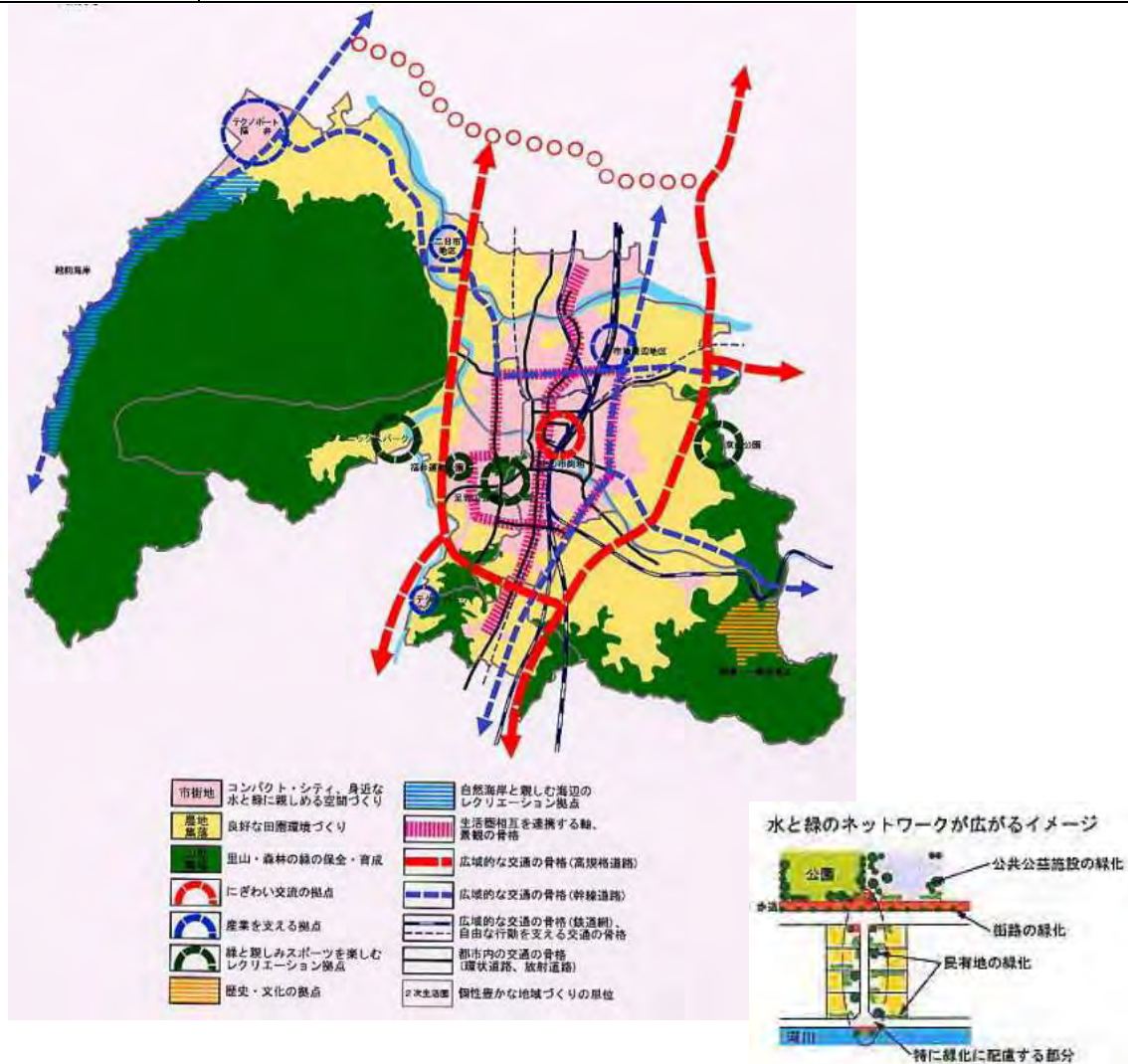
浦安市都市計画マスタープラン	
策定年度	平成 15 年度
都市整備の基本方針	<p>○水と緑の整備方針</p> <p>水辺空間・緑地空間は、生活に安らぎやうらおいを与えるだけでなく、健康の増進、災害時の避難地・避難路の確保、生態系を含めた環境保全への寄与など、都市生活を送る上で不可欠な役割を担っている。そのため、水辺・緑地空間を親水性やレクリエーション機能、自然環境の創出・再生・保全など多面的な観点から整備していくとともに、水と市民の結びつきのポイントとして、水辺アメニティポイントを創出する。また、それらを活かして水と緑のネットワークを形成するとともに、市民と行政が協働して、市民が自然を身近に感じられる水と緑の環境づくりを推進する。</p>
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部に位置する総合公園は、海が見え、自由に過ごせることのできる広場と緑があふれ、自然が実感できる公園として整備を推進。 ・旧清掃工場等跡地は、市民意向を踏まえながら様々な世代が交流し、身近な自然に親しめる公園などとして整備を推進。 ・元町地域では、市街地の整備状況などを踏まえながら、公園・緑地の整備を推進するとともに、シビックセンター地区内での浦安公園の整備を推進。 ・新町地域の公園は、身近な自然に触れられる場となるなど、特色のある公園として整備を推進。 ・若潮公園など既設の公園については、各公園の役割を明確にし、市民ニーズに対応した再整備を推進。 ・道路、河川、海岸、公共施設用地などでの特性に応じた緑化を積極的に推進。 ・市民が愛着の持てる身近な公園や公共緑地づくりを進めるとともに、里親制度を導入するなど、計画から管理に至る各段階で地域住民の参加を促進。 ・水辺アメニティポイントや河川、公園や緑道などを活かして、歩行者や自転車など誰でも利用しやすい歩行者系空間を整備するとともに、水と緑のネットワークを形成。
<p>水と緑の整備現況図</p> <p>【水】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺(主な河川・海) 水辺アメニティポイント <p>【緑】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園 緑道 街路樹(路傍) グラウンド等 工場等の緑化に関する規定による緑地 	

武蔵村山市都市計画マスタープラン	
策定年度	平成 16 年度
まちづくりの目標	誰もが住みやすい、愛にあふれたぬくもりと、狭山丘陵に代表される豊かな自然と共存しながら快適に住み続けられる環境のもとに、活力に満ち、幅広い市民の交流によって新たな文化の創造が図られる、個性あるまちづくりを目指す。
将来都市構造	都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特性を活かした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的・効果的なまちづくりを進める。
分野別基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ うるおいのあるまちづくり ○ 身近な自然環境の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭山丘陵の自然環境の保全と適切な維持・管理 ・ 大規模公園や緑地、平地林、屋敷林、生産緑地地区などの自然環境の保全 ○ 水と緑を活かしたネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の拠点を中心とした水と緑のネットワークを図る ・ 街路樹の整備や生垣の促進により、沿道空間の緑のネットワークの形成を図る ○ まちのうるおいとなる農地の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な生活環境の確保のため生産緑地地区を保全 ・ 緑地として確保が必要な宅地化農地の保全 ○ コミュニティを育む場となる公園づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の核となる都市計画公園・緑地や身近な広場などの整備を進める ・ 市民参加による公園づくりを進める ○ 環境と共生した河川の整備と維持・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備にあわせて、良好な環境形成を図る ・ 水路の緑化により、自然環境、生物の生息環境の保全を図る

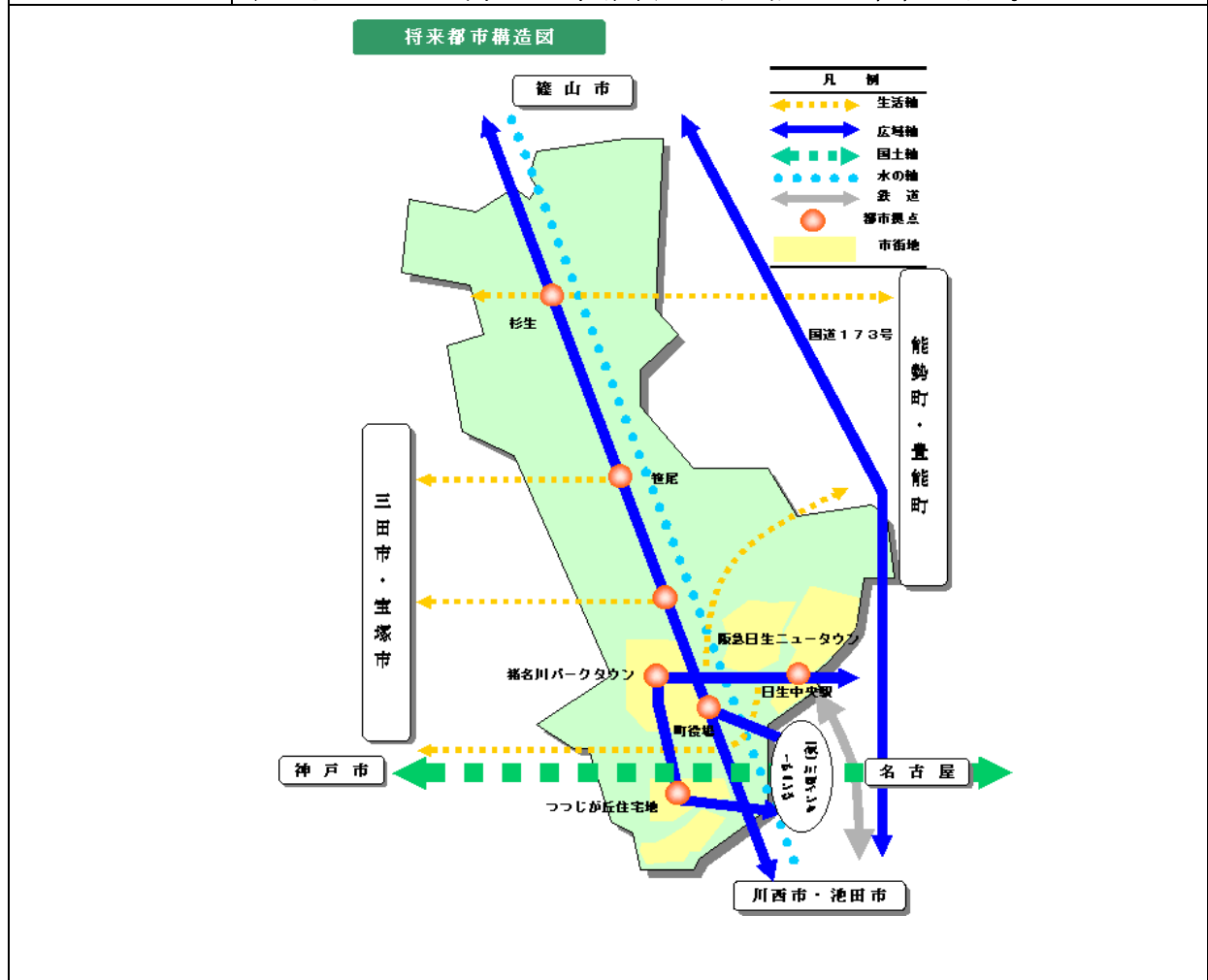


福井市都市計画マスタープラン

策定年度	平成 12 年度
都市づくり理念	人と文化をむすぶ「歩ける」まち～ヒューマンスケール都市～
目標とする都市像と施策方針	<p>■水と緑の空間づくり</p> <p>○水と緑の骨格 市街地を環状に包む二重の緑（農地、山稜）、都市空間に軸的空間を与える河川の水と緑を活かしながら、市街地では公園、緑地や河川など身近な水と緑に親しめる空間づくりを、市街地周辺から山麓まで広がる農地では良好な田園環境づくりをそれぞれ進める。さらに、山腹や丘陵地などの里山の緑の保全・活用、山並みやスカイラインを形成する森林の大きな緑の保全・育成、越前海岸の海辺環境の保全・活用を図る。</p> <p>○風格ある都市景観 市街地では、目印となる足羽山や軸となる足羽川、フェニックス通りなど、都市の骨格となる景観要素の景観整備を進め、周辺の豊かな自然環境と調和した風格ある都市景観を創出する。</p> <p>○水と緑のネットワーク 歴史のみちをはじめ、既存の公園や河川、歩行者専用道路や歩道等を活かしつつ、不足するところは補いながら、誰もがどこでも水と緑にふれあうことのできるネットワークを形成する。また、公共空間に限らず、民有地の緑化など、地域住民の参加と協力を得ながらネットワークを広げていく。</p>



猪名川町都市計画マスタープラン	
策定年度	平成 12 年度
都市づくり理念	人・自然・文化の調和、里山・田園とニュータウンの調和、暮らす人・訪れる人の調和、の3つの調和を基本理念とする。
目標とする都市像とまちづくりのテーマ	将来都市像： 豊かな自然と共生する田園都市 いながわ まちづくりのテーマ (1) 地域全体の発展基盤を形成する「一体性の確保」 (2) 次代の生活・住宅都市としての「多様性の創出」 (3) 猪名川らしさ・個性を演出する「独自性の追求」
将来の都市構造	(1) 拠点の設定 交通・商業機能の拠点となる日生中央駅前地区、および文化・商業機能の集積する猪名川パークタウン地区や町役場周辺の上野・柏梨田地区などが、まちづくりの拠点として位置づけられる。また、既存集落については、地域の交通・商業機能の拠点や文化機能などの拠点づくりを行う。さらに、地域の顔となり、かつ地域住民のコミュニティ活動の場となる地区を、コミュニティ拠点として各地域での拠点づくりを行う。 (2) 軸の設定 町土の骨格となる都市軸は、集落間を結び生活空間を形成する生活軸、隣接他市町や広域的な地域とのネットワークを形成する広域軸、町南部を東西に横切る第二名神高速道路を国土軸として設定する。また、河川は住民に憩いとやすらぎを与える空間であり、猪名川を水の軸として位置づける。



参考資料 2 :

国の機関のエコロジカル・ネットワーク構想に資すると考えられる制度・事業の現状

1) 健全な生態系の保全・再生・創出の視点	1
(ア) 制度	1
① 田園環境整備マスタープラン	1
② 保護林制度	2
③ 「緑の回廊」の設定	3
④ 自然環境保全地域制度	4
⑤ 自然公園制度	5
⑥ 生息地等保護区	6
⑦ 鳥獣保護区	7
⑧ 多自然川づくり	8
(イ) 事業	9
① 魚を育む流れづくり推進対策事業	9
② 水質保全対策事業	10
③ 地域用水環境整備事業	11
④ 田園自然環境保全・再生支援事業	13
⑤ 自然再生緑地整備事業	15
⑥ 直轄総合水系環境整備事業	16
⑦ 総合河川環境整備事業	17
⑧ エコロードの推進	18
⑨ エコポートモデル事業	19
⑩ 海域環境創造・自然再生事業	20
⑪ エコ・コースト事業	21
⑫ 自然公園等事業	22
⑬ 自然再生事業	23
⑭ 保護増殖事業	24
⑮ 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業	25
2) 国土利用の安全性確保の視点	26
(ア) 制度	26
① 保安林制度	26
② 林地開発許可制度	27
(イ) 事業	28
① 農地の防災機能増進事業	28
② ため池等整備事業	29
③ 治山事業	30
④ 都市防災総合推進事業	31
3) 快適環境創出の視点	32
(ア) 制度	32
① 集落地域整備制度	32
② 優良田園住宅制度	33

③ 市民農園制度	34
④ 「緑の基本計画」制度	35
⑤ 緑地保全地域制度	36
⑥ 特別緑地保全地区制度	37
⑦ 管理協定制度	38
⑧ 市民緑地制度	39
⑨ 緑地管理機構制度	40
⑩ 緑地協定制度	41
⑪ 緑化施設整備計画認定制度	42
(イ) 事業	43
① 田園空間整備事業	43
② 森林居住環境整備事業	44
③ 絆の森整備事業	45
④ 森林空間総合整備事業	46
⑤ 緑地環境整備総合支援事業	47
⑥ 緑道	48
⑦ 都市地方連携推進事業	49
⑧ 海岸環境整備事業	50
⑨ ふるさと海岸整備事業	51
⑩ 緑地等施設（港湾環境整備事業）	52
4) 地球温暖化防止の視点	53
(ア) 制度	53
① 温室効果ガス削減実行計画	53
② 地域推進計画	54
(イ) 事業	55
① 農業生産地球温暖化総合対策事業	55
② 吸収源対策森林施策推進活動緊急支援事業	56
③ 間伐等推進環境整備事業	57
④ 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	58
⑤ 吸収源対策としての都市の緑化	59
5) 安定的な資源確保の視点	60
(ア) 制度	60
① 農業振興地域制度	60
② 農地転用制度	61
③ 中山間地域等直接支払制度	62
④ 持続性の高い農業生産方式の導入	63
⑤ 森林計画制度	64
(イ) 事業	65
① 有機農業総合支援対策	65
② 耕畜連携水田活用対策事業	66
③ 全国担い手経営展開支援事業	68
④ 農村振興総合整備事業	70
⑤ 農業用水水源地域保全対策事業	71

⑥ 森林環境保全整備事業.....	72
⑦ 上下流連携いきいき流域プロジェクト.....	74
⑧ 「100年の森林づくり」加速化推進事業.....	75
⑨ 森業・山業創出支援総合対策事業.....	76
⑩ 山村力（やまぢから）誘発モデル事業.....	77
⑪ 林業後継者活動支援事業.....	78
⑫ 漁場保全の森づくり事業.....	79
⑬ 自然調和活用型漁港漁場づくり推進事業.....	80
⑭ 資源回復等推進支援事業.....	81
⑮ 地域バイオマス発見活用促進事業.....	82
⑯ 新エネルギー事業者支援対策事業.....	84
⑰ 農林業等就職促進支援事業.....	85
6) 美しい景観形成の視点.....	86
(ア) 制度.....	86
① 景観計画制度.....	86
② 重要文化的景観の選定.....	87
(イ) 事業.....	88
① 美しい村づくり総合整備事業.....	88
② 美しいふるさと・国づくり推進事業.....	89
③ 農村コミュニティ再生・活性化支援事業.....	90
④ 景観・自然環境保全形成支援事業.....	91
⑤ 景観形成総合支援事業.....	92
⑥ 歴史的環境形成総合支援事業.....	93
⑦ 緑陰道路プロジェクト.....	94
⑧ 道路のり面の緑化・植樹.....	95
⑨ 道路緑化の推進.....	96
7) 地域文化醸成の視点.....	97
(ア) 制度.....	97
① 文化財保護制度.....	97
(イ) 事業.....	98
① ふるさと文化再興事業.....	98
② 伝統文化こども教室事業.....	99
③ 「文化芸術による創造のまち」支援事業.....	100
④ エコツーリズム総合推進事業.....	101
⑤ 国立公園等エコツーリズム推進モデル事業.....	102
⑥ 伝統的工芸ふるさと体験・交流事業.....	103

1) 健全な生態系の保全・再生・創出の視点

(ア) 制度

① 田園環境整備マスタープラン

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部地域整備課
根拠法等	土地改良法
制度の対象地域	農業振興地域等
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置づけられた（平成14年4月1日施行）。 農業農村整備事業は、田園環境整備マスタープランが定められている地域において、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施し、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換。 田園環境整備マスタープランは、地域の合意のもとに市町村が作成する農村地域の環境保全に関する事項、地域の整備計画に関する事項などを定めるものである。 また、対象地域を「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）、または「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）のいずれかにゾーニングする。 関係する田園環境整備マスタープランにおいて保全すべきとされている生態系や配慮すべきとされている事項について、当該事業計画で有効な対策が講じられていない場合は、事業を採択しない。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>田園環境整備マスタープランの対象地域については、地域の生態系などを踏まえた上で農業振興地域のほか、生態系の連続性や農道・水路等の施設の一体性・連続性を考慮して定めることとしており、農業地域におけるエコロジカル・ネットワーク形成の基本計画として期待される。</p> <p>田園環境整備マスタープランの策定と農業農村整備事業実施を通じて、地域住民の意見反映や参加（生き物の共生調査等）による合意形成、環境教育や自然とのふれあいの推進が期待される。</p>
備考	平成16年度3月現在、策定状況は2,456市町村


制度の活用事例

名称（愛称等）	浦幌町の田園環境整備マスタープラン（北海道浦幌町）
主体	浦幌町産業課農村振興係
<p>【キャッチフレーズ】 『豊かな自然、心ふれあう未来をつくるまち』 ○環境保全の基本的考え方 浦幌町は恵まれた自然環境の保全に配慮し、自然と共生する環境を創造して将来に継承するという基本理念に基づき、田園環境整備マスタープランを策定している。</p>	
<p>The map shows the geographical layout of Urahoro Town with three distinct zones highlighted. The 'Environment Care Area' (環境配慮区域) is shown in green, primarily along the coast and in some inland areas. The 'Environment Creation Area' (環境創造区域) is shown in blue, covering several inland mountainous regions. The 'Lower Urahoro Area' (下浦幌地区) is shown in yellow, located in the southern part of the town. Arrows point from the text labels to their respective areas on the map.</p>	
出典：浦幌町産業課資料	

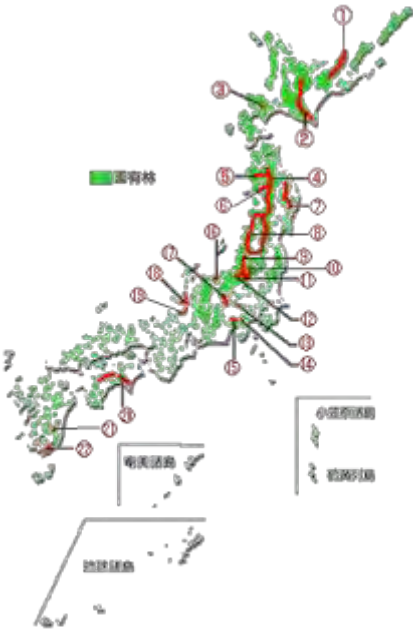
②保護林制度

所管省・局	林野庁国有林野部業務課																																				
根拠法等	国有林野管理経営規定																																				
制度の対象地域	国有林野																																				
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図る。 ・ 現行の保護林制度における保護林の種類は、①森林生態系保護地域、②森林生物遺伝資源保存林、③林木遺伝資源保存林、④植物群落保護林、⑤特定動物生息地保護林、⑥特定地理等保護林、⑦郷土の森の7種類となっている。このうち森林生態系保護地域は、我が国の主要な森林帯を考慮して設定されている。 <p style="text-align: center;">保護林の種類と指定箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>目的</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (千ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林生態系保護地域</td> <td>原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。</td> <td>27</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>森林生物遺伝資源保存林</td> <td>森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する。</td> <td>12</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>林木遺伝資源保存林</td> <td>主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。</td> <td>326</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>植物群落保護林</td> <td>我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。</td> <td>380</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>特定動物生息地保護林</td> <td>特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。</td> <td>36</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>特定地理等保護林</td> <td>我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。</td> <td>35</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>郷土の森</td> <td>地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。</td> <td>34</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>850</td> <td>683</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成18年4月1日現在</p>	種類	目的	箇所数	面積 (千ha)	森林生態系保護地域	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	27	400	森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する。	12	36	林木遺伝資源保存林	主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。	326	9	植物群落保護林	我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	380	183	特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	36	21	特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	35	30	郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。	34	3	合計		850	683
	種類	目的	箇所数	面積 (千ha)																																	
	森林生態系保護地域	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	27	400																																	
	森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する。	12	36																																	
	林木遺伝資源保存林	主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。	326	9																																	
	植物群落保護林	我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	380	183																																	
	特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	36	21																																	
	特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	35	30																																	
	郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。	34	3																																	
合計		850	683																																		
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資すると期待される。																																				
備考	平成18年4月1日現在、全国850箇所(683千ha)が指定																																				

制度の活用事例

名称(愛称等)	知床森林生態系保護地域
主体	網走南部森林管理署・根釧東部森林管理署
<p>知床森林生態系保護地域は、原則として手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区」と、保存地区に外部からの影響が直接及ばないような緩衝の役割を果たす「保全利用地区」からなる。</p> <p>保全利用地区は自然環境の教育や保健休養等のために利用することとしている。</p>	
	
出典：知床森林センター資料	

③「緑の回廊」の設定

所管省・局	林野庁国有林野部業務課																																														
根拠法等	林野庁長官通達																																														
制度の対象地域	国有林																																														
制度の概要	<p>国有林野事業では、原始的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地等を「保護林」に指定して保護に努めているところであり、さらに平成12年度からは、これら「保護林」を連結して野生生物の移動等の場とし、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流等を通じた野生動植物の生息地のネットワークを形成する「緑の回廊」の設定を進めている。</p>  <table border="1" data-bbox="938 667 1385 1153"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>森林管理局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 知床半島緑の回廊</td><td>北海道</td></tr> <tr><td>2 大雪・日高緑の回廊</td><td>北海道</td></tr> <tr><td>3 支笏・無意根緑の回廊</td><td>北海道</td></tr> <tr><td>4 奥羽山脈緑の回廊</td><td>東北</td></tr> <tr><td>5 白神八甲田緑の回廊</td><td>東北</td></tr> <tr><td>6 八幡平太平洋緑の回廊</td><td>東北</td></tr> <tr><td>7 北上高地緑の回廊</td><td>東北</td></tr> <tr><td>8 鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊</td><td>東北・関東</td></tr> <tr><td>9 緑の回廊越後線</td><td>関東</td></tr> <tr><td>10 日光・那須塩原緑の回廊</td><td>関東</td></tr> <tr><td>11 緑の回廊日光線</td><td>関東</td></tr> <tr><td>12 緑の回廊三国線</td><td>関東</td></tr> <tr><td>13 秩父山地緑の回廊</td><td>関東</td></tr> <tr><td>14 丹沢緑の回廊</td><td>関東</td></tr> <tr><td>15 富士山緑の回廊</td><td>関東</td></tr> <tr><td>16 緑の回廊雨飾・戸隠</td><td>中部</td></tr> <tr><td>17 緑の回廊八ヶ岳</td><td>中部</td></tr> <tr><td>18 白山山系緑の回廊</td><td>中部・近畿中国</td></tr> <tr><td>19 越美山地緑の回廊</td><td>中部・近畿中国</td></tr> <tr><td>20 四国山地緑の回廊</td><td>四国</td></tr> <tr><td>21 綾川上流緑の回廊</td><td>九州</td></tr> <tr><td>22 大隅半島緑の回廊</td><td>九州</td></tr> </tbody> </table> <p>緑の回廊の設定状況（平成18年4月1日現在）</p>	名称	森林管理局	1 知床半島緑の回廊	北海道	2 大雪・日高緑の回廊	北海道	3 支笏・無意根緑の回廊	北海道	4 奥羽山脈緑の回廊	東北	5 白神八甲田緑の回廊	東北	6 八幡平太平洋緑の回廊	東北	7 北上高地緑の回廊	東北	8 鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	東北・関東	9 緑の回廊越後線	関東	10 日光・那須塩原緑の回廊	関東	11 緑の回廊日光線	関東	12 緑の回廊三国線	関東	13 秩父山地緑の回廊	関東	14 丹沢緑の回廊	関東	15 富士山緑の回廊	関東	16 緑の回廊雨飾・戸隠	中部	17 緑の回廊八ヶ岳	中部	18 白山山系緑の回廊	中部・近畿中国	19 越美山地緑の回廊	中部・近畿中国	20 四国山地緑の回廊	四国	21 綾川上流緑の回廊	九州	22 大隅半島緑の回廊	九州
名称	森林管理局																																														
1 知床半島緑の回廊	北海道																																														
2 大雪・日高緑の回廊	北海道																																														
3 支笏・無意根緑の回廊	北海道																																														
4 奥羽山脈緑の回廊	東北																																														
5 白神八甲田緑の回廊	東北																																														
6 八幡平太平洋緑の回廊	東北																																														
7 北上高地緑の回廊	東北																																														
8 鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	東北・関東																																														
9 緑の回廊越後線	関東																																														
10 日光・那須塩原緑の回廊	関東																																														
11 緑の回廊日光線	関東																																														
12 緑の回廊三国線	関東																																														
13 秩父山地緑の回廊	関東																																														
14 丹沢緑の回廊	関東																																														
15 富士山緑の回廊	関東																																														
16 緑の回廊雨飾・戸隠	中部																																														
17 緑の回廊八ヶ岳	中部																																														
18 白山山系緑の回廊	中部・近畿中国																																														
19 越美山地緑の回廊	中部・近畿中国																																														
20 四国山地緑の回廊	四国																																														
21 綾川上流緑の回廊	九州																																														
22 大隅半島緑の回廊	九州																																														
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	「保護林」を動植物の生息・生育地の核としつつ、その連結を図って動物の移動の場とすることにより、動植物の生息・生息地の拡大と相互交流を図り、分断された個体群の交流を通じた個体群の保全と遺伝的多様性の確保及び森林生態系の生物多様性の保全に資することが期待される。																																														
備考	平成18年4月1日現在、全国の国有林野において22の「緑の回廊」が設定されており、針広混交林化の取組やモニタリング調査等を実施している。																																														

制度の活用事例

名称（愛称等）	丹沢緑の回廊				
主体	林野庁関東森林管理局				
	<p>丹沢緑の回廊は、丹沢山塊を中心とした回廊で、神奈川県有林、横浜市有林、小山町有林、国有林からなる。丹沢山地森林生物遺伝資源保存林、西丹沢ブナ植物群落保護林、西丹沢モミ植物群落保護林をつないでいる。回廊の長さは約43km、面積8,339ha（うち国有林3,589ha）となっている。</p>  <p>凡例</p> <table border="1" data-bbox="231 1848 710 1915"> <tr> <td> 国有林緑の回廊</td> <td> 私有林緑の回廊</td> </tr> <tr> <td> 公有林緑の回廊</td> <td> 国有林保護林</td> </tr> </table> <p>出典：関東森林管理局資料</p>	 国有林緑の回廊	 私有林緑の回廊	 公有林緑の回廊	 国有林保護林
 国有林緑の回廊	 私有林緑の回廊				
 公有林緑の回廊	 国有林保護林				

④自然環境保全地域制度

所管省・局	環境省自然環境局自然環境計画課
根拠法等	自然環境保全法
制度の対象地域	—
制度の概要	<p><設定目的> 自然環境を保全することが特に必要な区域の保全</p> <p><指定要件> ア. 高山・亜高山性植生（1,000ha以上）、すぐれた天然林（100ha以上） イ. 特異な地形・地質・自然現象（10ha以上） ウ. すぐれた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域（10ha以上） エ. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア～ウと同程度の自然環境を有している地域（10ha以上）</p> <p><行為制限等> 【原生自然環境保全地域】：工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採・損傷、動植物の捕獲・採取等の許可制</p> <p>【自然環境保全地域】 特別地区：工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採等の許可制 野生動植物保護地区：（上に加えて）野生動植物の捕獲・採取等の許可制 海中特別地区：工作物設置、埋立、指定動植物の捕獲・採取等の許可制 普通地区：各種行為の届出制</p> <p><指定状況：平成19年3月31日現在> 原生自然環境保全地域 5地域 5,631ha 自然環境保全地域 10地域 21,593ha ・特別地区 17,266ha ・うち野生動植物保護地区 14,868ha ・海中特別地区 128ha 都道府県自然環境保全地域 536地域 76,451ha ・特別地区 25,338ha ・うち野生動植物保護地区 2,696ha</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	優れた自然環境の保全により、エコロジカル・ネットワークの核となる良好な自然環境が担保される。
備考	—

制度の活用事例

名称（愛称等）	早池峰自然環境保全地域（岩手県川井村）
主体	環境省自然環境局自然環境計画課
<p>早池峰自然環境保全地域(1,370ha、昭和50年5月17日指定)は、北上高地の最高峰早池峰山(1,917m)の北斜面に位置し、わが国における代表的な蛇紋岩山地として固有の高山植物が数多く自生している。</p> <p>また、山地帯から高山帯にいたる植生の垂直分布もはっきり見ることができる。さらにこの地域には、動物も多く生息しており、オオワシ、イヌワシなどの猛きん類や二ホンカモシカ、ツキノワグマ、ムササビなどのほ乳類のほか、多くの貴重な昆虫も生息する。</p>	
出典：岩手県川井村資料	

⑤自然公園制度

所管省・局	環境省自然環境局国立公園課
根拠法等	自然公園法
制度の対象地域	—
制度の概要	<p><設定目的> 優れた自然の風景地の保護と利用の増進</p> <p><指定要件></p> <p>ア. 高山性植生または亜高山性植生が、相当部分を占める森林または草原の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む）で、その面積が1,000ha以上のもの。</p> <p>イ. すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している区域を含む）で、その面積が100ha以上のもの。</p> <p>ウ. 地形・地質が特異であり、または、特異な自然の現象が生じている土地の区域、及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域で、その面積が10ha以上のもの。</p> <p>エ. 動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域で、その面積が10ha以上のもの。</p> <p>オ. 熱帯魚、さんご、海そうその他、これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態で維持している海域で、その面積が10ha以上のもの。</p> <p>カ. 植物の自生地、野生動物の生息地または学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域でその面積が10ha以上のもの。</p> <p><行為制限等></p> <p>特別地域：工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採、指定動植物の捕獲・採取等の許可制</p> <p>特別保護地区：（上に加えて）木竹損傷・植栽、動植物の捕獲・採取等の許可制</p> <p>利用調整地区：立入りの認定制</p> <p>海中公園地区：工作物設置、埋立、指定動植物の捕獲・採取等の許可制</p> <p>普通地域：各種行為の届出制</p> <p><指定状況：平成19年3月31日現在></p> <p>国立公園 28 公園 2,067,836ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域 1,476,607ha ・うち特別保護地区 274,724ha ・海中公園地区 1,466ha <p>国定公園55 公園 1,344,499ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域 1,251,169ha ・うち特別保護地区66,441ha ・海中公園地区 1,385ha <p>都道府県立自然公園 309公園 1,949,711ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域 708,659ha
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	平成14年の法改正で自然環境の保全を内部目的化したことによって、生物多様性を保全する上で重要な優れた自然風景地の保護・保全によりエコロジカル・ネットワークの核となる良好な自然環境が保全される。
備考	—


制度の活用事例

名称（愛称等）	十和田八幡平国立公園
主体	国、3県（青森・岩手・秋田）
<p>東北を代表する山岳地帯である十和田八幡平国立公園（面積85,411ha）は、東北3県（青森・岩手・秋田）にまたがる。本公園は、十和田・八甲田地域（44,920ha）と八幡平地域（40,491ha）の2地域に大きく分けられる。十和田・八甲田地域は、湖水、溪流、山岳、高層湿原等の優れた自然景観を有し、多くの動植物の生息・生育地となっており、八幡平地域は、我が国では他に類のないほどの多種多様な火山地形・火山現象からなる火山景観を有する。いずれの地域も原始性の高い雄大な森林景観を有しており、新緑・紅葉を求めて多くの人々が全国から訪れる。また火山活動によってもたらされた温泉群も主要な利用拠点である。</p> <p style="text-align: right;">出典：環境省資料</p>	

⑥生息地等保護区

所管省・局	環境省自然環境局野生生物課
根拠法等	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
制度の対象地域	—
制度の概要	<p><設定目的> 国内希少野生動植物種の生息地等の保護による種の保存</p> <p><指定要件> ①管理地区 「種の保存法」第37条第1項の規定に基づき、環境大臣は、生息地等保護区のうち、その区域の中で営巣地、産卵地、重要な採餌等その種の個体の生息又は生息にとって重要な区域を管理地区として指定するもの。また、管理地区の区域のうち、指定種の個体の生息・生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を立入制限地区に指定することができる。</p> <p>②監視地区 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域を監視地区という。</p> <p><行為制限等> 管理地区：工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採、指定動植物の捕獲・採取（指定区域内では全ての野生動植物の捕獲・採取等）等の許可制 立入制限地区：定められた期間の立入の制限 監視地区：各種行為の届出制</p> <p><指定状況：平成19年3月31日現在> 生息地等保護区8種9地区 885ha ・管理地区 381ha ・うち立入制限地区 39ha</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	行為制限等による希少な動植物種の保全により、当該種の生息・生育環境を含めた良好な自然環境が保全される。
備考	—


制度の活用事例

名称（愛称等）	藪傘田池ベッコウトンボ生息地保護区（鹿児島県薩摩川内市）
主体	環境省自然環境局野生生物課
<p>藪傘田池ベッコウトンボ生息地保護区は、平成8年6月3日指定された。藪傘田池は、標高300mに位置する火口湖で、池の北西部は泥炭からなる湿原となっている。また藪傘田池の周囲は、水田、畑地等として利用されているほか、宿泊施設、キャンプ場等が整備されている。</p> <p>池は、産卵、幼虫の生息、羽化の場として重要であり、当該区域における各種行為は、池の水位、水質、底質及び湿原植生の維持について配慮が必要である。また池周辺の草地は、成虫の採餌の場として利用されており、草地植生を維持することが求められる。</p>	
	
<p>ベッコウトンボ 出典：薩摩川内市資料、環境省資料</p>	

⑦鳥獣保護区

所管省・局	環境省自然環境局野生生物課
根拠法等	鳥獣保護法
制度の対象地域	—
制度の概要	<p><設定目的> 鳥獣の保護のために重要と認める区域の保護による鳥獣の保護</p> <p><行為制限等> 鳥獣保護区：鳥獣（狩猟鳥獣含む）の捕獲等の許可制 特別保護地区：工作物設置、埋立、木竹伐採の許可制 特別保護指定区域：（上に加えて）動植物の捕獲・採取等、犬等の動物の移入等の許可制</p> <p><指定状況；平成 18 年 3 月 31 日現在> 国指定鳥獣保護区 66 箇所 538, 150ha ・うち特別保護地区 42 箇所 120, 580ha 都道府県指定鳥獣保護区 3, 846 箇所 3, 142, 035ha ・うち特別保護地区 574 箇所 148, 844ha</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	行為制限等による希少な鳥獣類の保全により、当該種の生息・生育環境を含めた良好な自然環境が保全される。
備考	—

制度の活用事例

名称（愛称等）	国指定風蓮湖鳥獣保護区（特別保護地区）
主体	環境省自然環境局野生動物課
<p>風蓮湖は、汽水性海跡湖でその中央部が根室海峡に開口するとともに、周囲の走古丹、風蓮湖河口、春国岱には、森林、砂丘、湿原など恵まれた自然が広がっている。特に、春国岱にある砂丘上に生成したアカエゾマツ林は、世界に 2 例しか確認されていない貴重な群落となっている。また、ハマナスの大群落、塩性湿地、潟湖に成立する干潟など、多様な自然環境が保全されており、野生鳥類にとって良好な生息環境を有している。</p> <p>この地域には、特別天然記念物のタンチョウが多数繁殖しているほか、ガン・カモ類、シギ・チドリ類、オオハクチョウ、ヒシクイなどシベリア地方からカムチャッカ半島及び千島列島を經由して日本に渡来してくる渡り鳥の中継地として、重要な位置を占めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定区分（集団渡来地）、指定期間：平成 5 年 7 月 24 日～平成 25 年 7 月 23 日 ・指定面積 7, 806ha（特別保護地区 6, 156ha） 	
	
<p>風蓮湖に飛来する水鳥</p>	
<p>出典：釧路自然環境事務所資料</p>	

⑧多自然川づくり

所管省・局	国土交通省河川局河川環境課
根拠法等	指針として河川局長より周知
制度の対象地域	すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象
制度の概要	<p>平成2年より開始した多自然型川づくりにより、治水機能と環境機能を調和させた川づくりが定着しつつある一方、画一的な標準横断型での計画や、河床や水際を単調にするなど課題の残る川づくりが見られる。専門家からなる「多自然型川づくり」レビュー委員会における提言を受け、新たな知見を加えた「多自然川づくり基本方針」を平成18年10月に策定した。</p> <p><「多自然川づくり」の定義> 「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。</p> <p><実施の基本> ①川づくりにあたっては、単に自然のものや自然に近いものを多く寄せ集めるのではなく、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用すること。 ②関係者間で留意すべき事項を確認すること。 ③川づくり全体の水準の向上のため、以下の方向性で取り組むこと。 ア. 河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりとすること。 イ. 生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出することはもちろんのこと、地域の暮らしや歴史・文化と結びつけた川づくりとすること。 ウ. 調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくりとすること。</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	河川が有している多様性に富んだ環境を保全することにより、生物の良好な生息・生育環境の創出とそのネットワーク化が期待される。
備考	—

制度の活用事例

名称（愛称等）	土生川の自然再生（高知県香美郡土佐山田町須江）
主体	高知県土木部河川課
<p>土生川は河積が狭く、たびたび洪水が氾濫する未改修河川だったが、圃場整備事業等と調整を図り、平成元年度より下流部から1.1kmの区間を河川局部改良事業として改修に着手することとなった。</p> <p>改修にあたっては、「昔ながらの川づくり」をテーマに自然豊かな川づくりを進めることとし、護岸工に空石張り護岸を採用し、水際にネコヤナギやセキショウ等を植栽して、河岸を緑ある自然な形態とした。</p>	
	
<p>（左）施工前：水深も浅く、流れも単調、法面には接続ブロックが露出している。 （右）施工後1年10カ月：水際にはセキショウやネコヤナギが繁茂。（平成7年4月）</p> <p style="text-align: right;">出典：リバーフロント整備センター資料</p>	

(イ) 事業

①魚を育む流れづくり推進対策事業

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部水利整備課	
施策の対象地域	農業振興地域等	
施策の概要	事業主体	都道府県
	補助率	50%
	<p>魚類は、河川の広い範囲を遡上、降下するものが多いことから、魚道を効果的に整備するためには、流域単位で各々の河川の利用形態等を十分に勘案した魚道整備構想（魚道整備の優先度、対策内容等を河川単位で定めたもの）を策定する必要がある。またより良い魚道の積極的な整備、適正な管理の定着化のためには、構想策定の段階より、農業者、漁業者、河川周辺住民等が参加した協議会での意見交換等を行い、魚道や農業用水に対する理解と協力を求める必要がある。このため本事業により魚道整備構想の策定、魚道整備に関する推進支援対策等を推進し効果的な既設の農業水利施設の魚道整備を一層促進する。（事業実施期間：1地区原則2年間）</p> <p><事業内容></p> <p>（1）各種調査研究</p> <p>①河川形状・流量調査、水産動植物の生息調査、利水、漁業等の河川利用状況調査</p> <p>②農業水利施設の魚道整備状況、管理状況、魚道の機能等に関する各種調査</p> <p>③各施設の魚道の構造等技術的な検討等</p> <p>（2）魚道整備構想の策定</p> <p>効率的な魚道整備を実施するための魚道整備構想の策定</p> <p>（3）管理マニュアル作成</p> <p>魚道の機能評価、適正な魚道の管理のためのマニュアル作成</p> <p>（4）魚道整備に関する推進支援</p> <p>①土地改良区、漁業者、地域住民等が参加した協議会の開催</p> <p>②魚道整備に関する啓蒙普及</p> <p>③魚道の適正な管理のための指導等</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>水田と河川をつなぐ農業用水路に魚道を設置することで、良好なネットワークの創出が期待される。</p> <p>河川整備等との連携により、より広域的なネットワークの創出が期待される。</p>	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	小庄用水堰
主体	東京都産業労働局農林水産部農業振興課
<p>多摩川水系の魚道整備は、国土交通省の「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」で多摩川・秋川をモデル河川に指定し、平成5年度に実施計画を策定した。これを受けて、農業用水堰については、農林水産省の「魚を育む流れづくり推進対策事業」を活用、平成9年度から順次整備を実施した。また既存の農業用水堰の適正な機能を維持しつつ、より機能性の高い魚道を整備するため、学識経験者、用水組合、漁業協同組合、行政機関などで構成する検討会議によってよりよい魚道整備を目指すこととしている。</p>	
	
<p>出典：東京都産業労働局農林水産部農業振興課資料</p>	

②水質保全対策事業

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部水利整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	都道府県
	補助率	50%
	<p>農村地域及び公共用水域の汚濁の原因は各種の要因が重なっていることから、必ずしも原因者を特定できないものの、農村地域の環境保全及び農業用水としての利用にあっては、農業用排水路及び貯水池等の施設管理者として適切に対応することが必要である。</p> <p>このため、農村地域の環境保全及び農業利水に適切に対処するとともに、農業用排水路等から公共用水域へ排出される水質浄化を図り水資源の総合的な保全に資することを目的とした水質保全対策事業を実施する。また湖沼法による指定湖沼の流域においては、特に水質保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるため、水質保全を推進する体制整備のための事業を追加し、地域による水質保全活動を強化する。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 農業用排水路等の水質浄化を図るため、地域の実情に応じて、以下の施設整備を行う。</p> <p>①ホテイアオイ、ヨシ等の水生生物及び休耕田等の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備</p> <p>②浄化水路、曝気施設等の浄化施設整備</p> <p>③農業水利施設に係る周辺環境施設整備</p> <p>④汚泥処理等のための維持管理施設整備</p> <p>(2) 湖沼法による指定湖沼の流域においては、以下の支援事業を実施できる。</p> <p>①水質保全に係る管理運営体制確立</p> <p>②施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	農業用排水路や湖沼における水質保全により、良好な生物の生息生育環境の確保が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	県営みずすまし事業	
主体	滋賀県南部振興局 環境農政部	
<p>滋賀県湖南地域では琵琶湖の富栄養化を抑え水質を保全するために、平成9年に策定された「琵琶湖水質保全対策行動計画」に位置付けられた地域を対象に「水質保全対策事業」に取り組んでいる。</p> <p>この事業は農地から出る負荷を削減するために浄化施設を設置するもので、草津市の「浮舟地区」守山市の「木浜地区」、「守山南部地区」で実施している。肥料の効率的な使用や水管理の徹底などの営農対策と合わせ、効果的な負荷削減を目指す。</p>		
		
		浄化池の水路に設置した植生浄化施設（浮舟地区）
出典：滋賀県南部振興局環境農政部資料		

③地域用水環境整備事業

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部水利整備課	
施策の対象地域	農業振興地域等	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村、土地改良区、その他団体
	補助率	①農林水産省、北海道、離島 50% 奄美 52% 沖縄 2 / 3 ②50% (沖縄県 75%)
	<p>地域用水を核とした農業水利の多面的機能（農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全、地下水の安定等）を発揮させるための総合支援対策として、これらの機能の維持・増進に係わる事業を整理・統合し、新たに地域用水環境整備事業として実施する。 （水環境整備事業、防災水利整備事業、農業水利施設魚道整備促進事業、歴史的な土地改良施設保全事業を、平成 12 年度に整理・統合）</p> <p><事業内容></p> <p>①地域用水環境整備型 農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる以下の整備を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親水・景観保全施設 ・ 生態系保全施設 ・ 地域防災施設 ・ 渇水対策施設 ・ 利用保全施設 ・ 地域用水機能増進施設 ・ 特認施設 <p>②歴史的施設保全型 国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	農業水利の多面的機能の充実によって、地域生態系の保全や防災効果が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	新庄川における地域用水環境整備事業（高知県須崎市）
主体	高知県農業振興部

高知県須崎市の新庄川は68種類の魚類が確認されており、四万十川・鏡川に次いで多い豊かな自然が残っている河川である。河口から5.5km間にある7箇所の堰のうち、5箇所の農業用取水堰は洪水による河床低下や、みお筋の変化により既設魚道が正常に機能せず、魚類の遡上・降下の障害となっている。このため、高知県では平成18年度に、魚道整備により魚類の生息環境を改善し、河川生態系への影響を緩和することを目的として、農業水利施設への魚道の新設、改築を実施した。

なお整備にあたっては、「魚を育む流れづくり推進対策事業」で策定した、魚道整備計画に基づいている。

計画一般図

5箇所の農業用取水堰に魚道整備を行います

高知県 新庄川地区 計画一般図

魚道整備のイメージ

幅10mの中央部を窪ませた粗石付き斜路式魚道により水量が変わっても魚は遡上できます

新庄川における魚道の整備

出典：高知県農業振興部資料

④田園自然環境保全・再生支援事業

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部農村整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村、土地改良区、民間団体等
	補助率	国 1 / 2
	<p>(1) 個別区域における自然環境保全・再生等に係る支援事業 一定期間に限って、土地改良施設等における自然環境の定着を支援するとともに、多面的機能の発揮を支援。</p> <p>①自然環境保全・再生等に係るソフト経費 ・自然再生等に係る構想、活動計画の策定 ・モニタリング（生態系の調査等）の実施 ・地域の環境との調和、自然環境保全・再生に係る評価順応手法の検討 ・地域住民、NPO等との連携の促進（ワークショップの開催等） ・研修・専門家によるアドバイスの実施 ・施設の管理体制の確立（冬水管理、清掃・除草等を行う体制づくり等）</p> <p>②自然環境保全・再生等に係る簡易な整備 ・評価順応手法等を踏まえた簡易な補正工（草刈り、浚渫等） ・住民参加による簡易な整備、資材提供（植栽、小ビオトープの造成等）</p> <p>(2) 都道府県における自然環境保全・再生等に係る地区支援事業 都道府県において(1)の取り組みに対するため、農業農村における自然環境保全・再生を推進するための地区支援事業を推進</p> <p>(3) 地域住民、NPO等の取り組みに対する技術的支援事業や情報提供</p> <p>①地域住民、NPO等に対する情報提供（田園環境再生支援センター事業） ・農村地域での自然再生に関する情報収集・発信、シボジウム等の開催 ・優良事例を奨励し、情報を発信するため「自然と共生した農村づくりコンクール」の開催 ・先進的な自然再生活動の調査、モデル手法の実証調査等を通じた自然再生技術の確立、マニュアルの作成等 ・NPO等の取り組み主体のネットワークの構築</p> <p>②グラウンドワークを活用した技術支援 ・地域自らが自然再生活動を実施しようとしている地域に対して、グラウンドワーク手法を活用した地域組織づくり、自然再生活動の実施、維持管理体制づくり等各段階について、これまでの活動の蓄積・ノウハウを活かした指導・助言及びアドバイザーの派遣 ・地域組織づくりなどにおけるリーダー的な人物に対する研修の企画と実施</p> <p>※上記(1)および(2)の事業については下記の採択要件あり。 ①環境との調和への配慮を行っている農業農村整備事業地区 又は ②田園環境整備マスタープランによる環境創造区域を設定している市町村において、自然再生活動に積極的に取り組んでいる地区</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	地域住民やNPO等と連携した取組により、地域環境への愛着心の醸成や環境配慮の必要性、環境教育及び自然とのふれあいの推進が期待される。	
備考	本事業については、平成17年度より交付金化され「元気な地域づくり交付金」としてその他の事業（田園環境保全整備事業など）とともに統合された。	



事業事例

事業名（愛称等）	集落で取り組む冬期湛水水田（宮城県田尻町、蕪栗沼）
主体	宮城県田尻町農政商工課
<p>宮城県田尻町（現在は合併により大崎市の一部）では、平成10年のガンによる農作物被害をきっかけに、野生動物と共存する環境保全型農業について検討を開始した。渡り鳥が飛来する蕪栗沼だからこそできる環境共存型営農集落を目指して、農家、学識経験者、土地改良区、農業試験場やNPO団体からなる「蕪栗沼地区農業・農村研究会」を設置し、冬期湛水が生態系に与える影響調査や、水田の浄化効果の実証、環境と共存できる農業生産技術の確立に取り組んだ。</p> <p>平成15年度より、冬期湛水を開始しており、渡り鳥の飛来も確認されている。</p>	
	
水が張られた田んぼ	渡り鳥の飛来
出典：宮城県田尻町資料	

⑤自然再生緑地整備事業

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課	
施策の対象地域	都市計画区域内	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村
	補助率	調査補助費 1 / 3
	<p>埋立造成地や工場等からの大規模な土地利用転換地などの自然的な環境を積極的に創出すべき地域、また、廃棄物の埋立処分、投棄等により良好な自然的環境が消失し、環境の保全・再生を積極的に図るべき地域において、都市における自然再生、多様な生物の生息生育基盤の確保等を推進するため、環境の向上に資する良好な緑地の整備を行う自然再生緑地整備事業を実施する。具体的には、干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤を整備する。</p> <p><事業の流れ></p> <p>① 事業計画の策定（計画調査費補助） 自然環境の再生に関する基本方針や事業区域、事業手法、再生する自然環境の維持管理方法等について、事業主体となる地方公共団体が事業計画を策定。事業計画の策定については、調査費補助の対象となる。（補助率 1 / 3）</p> <p>② 個別補助による施策の積極的推進 都市の自然再生に資する緑地整備の着実な展開を図るため、箇所別に補助金を交付する個別補助により事業の積極的推進を図る。</p> <p>③ NPO団体等の積極的な活用 自然環境NPOや住民の参加を得て都市における自然環境の必要性やあり方について広く啓発を行いつつ、事業計画の策定や緑地の整備、自然環境を守りふれあうための施設整備等を効率的・効果的に実施する。</p> <p>④ その他 地域における自然環境の再生の効果が高まるよう、必要に応じて他省庁の事業と連携を図りつつ事業を実施する。</p> <p>事業例：埼玉県「くぬぎ山地区」、滋賀県「びわこ地球市民の森」等</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市において良好な自然的環境を再生することにより、環境負荷の小さい快適で持続可能な都市づくり、自然と共生する魅力的な都市の実現を図ることが期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	くぬぎ山の自然再生
事業主体	くぬぎ山地区自然再生協議会
<p>くぬぎ山地区自然再生協議会は、埼玉県川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」について、その歴史的・文化的・環境的価値の継承を目的として、自然再生推進法に基づいて設置された。同協議会では行政、地域住民、専門家、NPO等が参加し、自然再生の目的や役割分担などをまとめた「自然再生全体構想」を作成、実施計画について協議を行っている。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>「くぬぎ山地区」（埼玉県狭山市、所沢市、三芳町）の全体景観（左）と林内（右） 出典：国土交通省の自然再生事業資料</p>	

⑥直轄総合水系環境整備事業

所管省・局	国土交通省河川局河川環境課	
施策の対象地域	平成19年度は自然再生事業等を92水系（うち新規4水系）について実施。	
施策の概要	事業主体	国
	補助率	1 / 2
	<p>良好な河川環境及びダム環境を保全・復元並びに創出することを目的に、河川とダムの連携を図りながら汚濁の著しい河川とダム貯水池の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、環境学習や癒しの場として周辺整備と一体となって親水や舟運等の河川利用の推進を図る。</p> <p><本事業による自然再生の事例></p> <p>①湿地の再生（松浦川、釧路川等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 河床低下などにより乾燥化する湿地について冠水頻度を増加させることにより湿地環境を再生 上流からの土砂流入を防止し湿地環境を再生 コンクリート化された湖岸の環境を再生 <p>②自然河川の再生（荒川等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧河道を活かし蛇行河川を再生 河畔林の再生 <p>③河口部の干潟再生（堺北泉港、百貫港等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水制工を設置することなどにより干潟を再生 	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	河川の清浄な流水の確保や、湿地等の再生により、自然生態系の改善、回復が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	河川の氾濫源的湿地の自然再生（松浦川、佐賀県）
事業主体	国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所
<p>佐賀県北部を流れる松浦川は、有史以来の水田の開発や河川改修により流域の氾濫原湿地が大幅に減少している。そのため、氾濫原湿地に依存する動植物の減少とそれに伴い人と生物が接する機会も減少してきていることから、松浦川中流部右岸 15km800 地点に位置する「アザメの瀬地区」において、氾濫原としての機能を持つ湿地の再生を目指した事業に着手した。</p> <p>具体的には、①氾濫原湿地の再生（地盤を掘り下げ、昔あった氾濫のリズム（水理的連続性・変動）を再生する）、②シードバンクによる在来植生の回復に取り組んでいる。</p>	
 <p>平成15年9月施工状況航空写真</p> <p>出典：リバーフロント整備センター資料、河川事業概要 2007（河川局）</p>	

⑦総合河川環境整備事業

所管省・局	国土交通省河川局河川環境課	
施策の対象地域	一級、二級河川	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村
	補助率	一級、二級河川（1／3北海道1／3沖縄1／2）
	<p>良好な河川環境を保全・復元並びに創出することを目的に、濁りの著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、環境学習や癒しの場としての親水利用、舟運資料等、地域と一体となって河川利用の推進を図る。</p> <p><採択条件> 指定区間内の一級河川又は二級河川において、特に良好な河畔空間の整備のために、河川管理者と市町村等が共同で策定した計画に位置付けられた河畔整備に係る事業で、総事業費が3億円以上50億円未満であるもの。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	河川の清浄な流水の確保や、湿地等の再生により、自然生態系の改善、回復と河川本来が有するネットワーク機能の改善が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	湖山池（鳥取県）
事業主体	鳥取県県土整備部河川課
<p>湖山池に流入する生活排水及び産業排水等により、池の水質は悪化し、富栄養化に伴う有機汚泥が堆積し、汚泥からの栄養塩類の溶出が進んでいる。こうした水質悪化が池の水を利用する者や市民から懸念されており、湖山池水質管理計画（第2期）で目標としている水質基準を未だ達成していない。このため、池底に堆積している栄養塩類を含んだ底泥を浚渫することにより、池内の水質浄化を図ることとしている。平成18年度には4,000m³の底泥浚渫を実施した。</p>	
	
出典：鳥取県県土整備部河川課資料	

⑧エコロードの推進

所管省・局	国土交通省道路局地方道・環境課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	国、都道府県、市町村
	補助率	—
	<p>(施策の概要：補助要綱等の概要等)</p> <p>エコロードとは、地域の自然環境との共存・調和を図るよう配慮された道路のことである。道路建設にあつては、多様で豊かなわが国の自然環境を保全するために最善を尽くすとともに、のり面や環境施設帯等の用地を利用して地域に適した自然環境の創出に取り組むこともエコロードの考え方である。</p> <p><自然環境保全のための対策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査計画段階での線形や道路構造の検討 ・ 設計段階での道路構造の形状や形式の工夫 <ul style="list-style-type: none"> 動物の移動経路の確保、代替生息・生育地の整備、表土の活用、移植、自然の水循環を確保するための配慮 等 <p>また、自然環境の創出では、周辺に良好な自然の少ない都市部等において、のり面、環境施設帯、サービスエリア、道の駅、インターチェンジ等のオープンスペースを活用して、積極的に動植物の生息・生育環境を創出することがあげられる。</p> <p>道路局では、渋滞によりCO₂排出量が多く、CO₂削減に向けた取り組みの効果が大きい地域を重点地区（平成18年度現在で14地区）に選定し、これらの地域において、自治体、関係団体と連携しながらエコドライブの普及、高速道路の利用促進を図るほか、公共交通機関の利用促進などの各種取り組みを実施している。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	エコブリッジ等の設置による動物の移動路確保により、動植物の生息・生育環境の分断回避が期待される。その他に、沿道環境改善や良好な景観の形成が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	一般国道108号鬼首道路、一般国道169号奥瀬道路	
事業主体	国土交通省東北地方整備局、近畿地方整備局	
<p>一般国道108号鬼首道路（左下）では、橋梁構造を採用し、自然への影響を小さくする工夫がされている。また、一般国道169号奥瀬道路（右下）では橋梁構造を採用し切土をできるだけ少なくしている。</p>		
		
出典：国土交通省道路局資料		

⑨エコポートモデル事業

所管省・局	国土交通省港湾局海岸・防災課	
施策の対象地域	港湾区域内及び区域外（一般海域）	
施策の概要	事業主体	国
	補助率	—
	<p>（特にエコロジカル・ネットワークに関連すると思われるポイント）</p> <p>「環境と共生する港湾（エコポート）」の実現を促進する観点から、全国の模範となる整備事例を早期に形成するため、港湾環境インフラ（水質・底質を改善する浚渫、覆砂、干潟等の創造、緑地の整備等）の総合的な整備を重点的・先行的に行う事業で、多様な港湾環境インフラの導入や環境機能の付加にも積極的に取り組み、事業着手後概ね5年～10年で成果が上がるように整備するもの。</p> <p>モデル事業は、モデル港（地区）の指定、計画の策定、モデル事業の認定を行いその実施を図ることとしており、横浜港、堺泉北港、博多港（和白地区）等、6港において事業認定がなされている（平成17年3月現在）。</p> <p>また、エコポート形成のため、干潟・藻場の造成技術や生態系モデルの開発、海水交換等の海水浄化技術の実証に取り組んでいる。</p> <p>※エコポート政策は策定より10年が経過しており、交通政策審議会港湾分科会環境部会において見直しの作業を行っている。（平成17年国土交通省白書）</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>港湾区域内における面的広がりの中で、陸と海の自然環境の連続性の確保が期待される。</p> <p>工事中及び工事後の一定期間のモニタリングを通じて環境教育や自然とのふれあいの推進、一般市民「憩いの場」としての利用促進が期待される。</p>	
備考		


事業事例

事業名（愛称等）	三河湾シーブルー事業
事業主体	国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所
<p>三河湾では、平成10年以降、干潟・浅場の保全・再生に取り込んでおり、これまでに過去に失われた干潟面積の1/3に相当する約450haを整備している。本事業導入の結果、二枚貝（アサリ等）等の底生生物が多数生息し、水質浄化機能の向上や憩いの場の創造が図られた。</p>	
	
<p>出典：国土交通省港湾局資料</p>	

⑩海域環境創造・自然再生事業

所管省・局	国土交通省港湾局海岸・防災課	
施策の対象地域	港湾区域外	
施策の概要	事業主体	国、港湾管理者
	補助率	直轄事業の場合、国 10/10（管理者負担金無し）
	<p>閉鎖性海域における水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育が可能となる環境の創造を目指し整備するもの。具体的には、次のとおり。</p> <p>①海水が汚染されヘドロ等の堆積した閉鎖性海域において、航路・泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂や汚泥浚渫。</p> <p>②多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境回復を目的に行う海浜等（砂浜、干潟、ラグーン、藻場等）の整備。</p> <p>③閉鎖性の強い港湾における水質改善のための水質浄化施設（循環ポンプ、空気揚水装置等）の整備。</p> <p>④水質・底質の改善を図る外郭施設、係留施設等の改良。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>閉鎖性海域の水質・底質の改善により、多様な生物が生息・生育できる海域環境の創出が期待される。</p> <p>その他、工事中及び工事後の一定期間のモニタリングを通じて環境教育や自然とのふれあいの推進、一般市民「憩いの場」として利用促進が期待される。</p>	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	尾道糸崎港干潟再生プロジェクト
主体	国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所
<p>尾道糸崎港は、瀬戸内海のほぼ中央に位置し、東西 18km の細長い港域、並びに前面に向島等の諸島が浮かぶ静穏な水域を有しており、河川からの砂の供給がなく、砂浜から沖合に向け急深となる特徴を持っている。この海域の 3 地区では、1984 年から 1996 年にかけて航路浚渫土砂を活用した干潟等の再生プロジェクトに取り組み、沖合約 200m の位置に潜堤（石の堤防）を築き、その内側に土砂を投入して覆砂を行い、合わせて干潟約 60ha、アマモ場約 8 ha を再生した。</p> <p>なお本干潟等の再生プロジェクトは、自然干潟と遜色のない再生技術が認められ、平成 14 年度土木学会環境賞を受賞している。また、整備後は継続的にモニタリング調査を行い、2002 年までの結果から、再生干潟において近隣自然干潟の生物種数の 7 割が出現していることを確認している。</p>	
	
出典：国土交通省港湾局資料	

⑪エコ・コースト事業

所管省・局	国土交通省港湾局海岸・防災課	
施策の対象地域	海岸保全区域内	
施策の概要	事業主体	国、港湾管理者
	補助率	—
	<p>良好な自然環境を積極的に保全、回復する必要の高い海岸において、必要に応じて、地域住民等の参加によりきめ細かな対応と事業効果のフォローアップ等、より効果的な対策を行うなど、生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した自然と共生する海岸づくりを推進する。</p> <p>①一般型エコ・コースト事業 海岸保全施設の整備にあたり、施設の配置や構造等に工夫を行うことにより、生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸整備を行う。</p> <p>②住民参加型エコ・コースト事業 ①に加え、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の意見の聴取、パイロット工区における住民団体等の参画によるモニタリングの実施及びその結果等を踏まえた施設の整備を行う。</p> <p>③既存施設改良型エコ・コースト事業 既に海岸保全施設が整備され、防護機能が確保されている海岸において、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の参画により、生態系に配慮した既存海岸保全施設の改良を行う。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸形成の推進により、良好な海岸生態系の保全が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	敦賀港海岸
主体	国土交通省北陸地方整備局
<p>敦賀港海岸は、敦賀湾奥部に位置する延長約 1.3 km の自然海岸であり、若狭湾国定公園に指定されている海岸背後の松林が、「気比の松原」として日本三大松原の一つに数えられている国の名勝地である。当海岸は海水浴、散策、観光等を目的として年間約 110 万人程度の人が訪れているため、自然環境や周辺景観との調和を図る必要がある。</p> <p>しかし、冬季高波等の影響による侵食が進行し、松原への浸水に伴う松林の根が洗われる等といった被害が発生している。このため連続的な砂止工と養浜により、柔らかい汀線を描き豊かな砂浜を創出することで、魅力ある海岸を形成することとした。</p> <p>本事業導入の効果として、松原の植生環境の保全、砂止め潜堤による魚類に対する漁礁としての機能確保が挙げられている。</p>	
	
出典：国土交通省港湾局資料	

⑫自然公園等事業

所管省・局	環境省自然環境局自然環境計画課・国立公園課	
施策の対象地域	国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区	
施策の概要	事業主体	国、都道府県、市町村
	補助率	国立公園：国 10/10 国定公園、国指定鳥獣保護区：地方公共団体 4.5/10(自然環境整備交付金)
	<p>(施策の概要：補助要綱等の概要等)</p> <p>国立公園等においては、自然公園等事業費（自然環境整備交付金）により、植生復元施設、自然再生事業（次頁参照）など、エコロジカル・ネットワーク形成に資する事業を実施することが可能である。</p> <p>自然公園の利用のための中心的な地域において、周辺の自然環境と調和が図られた整備を実施するため、伐採跡地及び建物撤去跡地などを有効活用し、各種事業を実施している。</p> <p>(各種事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地植生や高山植物の保全・復元 ・ 自然河川への再生 ・ 親水公園及びビオトープの整備 	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	わが国の生物多様性を保全する上で重要な優れた自然の風景地を保護・保全することで、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献すると期待される。また地域住民の参加など、環境教育の場として価値も期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	阿寒国立公園阿寒湖畔集団施設地区における湖と緑のネットワーク
事業主体	環境省自然環境局国立公園課
<p>阿寒国立公園の阿寒湖畔地区においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の連続化、緑のボリュームアップを図り、緑地空間としての機能の充実 ・ 水の循環、自然エネルギーの利用など環境負荷の少ない空間の整備 ・ 湖の船上及び湖畔の両側からの景観の確保 <p>という視点から、緑地の確保、自然河川への再生、緑、花、水に関する広場の創出などを計画し、分断化された生態系をネットワーク化することとしている。</p>	
	
出典：環境省自然環境局資料	

⑬自然再生事業

所管省・局	環境省・国土交通省・農林水産省・その他の関係行政機関	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	自然再生協議会等
	補助率	—
	<p>自然再生事業は、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを直接の目的とする。</p> <p>具体的には、直線化された河川の蛇行化による湿原の回復、都市臨海部における干潟の再生や森づくりなどを実施する。自然再生事業は、単に、景観の改善、特定の植物群落の植栽ではなく、その地域の生態系の質を高め、ひいては、その地域の生物多様性を回復していくことに狙いがある。</p> <p><実施事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路湿原（湿原） ・ サロベツ湿原（湿原） ・ くぬぎ山（里山） ・ 三番瀬（干潟） ・ 大台ヶ原（森林） ・ 榎野川（干潟） ・ 阿蘇（草原） ・ 石西礁湖（サンゴ礁） ・ 小笠原（島嶼） ・ 竜串（サンゴ礁） 等 	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	核となる十分な規模の保護地域の保全とともに、動植物の生息生育空間のつながりや適正な配置を確保していくことで、良好な自然環境の保全再生、地域固有の生態系の保全再生等が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	大台ヶ原自然再生事業
主体	環境省近畿地方環境事務所
<p>吉野熊野国立公園の核心部に位置する大台ヶ原では、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。環境省では大台ヶ原自然再生検討会を設置し、「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成17年1月に策定しており、これに基づき「森林生態系の保全再生」「ニホンジカの保護管理」「新しい利用のあり方の推進」の3分野について、一体的・総合的な施策を推進している。</p>	
	
出典：環境省近畿地方事務所資料	

⑭保護増殖事業

所管省・局	環境省自然環境局野生生物課		
施策の対象地域	—		
施策の概要	事業主体	国	
	補助率	—	
	国内希少野生動物植物種に指定されている種のうち、その個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業の推進をする必要があると認める場合は、保護増殖事業計画を策定して、保護増殖の事業を実施している。平成19年4月現在、下表の38種について保全計画が策定されている。		
	保護増殖事業計画一覧		
	区分	種名	策定省庁
	哺乳類	ツシマヤマネコ	環境庁、農林水産省
		イリオモテヤマネコ	環境庁、農林水産省
		アマミノクロウサギ	文部科学省、農林水産省、環境省
	鳥類	アホウドリ	環境庁
		(アホウドリ変更後)	文部科学省、農林水産省、環境省
トキ		環境庁	
(トキ変更後)		農林水産省、国土交通省、環境省	
タンチョウ		環境庁、農林水産省、建設省	
シマフクロウ		環境庁、農林水産省	
イヌワシ		環境庁、農林水産省	
ノグチゲラ		環境庁、農林水産省	
オオトラツグミ		環境庁、農林水産省	
アマミヤマシギ		環境庁、農林水産省	
ウミガラス		環境省	
エトビリカ		環境省	
ヤンバルクイナ		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	
オジロワシ		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	
オオワシ		文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	
アカガシラカラスバト	文部科学省、農林水産省、環境省		
両生類	アベサンショウウオ	環境庁、建設省	
魚類	ミヤコタナゴ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省	
	イタセンパラ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省	
	スイゲンゼニタナゴ	農林水産省、国土交通省、環境省	
	アユモドキ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	
昆虫類	ベッコウトンボ	環境庁、文部省、農林水産省	
	ゴイシツバメシジミ	環境庁、文部省、農林水産省	
	ヤンバルテナガコガネ	環境庁、文部省、農林水産省	
	ヤシャゲンゴロウ	農林水産省、環境省	
植物	キタダケソウ	環境庁	
	レブンアツモリソウ	環境庁、農林水産省	
	ハナシノブ	環境庁	
	チョウセンキバナアツモリソウ	農林水産省、環境省	
	ムニンツツジ	農林水産省、環境省	
	ムニンノボタン	農林水産省、環境省	
	アサヒエビネ	農林水産省、環境省	
	ホシツルラン	農林水産省、環境省	
	シマホザキラン	農林水産省、環境省	
	タイヨウフウトウカズラ	農林水産省、環境省	
	コバトベラ	農林水産省、環境省	
	ウラジロコムラサキ	農林水産省、環境省	
	期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	希少な動植物種について個体繁殖、生息地等の保全を図ることで、種の多様性が保全される。	
備考	—		

事業事例

事業名（愛称等）	トキ保護増殖事業
主体	環境省佐渡トキ保護センター
「佐渡トキ保護センター」では、国内希少野生動物であるトキの増殖を図るため、環境省が新潟県に委託して実施している「トキ保護増殖事業」を行っている。同センターではトキの保護、飼育の他に、一般公開施設の運営やトキ・モニター養成講座の開催なども行っている。	
出典：佐渡トキ保護センター資料	

⑮国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業

所管省・局	環境省自然環境局国立公園課	
施策の対象地域	国立公園、国指定鳥獣保護区、自然環境保全地域及びこれらと保全上密接な関係にある周辺地域	
施策の概要	事業主体	国
	補助率	—
	<p>国立公園等の貴重な自然環境を有する地域における地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進し、国立公園等の管理のグレードアップを図る事業。</p> <p>グリーンワーカーとしては、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用すること、特に二酸化炭素吸収源対策、特定外来生物法全面施行を受けた外来種対策、景観法の施行を受けた景観形成の取り組みをさらに充実・強化する。</p> <p style="text-align: center;">グリーンワーカー事業のスキーム</p> <p style="text-align: right;">出典：山陽四国地区自然保護事務所資料</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	地域の自然環境等を熟知した事業者の協力による、きめ細かな自然環境保全活動の展開により、健全な生態系の保全・再生に資すると期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	知床岬における外来種対策事業
主体	環境省釧路自然環境事務所
<p>知床岬地区では在来の植生がエゾシカの採食圧等によって衰退した箇所外来種・人里植物の侵入が確認されており、中でもアメリカオニアザミは爆発的な増加傾向にある。岬地区の在来植生を保護・回復する上で、同種の駆除は課題の一つであり、2002年及び2003年の試験的な駆除作業に続き、本事業は2004年から知床岬地区での本格的な同種の駆除を継続実施している。</p> <p style="text-align: right;">出典：知床データセンター、環境省釧路自然環境事務所</p>	


2) 国土利用の安全性確保の視点

(ア) 制度

①保安林制度

所管省・局	林野庁森林整備部治山課
根拠法等	森林法
制度の対象地域	国有林・民有林
制度の概要	<p><設定目的> 水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため必要な森林の保全</p> <p><行為制限等> ・立木伐採・損傷、立竹伐採、家畜の放牧、下草等の採取、土地改変等の許可制 ・指定施業要件の範囲内等での択伐・間伐の届出制 ・指定施業要件による伐採跡地への植栽義務</p> <p><指定状況：平成19年3月31日現在> ・水源かん養保安林 887 万 ha ・土砂流出防備保安林 249 万 ha ・土砂崩壊防備保安林 6 万 ha ・その他(4～11号保安林)107 万 ha</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	森林のもつ水源涵養、土砂災害防止などの多面的機能を確保するための制度であり、国土利用の安全性確保に資すると期待される。
備考	—

制度の活用事例

名称(愛称等)	嵐山国有林(京都市西京区)の風致保安林
主体	京都大阪森林管理事務所
<p>嵐山国有林は、「京都市近郊国有林野の取扱について」を基本とする第4次地域施業計画(昭和57年策定)において、風致に最も配慮する国有林として位置づけられており、往時の嵐山の姿を80年後に復元することを目標とされた。基本方針としてサクラやマツの植栽時に陽光を確保するため一ヶ所当たり0.1haの群状択伐を行う、保育を行い林相を改良する、急斜面の安定と防災対策を行うことなどが示された。</p> <p>同年より毎年2月25日を「嵐山植林育樹の日」と定め、京都営林署と嵐山保勝会とが共催する植樹祭が開始されている。</p>	
	
<p>嵐山国有林(京都大阪森林管理事務所HPより)</p> <p>出典：嵐山国有林における植樹祭を通じた風致施業(1997) 深町加津枝、森林総合研究所関西支所</p>	

②林地開発許可制度

所管省・局	林野庁森林整備部治山課
根拠法等	森林法
制度の対象地域	民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く）
制度の概要	<p><設定目的> 保安林以外の森林においても、公益的機能を有しており、開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要である。林地開発許可制度は、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的とする</p> <p><行為制限等> 許可制度の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、次の規模をこえるもの ① 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1 ha を超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル ② その他の行為にあつては土地の面積1 ha</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	森林のもつ水源涵養、土砂災害防止などの多面的機能を確保するための制度であり、国土利用の安全性確保に資すると期待される。
備考	—

制度の活用事例

名称（愛称等）	林地開発許可制度の活用
主体	岩手県農林水産部森林保全課
<p>事業区域内の周辺部及び開発区域内に、残置森林及び造成森林が適正に配置されている。</p> 	
出典：岩手県農林水産部森林保全課資料	

(イ) 事業

①農地の防災機能増進事業

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部防災課	
施策の対象地域	農業振興地域等	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村、土地改良区
	補助率	①定額、②1／2
	<p>農村の過疎化、高齢化、混住化などの進展により、農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下により、農地・農業用施設の持つ多面的機能の発揮に支障を来し、災害時には農地・農業用施設が、周辺農地や地域住民の財産への被害を増大させる要因にもなっている。一方、水田の雨水貯留機能を増進させるため畦畔の補強・嵩上げ、休耕田を遊水地にするなどの、農地の多面的機能に着目した防災対策も試みられている。</p> <p>本事業は、こうした取組みを全国的に展開するため、農地の有する多面的機能、農村のコミュニティが有する「共助」の機能を活かし、農地の防災機能を増進させるための地域の合意形成・体制づくりや農地等の整備について支援を行う新たな防災対策をモデル的に実施するものである。</p>	
	<p>(事業内容)</p> <p>①地域の災害対策の強化を図るため、農地等の防災機能の増進に着目した「地域防災施設管理計画」づくりや住民によるワークショップなどの体制の整備に対する支援</p> <p>②「地域防災施設管理計画」に基づき行う、雨水貯留のための畦畔の補強・嵩上げなど農地等の防災機能を増進させるための整備</p>	
	<p>(採択要件)</p> <p>①「地域防災施設管理計画」の策定が確実に見込まれること</p> <p>②既存の農地防災事業等（湛水防除事業等）の効果を補完することにより、農地等の有する防災機能が向上すると見込まれる地域であること</p> <p>事業実施期間：平成18年度～平成24年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	農地の水源涵養機能、土砂災害防止機能を増進することで、より安全な国土づくりに資すると期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	武庫川（兵庫県）
主体	兵庫県県土整備部土木局
<p>兵庫県では、平成18年度より、水田貯留の推進のため、武庫川上流の篠山市南部においてモデル的に「農地の防災機能増進事業」に着手し、堰板構造の検討及び実施に向けた流域の合意形成に取り組んでいる。</p> <p>平成20年度には、中流域の三田市においても着手する予定である。</p> <p style="text-align: right;">出典：兵庫県県土整備部土木局資料</p>	

②ため池等整備事業

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部防災課	
施策の対象地域	農業用ため池	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村等
	補助率	大規模 55%、小規模 50% (内地)
	<p>農業にとって不可欠な施設である農業用排水施設は、農民の多大な労力と資金により、営々と歴史的に築きあげられたものであり、今や農村社会にとって重要な社会資本となっている。一方、兵庫県南部地震における被害をはじめとして、豪雨、地震等による農業用施設の災害は毎年膨大な量に達しており、さらに、これらの災害は、近年の都市化、混住化の進展に伴い、周辺及び下流域の農用地、農業用施設はもとより、民家・公共施設や、更には人命まで被害を及ぼす危険性がある。</p> <p>このため、老朽化し早急に整備が必要なため池及び用排水施設の整備、傾斜地等の土砂崩壊防止施設、湖岸堤防の改修等のハード整備を行うとともに、ハザードマップの整備や地域の防災体制の整備等のソフト対策を行い、災害の未然防止又は被害の最小化を図る。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生のおそれがあるため池等の整備 ・風水害等による土砂の崩壊を防止するための土留工等の整備 ・湖沼等に隣接する農用地を保全する堤防、樋門等の整備 ・防災情報管理システムの整備 ・ハザードマップの作成支援、地域の防災体制の整備 等 <p><採択要件></p> <p>都道府県 (大規模) 受益面積：100ha 以上 総事業費：80 百万円以上 (小規模) 受益面積：10ha 以上 総事業費：8 百万円以上 市町村等 (大規模) 受益面積：60ha 以上 総事業費：80 百万円以上 (小規模) 受益面積：60ha 未満 総事業費：8 百万円以上</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	災害の恐れのあるため池などの整備を通じて、災害の未然防止、被害の最小化が期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名 (愛称等)	淀原地区におけるため池整備事業 (島根県瑞穂町)	
主体	島根県農林水産部農村整備課	
<p>ため池の整備により用水の安定供給が図られた結果として、以下の成果が得られたと評価している。</p> <p>①用水不足による生産量の減少が防止され約 1,030 千円相当の生産効果があった。</p> <p>②土地利用率が向上するとともに、野菜などの反当り収量が増加。</p> <p>③仮にため池の堤防が決壊した場合、農作物・農家資産・公共施設等の社会資本あわせて 592,498 千円の資本などが被害に遭うこととなり、これを防止している。</p>		
		
出典：事業の効果発現事例集、島根県農林水産部農村整備課資料		

③治山事業

所管省・局	林野庁森林整備部治山課	
施策の対象地域	保安林・保安施設地区（森林法）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）	
施策の概要	事業主体	国、都道府県
	補助率	1 / 2 ~ 2 / 3（下記参照）
	<p>大規模災害に備えるため、既存の施設や森林等を活用する形で効率的に山地防災力を強化する。また、危険地区の情報提供や災害発生時の支援等のソフト対策及び過密化等が進んでいる保安林の水源かん養機能等を回復するために行う森林整備とも一体となって、総合的な治山対策を推進する。</p> <p><政策目標> 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数を平成 20 年度末までに 4,000 集落増加（約 4 万 8 千集落（15 年度） → 約 5 万 2 千集落（20 年度））</p> <p><内容> ①直轄治山事業（負担率：2 / 3） ②直轄地すべり防止事業（負担率：2 / 3） ③山地治山事業（補助率：1 / 2 等） ④防災林整備事業（補助率：1 / 2 等） ⑤水源地域等保安林整備事業（補助率：1 / 2 等） ⑥治山等激甚災害対策特別緊急事業（補助率：5.5 / 10 等） ⑦特定流域総合治山事業（補助率：1 / 2 等） ⑧地すべり防止事業（補助率：1 / 2 等） ⑨その他（定率等）</p> <p>※平成 20 年度新規・拡充事項 ①治山施設機能強化事業【新規】（補助率：1 / 2 等） ②火山防災林整備促進対策【拡充】（補助率：1 / 2） ③高齢級過密林への継続保育の実施【拡充】（補助率：1 / 3） ④里山等保安林機能強化対策【拡充】（補助率：1 / 2 等）</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	治山事業、地すべり防止事業等による山地防災力の強化により、国土利用の安全性確保が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	中越地区直轄地すべり防止事業	
主体	林野庁中越森林管理署	
<p>地すべり防止工事は、地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域内において、原則として都道府県が行うが、工事の規模が大きいなど特別の場合は、都道府県の要請を得て国が直接工事を行うこととされている。</p> <p>中越大震災によって発生した山地災害のうち、地すべりなどの被害が著しい箇所では「中越地区直轄地すべり防止事業」として林野庁（中越森林管理署）が新潟県に代わって工事を実施している。</p> <p>（右）工事予定箇所の被害状況（長岡市古志種苧原）</p>		
		
出典：中越森林管理署・中越山地災害復旧対策室資料		

④都市防災総合推進事業

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課	
施策の対象地域	大規模地震発生の可能性の高い地域※、三大都市圏既成市街地等、政令指定都市、道府県庁所在都市、重点密集市街地を含む市町村 ※地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村、都市再生機構、防災街区整備推進機構等
	補助率	国 1 / 2 等
	<p>本事業は、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的として、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する。具体的には、以下の5つが挙げられる。</p>	
	<p>①災害危険度判定調査 [補助対象] ・建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査 [事業主体] 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構 [補助率] 1 / 3</p> <p>②住民等のまちづくり活動支援 [補助対象] ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会の活動に対する助成 ・地区のまちづくり方針の作成 [事業主体] 市町村、防災街区整備推進機構 [補助率] 1 / 3</p> <p>③地区公共施設等整備 [補助対象] ・道路又は公園、広場等の地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備を含む） [事業主体] 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構 [補助率] 1 / 2（用地費は1 / 3）</p> <p>④都市防災不燃化促進 [補助対象] ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域（不燃化促進区域）における耐火建築物、準耐火建築物の建築への助成 ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等 [事業主体] 都道府県、市 [補助率] 1 / 2（調査は1 / 3）</p> <p>⑤密集市街地緊急リノベーション事業 [補助対象] 複数の事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネート [事業主体] 都道府県、市町村、都市再生機構、防災街区整備推進機構等 [補助率] 1 / 2（都市再生機構は3 / 4）</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市防災の観点から、道路、公園、広場等の公共施設整備や、まちづくり活動の支援により、より安全な都市形成が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	和歌山県田辺市橋谷地区
主体	和歌山県住宅環境課
<p>和歌山県田辺市橋谷地区においては、本事業を活用し平成16年度～19年度に津波避難広場を設置。</p> <p style="text-align: right;">出典：和歌山県住宅環境課資料</p>	

3) 快適環境創出の視点

(ア) 制度

① 集落地域整備制度

所管省・局	農林水産省農村振興局農村政策課 国土交通省土地・水資源局土地政策課
根拠法等	集落地域整備法
制度の対象地域	都市計画区域と農振地域が重複している地域
制度の概要	<p><目的> 都市近郊の農業集落では、様々な職業の人々が居住し、様々な産業が立地する複合的な地域社会となってきた。集落営農はこうした都市化の動向に十分対応している状況とはいえ、放置すれば集落周辺の土地利用がさらに混乱し、農業生産への支障等が懸念される。集落地域整備法はこうした都市化の波に対処するために、計画的に土地利用の整序化や良好な集落環境の実現を図ることを目的に定められた法である。</p> <p><集落整備により期待される効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落周辺の良好な農地（特に白地農地）が保全される ・ 集落周辺の小規模・分散のうちに集団化される ・ 良好な農業生産基盤と生活環境基盤が形成される ・ 将来の住宅建築等の開発が集落内の適切な区域に誘導される ・ 道路等の集落地区施設が整備されるとともに、農村空間の特性とあいられない開発が排除され、農村らしい快適な居住空間が形成される ・ 公園、空地の整備により安全な遊び場、地域活動の場が確保される ・ これからの整備が計画的に実施され、営農条件と都市環境との調査のとれた地域づくりが行われる
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市近郊の農業集落において、土地利用の整序化を計画的に進めることにより、良好な農地の保全が期待される。
備考	—

制度の活用事例

名称（愛称等）	集落地域整備法に基づく整備事業の計画フロー
主体	—
<p>集落地域整備（都計区域、農振区域の重複地域でかつ、農林サイド及び都市サイドが共に法定計画の作成を必要とする場合）の計画フロー</p> <pre> graph TD A[田園居住区整備基本計画等] --- B[農業集落整備実施計画] C[農業集落計画] --- B C --- D[基本方針] D --- E[集落地区計画] D --- F[集落農振整備計画] E --- G[土地区画整理事業等] F --- H[集落整備地域換地設計] F --- I[集落地域整備等] H -.- I </pre>	
<p>出典：福島県農林水産部農村整備質農村計画課資料</p>	

②優良田園住宅制度

所管省・局	農林水産省農村振興局農村政策課 国土交通省住宅局住宅総合整備課
根拠法等	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 (国土交通省と農林水産省の共管法)
制度の対象地域	－
制度の概要	<p>多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図る。</p> <p><優良田園住宅の定義> 優良田園住宅とは、農山村地域、都市の近郊等に良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建てで、敷地面積が 300 m²以上、建ぺい率 30%以下、容積率 50%以下、容積率 50%以下、3 階建て以下の住宅。</p> <p><普及状況（平成 19 年 4 月現在）> ①優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針策定市町村（34 市町村） 新潟県上越市、福井県福井市、宮城県柴田町、北海道東川町、北海道由仁町、鳥取県智頭町、宮城県松島町、北海道ニセコ町、三重県勢和村、香川県高松市、北海道旭川市、茨城県かすみがうら市（旧霞ヶ浦町）、島根県邑南町（旧石見町）、福島県飯野町、山形県山形市、鹿児島県鹿児島市、愛媛県松山市、北海道美唄市、新潟県新潟市（旧新津市）、広島県北広島町（旧豊平町）、広島県世羅町（旧甲山町）、兵庫県丹波市（旧青垣町）、山形県天童市、富山県富山市、広島県北広島町（旧大朝町）、北海道当別町、岩手県盛岡市、長崎県佐世保市、愛媛県今治市、岡山県玉野市、福岡県志摩町、北海道伊達市、山形県鶴岡市、北海道滝川市、北海道登別市</p> <p>②優良田園住宅建設計画の認定市町村（15 市町村） 宮城県柴田町、福井県福井市、北海道東川町、新潟県上越市、北海道由仁町、鹿児島県鹿児島市、北海道旭川市、山形県山形市、広島県世羅町（旧甲山町）、山形県天童市、北海道当別町、新潟県新潟市（旧新津市）、長崎県佐世保市、富山県富山市、岡山県玉野市</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	自然環境の保全、農林漁業の健全な発展との調和に配慮した住宅建設の推進により、快適な住空間の創出が期待される。
備考	－

制度の活用事例

名称（愛称等）	優良田園住宅のイメージ
主体	個人
<p><自然遊住型> 自然環境豊かな山里で、自然と同化した生活を送るための住宅 地域イメージ：既存の農山村集落の少し離れたところ</p> 	
出典：国土交通省住宅局住環境整備室資料	

③市民農園制度

所管省・局	農林水産省農村振興局農村政策課
根拠法等	特定農地貸付法、市民農園整備促進法
制度の対象地域	—
制度の概要	<p>近年、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農作業を通じた教育、障害者・高齢者対策への関心が高まるなど都市農村の交流をすすめることが強く求められている。</p> <p>平成 15 年 4 月の構造改革特別区域法の施行により、農地の遊休化が深刻な問題となっている地域にあって、地方公共団体及び農業協同組合以外の多様な者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置を講じ、市民農園の開設を促進した。なお構造改革特区については、全国展開することとなり、平成 17 年 9 月 1 日付けで改正特定農地貸付法が施行され、地方公共団体及び農業協同組合以外の多様な者による市民農園の開設が可能となった。</p> <p>市民農園の形態としては、都市住民が自宅から通って利用する日帰り型の市民農園と、農村に滞在しながら農園を利用する滞在型の市民農園（クラインガルテン）があるほか、近年においては、農業・農作業の教育的な機能や医療上の効果が認められ学校法人、福祉法人等が自ら農地を保有し、農業体験や園芸療法を目的とした学童農園、福祉農園も増加している。また農作業を初めて経験する者や、いろいろな作物を栽培したい者のために開設者が農作物の栽培指導や栽培マニュアルの提供等を行う農園や、収穫祭等を開催し都市住民と地域との交流を図るような農園も増加している。</p> <p><開設方法></p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民農園整備促進法によるもの ②特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付法）によるもの ③農地を利用して農作業を行う農園利用方式によるもの <p><開設主体></p> <ol style="list-style-type: none"> ①地方公共団体が開設する場合 ②農業協同組合が開設する場合 ③農地を所有する者が開設する場合（農家等） ④農地を所有していない者が開設する場合（NPO、企業等）
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	自然とのふれあい空間の創出により、快適な自然環境の創出が期待される。
備考	平成 19 年 3 月 31 日現在 3,246 農園が開設 主体別内訳は地方公共団体 2,342、農業協同組合 494、農業者 283、構造改革特区 111、その他（NPO等）16 となっている。


制度の活用事例

名称（愛称等）	市民農園（岐阜市安食竹田）
主体	岐阜市農林振興部農林園芸振興室
<p>健康作りや家族のふれあいの場の提供と共に、農業への理解を深めることを目的に岐阜市により、岐阜市安食竹田に市民農園を開設。中でも注目されるのが、身体障害者用区画で、プランターの高さが障害者の個々の体の状態に合わせ、57cm～67cmの間で変えられる。</p> <p style="text-align: right;">出典：市民農園事例集、農林水産省農村振興局資料</p>	

④「緑の基本計画」制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
根拠法等	都市緑地法第4条
制度の対象地域	各市町村
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めることにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するための計画である。 基本計画の内容として、「緑地の配置の方針に関する事項」で、動植物の生息・生育地としての緑地のネットワークが形成されるよう緑地を配置することなどを例示している。 エコロジカル・ネットワークの形成を視野に、計画的な緑地の配置、保全、整備が可能となる基本計画は、公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず広く学校や工場の緑化等も対象とすることが望ましいとしている。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	市町村単位での緑地の保全、緑化推進の総合的、計画的な実施により、エコロジカル・ネットワーク形成の促進が期待される。
備考	平成18年3月31日現在、策定済みの市区町村612、策定中の市区町村72

制度の活用事例

名称（愛称等）	福岡市緑の基本計画
主体	福岡市都市整備局公園緑地部公園計画課
<p>福岡市では平成11年2月に緑の基本計画を策定している。この計画では、以下の6つの本方針を掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「自然に恵まれた都市・福岡」を支える骨格の緑を守ります 2. 海の風、山の風を感じる自然と共生していきます 3. まちに個性と風格を添える緑をつくります 4. 身近な生活に潤いをもたらす緑を育みます 5. 安心と生きがいを支える緑の整備を進めます 6. 市民と協力して緑のまちづくりを進めます 	
	
<p>緑の将来像図（福岡市）</p>	
<p>出典：福岡市緑の基本計画</p>	

⑤緑地保全地域制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
根拠法等	都市緑地法第5条
制度の対象地域	都市計画区域内の緑地
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山など都市近郊の比較的大規模な緑地を、都市計画の地域地区のうち、「緑地保全地域」として指定することにより、建築物の新・増・改築、木竹の伐採など一定の行為を制限し、土地利用と調和を図りつつ保全する制度。 管理協定制度を活用することにより、土地所有者に代わって地方公共団体等が緑地の管理を行うことができ、土地所有者の管理の負担を軽減することができる。 土地所有者にとっては、管理協定制度を併用することにより、管理の負担の軽減、土地の所有コストの軽減等のメリットがある。 市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場としての活用が可能となる。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市近郊の比較的大規模な緑地を保全することにより、都市におけるエコロジカル・ネットワーク形成上の拠点の保全につながると期待される。
備考	—

制度の活用事例

名称（愛称等）	清瀬松山緑地保全地域（東京都清瀬市）
主体	東京都環境局自然環境部緑環境課
<p>清瀬松山緑地保全地域は、清瀬市の南西部に位置する平坦な地域で、南側部分はアカマツを主体とした雑木林であり、南西部分にはニセアカシアの若齢林が存在する。中央部から北側、東側の部分では、草地と、サワラやプラタナスの並木等の植栽された旧病棟間通路跡があるほか、多くの立木が散在している。水源はないが、中央部にわずかに凹地があり、梅雨期には若干水がたまり、ヨシの生育が見られる場所がある。保全方針としては、市街地の中では稀少となったアカマツを中心とする平地林は、できるかぎり現状のまま保全することを基本とし、樹林地と開放部の入り交じった多様性に富んだ自然空間とするとしている。</p> <p>また当該地域では、「東京グリーンシップ・アクション」として、企業・NPO等と行政が連携して、草刈りなどによる里山保全活動を行っている。</p>	
	
	
<p>清瀬松山緑地保全地域</p> <p>ボランティアによる下草刈り</p> <p>出典：東京都環境局資料</p>	

⑥特別緑地保全地区制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
根拠法等	都市緑地法第12条 首都圏近郊緑地保全法第5条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第6条
制度の対象地域	都市計画区域内の緑地
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市内に残された緑地を、都市計画の地域地区の内、「特別緑地保全地区」等として指定することにより、建築物の新・増・改築、木竹の伐採など一定の行為を制限し、保全する制度。 土地所有者の申し入れを受けて地方公共団体が土地を買い入れることもでき、この場合、国庫補助を受けることができる。 管理協定制度を活用することにより、土地所有者に代わって地方公共団体等が緑地の管理を行うことができ、土地所有者の管理の負担を軽減することができる。 土地所有者にとっては、管理協定制度を併用することにより、管理の負担が軽減されること、土地の所有コストの軽減（相続税は概ね8割減、固定資産税は最大1/2まで減免）がメリットとなる。 市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場としての活用が可能となる。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要がある緑地を指定することにより、都市のエコロジカル・ネットワーク形成上の重要な拠点の保全につながると期待される。
備考	特別緑地保全地区： 平成18年3月31日現在 57都市340地区において2,000ha 近郊緑地保全区域：平成18年3月31日現在 25区域 面積96,975ha (うち特別保全地区26地区、面積3,455.5ha)

制度の活用事例

名称（愛称等）	平林寺近郊緑地特別保全地区
主体	埼玉県環境部みどり自然課
<p>平林寺境内林とその周辺の雑木林は、優れた自然環境を保全していくため、首都圏近郊緑地保全法に基づく「平林寺近郊緑地保全区域」に指定されている。また同区域のうち、特に良好な自然環境を有する地区については、「平林寺近郊緑地特別保全地区」に指定されており、建築物の建築などの行為は現状凍結的に制限されるなど、緑地保全以外を目的とした行為が制限されている。（指定面積平林寺近郊緑地保全区域／約68ha、うち特別保全地区／60.4ha）</p>	
	
<p>平林寺近郊緑地特別保全地区（埼玉県） 出典：国土交通省都市・地域整備局資料</p>	

⑦管理協定制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
根拠法等	都市緑地法第 24 条、首都圏近郊緑地保全法第 8 条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 9 条
制度の対象地域	特別緑地保全地区、緑地保全地域、近郊緑地保全区域
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体又は都市緑地保全法第 68 条第 1 項の規定に基づく緑地管理機構が、必要に応じて、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は近郊緑地保全区域内の土地の所有者と管理協定を締結することにより、当該地域等の緑地の管理を土地所有者に代わって行うことができる制度で、これにより都市の身近な自然の適切な維持管理を行うことが可能となる。 土地所有者にとっては、地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減されるメリットがある。 特別緑地保全地区においては、相続税は、特別緑地保全地区としての評価減に加え、さらに 2 割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市の身近な自然の適切な維持管理を図ることにより、良好な自然環境の保全が期待される。
備考	—


制度の活用事例

名称（愛称等）	なごや西の森づくり
主体	財団法人名古屋市みどりの協会
<p>財団法人名古屋市みどりの協会は、平成 16 年 1 月 30 日、緑地の整備・管理に一定の能力を有するものとして、全国で 3 番目の緑地管理機構の指定を受けている。</p> <p>「なごや西の森づくり」は、名古屋市西部に位置する中川区と港区にまたがる戸田川緑地において、市民・企業・行政のパートナーシップにより、苗木を植え、次世代に伝える豊かな森を育てていこうとする森づくりである。市民や企業が主体となって、苗木の植樹や間伐等を定期的におこない、森の観察会や動植物調査、間伐材を利用したクラフト遊びなど、様々な活動を通じて人と生き物が強みできる森の創出を目指している。</p>	
	
<p>なごや西の森づくり</p> <p>出典：名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課資料</p>	

⑧市民緑地制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
根拠法等	都市緑地法第 55 条
制度の対象地域	緑地及び建築物屋上や人工地盤上の緑化施設
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が、主として土地の所有者からの申出に基づき、緑地を市民に公開する契約（市民緑地契約）を締結することにより、土地所有者が当該緑地を市民へ公開することを支援・促進するとともに、緑地の保全を推進する制度で、これにより地域の人々が利用できる公開された緑地の提供が図られる。 対象：都市計画区域内、300 m²以上の一団の土地の区域 契約期間：5年以上 管理協定が緑地保全地域又は特別緑地保全地区に限られるのに対して、市民緑地は都市計画区域内の民有緑地が対象となり、管理協定制度を補完する制度である。 土地所有者にとっては、地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことによる管理の負担軽減、相続税、贈与税は、契約期間が 20 年以上の場合に 2 割控除、地方公共団体に無償で貸し付けた場合、固定資産税及び都市計画税が非課税となるなどのメリットがある。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	市民緑地契約により、都市の民有緑地が一定期間保全され、適切に管理されることにより、自然環境の連続性の確保が期待される。 地域の人々が利用できる公開された緑地となることから、様々な啓発活動の場として活用できる。
備考	平成 18 年 3 月 31 日現在 31 市区 113 地区 52.52ha

制度の活用事例

名称（愛称等）	千駄木ふれあいの杜
主体	東京都文京区
<p>千駄木ふれあいの杜は、武蔵野台地の東端に位置する、本郷台地と根津谷の間の斜面に残る崖線緑地として残っている貴重な緑であり、2007 年 4 月現在、山手線の内側で開設されている唯一の市民緑地である。</p> <p>当緑地には、スダジイやムクノキの大径木、シラカシ、イイギリなどの高木、さらにはヤマモミジ、ヒサカキ、サザンカなどの中木が生育し、渡り鳥を含め、ムクドリやヒヨドリ、オナガやシジュウカラなどの鳥類、その他昆虫類なども見られ、様々な動物が生息する。</p>	
	
出典：東京都文京区資料	

⑨緑地管理機構制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
根拠法等	都市緑地法第 68 条
制度の対象地域	民有地
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図るため、一定の緑地整備、管理能力を有する公益法人又は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人（NPO 法人）について、都道府県知事が「緑地管理機構」として指定し、管理協定に基づく緑地の管理主体、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買入れ・管理主体等として位置づける制度である。 ・ 緑地管理機構が特別緑地保全地区内の土地を買入れる場合、地方公共団体が買入れるのと同様の優遇措置がある。 ・ 地方公共団体以外の NPO 法人などの民間団体や市民が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能となる。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	民間団体や市民が緑地の保全や緑化に自発的に参加することにより、良好な自然環境の保全、維持管理の推進が期待される。
備考	平成 18 年 3 月 31 日現在 4 団体 (財)東京都公園協会（東京都） (財)神奈川県公園協会（神奈川県） (財)せたがやトラスト協会（東京都世田谷区） (財)名古屋市みどりの協会（名古屋市）

制度の活用事例

名称（愛称等）	(財)せたがやトラスト協会
主体	(財)せたがやトラスト協会
<p>(財)せたがやトラスト協会は、平成 18 年 4 月に世田谷都市整備公社と合併、(財)世田谷トラストまちづくりとなっている。同財団では北鳥山九丁目屋敷林、成城三丁目なかんだの坂、喜多見五丁目竹山、成城三丁目こもれびの庭、成城四丁目十一山の計 5 カ所の土地所有者と市民緑地契約を結び、維持管理を行っている。</p>	
	
<p>祖師谷公園成城九丁目市民緑地（世田谷区）</p> <p>出典：(財)世田谷トラストまちづくり資料</p>	

⑩緑地協定制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
根拠法等	都市緑地法第 45 条、第 54 条
制度の対象地域	民有地
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地協定は、都市計画区域内における相当規模の一団の土地（通常街区単位の規模）又は道路、河川等に隣接する相当の区間（一街区相当の区間程度）にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、当該土地における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度である。 ・ 45 条協定は、既にコミュニティ形成がなされている市街地において土地所有者全員の合意により協定の締結を行うもの。 ・ 54 条協定は、開発事業者が分譲前に認可を受けて定め、3 年以内に複数の土地所有者が存在した場合に効力を発揮する。 ・ 協定の締結事項 <ul style="list-style-type: none"> 緑地協定の目的となる土地の区域 緑地の保全又は緑化に関する事項（保全又は植栽する樹木等の種類、樹木等を保全又は植栽する場所等） 緑地協定の有効期間 緑地協定に違反した場合の措置 ・ 市民、当事者の合意に基づき、一定街区の緑の保全、緑化の推進が図られ、地域の自然環境、景観の質の向上が期待される。 ・ 市町村によっては助成措置を設けており、支援を受けられる場合がある。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	居住地の、市民による自発的、計画的な緑の保全、緑化の推進が図られ、良好な自然環境の保全、維持管理の推進が期待される。
備考	平成 18 年 3 月 31 日現在 176 市町村 1,816 件 6,183ha

制度の活用事例

名称（愛称等）	藤枝清里第 1 区緑地協定
主体	協定締結者
<p>静岡県藤枝市では、第 4 次藤枝市総合計画（平成 14 年策定）において、緑のネットワーク化を主要施策の項目として掲げており、緑地協定の推進を進めている。協定の対象区間においては、樹木の植栽など緑化が進められている。</p>	
	
<p>藤枝清里第 1 区緑地協定（静岡県藤枝市） 出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課資料</p>	

①緑化施設整備計画認定制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
根拠法等	都市緑地法第 60 条
制度の対象地域	緑化地域内及び緑化重点地区内
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画に定められた「緑化重点地区」及び緑化地域内において、建築物の敷地内に緑化施設を整備する者が、緑化施設整備計画を作成し、一定の基準に適合する場合に市町村長から認定を受けることにより、緑化施設に係る固定資産税の課税の特例措置が受けられる制度である。 緑化施設：屋上緑化、敷地内緑化など（樹木、地被植物及びこれらと一体として整備される園路、ベンチ、散水設備等） 敷地規模要件：緑化重点地区内 原則として 1,000m²以上 緑化地域内 300m²以上 緑化率の要件：20%以上 ・ 認定を受けた場合のメリットとして、緑化施設について、固定資産税の特例措置が受けられる。 緑化重点地区の場合：整備後 5 年間の課税標準 1 / 2 緑化地域の場合：整備後 5 年間の課税標準 1 / 3 （義務の履行に必要な部分を除く）
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	緑の基本計画に沿った市街地の緑化が推進されることにより、都市の良好な自然環境の保全が期待される。
備考	平成 18 年 3 月 31 日現在 7 地区 17 件 敷地面積 241,789m ² （緑化施設面積 51,556m ² ）

制度の活用事例

名称（愛称等）	なんばパークス第 1 期（大阪市）
主体	民間事業者
<p>なんばパークスの敷地面積は約 37,000m²、緑化率は 21%となっている。</p>  <p>なんばパークス（大阪市浪速区） 出典：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課資料</p>	

(イ) 事業

①田園空間整備事業

所管省・局	農林水産省農村振興局地域整備課	
施策の対象地域	農業振興地域等	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村、活動団体等
	補助率	—
	<p>農林水産省では、農業・農村の営みを通じてはぐくまれてきた「水」と「土」と「里」が織りなす地域資源を歴史的・文化的視点から見直し、伝統的な農業施設や美しい景観を空間全体として整備・再生し魅力ある田園空間を生み出す取り組みを、「田園空間博物館」と位置付けている。</p> <p>「田園空間整備事業」は、田園空間博物館をつくることを目的に、農林水産省が補助事業として実施する事業で、事業実施要綱・要領に基づき、事業実施主体（都道府県、市町村等）が各種整備を実施するものである。</p> <p>※ハードウェア整備は実施しないものの、魅力ある田園空間の形成に意欲のある地域に対し、技術的支援や助言等を行う事業として「魅力ある田園空間支援事業」がある。この事業は、農林水産省が団体に補助する事業で、補助を受けた団体が上記の整備事業を実施するものである。（平成 18 年度は全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）と（財）農村開発企画委員会が実施。）</p> <p>この事業では継続的な活動意欲のある地区を対象とした「地区登録制度」が設けられており、登録後はアドバイザー派遣や研修会への参加等の特典が設定されている。</p> <p><事業の流れ></p> <p>①事業主体は、事業採択申請書、田園整備構想の策定と併せて、「田園空間博物館整備基本構想」を策定し、次に事業主体側で設置する「地方委員会」に諮り、各種施設整備計画に対し助言・指導を受ける。</p> <p>なお、整備構想策定の際には、地域の特性を活かした4つの活性化の視点（「ゆとりある田園空間の整備」「地域の伝統、文化、景観等の保全、復元とその活用による活性化」「都市とのふれあい交流施設及びアクセス道の整備」「地域の特産物を活用した活性化」）を踏まえて策定することとしている。</p> <p>②地方委員会の助言・指導をもとに、より具体的な整備計画である「田園空間博物館整備基本計画」を策定し、国へ提出する。その後、国側で設置する「中央委員会」において審査・認定を行うとともに、博物館の展開方向等の検討を行う。</p> <p><事業内容></p> <p>①公共施設等の用地の整備 田園空間にふさわしい健全な農業生産活動に資する基盤の整備を実施。（ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備、農業集落道整備、集落緑化施設整備、用地整備）</p> <p>②田園空間博物館の整備 地域の歴史、伝統、文化を踏まえ、周囲との調和に配慮した整備を実施。（ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備、農業集落道整備、集落排水路整備、農村公園緑地整備、ライフライン収容施設整備、集落水辺環境整備、集落緑化施設整備、住民参加促進環境整備、用地整備、コミュニティ施設整備、景観保全施設整備、集落農園整備、歩行者専用遊歩道整備）</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>「水」と「土」と「里」を農村地域に存在する地域資源と考え、空間全体として整備・再生することで、魅力ある田園空間の保全が期待される。</p> <p>また地域住民が主体的に地域資源を活用することにより、歴史教育、都市との交流、自然観察、体験活動などの展開が期待される。</p>	
備考	平成 20 年 3 月現在、「魅力ある田園空間」登録地域は全国で 47 箇所。	


事業事例

事業名（愛称等）	姨捨棚田（長野県千曲市）
主体	千曲市棚田保全推進会議
<p>名勝「姨捨（田毎の月）」の景観を保護するために、名称指定地を含めた広い範囲を「景観保全地区」として文化的景観の保全に取り組んでいる。平成 8 年からは荒廃地を復田し、都市住民を対象に「棚田貸します制度」を創設しており、毎年、棚田の保全に協力する会員が増え、棚田が維持されている。また、平成 16 年から棚田の地形を生かしたビオトープづくりに取り組んでいる。出典：魅力ある田園空間</p>	

②森林居住環境整備事業

所管省・局	農林水産省林野庁森林整備部整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	森林所有者、森林組合、都道府県、市町村等
	補助率	3/10（造林）、50/100等（林道）
	<p>森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、森林整備を支える林業就業者の多くが居住する山村地域を活性化するとともに、広く国民一般の森林と森林整備の重要性に対する理解を醸成しつつ森林整備の基盤づくりを推進する。</p> <p><政策目標：重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成途中にある水土保持林のうち、機能が良好に保たれている機能の割合を維持向上 63%（H15）→66%（H20） ・ 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加 31%（H15）→35%（H20） ・ 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加 8.4億m³（H15）→9.6億m³（H20） <p><内容></p> <p>山村と都市との共生・対流を図り、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境（フォレスト・コミュニティ）を広く創出することとし、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を総合的に実施することにより、森林を基軸とした居住環境の整備を推進。</p> <p>①フォレスト・コミュニティ総合整備事業 （森林基幹道整備、林業施設用地整備等） 森林活用基盤整備</p> <p>②里山エリア再生交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地森林環境整備（居住地周辺の森林整備、鳥獣害防止施設等整備、防竹帯整備等） ・ 居住環境基盤整備（用排水施設整備、集落内防災安全施設整備等） ・ 地域創造型整備（実施主体が提案する地域の創造力を活かした整備（総事業費の10%以内）） <p>③山のみち地域づくり交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山のみち（旧幹線林道又はこれを見直した路網）の整備 ・ 地域創造型整備（実施主体が提案する地域の創意工夫を発揮した取組み総事業費の20%以内） 	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	林道整備や森林公園の整備等を通じて、森林を基軸とした良好な環境の形成が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	大根占吾平地区（鹿児島県鹿屋市，錦江町）	
主体	鹿児島県大隅地域振興局	
	<p>大根占吾平地区では、地区集落の生活環境の改善を図るため用水施設の整備や森林基幹道・森林公園へのアクセス的な役割を果たす林道を整備した。また森林とのふれあいの場、交流の場、休憩所として利用できる施設を整備した。</p>	
	出典：鹿児島県林務水産課資料	

③絆の森整備事業

所管省・局	林野庁森林整備部整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村、森林組合等
	補助率	森林整備等 1 / 2 森林管理道開設：基本補助率 45・100（間伐等の目的で開設する場合 50 / 100）
	<p>森林環境の有する価値が見直され、失われた人と森林との絆の再生に向けた動きが盛り上がっている。市民グループによる様々な森づくり活動の展開に加え、市民との協働による森林整備の推進や野生生物との共存のための森林生態系保全に対する要請の高まりはその好例である。</p> <p>このため、市民の林業生産活動の場の整備や市民自身による森林整備への支援（市民と森林との絆の創出）、所有森林の市民への開放等を前提とした森林整備に対する支援（市民と森林所有者との絆の創出）、野生動物との共存のための森林整備への支援（人と野生動物との絆の創出）を推進し、人と森林との絆の回復を図る。</p> <p><助成対象></p> <p>①市民参加型森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政支援タイプ：市町村 ・市民主導タイプ：森林施業計画の認定を受けた者（但し、森林所有者、森林組合、林業事業体を除く。） ・市民開放タイプ：森林施業計画の認定を受けた者、市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者 <p>②野生生物共生林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人、森林所有者の 団体、森林施業計画の認定を受けた者 	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	市民参加による森林整備等の推進を通じて、人と森とのきずなを回復することによって、快適な環境の創出が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	絆の森整備事業
主体	鹿児島県林務水産部
<p>鹿児島県林務水産部では、平成 14 年度より、本事業を活用して以下の 5 箇所での森林整備を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上名・大川地区（出水市 平成 15～16、18 年度） ・中俣地区（垂水市 平成 15～18 年度） ・温平地区（指宿市 平成 18 年度） ・帖前谷地区（志布志市 平成 18 年度） ・大牟礼地区（肝付町 平成 18 年度） <p style="text-align: right;">出典：鹿児島県林務水産部資料</p>	

④森林空間総合整備事業

所管省・局	林野庁森林整備部整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村
	補助率	森林空間整備等：1 / 2 用地等取得：1 / 3 森林管理道開設：基本補助率 45/100（間伐等の目的で開設されるものは 50/100） 林道改良：30/100, 50/100
	<p>近年、環境意識の高まり等を背景に、木材生産の場としてだけでなく、環境教育や森づくり活動の体験の場、積極的な健康づくりの場などの新たな利用の場としての森林の役割に対する国民の要請が高まっている。このような多様化・高度化する国民の要請に応えた森林空間を創出するため、森林環境教育促進の観点、健康づくりの観点、里山林整備の観点から、地域の実情に応じた望ましい森林空間の整備を推進する。</p> <p>(1) 全体計画調査：林地・森林生態系の保全の観点等から、調査を実施 (2) 森林環境教育促進整備：教育関連施設の周辺において、森林要環境教育のフィールドの提供を目的とした森林整備や環境教育促進施設の整備 (3) 森林健康促進整備：医療施設等の周辺において、これらの施設と連携を図った森林整備や健康増進広場、簡易な健康促進施設等の整備 (4) 里山林機能強化整備：集落周辺の里山林において、公益的機能の高度発揮を図る森林整備や耕作放棄地等の林地化に必要な土壌条件の改良 (5) 用地等取得：事業実施を目的とした用地等取得</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	環境教育、健康促進等、地域の実情に応じた森林空間の整備を推進することにより、快適環境の創出が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	市民の森の造成
主体	秋田市農林部森林整備課
<p>秋田市農林部森林整備課では、平成 15 年度より 5 ヶ年の計画で、浜田梅林園奥地の松くい虫被害を受けた市有林に、森林空間総合整備事業を導入し、5 つにゾーニングした森で、建都 400 年記念植樹や植樹等可能な森林自然公園を造成した。（計画面積は 16ha）</p> <p>本事業の実施により、市民に森とのふれあいや林業体験・記念植樹等が自由にできる場を提供することにより、森林の大切さへの理解が更に深まったと評価している。</p> <p><実施内容></p> <p>①記念樹の森 市民の記念植樹と自らの手による手づくりの森 ②常陸の森 公園的に整備。佐竹有縁自治体との有効交流シンボル ③林業体験の森 市民が自由に林業体験が出来る場として解放 ④自然の森 子供達の冒険フィールド・自然探検の場として解放 ⑤秋田スギの森 間伐や木の保育体験等を通じて林業技術を学ぶ</p> <p style="text-align: right;">出典：秋田市農林部森林整備課資料</p>	

⑤緑地環境整備総合支援事業

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課			
施策の対象地域	三大都市圏に存する都市等緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市			
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村		
	補助率			
			国の補助	都道府県・市町村の負担
	都市公園事業	用地	1/3 (1/2 ^{*1})	2/3 (1/2 ^{*1})
		施設	1/2	1/2
	古都保存事業	土地の買入れ 損失補償	7/10 (1/2 ^{*2})	3/10 (1/2)
		施設整備	1/2	1/2
	近郊緑地保全事業	土地の買入れ 損失補償	5.5/10	4.5/10
		施設整備	1/2	1/2
	緑地保全事業	土地の買入れ 損失補償	1/3	1/3
施設整備		1/2	1/2	
市民緑地等整備事業	施設整備	1/2	1/2	
<p>*1 () は緩衝緑地[公害の防止に関する事業に係る国の財政上の措置に関する法律に基づくもの] *2 () は第2種歴史的風土保存地区[明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法に基づくもの]</p> <p>平成19年度から、市民緑地等整備事業について以下の2点の拡充を実施。</p> <p>①市街地における効率的な都市公園確保のための借地公園の整備推進 都市公園全域が借地である面積2,500㎡以上の借地公園の整備について市民緑地等整備事業の対象に追加。市街地における効率的かつ機動的な都市公園の確保を推進(平成19年度より5年間に限定)</p> <p>②官民協働による緑地整備の推進 市民緑地の整備及び管理協定に基づく緑地整備の事業主体に緑地管理機構を追加。緑地管理機構が行う緑地の公開に必要な施設の整備等に対して地方公共団体が補助する場合、当該地方公共団体が補助に要する費用について国が補助を行うことにより、官民協働による緑地整備を推進。</p> <p>三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、「緑の基本計画」に位置づけられた水と緑のネットワーク計画に基づき、都市公園の整備、緑地保全事業等及び市民緑地の公開に必要な施設整備を補助対象とし、これらを総合的に支援する予算を地方公共団体に一括助成することにより、都市域における水と緑のネットワークの形成を促進する総合補助制度である。</p>				
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市における水と緑のネットワークの創出により、良好な自然環境の保全、連続性の確保が期待される。			
備考				

事業事例

事業名(愛称等)	戸張地区公園
主体	千葉県柏市都市緑政部公園管理課
柏市では、戸張地区公園において、緑地環境整備統合支援事業を活用して、自然環境の保全、災害時の避難場所の確保等、安全で快適な都市づくりに資する公園として整備することとしている。(事業面積3.5ha、事業期間H8年度～H20年度)	

⑥緑道

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課	
施策の対象地域	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図るために設けられる緑道で、周辺における市街地の整備状況等を勘案し、緊急に整備する必要があるもの。	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村
	補助率	用地：国 1 / 3 (1 / 2) 都道府県・市町村 2 / 3 (1 / 2) 施設：国 1 / 2 都道府県・市町村 1 / 2 () 内は沖縄 [沖縄振興特別措置法] 及び緩衝緑地 [公害の防止に関する事業に係る国の財政措置に関する法律に基づくもの]
	・大震火災等の災害時の避難路の確保、交通事故から歩行者を守るなど市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的とする都市公園で、近隣住区内部、公共・サービス施設等（公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場など）を結び、あるいは近隣住区相互を連絡する植樹帯及び園路等を主体とする緑地で、幅員 10～20mを基準として配置される。	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市における良好な自然環境の連続性の確保に加えて、災害時の避難路、歩行の安全確保等生活環境の向上にも資すると期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	浜町緑道、南砂緑道	
事業主体	東京都建設局公園緑地部計画課	
<p>東京都では、平成 27 年度までに 190ha の新規開園をめざして「水と緑に囲まれた美しい東京の復活」、「震災から 1200 万人都民を守る防災公園整備」、「世界をもてなす魅力的な庭園・公園空間づくり」を柱に、緑のネットワークの拠点となる公園整備、防災公園ネットワークの形成、観光都市形成に寄与する庭園・公園の再整備といった取組を進めている。</p> <p>緑道公園は、優れた自然景観の保護、大気浄化機能、防災力の向上等の機能が期待されており、市民の憩いの場としても活用されている。</p>		
		
南砂緑道（東京都江東区）		浜町緑道（東京都中央区）
出典：東京都資料、国土交通省都市・地域整備局資料		

⑦都市地方連携推進事業

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局地方整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	市町村
	補助率	1 / 3 以内
	<p>本事業は、都市と農山漁村等間の交流促進により、都市住民の生活の充実を図りつつ、地方の活性化を推進するものである。</p> <p>都市と地方の農山漁村等の市町村や住民・NPO等の連携により行われる先導的な交流事業を一体的に支援する。事業としては、都市と地方の農山漁村等の市町村や住民等が連携・参画して都市地方連携プログラムを策定し、プログラムに基づき実施される交流推進のための地域活動、施設整備、社会実験等を実施するもので、実施期間は原則3ヶ年度とする。</p> <p><採択要件></p> <p>以下の要件のいずれにも該当する市町村であって、都市と地方の連携による交流を推進するための地域づくり、情報発信、交流に先導的役割を果たすモデルとして適当であること。</p> <p>①都市と地方の市町村相互又は市町村とまちづくり団体等の連携による事業の取り組みが明確になっていること</p> <p>②本事業により推進すべき内容が明確になっていること。</p> <p>③本事業の実施について、関係市町村相互の合意、地域住民の合意、関係機関等との調整が図られている、または図られる見込みがあること。</p> <p>事業実施期間：平成15年度～平成20年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市と農山漁村の交流の促進を通じて、地域の自然への理解、愛着が深まり、良好な自然環境の保全につながると期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	高遠まるごと体験交流事業
主体	事業主体：高遠町（長野県）、連携市町村：新宿区（東京都）
<p>本事業は、長野県高遠町と東京都新宿区において、従前から続いている民踊交流や特産物販売等による交流をさらに発展させ、農山漁地域の魅力を活かした、地域の自然や遊び体験交流、伝統芸能の体験交流、食や工芸の体験交流等を実施するとともに、歴史的建築物である高遠閣を改修し、交流活動の拠点として活用することにより、地域の活性化を図ることを目的として、平成15年から2年間実施された。具体的には、施設整備事業として高遠閣の改修整備（歴史的建築物の改修）、地域活動推進事業としてふれあい農園（そば打ち、五平餅体験）、高遠で春を食べよう（野草採取・試食）、高遠の冬自然体験（自然体験、わら細工・竹細工）等の事業を実施した。</p>	
	
<p>蕎麦打ち体験や民踊交流の様子 出典：都市地方連携推進事業の具体的事例、国土交通省都市・地域整備局地方整備課</p>	

⑧海岸環境整備事業

所管省・局	国土交通省港湾局海岸・防災課	
施策の対象地域	海岸保全区域内	
施策の概要	事業主体	都道府県・市町村
	補助率	国 10/30、都道府県 17.9/30、市町村 2.1/30
	国土保全との調和を図りつつ海岸環境を整備し、もって快適な海浜利用の増進に資するための、護岸、植栽、緑地・広場等の新規及び改良を図るもの。 平成 19 年度は全国 117 箇所を実施している。	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	高潮、波浪等から海岸を含む国土の保全を図るとともに、環境等に配慮した良好な海岸を創造することで、市民の憩いの場としての利用の促進が期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	北九州港海岸
主体	北九州市港湾空港局
<p>北九州港地蔵面地区は、平成 6 年に策定された「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」に基づいて、新門司マリーナと共に市民の憩いの場を創出することを目的に、市民生活の安全の確保及び水質保全、周辺環境との調和や海岸線へのアクセス、親水性の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、市民に親しまれる水際線を確保するために面的防護方式による整備を行う。さらには、海の景観を楽しむよう護岸背後に遊歩道や植栽を整備することとしている。</p>	
	
出典：国土交通省港湾局資料	

⑨ふるさと海岸整備事業

所管省・局	国土交通省港湾局海岸・防災課	
施策の対象地域	海岸保全区域内	
施策の概要	事業主体	都道府県
	補助率	内地 1 / 2 (離島 11 / 20)
	老朽化等により安全度の低下した既存施設の改善にあたって、海岸背後のまちづくりと一体となった良質で多面的な機能をもった海岸保全施設の整備を行うことにより、地域住民に親しまれ、海岸とふれあえる美しい景観を有した安全で潤いある海岸を形成していく事業。	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる美しい景観をもった安全で潤いのある海岸空間を創出することで、快適な環境づくりが期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名 (愛称等)	白鳥港海岸ふるさと海岸整備事業
主体	香川県土木部港湾課
<p>白鳥港海岸は奇岩脈で有名なランプロファイヤー岩脈や「白鳥の松原」等を有し、風光明媚な白砂青松の景観を醸し出しており、地元や県内はもとより県外からも多くの人々が訪れるなど貴重な海浜として利用されている。また、海浜部は瀬戸内海国立公園第2種特別地域に指定されている。</p> <p>しかし、既設の護岸は直立護岸で整備後40年を経過しており、老朽化が進んでおり、また護岸前面の砂浜の侵食が進み、台風時には背後の人家が越波被害による浸水被害を受けている。このため、緩傾斜護岸、養浜、離岸堤などの海岸保全施設を面的に配置し、海岸災害に対してねばり強く、施設の耐久性に優れ、海辺へのアクセスに優れた「面的防護方式」により整備する。</p>	
	
出典：国土交通省港湾局資料	

⑩緑地等施設（港湾環境整備事業）

所管省・局	国土交通省港湾局海岸・防災課	
施策の対象地域	港湾区域外	
施策の概要	事業主体	都道府県
	補助率	—
	<p>戦後の急速な経済発展と人口の著しい都市集中等により環境悪化が進み、生活環境が脅かされるという深刻な社会問題の顕著化を契機として、港湾の環境整備及び保全を図るため、港湾環境整備施設として海浜、緑地、広場等の緑地等施設を整備することとしたもの。</p> <p>昨今は、市民に開かれた豊かで親しみのあるウォーターフロントの形成を目指し、港湾を訪れる市民等の余暇にも利用されている。</p> <p>また、大規模地震時の対策として地域防災計画に定める避難地や防災拠点として機能する港湾緑地の整備を行っている。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>都市の防災性の向上、都市のヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策への関与、環境教育や自然とのふれあいの推進、都市の緑の骨格として個性の発揮及び郷土の誇りの創出、一般市民「憩いの場」としての利用促進、観光振興等地域の活性化への関与などの効果が期待される。</p>	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	横浜港赤レンガ等整備事業
主体	横浜市港湾局港湾整備部
<p>横浜港の新港地区の緑地整備は、明治以来から我が国の貿易振興に重要な役割を果たした赤レンガ倉庫の保存、活用を図りつつ、歴史を感じ、港の景観を楽しむ親水空間の整備を昭和63年より行っている。歴史的施設と一体となったシンボル緑地として、美しい景観と豊かな親水空間の利用が可能となり、港を訪れる多くの市民の憩いの場として活用が図られ、また近隣エリアからの観光客の来港により、地域経済の振興に寄与している。</p>	
	
<p>出典：国土交通省港湾局資料</p>	

4) 地球温暖化防止の視点

(ア) 制度

① 温室効果ガス削減実行計画

所管省・局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
根拠法等	地球温暖化対策推進法
制度の対象地域	—
制度の概要	<p>地球温暖化対策推進法第 21 条は、すべての自治体に温室効果ガス削減実行計画の策定を求めている。</p> <p>実行計画とは、京都議定書目標達成計画に即して、都道府県や市町村の直接的な事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減、そして吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定・公表するように求めている。すなわち、各自治体の庁舎や事務所での業務を対象としている。</p> <p>また実施状況については、年 1 回、温室効果ガスの総排出量を含めて公表しなければならないとしている。</p> <p>具体的には以下を定めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間 ・ 実行計画の目標 ・ 実施しようとする措置の内容 ・ その他
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>実行計画に、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化のための措置に関する計画が盛り込まれることで、二酸化炭素吸収源としての森林等の再評価、保全・再生につながると期待される。</p>
備考	平成 18 年 4 月 1 日現在、47 都道府県、663 の市区町村、176 の組合で策定済。

制度の活用事例

名称（愛称等）	長岡京市地球温暖化防止実行計画
主体	長岡京市環境政策推進課
<p>長岡京市地球温暖化防止実行計画は、長岡京市における地球温暖化防止への取組みをより一層推進しようとするものであり、平成 19 年 3 月に策定された。同市では、市が行う全ての事務及び事業を対象に、温室効果ガス総排出量を平成 21 年度までに基準年(平成 17 年度)に比較して 6 %削減することを目標としている。</p> <p>同市では西山の森林を対象に、魅力ある里山の復活を目的とした大規模な森林整備を計画しており、この森林整備を計画どおりに実行すると、平成 21 年時点では、55.8ha（人工林 43.8ha、天然林 12ha）の森林が吸収源の対象となる。京都府地球温暖化対策条例では人工林による吸収量は、6.72 トン（CO₂/ha）、天然林による吸収量は 3.32 トン（CO₂/ha）と設定しており、この数値を採用すると、西山の森林整備を計画通り実施することで、333 トンもの二酸化炭素の吸収を見込むことができるとしている。</p> <p>また本計画で算定の対象とした森林整備以外にも、森林の持つ多様な機能を発揮させることを目的に「西山森林整備構想」を策定し、森林所有者・地域住民・環境団体・企業・学識経験者・行政などの関係者が一体となった取組みを推進している他、公園緑地の整備や市街地への植栽を実施するなど、吸収源対策の推進に向けた取組みを積極的に展開しており、これらの取組みについても進捗状況の把握に努めることとしている。</p> <p style="text-align: right;">出典：長岡京市環境政策推進課環境政策担当資料</p>	

②地域推進計画

所管省・局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
根拠法等	地球温暖化対策推進法
制度の対象地域	—
制度の概要	<p>地球温暖化対策推進法第20条は、京都議定書目標達成計画を勘案し、自然的・社会的条件に応じて行政区域内における全ての人為的な活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するなどの目的のため、すべての自治体に総合的かつ計画的な施策として「地域推進計画」を策定、実施するように求めている。</p> <p>地域によって温室効果ガスの排出構造や排出量の経年変化は異なるため、その分析を行い、温室効果ガスが増減している要因を分析する。これらをもとに、自治体が独自に地域の課題や特性・実情にあわせた適切な取り組みを実施することが重要になる。独自の排出削減目標の設定なども含め、一連の施策フレームのコアをなすものが、地域推進計画である。</p> <p>地域推進計画は、自治体が策定する環境基本計画における地球環境保全対策に関わる個別計画として位置づけられる。また地域の都市計画、地域計画、交通計画などの各種計画も勘案し、横断的に施策を施していく必要がある。</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	地域推進計画に、温室効果ガスの吸収源対策および目標値が盛り込まれることで、二酸化炭素吸収源としての森林等の再評価、保全・再生につながると期待される。
備考	平成18年4月1日現在、47都道府県、60の市区町村で策定済。

制度の活用事例

名称（愛称等）	高知県地球温暖化対策地域推進計画										
主体	高知県文化環境部環境共生課										
<p>高知県では、京都議定書を具体的に推進するために「高知県環境基本計画（平成20年4月）」に位置づけるとともに、「高知県地球温暖化対策地域推進計画（平成20年4月）」を策定して、様々な機関等と連携を図りながら推進している。</p> <p>削減目標を達成するためには、2010（平成22）年の排出量を基準年比で2.9%、3,669千t-CO₂を削減することが必要であり、このうち森林吸収源対策により1,447千t-CO₂の吸収量を確保としている。</p>											
<p>(千t-CO₂)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>排出量 (千t-CO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準年</td> <td>9,379</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>11,814</td> </tr> <tr> <td>2010年 (目標値)</td> <td>9,103</td> </tr> <tr> <td>2010年 (実績)</td> <td>13,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>削減目標 基準年比 2.9% 削減</p> <p>森林吸収源対策による吸収量 1,447</p> <p>県民・事業者等の排出削減対策による削減量 2,497</p>		年	排出量 (千t-CO ₂)	基準年	9,379	2000年	11,814	2010年 (目標値)	9,103	2010年 (実績)	13,048
年	排出量 (千t-CO ₂)										
基準年	9,379										
2000年	11,814										
2010年 (目標値)	9,103										
2010年 (実績)	13,048										
出典：高知県地球温暖化対策地域推進計画											

(イ) 事業

①農業生産地球温暖化総合対策事業

所管省・局	農林水産省生産局園芸課	
施策の対象地域	農用地・生産緑地等	
施策の概要	事業主体	農業協同組合・土地改良区等
	補助率	1 / 2
	<p>温室効果ガスの排出量削減を目的として、以下のような事業に対して補助を行う。</p> <p>① 家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業 ② 地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業 ③ 省石油型施設園芸技術導入推進事業 ④ 水田土壌由来温室効果ガス発生抑制推進事業 ⑤ 水田土壌由来温室効果ガス発生抑制条件整備事業 ⑥ 地球温暖化に適應した安定的な農業生産技術等の実証・普及</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	農業生産の場における温室効果ガスの削減により、地球温暖化防止の効果が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	—
主体	—
※平成 20 年度より実施予定	

②吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業

所管省・局	林野庁森林整備部研究・保全課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	民間団体
	補助率	定額
	森林吸収源対策として、森林整備を推進するため、施業意欲の低下した森林所有者に対して施業実施の働きかけを実施する。地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業グループや指導林家をはじめとする普及指導協力員が行う施業意欲が低下している森林所有者に対する働きかけ、林況調査、研修、施行技術の現地実証等への支援を行う。	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	森林吸収源対策として、森林所有者に施業実施を働きかけることで、健全な森林の保全・再生が進み、地球温暖化防止の効果が期待される。	
備考	—	



事業事例

事業名（愛称等）	林業振興協議会による取り組み	
主体	出雲市林業振興協議会	
<p>「出雲市林業振興協議会」は、昭和58年7月に設立された林研グループで、15名の会員で運営されている。会員は林家、森林組合職員のほか、公務員、看護師、会社員等より構成される。</p> <p>同協議会では、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業を活用して、出雲市所原町の森林所有者を対象として、間伐の必要性や森林現況調査（森の健康診断）の実施について説明会を開催（H18年11月3日）し、所有者からの依頼に基づき現地調査を行い、間伐診断を実施した。</p> <p>また同協議会は、間伐の普及啓発のための看板を市内の県道沿いに設置するなどの普及啓発を実施している。</p>		
<p>出雲地区森林組合</p> <hr/> <p>所原地区のみほさん</p> <p>森の健康診断を受けてみませんか</p> <p>出雲市林業振興協議会では、所原地区の山林所有者の皆さんに無料で森の健康診断を実施されます。この機会に是非一緒に山を訪れて、山の現況を調べてもらい山を見直すきっかけにしてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>荒廃森林が増えています！</p>  <p>調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 ・樹種 ・樹齢 ・樹高 ・胸高直径 ・本数 ・枯損木 ・病害虫 ・その他 </div> <div style="width: 45%;">   </div> </div> <p>調査結果は診断書として発行されます。このようなデータは、今後施業の方針を決める際に必要となり、また後々解る様に残しておくことも重要な管理手帳です。</p> <p>～まず自分の山を知ることから～</p> <p>森林所有者に「森の健康診断」を呼びかける資料</p> <p style="text-align: right;">間伐前（上）と間伐後の人工林</p>		
<p>出典：島根県東部農林振興センター出雲事務所林業普及グループ資料 出雲地区森林組合資料</p>		

③間伐等推進環境整備事業

所管省・局	林野庁森林整備部研究・保全課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	①～③全国森林組合連合会 ④森林組合等
	補助率	①～③定額、④定額、1/2
	<p>地球温暖化防止のための森林吸収源対策を進めため、間伐の遅れた森林を解消し、健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため、間伐等推進3カ年対策を行う。間伐の推進、間伐材の利用促進に関する情報提供等の普及・啓発を推進する。具体的には、以下の取り組みに対して助成する。</p> <p>①間伐・間伐材利用コンクールの実施 ②間伐・間伐材利用に係る展示・普及 ③間伐・間伐材利用に係る情報提供 ④広域連携の下で行う、間伐材利用促進に係る用途開拓</p> <p>事業実施期間： ①～③：平成17年度～平成19年度 ④：平成18年度～平成19年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	間伐等の推進により、健全な森林の保全・再生が促進され、地球温暖化防止の効果が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	鹿児島県における森林整備	
主体	鹿児島県森林整備課	
<p>鹿児島県では、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等すべての県民が享受している森林の有する多面的機能の重要性にかんがみ、公益上重要な森林などで実施する間伐や除伐、枝打ち等の森林整備や作業路等の整備などに対して本事業を適用している。</p> <p>平成18年度の整備実績は以下の通りである。</p> <p>①森林づくり推進員活動（森林づくり推進員活動6,121日）</p> <p>②森林健全化整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的関与による再造林 1.45haの整備 ・幼齢林の保育（除伐・枝打ち・つる切り）166.26haの整備 ・機能増進間伐・高齢級間伐 1,166.95haの整備 <p>③森林づくり基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐路網整備 150,388mの開設 ・間伐機械等整備 6台・機の導入（林内作業車他） 		
		
森林健全化整備（公的関与による再造林）		森林づくり基盤整備（作業路，集材路）
出典：鹿児島県森林整備課資料		

④地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業

所管省・局	林野庁森林整備部研究・保全課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	(社) 国土緑化推進機構
	補助率	定額
	<p>各地域において身近な森林の整備活動に国民が参加する機会を提供し、また、森林ボランティア活動の定着を図るため、各地域で活動している森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備・保全を促進し、もって地球温暖化防止の強力な推進に資することを目的とする。</p> <p><実施内容></p> <p>(1) 緑づくり普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な緑化運動の普及啓発を図るため、全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事の開催を支援。 ・巨樹などの国民に身近な森林・樹木の保全・管理技術の開発と普及を支援。 <p>(2) 森づくりコミッション活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、NPOなどの森づくりをサポートする森づくりコミッション活動を促進するため、活動マニュアルの作成、研修の実施、活動フィールド情報のネットワーク化などを支援。 ・都市住民による花粉症対策などの先駆的・先導的な森づくり活動を支援。 <p>(3) 企業の森づくり活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の森づくり活動を促進するため、企業の社会貢献ニーズ調査、企業の経営者やCSR担当者などを対象としたシンポジウムの開催、森づくり活動の評価手法の開発を支援。 <p>事業実施期間：平成 18 年度～平成 22 年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	各地域において森林の整備が進むことによって、森林の二酸化炭素吸収能等が発揮され、地球温暖化防止の効果が期待される。	
備考	—	



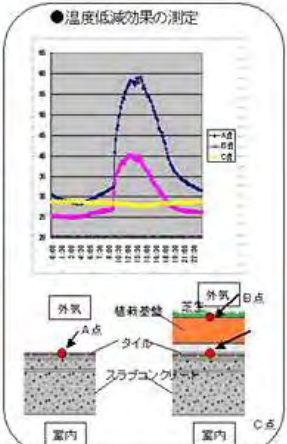
事業事例

事業名（愛称等）	企業の森づくり活動の推進
主体	(社) 国土緑化推進機構
<p>(社) 国土緑化推進機構では、森林づくりに興味や関心を持ち、取組を始めたいという意向がありつつも、森林づくりのための情報やノウハウがないため、実現に至っていない企業に対して、森林づくりのための情報提供、森林づくり活動の計画・立案、森林づくりによる二酸化炭素固定量などの社会貢献活動評価等の支援を行う等、企業の参加による森林づくりを推進している。具体的には、以下の項目等についてサポートを実施する。</p> <p><実施項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独創性ある森づくりのビジョン・プログラムづくり ・森林づくり活動フィールド（森林）のご紹介 ・森林づくりサポーター（地域組織、NPO/NGO、林業事業体等）のご紹介 ・環境貢献・社会貢献度評価の付与 <p style="text-align: right;">出典：(社) 国土緑化推進機構資料</p>	

⑤吸収源対策としての都市の緑化

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	国、都道府県、市町村、民間団体等
	補助率	—
	<p>吸収源対策として、公園・緑地分野においては、緑の政策大綱や緑の基本計画等に基づく緑化の推進、国民参加型の緑化運動の展開等の取り組みを進めることが求められている。</p> <p>□京都議定書目標達成計画における都市緑化等の位置づけ</p> <p>「京都議定書目標達成計画」(H17.3.28 閣議決定)では、「都市緑化等の推進」について以下のような内容が位置づけられている。</p> <p>(1) 国民の基本的役割として、緑化運動等の地球温暖化対策への積極的な参加に努めること</p> <p>(2) 緑化による地表面被覆の改善、水と緑のネットワーク形成など、都市のヒートアイランド対策・熱環境改善を通じた省CO₂化を進めること</p> <p>(3) 都市緑化等は国民にとってもっとも身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮すること</p> <p>(4) 温室効果ガス吸収源対策として、森林吸収源対策と並び、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾等における緑化、既存の民有緑地の保全、建築物の屋上、壁面等の新たな緑地空間の創出を積極的に推進すること。またこの一環として、市民、企業、NPO等の幅広い主体の参画など、多様な手法・主体による市街地等の新たな緑の創出等を積極的に推進すること</p> <p>(5) 都市緑化の意義等に対する理解を深めるため、公園緑地等での様々な体験活動を推進すること</p> <p>(6) 都市緑化等における吸収量の報告・検証体制の整備を引き続き計画的に推進すること 等</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市緑化等身近な環境における対策の推進により、温暖化対策に対する国民の理解が深まり、温暖化防止に向けた取り組みの推進に資すると期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名(愛称等)	国土交通省屋上庭園
主体	国土交通省都市・地域整備局
<p>国土交通省では、庁舎屋上を緑化し、地表面等の温度低減効果や緑の断熱効果、昆虫等の生物層の確保効果等の調査を実施している。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>●生物層の回復調査 これまでに約120種類を確認</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>●温度低減効果の測定</p> <p>外気 A点 植物壁面 室内 B点 スラブコンクリート 室内 C点</p> </div> </div>	
出典：国土交通省都市・地域整備局資料	

5) 安定的な資源確保の視点

(ア) 制度

① 農業振興地域制度

所管省・局	農林水産省農村振興局農村政策課
根拠法等	農業振興地域の整備に関する法律
制度の対象地域	農用地等
制度の概要	<p><目的> 自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。</p> <p><制度の仕組み> ①農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農用地等の確保等に関する基本指針を策定する。 ②都道府県知事は、農林水産大臣と協議し、基本指針に基づき農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づき、都道府県知事は、農業振興地域を指定する。指定を受けた市町村は、知事と協議し、農業振興地域整備計画を定める。 ③指定を受けた市町村は、知事と協議し、農業振興地域整備計画を定める。 ④農用地利用計画は、農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定める。 ⑤国の直轄、補助事業及び融資事業による農業生産基盤整備事業等については、原則として農用地区域を対象として行われる。 ⑥農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	農業振興地域における整備計画の策定により、農業の健全な発展が図られ、安定的な食料確保を通じたエコロジカル・ネットワーク形成が期待される。
備考	平成 18 年 3 月 31 日現在 農業振興地域指定市町村数 1,701 農業振興地域整備計画策定市町村数 1,699（全市町村数 1,821）


制度の活用事例

名称（愛称等）	農業振興地域のイメージ図
主体	—
<p>出典：農林水産省農村振興局農村政策課資料</p>	

②農地転用制度

所管省・局	農林水産省農村振興局農村政策課															
根拠法等	農地法															
制度の対象地域	農用地等															
制度の概要	<p><目的></p> <p>国土が狭小でしかも可住地面積が小さく、かつ多くの人口を抱えているわが国では、土地利用について種々の競合が生じており、国土の計画的合理的利用を促進することが重要な課題をなっている。本制度は食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と、住宅地や工場用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発需要を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的または投機目的での農地取得は認めないこととしている。</p> <p><制度の概要></p> <p>優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るため、農地を農地以外のものとする場合または農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、農地法上原則として都道府県知事の許可（4haを超える場合（地域整備法に基づく場合を除く）は大臣許可（地方農政局長等）が必要（都道府県においては、農地転用許可事務等を市町村に委譲している場合がある）。ただし国、都道府県が転用する場合等は許可が不要。なお市街化区域内農地の転用については農業委員会への届出制になっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>農地法</th> <th>許可が必要な場合</th> <th>許可申請者</th> <th>許可権者</th> <th>許可不要の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条</td> <td>自分の農地を転用する場合</td> <td>転用を行う者（農地所有者）</td> <td>・都道府県知事 ・農地が4haを超える場合には農林水産大臣（地域整備法に基づく場合を除く）</td> <td>・国、都道府県が転用する場合 ・市町村が道路、河川等土地収用法対象事業の用に供するため転用する場合等</td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>事業者等が農地を買って転用する場合</td> <td>売主（農地所有者）と買主（転用事業者）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）2haを越え4ha以下の農地について転用を都道府県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。</p>	農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合	第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者（農地所有者）	・都道府県知事 ・農地が4haを超える場合には農林水産大臣（地域整備法に基づく場合を除く）	・国、都道府県が転用する場合 ・市町村が道路、河川等土地収用法対象事業の用に供するため転用する場合等	第5条	事業者等が農地を買って転用する場合	売主（農地所有者）と買主（転用事業者）		
農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合												
第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者（農地所有者）	・都道府県知事 ・農地が4haを超える場合には農林水産大臣（地域整備法に基づく場合を除く）	・国、都道府県が転用する場合 ・市町村が道路、河川等土地収用法対象事業の用に供するため転用する場合等												
第5条	事業者等が農地を買って転用する場合	売主（農地所有者）と買主（転用事業者）														
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	資産保有や投機目的での無秩序な農地転用を防止することで、優良農地の確保が図られ、安定的な食料確保を通じてエコロジカル・ネットワーク形成が期待される。															
備考	—															

制度の活用事例

名称（愛称等）	農地パトロールによる優良農地の保全・確保の取り組み
主体	兵庫県加西市農業委員会
<p>加西市農業委員会では、優良農地の保全及び農地法の適切な運用を主眼に、許可済案件の履行状況調査とともに、平成6年以降未解決の無断転用案件、平成13年度より土地改良事業実施済みで遊休化している農地の現状調査及び是正指導のため、農地調査部会員及び事務局職員等による農地パトロールを実施している。</p>	
	
<p>無断転用指導前の農地（左）と指導後（右） 出典：加西市農業委員会資料</p>	

③中山間地域等直接支払制度

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部地域整備課
根拠法等	食糧・農業・農村基本法
制度の対象地域	<p>①地域振興立法等の指定地域のうち、②の要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地</p> <p>①特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域</p> <p>②対象農用地</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜農用地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上） 自然条件により小区画・不整形な田（大多数が30a未満で平均20a以下） 草地比率の高い（70%以上）地域の草地 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満、高齢化率・耕作放棄率の高い農地）） 都道府県知事が定める基準に該当する農用地
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保することを目的として平成12年度から導入。 集落協定（直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結）と、個別協定（認定農業者が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結）の2タイプがある。 平成12年の導入以降、各協定においては、農業生産活動の継続に向けた取組が漸進しているものの、将来に向けて継続する見直しは描けていない状況にあったことから、平成17年に一部見直しを実施している。 <p><見直しの3つのポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての集落協定に、集落マスタープランを位置づけ、10～15年後の集落の将来像を明確化、将来像の実現に向けて、5年間に集落が取り組む活動内容とスケジュールを決定。 集落の活動内容に応じた交付単価に変更 地域の主体的取組を一層活発化させるために、交付要件や事務手続きを見直し（田畑混在地においては、田の面積合計が1ha未満であっても、傾斜要件を欠く畑を含めることによって1ha以上となる場合は、協定締結が可能となるよう要件を緩和、等）
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	中山間地域における農業生産の維持を通じて、安定的な食料生産をはじめ、多面的機能の確保が期待される。
備考	<p>平成16年度の実施状況</p> <p>交付市町村数：1,906市町村</p> <p>協定数：33,969件（集落協定33,331件、個別協定638件）</p> <p>交付面積：66万5千ha（制度の対象面積78万7千ha）</p> <p>協定締結率：85%（協定締結面積/対象農用地面積）</p>

制度の活用事例

名称（愛称等）	棚田オーナー制度を活用した農用地の保全（福井県越前町梨子ヶ平）
主体	農業者（18名）
<p>梨子ヶ平集落は越前町の水仙生産の中心地区だが、生産者は高齢者が多く、急傾斜地の水仙栽培が負担となっており、不在地主の棚田が荒廃していく懸念もあった。そこで本制度を活用した農村の多面的機能を増進する活動のメニューに沿った取組みを始めた結果、高付加価値農業の推進による、作期拡大に向けた取組により、消費者ニーズにあった生産ができるようになった。また平成13年度には、棚田オーナー制度を導入し、景観の形成や保全を図っている。</p> <p>出典：中山間地域等直接支払制度の取組事例、平成15年6月、農林水産省農村振興局</p>	

④持続性の高い農業生産方式の導入

所管省・局	農林水産省生産局農産振興課
根拠法等	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）第4条
制度の対象地域	—
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農業を営む者は、持続性の高い農業生産方式に関する導入計画を作成し、都道府県知事に提出、認定を受けることができる。 申請を希望するものは、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術などを記した具体的な計画を提出し、各都道府県の農業担当部局がこれを審査する。 認定を受けた農業者はエコファーマーとして登録される。エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）や税制上の特例措置が受けられる。
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	有機栽培や減農薬栽培などの環境保全型農業の導入促進により、環境負荷が少ない持続性のある食料生産の普及を通じて、エコロジカル・ネットワーク形成が期待される。
備考	平成19年3月31日現在 エコファーマー認定件数127,266件

制度の活用事例

名称（愛称等）	エコファーマーの紹介
主体	農林水産省生産局農産振興課環境保全型農業対策室
<p>農産振興課では、全国各地で活躍するエコファーマーをHPで紹介し、消費者や食品業界等への普及啓発を行っている。</p>	
<p>出典：農林水産省生産局農産振興課環境保全型農業対策室資料</p>	

⑤森林計画制度

所管省・局	林野庁森林整備部計画課
根拠法等	森林法
制度の対象地域	国有林・民有林
制度の概要	<p>・ 自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林資源の現況を踏まえた森林・林業に関する長期的・総合的な施策の方向を定めるとともに、森林所有者等の行う森林施策の指針等を明らかにしこれに従い関連施策を講じている。</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3タイプに区分することにより、重視する機能に応じた森林整備・保全が進められ、森林の多面的機能の充実が期待される。
備考	—

制度の活用事例

名称 (愛称等)	市町村森林整備計画における特色ある施策の展開
主体	各市町村
<p>市町村森林整備計画は、地域の森林に関するマスタープラン的なものとして、例えば以下のような森林の取り扱いの考え方を記述し、特色ある施策を推進している。</p> <p>○上越市 (新潟県) 「環境の森林をめざして」との副題を冠し、市が実施している環境の森林モデル事業などの施策、NPO 法人の活動等について記述。</p> <p>○浮羽町ほか (福岡県) 「人と自然が豊かに共生する森の創造」を基本理念とし、自然と共生する多様な森林づくり等について記述。</p> <p>○豊田市 (愛知県) 里山を中心とする森林地域を自然共生ゾーンとして指定。</p>	

(イ) 事業

①有機農業総合支援対策

所管省・局	農林水産省生産局農産振興課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	民間団体等
	補助率	①～④、⑥定額、⑤1／2
	<p>全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、土づくりの推進を図りながら、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成する。</p> <p><政策目標> 平成 23 年度までに有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合が 50%以上とする。</p> <p><内容></p> <p>①有機農業推進団体支援事業（補助率：定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機農業への参入が図られるよう、参入希望者への指導を行いうる有機農業者を把握し、インターネットを活用した研修先の紹介などの情報提供等実施。 有機農業に対する消費者等の理解と関心を増進するためのシンポジウムやメディアを利用した広報キャンペーンを実施。 <p>②有機農業等指導推進事業（補助率：定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機農業に関する技術を確認するため、有望な技術の実証試験を行い、成果を提供 <p>③地域有機農業推進事業（補助率：定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機農業への参入希望者に対する技術指導、販路開拓のためのマーケティング、消費者との交流 <p>④地域有機農業施設整備事業（補助率：定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点（有機農業技術支援センター）の整備 <p>⑤土づくり対策施設整備事業（補助率：1／2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 省力、低コストで高品質たい肥生産を可能とする、「品質管理型堆肥自動混合・かくはん装置」等を整備 <p>⑥土づくり対策推進事業（補助率：定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 土づくり研修会の開催等を通じた指導体制の強化を支援 	
	期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	環境保全型農業の普及により、持続的、安定的な食料生産を通じて、エコロジカル・ネットワークの形成が期待される。
備考	—	

② 耕畜連携水田活用対策事業

所管省・局	農林水産省生産局畜産部畜産振興課	
施策の対象地域	農業振興地域等	
施策の概要	事業主体	民間団体等
	補助率	補助率 1 / 2 以内、定額
	<p>地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援する事業を創設。これにより、水田における効果的な飼料作物の生産振興を図り、飼料自給率の向上を目指す。</p> <p>水田を所有する耕種農家と畜産農家の連携を今まで以上に強化することにより「牛－草－土」の循環による持続的な飼料生産体系、資源循環型畜産を構築する。</p> <p><政策目標> 飼料自給率の向上：24%（平成 15 年度） → 35%（平成 27 年度）</p> <p><内容></p> <p>① 生産振興助成（地域の創意工夫を活かした飼料生産の取り組みへの支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産進行を支援。 例えば地域における水田飼料作物生産に係る調整活動、排水条件の改良等生産条件を改善するための簡易な基盤整備や細断型ロールベアラー等の高性能機械導入等の取組を支援。 （補助率 1 / 2 以内、定額） <p>② 取組面積助成（地域の水田状況に応じた飼料作物作付への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の創意工夫により設定した単価に基づいて、稲発酵粗飼料など地域の水田状況に適した飼料作物の生産や肉用牛放牧等の取組を支援（定額） 	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	資源循環型畜産の構築を通じて、持続的、安定的な食料生産を通じて、エコロジカル・ネットワークの形成が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	耕畜連携による自給飼料増産、水田放牧の取り組み
主体	秋芳町水田農業推進協議会（山口県秋芳町）

<概要>

山口県秋芳町では、産地づくり交付金を活用した耕畜連携により自給飼料増産、水田放牧を実践している。

秋芳町千人塚地区では、平成13年度より畜産農家の牛を借りて水田25aへ放牧を開始した。平成16年度には水田放牧利用組合を設立し、放牧面積4.0haを超え、平成17年度には参加農家21戸、放牧地は約5.3ha、飼料作物の作付けも行うようになった。

平成18年度より、産地づくり交付金を活用した耕畜連携を開始した。耕種農家は和牛繁殖農家から牛をレンタルし、水田に放牧することで荒廃を防止するかわりに、粗飼料を畜産農家に提供している。

今後は、高齢化による水田への放牧利用希望の増加が予想される。



出典：中国四国地域における水田を活用した耕畜連携対策事例集（H18. 3）、
中国四国地域耕畜連携推進協議会、中国四国農政局畜産課資料

③全国担い手経営展開支援事業

所管省・局	農林水産省経営局経営政策課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	①全国担い手育成総合支援協議会、②民間団体等
	補助率	定額
	<p>全国担い手育成総合支援協議会*において、担い手（認定農業者・集落営農組織）の育成・確保に向けた各地域の取組に対して全国段階での支援を実施するほか、担い手の規模拡大等に伴い必要となる農業機械・施設の導入への支援を行う。</p> <p>※全国担い手育成総合支援協議会：担い手の育成を全国段階で支援するため、全国農業会議所や全国農業協同組合中央会、農林漁業金融公庫、日本農業法人協会など 20 の関係機関・団体から構成される組織。</p> <p><政策目標：担い手の育成・確保> （平成 17 年） （平成 27 年） 認定農業者約 20 万→ 効率的かつ安定的な家族農業経営 33 万～37 万 集落営農約 1 万→ 効率的かつ安定的な集落営農経営 2 万～4 万</p> <p><内容> ① 担い手の育成及び地域リーダーの育成への支援（担い手育成支援） 各地域で推進する担い手育成の取組を全国段階で支援するため、以下のような取組を実施。 ・ 担い手育成の数値目標の設定とその達成のためのアクションプログラムの策定 ・ 担い手の経営改善・能力向上のための情報提供、データベース構築、担い手の交流会の開催 ・ 集落営農の組織化に中心的役割を果たす地域リーダーに対して、コーディネート力向上等のための研修会の開催 ・ 認定農業者や特定農業団体等の制度及び担い手のメリット措置を周知徹底するためのブックレットの作成・配布 ②経営改善に取り組む担い手への支援（担い手経営展開支援リース） 経営規模の拡大や経営の多角化等により農業経営の改善に取り組む担い手を支援するため、以下のような取組に必要な機械・施設のリース料の一部助成の実施。 ・ 認定農業者による農業経営改善計画の達成に向けた取組 ・ 集落の合意形成に基づく集落営農の組織化・法人化に向けた計画的な取組 ・ 担い手による地域の新商品開発等に向けた経営の多角化・高度化の取組 事業実施期間：平成 17 年度～平成 21 年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	各地での農業の担い手の育成・支援等の実施により、安定的な食料生産を通じて、エコロジカル・ネットワークの形成が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	全国担い手育成総合支援協議会の取り組み
主体	全国担い手育成総合支援協議会

全国担い手育成総合支援協議会では、担い手総合支援事業の積極的な活用を通じて、地域実態に即した担い手の明確化及び共有化を推進し、担い手の経営改善支援に取り組むとともに、担い手の育成・確保に向けた都道府県及び地域段階の取組に対する支援を強化し、望ましい農業構造の確立等に資することを目的として、担い手の育成や確保に関する事業に取り組んでいる。

同協議会では平成17年度より毎年、アクションプログラムを策定しており、担い手の育成・確保に向けた基本的な考え方や効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保方針を定めると共に、下表のような目標値を掲げている。

平成20年度担い手育成・確保の目標

	現状	平成20年度末目標		平成21年度末目標	農業構造の展望 (平成27年)
		年間確保目標	年度末目標	目標数値	
(注1) 認定農業者	235,756 (19年9月)	約30,000	約275,000	約300,000	家族農業経営 33~37万
集落営農	12,095 (19年2月)	約5,000	約17,000	約20,000	集落営農経営 2~4万
経営の実態を有する 集落営農組織	5,386 (19年8月)	約2,500	約8,000	(注2) 約10,000	
特定農業団体	1,765 (19年9月)				
法人化された 集落営農組織	1,233 (19年2月)	約1,000	約2,000	約3,000	
特定農業法人	616 (19年9月)				
(参考) 農業法人	8,700 (17年2月)	約1,500		(注3) 約12,000	法人経営 1万

注1：認定農業者には、家族農業経営のほか、法人化された集落営農経営や法人経営で、認定農業者となったものを含む。
 注2・3：「経営の実態を有する集落営農組織」及び「農業法人」の平成21年度末目標は、18年度時点で掲げた目標である「約5,000」及び「約8,000」を、品目横断的経営安定対策の加入状況を踏まえてそれぞれ上方修正したものの。

出典：平成20年度アクションプログラム、全国担い手育成総合支援協議会資料

④農村振興総合整備事業

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部農村整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村等
	補助率	1 / 2 (沖縄 2 / 3、奄美 52%)
	<p>地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係府省と連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。本事業は平成13年度より実施している。</p> <p><事業内容></p> <p>1. 農業生産基盤整備 ①ほ場整備、②農業用排水施設整備、③農道整備④農用地開発、⑤農用地の改良又は保全、⑥農用地管理保全</p> <p>2. 農村生活環境基盤整備 ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整備、④農業施設等用地整備、⑤集落防災安全施設整備、⑥自然環境・生態系保全施設整備、⑦地域資源利活用施設整備、⑧施設補強整備、⑨住民参加促進環境整備、⑩地域農業活動拠点施設整備、⑪集落農園整備、⑫情報基盤施設整備、⑬施設環境整備、⑭歴史的土壌改良施設保全整備</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	地域住民の参加による、地域のニーズや特性に応じた生産基盤整備の実施等を通じて、安定的な食料生産を通じて、エコロジカル・ネットワークの形成につながることを期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	小日向地区生きもの移動大作戦	
主体	小日向ふるさとを考える会、群馬県西部農業事務所農村整備課	
<p>群馬県安中市松井田町小日向地区では、本事業を活用し、農地の区画整理工事の実施に先立ち、「農地・水・環境保全向上対策事業」の農村環境向上活動として、「小日向ふるさとを考える会」主催による「生きもの移動大作戦 2007」を平成19年11月3日（土）に開催した。当日は工事区域周辺の小中学生や住民約50名が参加し、水路に生息するドジョウやカエル、魚などを捕獲し、工事区域外へ放流した。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>生物の観察会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>子どもたちによる魚の放流</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">出典：群馬県西部農業事務所農村整備課資料</p>		

⑤農業用水水源地域保全対策事業

所管省・局	農林水産省農村振興局整備部水利整備課	
施策の対象地域	農業振興地域等	
施策の概要	事業主体	都道府県、市町村、土地改良区
	補助率	定額
	<p>良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全のためには、水源地域における森林について、水源かん養機能の発揮、土砂流出防止機能の向上や良好な森林水環境の形成を図る必要がある。また、地球温暖化問題は人類全体の重要な環境問題である。とりわけ京都議定書に定められた目標達成は喫緊の課題であり、森林のCO₂吸収量目標の達成に向けた森林整備等の強力な推進が不可欠である。このため、農業生産地域の水源地域において良質な農業用水の安定的な供給等に資する森林整備を実施するための調査等を行うとともに、水の恩恵を受けている下流地域の農業者や地域住民等が水源地域を取り巻く現状や課題について理解を深めるための普及促進活動を実施する。</p> <p>なお事業期間は平成19年度～平成24年度である。</p> <p><事業内容></p> <p>①保全促進対策 農業生産地域の水源地域において、農業用水の安定供給等に資する水源林の整備等を実施するための調査や農業用水と水源林に係る理解を深める普及促進活動等の計画を策定する。</p> <p>②普及促進対策 農業用水の安定供給のための水源林の重要性の理解を深める等の普及促進活動等を実施する。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>良質な農業用水の安定的供給により、持続的な農業生産の展開につながることを期待される。</p> <p>森林の適切な整備・保全による地球温暖化防止等、森林の有する多面的機能の発揮も期待される。</p>	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	水土里ネット阿蘇 阿蘇土地改良区の取り組み	
主体	阿蘇土地改良区	
<p>熊本県阿蘇市、南阿蘇村の土地改良区では、水源地域である森林地域と農業用水の関係の理解を深める活動、取り組みとして、炭焼き体験・水質検査・間伐体験・木工教室等の体験を実施している。</p>		
		
<p>間伐、炭焼き体験によりつくった木炭を水質浄化のために水路に設置 出典：阿蘇土地改良区資料</p>		

⑥森林環境保全整備事業

所管省・局	農林水産省林野庁森林整備部整備課	
施策の対象地域	(原則として民有林)	
施策の概要	事業主体	森林所有者、森林組合、都道府県、市町村等
	補助率	(1) 定額 (2) 3/10・5/10 (造林) 30/100・45/100・50/100 (林道)
	<p>森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。これらの機能を持続的に発揮していくためには、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、効率的・効果的に適切な整備を進める必要がある。このため100年先を見据え、森林整備を計画的に推進することにより、重視すべき機能に応じた多様で健全な森林へと誘導し、森林環境の保全に資するものとする。</p> <p><政策目標：重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている機能の割合を維持向上 63% (H15) →66% (H20) ・ 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加 31% (H15) →35% (H20) ・ 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加 8.4 億m³ (H15) →9.6 億m³ (H20) <p><内容></p> <p>①育成林整備事業 育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網を一体的に整備。</p> <p>②共生環境整備事業 森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進。</p> <p>③機能回復整備事業 森林の基本的な機能の回復を図るため、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	100年先を見据えた計画的な森林整備の推進により、多様で健全な森林への誘導、良好な生物の生息生育環境の保全再生が期待される。 また森林吸収源対策についても貢献すると期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	地区森林機能保全協定による集団間伐作業等の集約化（富山県富山市）
主体	婦負森林組合
<p data-bbox="199 318 295 347"><目的></p> <p data-bbox="199 353 1401 414">複数の森林所有者が地区単位にまとめ、森林組合が長期施業受託して森林管理の集約化・効率化を図る。</p> <p data-bbox="199 421 295 450"><概要></p> <p data-bbox="199 456 1401 584">婦負森林組合では、平成 12 年から間伐対象林の中で特に緊急を要する 4 地域を対象に、5 カ年実施計画を立て、地区森林機能保全制度を導入し、効率的な森林整備に取り組んでいる。同制度は、地区ごとに「地区森林機能保全協定」で個人と同意書を交わし、長期契約期間（3～10 年）の設定や更新が必要な場合は、その都度新たに協定を交わすことを定めている。</p> <p data-bbox="199 591 1401 719">また、間伐・枝打ち・雪起こし・植樹などの受託内容や作業計画を年 1 回開催される座談会で明確に伝え、森林での隣接所有者との境界確認や杭の設置には、地区総出で直接立ち会いのもとに行い、同組合が測量し理解しやすいように図面化したりして、森林所有者との信頼関係を築きながら施業の集約化に努めている。</p> <p data-bbox="199 763 295 792"><効果></p> <p data-bbox="199 799 1401 965">5 カ年計画で取り組んだ緊急間伐面積は、12 年度 4.19ha、13 年度 8.76ha、14 年度 3.09ha、15 年度 36.35ha、16 年度 35.89ha となり、同制度に施業の集約化が図られ、効率的に間伐作業を行うことができた。また、同組合の森林所有者一人当たりの森林保有面積は、1 ha 以下が約 6 割を占めており、零細な経営規模となっているため、森林管理に必要な機械導入が難しいことから、組合による森林管理は好評を得ている。</p> <div data-bbox="598 965 997 1496" style="text-align: center;">  </div> <p data-bbox="651 1503 949 1532">列状間伐が施された森林</p> <p data-bbox="730 1538 1401 1568">出典：北陸農政局 富山統計・情報センター地域課資料</p>	

⑦ 上下流連携いきいき流域プロジェクト

所管省・局	農林水産省林野庁森林整備部計画課	
施策の対象地域	民有林・国有林	
施策の概要	事業主体	流域森林・林業活性化センター、民間団体
	補助率	—
	<p>森林・林業・木材産業の活性化等に向けて、都道府県内の各流域（森林計画区）に設置されている流域森林・林業活性化センターが都道府県境を越える圏域において連携して実施する取り組みに対して支援を実施する。</p> <p><政策目標> 平成 22 年度末までに全国 100 流域において上下流連携の取り組みを支援し、林業・木材産業の活性化と森林の公益的機能の維持増進に寄与。</p> <p><内容> ①流域林業・木材産業活性化プロジェクト ②流域森林整備推進プロジェクト ③流域地域材利用プロジェクト ④流域森林総合利用プロジェクト</p> <p>事業実施期間：平成 18 年度～平成 22 年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	流域連携による林業・木材産業の活性化を通じて、国産材の流通促進、安定した林業生産を通じて、森林の多面的機能の発揮が期待される。	
備考	—	



事業事例

事業名（愛称等）	斐伊川・日野川流域連携林業・木材産業活性化プロジェクト事業	
主体	斐伊川流域林業活性化センター等	
<p>斐伊川流域林業活性化センターでは、「上下流連携いきいき流域プロジェクト事業」を活用し、鳥取県日野川流域と連携した取り組みを平成 18 年度より実施している。</p> <p><平成 18 年度の取り組み内容></p> <p>①研究会の開催（3 回）</p> <p>②森林（もり）づくり講演会 H18. 10. 25 講演「スギの新たな産地づくり」農林漁業信用基金副理事長 加藤鐵夫氏 パネルディスカッション「国産材の動向と将来の展望」 島根大学生物資源科学部教授 伊藤勝久氏 島根大学生物資源科学部教授 小池浩一郎氏 鳥取大学地域学部環境科学科助教授 永松大氏</p> <p>③森林認証講習会 H18. 12. 15 森林認証制度の概要：（社）日本林業技術協会専務理事 喜多弘氏 美馬市の森林認証取得への取り組み：徳島県美馬市企画監 天每木孝利氏 森林認証を活かした地域林業活性化の条件：島根大学生物資源科学部教授 伊藤勝久氏</p> <p>④先進地視察 H19. 1. 30～31 視察先：愛媛県西条市、新居浜市 視察内容：四国地域の新生産システムの概要：愛媛大学農学部教授 藤原三夫氏 新生産システムによる国産材流通改革の取り組み： 住友フォレストサービス(株)営林部長 長谷川香織氏 新生産システムへの参画と組合運営：新居森林組合参事 永井敦氏 新生産システム支援のための行政支援：愛媛県西条市地方局産業振興部森林林業課長 池田鴨氏</p> <p>⑤産地化講演会 H19. 3. 12 講演「国産材競争に生き残るために必要な取り組みと課題」：鹿児島大学農学部教授 遠藤日雄氏</p>		

⑧「100年の森林づくり」加速化推進事業

所管省・局	農林水産省林野庁森林整備部整備課	
施策の対象地域	(原則として民有林)	
施策の概要	事業主体	民間団体
	補助率	定額
	<p>全国 50 箇所のモデル地域を選び、「100年の森林づくり」を実現するための課題を整理し、解決方法を明らかにする。</p> <p><内容> 公募により選定した地域において「100年の森林づくり」を実現するための、課題の整理と解決方法の解明等を実施し、その取組により得られた多様な森林整備をより効果的かつ着実に推進するためのノウハウや手法を全国に発信していく。</p> <p>具体的には、以下の取組への支援を行う。</p> <p>① 多様な森林へ誘導するための各種の施業や路網整備の最適配置に関するランドデザインの検討</p> <p>② 多様な森林整備への積極的な取組についての地域関係者のコンセンサスの醸成</p> <p>事業実施期間：平成 19 年度～20 年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>100 年先を見据えた森林整備の推進により、良好な動植物の生息・生育環境の保全再生が期待される。</p> <p>また森林吸収源対策に貢献すると期待される。</p>	
備考	—	



事業事例

事業名（愛称等）	「多摩川源流百年の森づくり」プロジェクト	
主体	多摩川源流研究所（山梨県）	
<p>多摩川源流研究所は、2001 年に小菅村により設立された団体で、山梨県塩山市、奥多摩町、丹波山村、小菅村を含む多摩川源流全体の、自然、歴史、文化資源を調査・研究の対象としている。</p> <p>現在は多摩川流域の市民・行政・専門家が協働して「多摩川源流百年の森づくり」プロジェクトに力を注いでいる。高密度路網を導入し、広葉樹も含めたゾーニング、「源流の木」としてのブランディングを進め、源流の森を守りながら木材供給を行っていくとしている。</p>		
		
毎木調査		土壌調査
出典：多摩川源流研究所資料		

⑨ 森業・山業創出支援総合対策事業

所管省・局	林野庁森林整備部計画課・研究普及課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	民間団体
	補助率	定額、1／2
	<p>山村の起業者による森林資源等を活用した新たな産業（森業・山業）の創出を支援することにより所得機会を確保し、緑の雇用担い手育成対策の研修終了者をはじめ林業従事者の定着と森林の整備・保全を助長し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る。</p> <p><事業内容></p> <p>①ビジネスプラン募集・選定 全国各地から森業・山業のビジネスプランの募集と第三者委員会による選定</p> <p>②情報提供・相談窓口開設・マッチング ・ 新たな森林経営に関する知識や技術を提供するためのプログラム開発等 ・ 起業に当たっての基礎的知識・ノウハウ等に関する相談への対応 ・ 選定されたビジネスプランに対する民間法人等からの支援を斡旋</p> <p>③アドバイザー派遣事業運営に必要な経営、法律等の専門家（アドバイザー）の派遣</p> <p>④事業運営支援 ・ 事業計画策定のための地方自治体や異業種との協議会の設置、マーケティング等の経費の支援 ・ 事業の試験運用・製品試作、モニター調査など実証的な事業運営の支援</p> <p>事業実施期間：平成17年度～21年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	森林資源を活用した新たな産業の創出により、健全な森林の育成が図られ、多面的機能の向上、安定的な林産物の確保等が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	野山の枝葉の商品化による地域産業おこし	
主体	(株) いろどり（徳島県勝浦郡上勝町）	
<p>上勝町では、地元農協職員が高級料亭の盛りつけに野山の枝葉が珍重されていることに着目し、昭和61年から野山の花や枝葉を料理の「つまもの」として商品化した。軽量なため付加価値が高く、作業が容易なことから、地域に残った女性や高齢者で対応でき、大きな設備投資を行うことなく生産が拡大した。平成11年からは高齢者でも容易に使えるよう入力方法を改良したパソコンを使い、生産者、営業組織、物流拠点、市場をイントラネットで結び、多品種少量出荷の「つまもの」の生産・出荷をきめ細かく管理することで有利販売を実現している。約200名の生産者で340種類ほどのつまものを生産しており、高齢者も自らパソコンで情報を分析して商品を出荷するなど、高齢者や女性のやる気を引き出すなど、地域活性化を実現している。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>葉の収穫作業</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>インターネットで出荷情報を検索</p> </div> </div> <p>出典：中国四国農政局資料、(財)都市農山漁村交流活性化機構資料、</p>		

⑩山村力（やまぢから）誘発モデル事業

所管省・局	林野庁森林整備部計画課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	①都市と山村の自治体、NPO等が連携した任意団体等 ②民間団体
	補助率	①1/2 ②定額
	<p>山村に体験、教育、労働、生活の場を求める都市住民のニーズや資源の循環利用に関する国民の意識が高まるなど山村を巡る情勢が変化している中で、都市と山村との共生・対流を促進するとともに定住者を確保し、森林の整備・保全を推進し得る強い山村を再生していくことが重要である。</p> <p>このため、山村と都市の自治体、NPO等の連携による定住促進などに関する意欲的で先導的な取組を支援するとともに、山村と都市住民との対話の場（山村塾）の設置と取組の中心となる人材の育成による魅力ある山村づくりを積極的に展開することによって山村の活性化を図る。併せて、山村地域の活性化のための新たな方策の調査・提案や、山村との交流・定住に興味を有する者やNPOに対する地域情報の発信等を一元的に実施する。</p> <p><事業内容></p> <p>①直接支援事業 山村と都市の自治体、NPO等が連携し、定住促進など山村活性化に資する意欲的で先導的な取組について、国が直接募集し支援</p> <p>②中央団体事業</p> <p>1) 山村塾の設置と人材育成による魅力ある山村づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山村と都市住民との対話の場(山村塾)を設置し、地域振興の専門家の指導を通じて、山村の特長を活かし山村おこしプランの策定 ・山村塾のメンバーを対象とした人材育成研修の実施 ・山村おこしプランに基づく実施箇所の整備、ガイドブックの作成、モニターによる事業評価など、実証的な活動を支援 <p>2) 地域活性化に係る技術的支援、情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域活性化方策の調査・提案、地域活性化に対する技術的支援 ・山村との交流・定住に興味を有する者やNPOに対する地域情報の発信等 <p>事業実施期間：平成18年度～平成23年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	自治体、森林組合、NPO、自治体等が連携して行う都市と山村の協働、資源循環システムの構築等の推進を通じた山村の活性化により、森林の整備・保全を推進し得る強い山村の再生が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	西臼杵型産直住宅システムの構築
主体	西臼杵林業振興協議会（宮崎県西臼杵郡）
<p>宮崎県西臼杵地域の行政と林業・木材産業関係者で組織する「西臼杵林業振興協議会」では、平成17年に福岡県の工務店と提携した産直住宅システムを構築した。特徴は、工務店に通常よりも高い値段で立木を購入（産地直送方式による流通コスト削減分と工務店の追加負担額を立木価格に上乗せ）してもらい、森林所有者の収入の増加を実現した。森林所有者の収入は3年間で、約720万円であり、市場価格を元に試算した通常の収入に比べ5割増加した。また福岡都市圏の住宅建設予定者を対象に、「産直交流ツアー」を開催し、これまでの3年間で237名の参加者を迎えている。</p> <p>本事例は、第2回山村力コンクールにおいて全国山村振興連盟会長賞を受賞している。</p> <p style="text-align: right;">出典：（財）都市農山漁村交流活性化機構資料</p>	

①林業後継者活動支援事業

所管省・局	林野庁森林整備部研究・保全課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	全国林業研究グループ連絡協議会
	補助率	定額
	<p>森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林の整備・保全等を着実かつ適切に推進するためには、森林所有者の施業意欲を高め、林業生産活動を活性化することが必要である。また平成 19 年度以降、定年を迎える団塊世代が多数見込まれ、都市部から故郷に戻り第 2 の人生にチャレンジする森林所有者も多いことが想定されることから、それらの者に対する支援を行うことにより、林業経営を担う人材の育成・確保に資する。</p> <p>(林業後継者育成・確保支援事業)</p> <p>地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業グループ林家をはじめとする普及指導協力員等が行う森林・林業科高校生等のインターンシップや、林業体験学習等を通業生産活動が低迷している森林所有者及びその後継者等に対する森林施業等の推進に関する普及・啓発活動の支援</p> <p>事業実施期間：平成 19 年度～平成 22 年度</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	林業経営を担う人材の育成・確保を推進することにより、安定的な木材生産に資することにより、森林の多面的機能の向上が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	林業インターンシップの取り組み			
主体	林業研究グループ等			
<p>地域において積極的に林業生産活動等を行っている森林所有者で組織する林業研究グループ等を実施主体として、林業関係学科の高校生等のインターンシップの受入を実施している。</p> <p>平成 18 年度は、地域の林業研究グループが、地元林業高校や都道府県の林業普及指導員等と協力し、全国で 22 の林業高校、1,146 名の生徒に対してインターンシップを実施し、林業事業体での高性能林業機械等を使用した作業や、林家の所有森林での保育作業等、実践的な作業を体験させている。</p>				
<p>表 1 インターンシップ取組状況</p>				
	H14	H15	H16	H17
実施校数	47	46	45	44
生徒数	1,922	1,783	1,419	1,517
<p>*林野庁調べ 出典：林野庁森林整備部研究・保全課資料</p>				

⑫漁場保全の森づくり事業

所管省・局	農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	地方公共団体、森林所有者、森林組合等
	補助率	国 3 / 10、都道府県 1 / 10
	漁場環境が悪化している閉鎖的な湾、入江等の背後地の森林・河川流域・海岸等において、林野庁と連携して、栄養塩類の供給、濁水の緩和等に効果的な森づくりを実施。	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	沿岸域とその背後地の森林との一体的な保全により、良好な自然環境の保全再生が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	糸魚川の取り組み（新潟県）	
主体	新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	
		
糸魚川市大字鬼伏地内で斜面崩壊が発生し、泥濁水が海に流出して漁場（藻場）を荒らした。		
		
復旧が完了した斜面では、今後、斜面下部の草生地に植栽して、森林を造成することで森林土壌を健全にし、漁場に栄養塩を供給する取り組みを進めることとしている。		
出典：新潟県糸魚川地域振興局農林振興部資料		

⑬自然調和活用型漁港漁場づくり推進事業

所管省・局	農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課	
施策の対象地域	特定漁港漁場整備事業又は地域水産物供給基盤整備事業、広域水産物供給基盤整備事業、漁港漁場機能高度化事業の実施箇所	
施策の概要	事業主体	国、都道府県、市町村等
	補助率	(水産基盤整備事業の通常補助率)
	<p>藻場干潟生態系などの自然環境との調和に配慮した構造の漁港施設整備の推進や、沿岸漂砂等により漁港の泊地や航路にたい積した砂を近隣の侵食海岸や貝類増殖場等へ輸送する施設整備、産業副産物の有効利用の観点から間伐材等を利用した魚礁の設置など、地域資源を活用した効率的な漁港漁場整備をモデル的に実施し、自然環境と調和した漁港漁場づくりを推進する。平成 19 年度は全国 47 地区で実施した。</p> <p>具体的には以下の事業を統合的に実施する。</p> <p>①自然調和型漁港づくり 漁港施設の整備にあたって、良好な漁場環境を保全しつつ沿岸域の高度利用を図っていくため、自然環境との調和及び周辺環境への影響を緩和するための構造物、工法等の採用、自然環境への影響を緩和させる技術の集積・普及を図る。</p> <p>②サンドバイパスによる効率的な漁港整備（漁港内堆積砂活用推進事業） 沿岸漂砂等により泊地や航路埋没等の対策に苦慮している漁港を対象に、ライフサイクルコストを用いた検討を行い、経済的と判断された場合、埋没対策として、砂輸送施設（パイプライン、ベルトコンベア等）を整備。</p> <p>③間伐材を活用した効率的な漁場整備（木材活用推進事業） 水産生物の蛸集や増産効果を高めるため、間伐材等木材と鋼材やコンクリートを組み合わせた構造の魚礁を設置し、その蛸集効果や耐久性等についてモニタリングを行いつつその効果等を検証。</p> <p><採択要件></p> <p>①特定漁港漁場整備事業又は地域水産物供給基盤整備事業、広域水産物供給基盤整備事業、漁港漁場機能高度化事業の実施箇所であること。</p> <p>②漁港施設の整備にあたっては、海水交流の促進、水質の保全又は周辺環境等の配慮を行う必要があること。</p> <p>③自然調和・活用型技術の集積及び普及を図る上で有効であること。</p> <p>④施設整備をライフサイクルコストで検証し、経済的であること。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	自然環境に調和した漁港漁場整備により、沿岸における良好な生物生息・生育環境の創出が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	鹿児島県における自然調和型漁港づくりのガイドライン
主体	鹿児島県林務水産部漁港漁場課
<p>鹿児島県では、自然調和型漁港づくりを推進するため、地域特性を踏まえて「自然調和型漁港づくり 藻場機能付加設計技術ガイド（平成 16 年 3 月）」を作成した。このガイドでは、漁港において防波堤や護岸等の外郭施設に、①藻場機能を付加するかどうかを判断するための基本的な考え方、②藻場機能を付加する場合に考慮すべき基本的な事項、③藻場機能を付加しない場合の海藻以外の磯根資源への配慮の考え方等を示している。</p> <p>出典：自然調和型漁港づくり 藻場機能付加設計技術ガイド（平成 16 年 3 月）、鹿児島県</p>	

⑭資源回復等推進支援事業

所管省・局	農林水産省水産庁漁政部水産経営課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	漁業者等
	補助率	—
	<p>我が国周辺水域における水産資源の回復のため、漁業者等が自主的に取り組む減船・休漁等を支援する。</p> <p>1. 漁獲努力量の削減 (1) 減船の促進 資源水準に見合った漁業の体制等を構築するため漁業者が自主的に行う①資源回復型、②高度経営移行型、③国際漁場型、の減船により実施される漁船のスクラップ処分等に対して助成。 (2) 休漁等の促進 魚種別及び漁業種類別の資源回復計画に基づき作成される「漁獲努力量削減実施計画」の確実な実施に必要な休漁等の措置に対して、休漁期間中の漁業経営の維持、漁具の改良、休漁中の漁船の有効活用等に必要となる経費について助成。</p> <p>(参考：負担割合) ○減船の場合 ①大臣許可漁業 国4／9、残存漁業者等5／9 ②都道府県知事許可漁業 国1／3、都道府県1／3、残存漁業者等1／3 ○推進支援事業の場合 国1／3、都道府県1／3、漁業者等1／3</p> <p>2. 経営資源の円滑な移譲 経営の再建が困難となっている経営体の所有する経営資源を、効率的な経営体に円滑に継承するため、経営資源移譲計画を策定して行う経営資源の買入れ等に必要となる経費について助成。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	漁獲努力量の削減等による持続的、安定的な漁業生産の維持により、水産資源の保全を図ることが期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	愛媛県伊予灘マコガレイ資源回復計画
主体	愛媛県水産課
<p>愛媛県では、伊予灘の重要資源であるマコガレイの資源回復を図るため、産卵場である八幡浜市保内町沖の通称「ほぼろ瀬」漁場において磯建網漁業の漁業者が、産卵親魚を保護するため休漁期間の設定等の漁獲努力量削減措置を実施すること等を内容とする「愛媛県伊予灘マコガレイ資源回復計画」を作成し、平成18年3月20日に公表した。実施期間は平成18年度から平成23年度までの6ヵ年であり、休漁の設定や産卵親魚の保護、漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策など、資源回復措置をとっている。</p> <p style="text-align: right;">出典：愛媛県水産課資料</p>	

⑮地域バイオマス発見活用促進事業

所管省・局	大臣官房環境政策課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	民間団体
	補助率	定額
	<p>各地域に眠る未利用のバイオマス（稲わら、麦わら、もみ殻、林地残材等）を発見し、地域バイオマスの利用に向けて地域住民への普及・啓発を行う。これにより、国産バイオ燃料の生産拡大などバイオマスの利用の加速化を図る。</p> <p><政策目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産バイオ燃料を5年後に単年度5万KL以上導入 ・ 将来的には原料となる資源作物等の導入 ・ さらに、原料として稲わらや木質バイオマスなどを活用することにより、国産バイオ燃料の生産を大幅に拡大 <p><内容></p> <p>①地域に眠るあらゆるバイオマスの発見、利用の促進 地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、地域によるバイオマスの利活用促進のための普及・啓発活動を支援。具体的には、以下の取組に対して助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のあらゆるバイオマスの実地調査（定額） ・ 地域バイオマス利活用のための普及・啓発（定額） <p>②地域バイオマスの利用の加速化 地域バイオマスの利用を加速化するため、未利用のバイオマスの利用可能性調査、地域の取組の核となる人材の育成等を支援。具体的には、以下の取組に対して助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用バイオマスの利用可能性調査 ・ 全国におけるバイオマスの利活用のための普及・啓発 ・ バイオマス利活用コーディネーター養成 <p><公募対象></p> <p>民間団体（企業、公益法人、協同組合、企業組合、NPO法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人）のうち、「この事業を行う意志、具体的計画、事業を的確に実施できる能力を持つ」、「この事業の経理・その他の事務について、適切な管理体制・処理能力を持つ」、「日本国内に所在し、補助事業全体や交付された補助金の適正執行に責任を持つことができる」の3要件を満たす団体。</p> <p>平成19年度の公募では応募した34の組織の中から、10組織が事業実施候補者に決定した。</p>	
	期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>国産バイオ材の生産拡大、バイオマス利用の加速化を通じて、持続的、安定的なエネルギー確保を図ると共に、二酸化炭素排出量の削減も期待される。</p>
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	関東バイオマス発見活用協議会
主体	関東バイオマス発見活用協議会
<p><設立の経緯></p> <p>関東地域におけるバイオマスの発見と活用を促進するため、各地での取組状況や課題等に関する情報交換と情報発信を行うことを目的として、バイオマスに関わる地域、企業、学校、団体の様々な関係者、専門家からなる協議会を、平成19年8月に設立。民間団体・農業団体、生産者、市民団体、産業界、教育研究機関等でバイオマスの利活用に積極的に取り組んでいる法人・個人並びに都道府県・市町村担当者から構成されている。</p> <p><事業内容></p> <p>関東農政局の管轄エリアである10都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）を対象とした調査及び普及啓発を行う。主な事業内容は以下の通り。</p> <p>①地域バイオマスの実施調査</p> <p>10都県の市町村や事業者等によるバイオマス関連の取組や活動を調査し、結果を地図情報等として本ホームページで公開。</p> <p>②地域におけるバイオマスの利活用のための普及啓発</p> <p>地域バイオマスの実施調査の結果に基づき、地域バイオマスフェアの開催や研修会・シンポジウムを開催。また調査及び普及啓発等の情報を共有化し、促進に向けた戦略を検討するための協議会を開催。（主な普及啓発手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスフェア：平成19年12月に開催のエコプロダクツ展への出展 ・研修会・セミナー：10都県において1回ずつ、バイオマスタウン構想策定方法や事業化のための研修会・セミナーの開催（定員100名程度） ・シンポジウム：識者を交えたバイオマスの普及啓発手法に関する講演・パネルディスカッション 	
<p>【目標】 21年度末までに関東における バイオマスタウン構想作成自治体60（現16） 新たなバイオマス事業の複数立ち上げ</p> <p>参加・マッチング</p> <p>必要な情報提供 事業化のアドバイス</p> <p>シンポジウム フェアの開催</p> <p>セミナー開催</p> <p>バイオマスへの 興味・関心</p> <p>知りたい情報</p> <p>パンフレット webで情報公開</p> <p>課題・興味の抽出</p> <p>ヒアリング</p> <p>アンケート</p> <p>回答 現状把握・自己分析 （事業化できない理由など） 情報提供&質問</p> <p>既存情報の整理</p> <p>コラボレーション・ツール</p> <p>バイオマスに興味なし 事業として成立しない</p> <p>バイオマス発生源</p> <p>関東農政局管内の バイオマス情報インフラ</p> <p>バイオマス潜在ユーザー</p> <p>情報提供</p> <p>市町村情報 バイオマス発生情報 利活用技術・事例</p> <p>事業者支援情報 タウン構想策定手法 イベント・セミナー開催</p> <p>推進策の検討</p> <p>情報収集</p> <p>市町村調査</p> <p>重点バイオマス調査 （食品/森林）</p> <p>団体・消費者調査</p> <p>関東バイオマス発見・活用促進事業の目指すもの</p> <p>出典：関東バイオマス発見・活用促進事業ウェブサイト資料</p>	

⑩新エネルギー事業者支援対策事業

所管省・局	経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	先進的な新エネルギー等設備の導入を行う民間事業者
	補助率	補助対象経費の1/3以内
	<p>資源エネルギー庁では、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づく主務大臣の認定を受けた利用計画に従って行う新エネルギー事業者支援対策事業を実施している。</p> <p>(対象となる新エネルギーの種類)</p> <p>①太陽光発電、②風力発電、③太陽熱、④温度差エネルギー、⑤天然ガスコージェネレーション、⑥燃料電池、⑦廃棄物発電、⑧廃棄物熱利用、⑨廃棄物燃料製造、⑩バイオマス発電、⑪バイオマス熱利用、⑫バイオマス燃料製造、⑬雪氷熱利用</p> <p>(対象事業)</p> <p>①利用計画：新エネルギー利用等を行う地域を所轄する各経済産業局新エネルギー対策課又はエネルギー対策課及び沖縄総合事務局経済産業部環境資源課が窓口。</p> <p>②補助事業：資源エネルギー庁新エネルギー対策課が窓口</p> <p>③債務保証：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が窓口</p> <p>本事業により2004年9月までに設置された風車（運転中の10kW以上）は398台にのぼる。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	流水、風力、地熱など未利用の自然エネルギーの開発を促進することにより、持続的、安定的なエネルギー生産が期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	波崎風力発電所、波崎ウインドファーム（茨城県神栖市）
主体	エコ・パワー(株)、(株)波崎ウインドファーム
<p>波崎風力発電所、(株)波崎ウインドファームでは、それぞれ「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の助成を受けて、風力発電機の設置を進めてきた。現在、波崎風力発電所では2基、波崎ウインドファームでは10基の風車が稼動している。</p>	
	
出典：エコ・パワー株式会社資料	

⑰農林業等就職促進支援事業

所管省・局	厚生労働省職業安定局雇用開発課	
施策の対象地域	－	
施策の概要	事業主体	①、③厚生労働省 ②民間団体
	補助率	－
<p>近年、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人及び求職者数が増加傾向にあるとともに、最近の都市生活者の自然及び地方生活への関心の高まり等を背景に、大都市圏求職者の地方への移動を含めた農林業等への就職・就業のニーズが高まっている。このため、きめ細かな職業相談、全国からの農業等関係求人情報の管理、農業等関係団体との連携等を実施し、大都市圏求職者の円滑な地方移動を支援し、雇用の安定を図っていく。また、農林水産省と連携し、失業者の希望や能力に応じ、多様な農林業等における就業及び就農等の実現を図っていく。さらに、農林水産省との連携により、フリーター等の若者に対し職業指導を通じて、農業で働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業の支援を行う。</p> <p><実施内容></p> <p>①情報提供・職業紹介に係る体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就農等支援コーナー」(47か所)の的確な運営、都道府県新規就農相談センターとの情報交換、相互訪問の実施 ・「農林業等就職相談コーナー」(3か所)の的確な運営 <p>②情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンの発行、ホームページの充実 <p>③フリーター等の若者に対する農業就業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営就農支援機関等との連絡調整会議の開催 ・農業就業等に係る総合的な情報の収集・提供 ・個人ごとの状況・希望に応じた農業就業支援情報の提供 ・きめ細かな職業相談、農業研修等のあっせん、個別求人開拓の実施等 		
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	農林漁業への就業希望者に対する様々な情報提供、研修の実施等により、農林漁業の担い手が確保され、安定的な食料、木材生産へとつながることが期待される。	
備考	－	

事業事例

事業名(愛称等)	ホームページによる情報提供	
主体	厚生労働省職業安定局雇用開発課	
<p>厚生労働省職業安定局雇用開発課では、ハローワークと連携して、農林漁業への就職希望者や、担い手を求める者を対象としたホームページを開設しており、農林漁業に就くまでのプロセスや、体験談など様々な情報を発信している。</p>		
		
<p>出典：農林漁業をやってみよう (http://www.aff-job.go.jp/index.html)</p>		

6) 美しい景観形成の視点

(ア) 制度

①景観計画制度

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局都市計画課
根拠法等	景観法
制度の対象地域	—
制度の概要	<p>景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等）が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめるもの。</p> <p>景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準を定める。また届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能であり、棚田の保全や耕作放棄対策等、農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備されている。</p> <p><景観地区の設定></p> <p>市町村は、市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に、建築物の形態意匠の制限等を定める景観地区を定めることができることとする。地区内で建築物の建築等をしようとする者は、当該建築物の形態意匠が景観地区の都市計画で定める建築物の形態意匠の制限に適合することについて市町村長の認定が必要。また市町村の条例で、工作物の建設、開発行為等について必要な制限を定めることができるよう措置。</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成が促進され、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現が期待される。
備考	平成 20 年 3 月 31 日現在の景観計画策定団体数は 104 団体、景観地区は 21 地区

制度の活用事例

名称（愛称等）	鎌倉市景観計画
主体	鎌倉市景観部都市景観課
<p>鎌倉市は、平成 7 年に独自に鎌倉市都市景観条例を制定し、良好な都市景観の形成に取り組んできたが、景観法制定を受け、独自の施策に法的根拠を持たせるために景観計画の策定に取り組み、平成 18 年 12 月に景観計画を確定した。この計画は、平成 19 年 1 月より運用されている。</p> <p style="text-align: center;">鎌倉市景観計画の基本目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境と歴史的遺産が融和した都市景観の形成 (2) ヒューマンスケールの都市景観の形成 (3) 地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成 (4) 新しい時代にこたえる生き生きとした都市景観の形成 (5) 心を豊かにする都市景観の形成 </div> <p style="text-align: right;">出典：鎌倉市景観計画</p>	

②重要文化的景観の選定

所管省・局	文部科学省文化庁文化財部伝統文化課
根拠法等	文化財保護法
制度の対象地域	—
制度の概要	<p>国が、都道府県又は市町村の申出に基づき、必要な保護の措置が講じられている文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観に選定する。</p> <p>当該文化的景観の歴史の変遷・自然的環境及び生活・生業等の調査事業、測量・図化を含め重要文化的景観選定の申出に必要な保存計画策定事業、重要文化的景観に選定されたものについて復旧修理・修景や防災工事・説明板の設置等を行う整備事業、地域住民等が参加する勉強会や公開講座・ワークショップの開催等にかかる普及・啓発事業に対して、その経費の一部を補助する。</p>
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>文化的景観の保護により、文化的景観に対する理解の促進、魅力ある地域づくりの推進、地域コミュニティの活性化などが期待される。</p>
備考	<p>平成 20 年 3 月現在、「近江八幡の水郷」(滋賀県近江八幡市)、一関本寺の農村景観」(岩手県一関市)の2箇所が選定。</p>

制度の活用事例


名称(愛称等)	近江八幡の水郷
主体	近江八幡市文化振興課
<p>「近江八幡の水郷」は、重要文化的景観の第一号として、近江八幡市の白王町、円山町、北之庄町、南津田町他(約 188.3ha)が選定された。選定の理由は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①内湖とヨシ原などの自然環境が、ヨシ産業などの生業や内湖と共生する地域住民の生活と結びつき、価値の高い文化的景観を形成していること ②干拓や圃場整備によって内湖の多くが農地化され、湿地生態系の衰退やヨシ葎屋根等の減少に伴う景観の改変が著しく、文化的景観の変容が危惧されていることから、早急な保護が必要であること ③文化的景観を未来に引き継ぐため、「近江八幡市風景づくり条例」を制定し、これに基づく「風景づくり協定」や「風景づくり委員会」等への地域住民の参加・参画を通じて、文化的景観の保護に向けた積極的な取組みを図ろうとしていること ④重要文化的景観になるため、近江八幡市は景観行政団体となり、景観計画を策定するなど、必要な条件が整ったこと 	
 	
<p>出典：近江八幡市文化振興課資料</p>	

(イ) 事業

①美しい村づくり総合整備事業

所管省・局	農林水産省農村振興局地域整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	市町村等
	補助率	(構成事業の補助率に応じる)
	<p>景観や自然環境に配慮しつつ、継続的な営農と農業を核とした地域活性化を図り、都市との交流を推進するとともに、地域住民やNPOなどによる集落機能の活性化を図り、地域住民が生き活きと誇りをもって暮らせる美しい村づくりを行う。</p> <p>地方公共団体、地域住民、NPOなどの多様な主体の参画と役割分担の下、整備計画・活動内容をまとめた「美しい村づくり推進計画」を策定し、住民参加型施工等を積極的に活用した整備を実施、地域住民等による施設の維持管理活動の活発化を促進する。</p> <p><事業内容></p> <p>1) 農村振興総合整備統合補助事業の事業内容に、以下の手法を導入。</p> <p>①重点整備地区の設定などによる景観や自然環境との調和に配慮した景観整備等</p> <p>②直営施工等を活用した住民参加型の整備</p> <p>2) 地方の裁量により、構成事業を総合的に実施。</p> <p>3) 施設管理予定の地方公共団体等への事業委任や合併予定の市町村内における施設の整備を行うことができる。</p> <p><構成事業></p> <p>①農村振興総合整備統合補助事業</p> <p>②むらづくり総合整備事業</p> <p>③里山エリア再生交付金</p> <p>④漁港環境整備統合補助事業</p>	
	事業実施期間：平成16年度～平成20年度	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	多様な主体が参画しての自然環境との調和に配慮した村づくりにより、美しい景観形成が期待される。	
備考	—	



事業事例

事業名(愛称等)	美しいむらづくりの取り組み	
主体	徳島県川島町	
	<p>徳島県麻植郡川島町(現在は合併により吉野川市川島町)において、平成16年度より、農林水産省の補助を受け「美しいむらづくり総合整備事業」を実施している。</p> <p>新規の事業計画の策定については、住民参加によるワークショップ方式を用い、全体会(美しいまち・川島づくり推進委員会)、と地区検討会(美しいまち・川島づくり地区推進委員会)に分けて実施した。全体と地区との関わりを明確にし、地区を下部組織として位置づけ、新規事業を核として「美しいまち・川島づくり」をスタートしている。</p>	
	<p>出典：徳島県川島町住民参加の「美しいむらづくり総合整備事業(川島地区) 新居博文(川島町産業建設課)</p>	

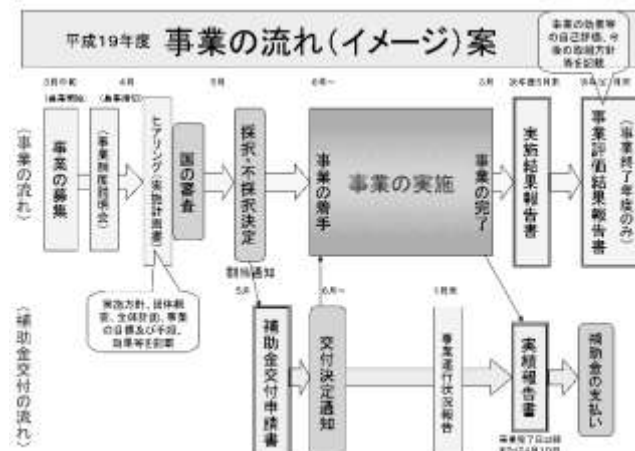
②美しいふるさと・国づくり推進事業

所管省・局	農林水産省農村振興局企画部農村政策課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	民間団体等
	補助率	定額
	<p>本事業は、都市と農山漁村の共生・対流に資する優れた取組を広く普及するため、表彰事業の実施とその他優良事例をとりまとめ、全国に発信することにより農山漁村の活性化に資することを目的とする。</p> <p><事業の内容> 本事業は、都市と農山漁村の共生・対流に資する優れた取組を広く普及するため、美しいむらづくり及び女性主体型農村振興に関する表彰事業を行うとともに、その他美しいふるさとづくりを総合的に推進している優良地区をモデル事例として取りまとめを行う。</p> <p>有識者・企業・団体等からなる「オーライ！ニッポン会議」の立ち上げにより、グリーン・ツーリズム、農村居住など「都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイル」である共生・対流の全国的な普及・推進方法について検討を実施。また「オーライ！ニッポン会議」によって行われる新たなライフスタイルの提案、優良事例の紹介・普及等を行うため、シンポジウムを開催するとともに、ホームページ等により、農山漁村における活動の紹介等情報を提供する。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	都市・農山漁村の交流を促進する普及啓発等により、美しい国土づくりへの理解が深まり、美しい景観形成につながると期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	女性主体型農村振興に対する表彰
主体	生月山田農産加工グループ「さつき会」（長崎県生月町）
<p>長崎県生月町では、「自給率の向上と地域の健康づくり」を目標に昭和43年、当時の農協婦人部が、生活改善グループを結成、朝市等の活動を開始した。昭和60年、従来の活動母体から「加工活動や生産活動に移行する」事を目標として21人で「さつき会」としての活動を始め、県の補助事業を活用して加工所を設立し、地元の原料を活かした加工品の本格的な生産・販売を行っている。現在は、団子、味噌、惣菜の3部会で活動を行っている。</p> <p>さつき会は、「美しいふるさと・国づくり推進事業」のうち、農山漁村地域の女性グループ等の自主的努力による地域の特産物を活用した起業活動などを通じて地域づくりに貢献している優良な活動事例として、平成16年に表彰されている。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">地域の特産物の生産・販売</p> <p style="text-align: right;">出典：九州農政局資料</p>	

③農村コミュニティ再生・活性化支援事業

所管省・局	農林水産省農村振興局農村政策課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	市町村・民間団体等
	補助率	1 / 2 以内
	<p>都市住民の農村への定住を促進するとともに、農村と地域の企業との連携による新たな事業の創出等を支援することを目的としている。</p> <p>空き家等の生活情報の総合的な提供、定住後の地域活動への参画や地域での起業促進に向けた体制整備等の農村への定住促進活動を支援する。また農村と地域企業との連携による農業分野に留まらない新たな事業の創出など、農村の地場資源と地元人材を活かした多様な主体による地域連携活動を進めるため、体制整備、普及啓発、調査検討、人材育成などを支援する。</p>	
<p>平成19年度 事業の流れ(イメージ)案</p>  <p>農村振興局企画部農村政策課資料（平成19年3月）</p>		
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	農村への定住促進により、地域の活性化や農林業などの振興を通じて、美しい景観の形成が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	定住促進に向けた取り組み	
主体	特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校（青森県西津軽郡鰺ヶ沢町）	
	<p>白神自然学校一ツ森校は、白神山地をフィールドに、自然体験活動の実施や環境教育リーダーの養成、森林保全活動等に取り組んでいる。白神自然学校一ツ森校では、平成18年度に本事業を活用して、定住推進協議会の設立・開催、田舎暮らしホームページの作成、配布ちらしの作成、杉並環境博覧会での定住相談会の実施等、定住ツアーの実施、定住先進地への視察などを行った。その結果、現地での定住ツアーへ13名が参加したほか、定住相談会で鰺ヶ沢町や現地ツアーへの質問が多く寄せられるなど一定の効果がみられたと報告している。</p>	
	 <p>田舎暮らしを下見する体験ツアーの様子</p>	
	<p>出典：平成18年度農村コミュニティ再生・活性化支援事業結果概要、農林水産省農村振興局農村政策課特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校資料</p>	


④景観・自然環境保全形成支援事業

所管省・局	農林水産省農村振興局資源課・地域整備課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	民間団体等
	補助率	①、②定額、③1／2
	<p>美しい農山漁村の景観や豊かな自然環境を守り、育て、それらを活かした地域独自の創意工夫ある活動により活性化を図ることを目的とする。</p> <p>良好な農村の自然環境を保全・再生する取り組みを支援するため、活動推進上の課題についてモデル地区を設け、必要な情報発信を行う。また地域資源を活かした農村活性化を支援するため、魅力ある田園空間としての要件検討、活性化に意欲ある地区の登録ガイダンスの作成や普及啓発等を実施。農村景観形成、自然再生活動を行う組織に対する直接支援を実施する。</p> <p><実施内容></p> <p>①良好な農村の自然環境を保全、再生するための取組を推進するため、活動推進上の課題について、モデル地区を設け、専門家からの助言を得つつ解決方策の検討を行うとともに必要な情報発信等を行う民間団体に対して支援を行う。</p> <p>※事業実施主体：民間団体、補助率：定額</p> <p>②農村景観や自然環境といった地域資源を、まとまりを持つ田園空間として活かした農村の活性化の取り組みを支援するため、魅力ある田園空間としての要件の検討、活性化に意欲ある地区の登録、全国の先進地区で培われた知見や景観法など新たな土地利用の枠組みを活用したガイダンスの作成や普及啓発等を行う民間団体に対して支援を行う。</p> <p>※事業実施主体：民間団体、補助率：定額</p> <p>③農村景観の保全・形成、自然環境の再生に向けた調査研究、保全活動等を行うNPO等の活動組織に対して直接支援を行う。</p> <p>※事業実施主体：NPO等活動団体、補助率：1／2以内</p>	
	<p>期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果</p> <p>地域資源を活かしつつ、良好な農村景観の保全・再生に向けた取り組みを進めることで美しい景観の形成が期待される。</p>	
備考	—	

⑤景観形成総合支援事業

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局都市計画課	
施策の対象地域	国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域、かつ景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の存する地域	
施策の概要	事業主体	市町村、景観整備機構等市町村以外の民間団体、個人
	補助率	1 / 2等
	<p>地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組を支援する。</p> <p><対象事業></p> <p>国土交通大臣の承認を得た市町村が作成する「景観形成・活用事業計画」に位置付けられた以下の①及び②の景観形成・活用事業。</p> <p>①必須事業(本事業の実施に当たり必ず実施する必要のある事業(次のいずれか))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の修理(市町村との協定締結に基づき一般公開を行うものは内装も可とする)、買取又は移設(土地購入を含む) ・ 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取(土地購入を含む) <p>②選択事業(必須事業と併せて行う必要のある事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の外観修景 ・ 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消 ・ 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備(土地購入を除く) ・ 公共公益施設の高質化(道路や通路、広場等における舗装の美装化等) ・ 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動 	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	景観重要樹木の保全活用等を通じて、美しい景観形成が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名(愛称等)	東川町景観形成・活用事業計画	
主体	北海道東川町	
	<p>北海道東川町では、旧役場庁舎「郷土館」を中心とする地域のまちなみの整備を行い、観光に繋げることを目的として、景観形成・活用事業計画を策定した。本事業では、景観重要建造物の修理を必須事業、合わせて行う周辺の修景等を選択事業として位置づけている。ほかにも選択事業として、役場前広場の遊歩道の美装化、幹線道路沿いのパーゴラやバス停の修景・撤去、周辺建造物である創作工芸館や公営住宅、老人保健センターの外観修景等、多くの景観形成の取組を補助の対象としている。</p>	
	 <p>東川町景観形成・活用事業計画の概要</p> <p>必須事業</p> <p>和洋折衷様式が特徴的な旧役場庁舎「郷土館」(S24～)。現在は郷土館の歴史を紹介する施設として転用されている。本事業は、この施設の保全・活用を中心とした、景観形成の取組を推進するもの。</p>	
	出典：国土交通省都市・地域整備局都市・地域整備局都市計画課資料	


⑥歴史的環境形成総合支援事業

所管省・局	国土交通省都市・地域整備局都市計画課	
施策の対象地域	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」に基づく重点区域	
施策の概要	事業主体	地方公共団体・民間団体等
	補助率	① 1 / 2 以内、② 1 / 3 以内
	<p>魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図ることを目的とする。具体的には、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の重点区域で実施される以下の事業を対象とする。</p> <p>①コア事業（事業採択上、原則必要な事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を形成する建造物（以下「歴史的風致形成建造物」）の復原、修理、買取または移設 <p>②付帯事業（必要に応じ、コア事業等と併せて行われる事業）</p> <p>ア）当該区域における周辺施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善 ・歴史的風致形成建造物等の活用を促進するための施設の整備 <p>イ）歴史的風致形成建造物等の活用に係るソフト事業</p>	
<p>Ⅲ 伝統行事の活性化</p> <p>Ⅱ-1 周辺建造物の修景</p> <p>Ⅰ 伝統的な建造物の復原 Ⅱ-2 案内施設の整備</p> <p>コア事業 Ⅰ 歴史的風致形成建造物(仮称)の復原、修理、買取又は移設 付帯事業 Ⅱ 歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)の区域における周辺施設の整備 1 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善 2 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用を促進するための施設の整備 Ⅲ 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用に係るソフト事業</p>		
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	貴重な歴史的資産を保存・活用することにより、地域の誇りを育み、交流人口の拡大等を通じた地域振興・活性化にも結び付く魅力的なまちづくりを推進することで、美しい景観の形成が期待される。	
備考	—	

⑦緑陰道路プロジェクト

所管省・局	国土交通省道路局地方道・環境課	
施策の対象地域	全国（平成 15 年度に 25 のモデル地域を選出）	
施策の概要	事業主体	国、都道府県、市町村
	補助率	—
	地域の個性を活かした親しみが持てる美しい街並みを形成し、都市の顔として誇れる良好な緑の道路空間を創造することを目的としており、街路樹を極力剪定しない管理について地域住民の理解と協力が得られ、積極的に受け入れる地区において、道路管理者と地域住民が協力して街路樹の管理を行う。	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	緑豊かな街路樹の並木を形成することにより、自然環境の連続性の確保が期待される。また合わせて良好な景観形成が期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	本郷通ケヤキ並木地区（市道金町本郷町線）
事業主体	本郷ケヤキ通りまちづくり協議会
<p>岐阜市の本郷通りケヤキ並木地区（市道金町本郷線）においては、平成 15 年 7 月 22 日に当該路線の緑陰道路管理計画が策定されている。</p> <p>具体の管理計画では、落ち葉への対策として、道路管理者である岐阜市が道路清掃車により車道部を週 1 回清掃し、歩道部については沿道住民が組織する「本郷町通りケヤキ並木協議会」が週 1 回（落ち葉の季節には毎日）清掃を行うこととし、道路管理者と沿道住民の役割分担を明確にしている。</p>	
	
出典：国土交通省道路局資料	

⑧道路のり面の緑化・植樹

所管省・局	国土交通省道路局地方道・環境課	
施策の対象地域	全国の道路	
施策の概要	事業主体	国、都道府県、市町村
	補助率	—
	(施策の概要：補助要綱等の概要等) ・道路の法面については、技術的に困難な箇所などを除き、可能な限り緑化、特に樹林化することとしている。 ・道路のり面を緑化、特に樹林化することによって、二酸化炭素の吸収など環境への負荷を軽減するとともに、連続する樹林化されたのり面は、動植物の生育・生息空間として、ネットワーク要素としての回廊の機能をもつことを可能にする。	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	緑豊かな道路空間の形成を通じて、動植物の生息・生育空間の確保が期待される。またその他に、道路景観の向上、二酸化炭素固定など、環境への負荷の軽減なども期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	東名高速道路（愛知県）
事業主体	東日本高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社では、高速道路の造成に当たって、道路景観の向上、環境負荷の軽減、動植物の生息・生育空間の創出などを目的として、道路の盛土のり面を樹林化するなど、緑豊かな道路空間の形成を図っている。	
	
出典：東日本高速道路株式会社資料、国土交通省道路局資料	

⑨道路緑化の推進

所管省・局	国土交通省道路局地方道・環境課	
施策の対象地域	全国の道路	
施策の概要	事業主体	国、都道府県、市町村
	補助率	—
	<p>(施策の概要：補助要綱等の概要等)</p> <p>良好な景観を形成し、二酸化炭素の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な道路空間を構築する道路緑化を積極的に進めるとともに、道路、公園、河川などが連携し、既存緑地の保全と併せ、道路、公園、河川等が一体となって緑の骨格軸の形成、都市内の緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進する。</p> <p>道路の法面については、技術的に困難な箇所などを除き、可能な限り緑化する。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>緑豊かな道路空間の形成を通じて、動植物の生息・生育空間の確保が期待される。その他、沿道環境改善や良好な景観の形成が期待される。</p>	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	東京外郭環状道路
事業主体	国土交通省関東地方整備局
<p>東京外郭環状道路は、都心部からの放射道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を分散するとともに、都心部の通過交通をバイパスさせる役割を担い、都心の渋滞緩和や環境の改善を図るものである。</p> <p>東京外郭環状道路では、良好な景観形成、環境負荷の軽減などを目的として、環境施設帯の設置に伴う緑化等が行われている。</p>	
	
<p>出典：国土交通省道路局資料</p>	

7) 地域文化醸成の視点

(ア) 制度

①文化財保護制度

所管省・局	文化庁文化財部伝統文化課																																																												
根拠法等	文化財保護法																																																												
制度の対象地域	—																																																												
制度の概要	<p>国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財（美術工芸品、建造物、民俗資料等）については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対して助成する等、保存と活用のために必要な様々な措置を講じている。</p> <p>また近年の国土開発、生活様式の変化等により保護の必要性が高まっている近代を中心とする文化財（有形文化財、有形民俗文化財、記念物）等を対象とし、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度を設けている。登録制度は、保存と活用が特に必要な文化財を国が登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図り、指定制度を補完するものである。</p> <p>また都道府県、市町村においても、文化財保護条例を制定し、重要な文化財の指定、選定等を行っている。</p> <p style="text-align: center;">国指定文化財等件数一覧（平成19年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定</th> <th colspan="2">選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要文化財（うち国宝）</td> <td>12,561件（1,073件）※1</td> <td>重要文化的景観</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>美術工芸品</td> <td>10,255件（860件）</td> <td>重要伝統的建造物群保存地区</td> <td>79地区</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>2,306件（213件）</td> <td>登録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡名勝天然記念物</td> <td>2,814件（161件）※2</td> <td>登録有形文化財（美術工芸品）</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1,572件（60件）</td> <td>登録有形文化財（建造物）</td> <td>5,913件</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td>308件（29件）</td> <td>登録有形民俗文化財</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>934件（72件）</td> <td>登録記念物</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>重要無形文化財</td> <td>保持者・団体</td> <td>文化財ではないが保護対象となるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>芸能</td> <td>各個認定 38件（53人）</td> <td>認定保存技術</td> <td>保持者・団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合認定 11件（11団体）</td> <td></td> <td>保持者 45件（49人）</td> </tr> <tr> <td>工芸技術</td> <td>各個認定 44件（57人）※3</td> <td></td> <td>保存団体 23件（24団体）※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保持団体認定 14件（14団体）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要有形民俗文化財</td> <td>205件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要無形民俗文化財</td> <td>252件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む ※2 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む ※3 工芸技術の各個認定者は兼務認定があり、実人数は56人となる ※4 認定保存技術については保有団体に重複認定があるため、実認定件数は22団体</p> <p style="text-align: center;">出典：平成19年度わが国の文化行政、文化庁</p>	指定		選定		重要文化財（うち国宝）	12,561件（1,073件）※1	重要文化的景観	2件	美術工芸品	10,255件（860件）	重要伝統的建造物群保存地区	79地区	建造物	2,306件（213件）	登録		史跡名勝天然記念物	2,814件（161件）※2	登録有形文化財（美術工芸品）	4件	史跡	1,572件（60件）	登録有形文化財（建造物）	5,913件	名勝	308件（29件）	登録有形民俗文化財	6件	天然記念物	934件（72件）	登録記念物	14件	重要無形文化財	保持者・団体	文化財ではないが保護対象となるもの		芸能	各個認定 38件（53人）	認定保存技術	保持者・団体		総合認定 11件（11団体）		保持者 45件（49人）	工芸技術	各個認定 44件（57人）※3		保存団体 23件（24団体）※4		保持団体認定 14件（14団体）			重要有形民俗文化財	205件			重要無形民俗文化財	252件		
指定		選定																																																											
重要文化財（うち国宝）	12,561件（1,073件）※1	重要文化的景観	2件																																																										
美術工芸品	10,255件（860件）	重要伝統的建造物群保存地区	79地区																																																										
建造物	2,306件（213件）	登録																																																											
史跡名勝天然記念物	2,814件（161件）※2	登録有形文化財（美術工芸品）	4件																																																										
史跡	1,572件（60件）	登録有形文化財（建造物）	5,913件																																																										
名勝	308件（29件）	登録有形民俗文化財	6件																																																										
天然記念物	934件（72件）	登録記念物	14件																																																										
重要無形文化財	保持者・団体	文化財ではないが保護対象となるもの																																																											
芸能	各個認定 38件（53人）	認定保存技術	保持者・団体																																																										
	総合認定 11件（11団体）		保持者 45件（49人）																																																										
工芸技術	各個認定 44件（57人）※3		保存団体 23件（24団体）※4																																																										
	保持団体認定 14件（14団体）																																																												
重要有形民俗文化財	205件																																																												
重要無形民俗文化財	252件																																																												
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	史跡、名勝、天然記念物等の指定により、地域の重要な文化財が保全されることで、地域文化の醸成につながると期待される。																																																												
備考	—																																																												

制度の活用事例

名称（愛称等）	特別名勝の指定（天橋立）
主体	文化庁文化財部伝統文化課
<p>宮津湾内にあり、江尻より南々西殆んど文珠の切戸まで長さ約3,600m幅約15mの砂嘴を示して内湾を抱く。砂嘴は白砂青松をなし、成相山の中腹傘松からの展望は特にすぐれた美観を呈する。古くからわが国の詩歌文章にあらわれ、日本三景の一としてひろく知られる。</p> <p style="text-align: right;">出典：国指定文化財等データベース、文化庁</p>	

(イ) 事業

①ふるさと文化再興事業

所管省・局	文化庁文化財部伝統文化課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	民間団体等
	補助率	—
	<p>地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化を次世代に継承するため、地域における伝統文化を一体的かつ総合的な保存・活用を推進する。</p> <p>都道府県教育委員会が策定する地域の伝統文化の保存・活用計画の中に盛り込まれた拠点地域に選定された地域内の活動や、複数の地域にまたがる分野毎の活動を対象に、伝統文化保存団体等が実施する①伝承者の養成、②用具等の整備、③映像記録の作成の事業に対して支援する。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>地域に伝わる伝統的な技術等について、伝承者を育成、記録の作成等を行うことによって、地域独自の文化の保全・継承につながると期待される。</p>	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	農山漁村における伝統技術の記録作成
主体	京都府立丹後郷土資料館
<p>京都府立丹後郷土資料館では、平成13年度から平成18年度までの5年間、本事業を活用して、丹後の漁村や山村で受け継がれてきた伝統技術を映像化するとともに解説書を作成している。</p> <p>伝統技術の例として、フジのつるを用いた「藤織り」の技術や、チマキザサを用いる笹葺き民家の葺き替え等の行程を記録した「丹後の山村生活技術」等を出版している。</p>	
	
「丹後の山村生活技術」	伝統的な笹葺きの民家と葺き替え作業の記録
<p>出典：京都府立丹後郷土資料館資料 「丹後の山村生活技術」京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会</p>	

②伝統文化こども教室事業

所管省・局	文化庁文化財部伝統文化課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	民間団体等
	補助率	—
	<p>伝統文化こども教室事業は、次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供するものである。</p> <p><事業内容> 対象分野：我が国において継承されてきた伝統的な文化（伝統音楽、日本舞踊、茶道、華道、郷土芸能等）のうち、子どもが体験・修得することが適切と認められるもの 対象年齢：小・中学生 実施主体：伝統文化の伝承や普及等の活動を行う各種団体（実行委員会、公民館等を含む） 実施会場：学校、公民館、文化会館、体育館等 実施期間：半年から1年程度の間、継続的・計画的に実施</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	子どもを対象とした各種の体験教室の開催を通じて、地域の自然、歴史、文化に対する理解や愛着が養われ、地域文化の醸成につながると期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	ふるさとましき探検隊
主体	ふるさとましき探検隊（熊本県上益城郡益城町）
	<p>ふるさとましき探検隊は、益城町のことを知る、体験することを目的に結成されたボランティアグループである。ふるさとましき探検隊では、平成18年度に本事業を活用して、「ふるさとの身近な山や川に親しむ」をテーマとして以下の4項目についての体験教室を開催した。</p> <p>①益城町のシンボル「飯田山」一帯の歴史学習と自然観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田山のハイキングと自然観察（春と秋の二回） ・ 山頂の常楽寺までに地蔵が一丁ごとに置かれている飯田山の歴史学習 <p>②益城町を横断する「秋津川」の自然観察と希少植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上流の川での蛍観察会 ・ 秋津川の水質検査 ・ 「ミズアオイ」の学習 <p>③竹とのふれあい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筍掘りと筍料理 ・七夕まつり ・竹炭作り ・ 竹細工教室（竹とんぼ、水鉄砲、竹馬、竹の箸と椀作り、そうめん流し） <p>④益城町の歴史と文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木山城址での歴史学習と名月鑑賞会 ・ 飯野地区の史跡めぐり ・ 郷土料理（味噌作り、ひめだご汁の実習）
	出典：財団法人伝統文化活性化国民協会資料

③「文化芸術による創造のまち」支援事業

所管省・局	文化庁文化部芸術文化課地域文化振興室	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	市区町村実行委員会
	補助率	—
	<p>地域における文化芸術の創造、発信及び交流を通じた文化芸術活動の活性化を図ることを目的とする。地域での文化活動を進める人材の育成や、地域の芸術文化団体の育成、地域文化の情報発信や交流など、次に掲げる事業が支援の対象となる。</p> <p><対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成： 地域文化リーダー（指導者）の育成 ・ 団体育成： 地域の文化芸術団体の育成 ・ 発信交流： シンポジウムなどによる発信・交流 <p>本事業は、文化庁と都道府県、市（区）町村、地域の芸術文化団体及び文化施設等との共催により実施される。実施主体は、都道府県、市（区）町村、芸術文化団体及び文化施設等により構成される実行委員会となる。</p> <p>文化庁は、実施に必要な経費のうち、予算の範囲内で対象経費（企画等会議費、指導者・専門家謝金、同旅費、練習場借上料）を負担し、その他の経費は、都道府県、市（区）町村、文化団体及び文化施設等が負担することとなる。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	地域に伝わる伝統的な文化芸術等について、指導者の育成や情報発信を進めることで、地域独自の文化の保全・継承につながると期待される。	
備考	—	

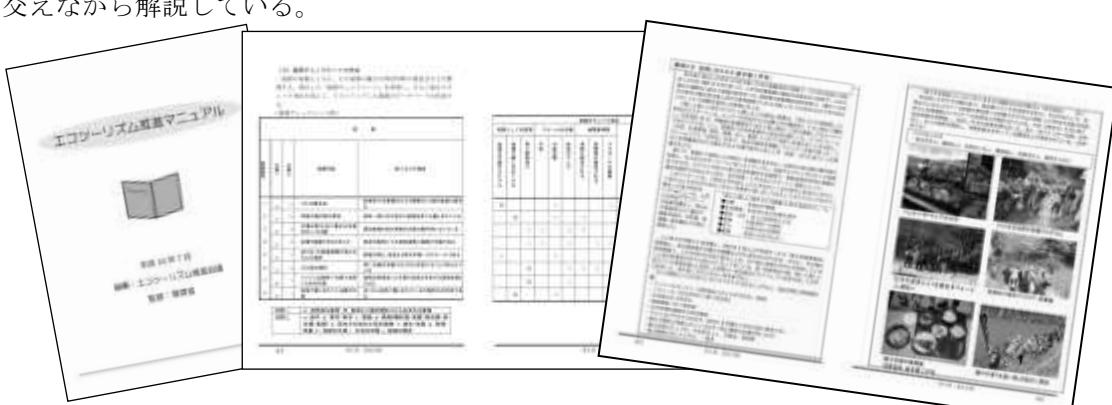
事業事例

事業名（愛称等）	「須磨離宮公園」学講座等の開催	
主体	神戸市立須磨離宮公園	
<p>神戸市立須磨離宮公園では、本事業を活用して、21世紀型の公園のあり方を探る公園学講座および須磨の歴史と文化探訪を通して、学生の教育の充実と公園や地域の活性化を図ることを目的とする「須磨離宮公園」学講座等を開催した。具体的な事業内容は、以下の2点である。</p> <p>①キャンパスパーク連携による「須磨離宮公園」学講座 離宮公園を含む公園の歴史・現状・課題・将来のあり方などについて、一般市民向けの公開講座を10回程度実施。</p> <p>②キャンパスパーク連携による須磨の歴史と文化探訪 須磨の歴史や文化に関わりの深い在原行平や源氏物語・武庫離宮などについて、講演会や一絃琴の演奏等の催しにより広く一般市民に啓蒙。</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
「須磨離宮公園」学講座の様子		
出典：神戸市立須磨離宮公園資料		

④エコツーリズム総合推進事業

所管省・局	環境省自然環境局総務課	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	国
	補助率	—
	<p>自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、来訪者の環境教育にも役立つエコツーリズムの全国的普及・定着を推進する。</p> <p>「エコツーリズム推進会議（議長：環境大臣）」においてとりまとめた5つの推進方策のうち、エコツーリズム大賞などについて引き続き取り組むとともに、自治体や事業者等に対する幅広い支援のための全国セミナーの開催や、国立公園等におけるエコツーリズムの取り組みの拡充、地域資源の解説者育成のための人材育成事業などを実施する。</p> <p><5つの推進方策></p> <p>① エコツーリズム憲章：エコツーリズムの理念を分かりやすい形で普及するため、エコツーリズム憲章を制定。</p> <p>② エコツアー総覧：エコツアーの参加を促進するため、全国のエコツアー事業者、ツアー内容、環境配慮の取り組み等の情報をインターネットで公開。</p> <p>③ エコツーリズム大賞：エコツーリズムを展開する各地域や事業者の取り組みのうち、特に優れた団体や事業者を表彰し、広く紹介。</p> <p>④ エコツーリズム推進マニュアル：エコツーリズムの推進に取り組む地域を支援するため、推進のための基本的な手法やポイントをまとめたマニュアルを作成。</p> <p>⑤ エコツーリズムモデル事業：13のモデル地区を選定し、各地区の状況に応じた支援を3年間実施。（平成16年度から平成18年度）</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	エコツーリズムの普及により、健全な生態系の保全・再生と、地域の活性化が図られ、地域文化の醸成に資すると期待される。	
備考	—	

事業事例

事業名（愛称等）	エコツーリズム推進マニュアルの作成
主体	環境省自然環境局総務課
<p>環境省では、エコツーリズムの推進に取り組む地域を支援するため、推進のための基本的な手法やポイントをまとめた「エコツーリズム推進マニュアル」を作成した。本マニュアルでは、エコツーリズムの定義や考え方、効果等から、基本計画の策定手法、ルールやガイダンスの策定等について、事例を交えながら解説している。</p>	
	
出典：エコツーリズム推進マニュアル	

⑤国立公園等エコツーリズム推進モデル事業

所管省・局	環境省自然環境局総務課	
施策の対象地域	国立公園等	
施策の概要	事業主体	市町村、民間団体等
	補助率	—
	<p>エコツーリズムを「豊かな自然の中での取り組み」「多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み」「里地の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み」として幅広くとらえ、専門的な解説を通して地域の自然や生活文化などを楽しむツアーの実施地域が増え、結果として、地域社会が活性化するとともに自然環境に対する理解が深まることを目的とする。エコツーリズムの推進方策の一つとして、下の3類型13地区のモデル地区において、モデル事業を実施した。(事業期間：平成16年～18年度)</p> <p><実施事項> 各モデル地区において、</p> <p>① ルール（基本計画）の策定 ② エコツアー（専門ガイドが同行するツアー）の実施</p> <p><モデル事業実施地区一覧（類型別）></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 豊かな自然の中での取り組み（典型的エコツーリズムの適正化） 知床地区（北海道斜里町及び羅臼町）、白神地区（青森県西目屋村及び秋田県藤里町）、小笠原地区（東京都小笠原村）、屋久島地区（鹿児島県上屋久町及び屋久町）</p> <p>2. 多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み（マストツーリズムのエコ化） 裏磐梯地区（福島県北塩原村）、富士山北麓地区（山梨県）、六甲地区（兵庫県神戸市）、佐世保地区（長崎県佐世保市）</p> <p>3. 里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み（保全活動実践型エコツーリズムの創出） 田尻地区（宮城県田尻町）、飯能・名栗地区（埼玉県飯能市及び名栗村）、飯田地区（長野県飯田市）、湖西地区（滋賀県）、南紀・熊野地区（三重県、和歌山県）</p> </div>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	エコツーリズムの普及により、健全な生態系の保全・再生と、地域の活性化が図られ、地域文化の醸成に資すると期待される。	
備考	—	


事業事例

事業名（愛称等）	佐世保地区（長崎県佐世保市）
主体	佐世保地区エコツーリズム推進協議会
<p>佐世保地区では、西海国立公園九十九島地区などの多島海景観の鑑賞（展望台と遊覧船）を主体とした従来型の観光利用が主であったが、豊かな海辺の生態系を活かした体験型の利用を促進すべく、利用拠点新活性化事業が開始されたこと等から、本モデル事業の対象地区に選定された。</p> <p>この選定を受け、佐世保市におけるエコツーリズム推進を目的とした「佐世保エコツーリズム推進検討会」が設置され、「基本方針」を作成、平成17年11月には地域住民代表者、観光事業関係者、ガイド、有職者、地域情報紙関係者、行政等で構成される「佐世保地区エコツーリズム推進協議会」が組織された。同協議会では、基本方針をベースに「させぼエコツーリズム」の理念、目標、具体的な事業等をまとめた「させぼエコツーリズム」基本計画を平成18年7月に策定している。</p> <p style="text-align: right;">出典：環境省資料、佐世保地区エコツーリズム推進協議会資料</p>	

⑥伝統的工芸ふるさと体験・交流事業

所管省・局	経済産業省製造産業局伝統工芸品産業室	
施策の対象地域	—	
施策の概要	事業主体	(財) 伝統工芸品産業振興協会
	補助率	定額・2/3
	<p>学生・社会人等が伝統工芸士の持つ技に直接触れる機会を提供することにより、技術・技法を継承する必要性の理解を促進し、伝統的工芸品産業の後継者の確保に資する。</p> <p>伝統的工芸品産地において、都会の学生・社会人等を農山漁村に受け入れ伝統工芸士の持つ技に直接触れるための「ふるさと体験工房研修」等や伝統的工芸品体験フェアの開催等。また、財団法人伝統的工芸品産業振興協会発行の「伝統工芸品体験工房ガイド」を活用して、全国各地の体験工房のPRを実施。</p>	
期待されるエコロジカル・ネットワーク形成上の効果	<p>地域に伝わる伝統工芸等について、後継者の育成・確保や情報発信を進めることで、地域独自の文化の保全・継承につながると期待される。</p>	
備考	—	

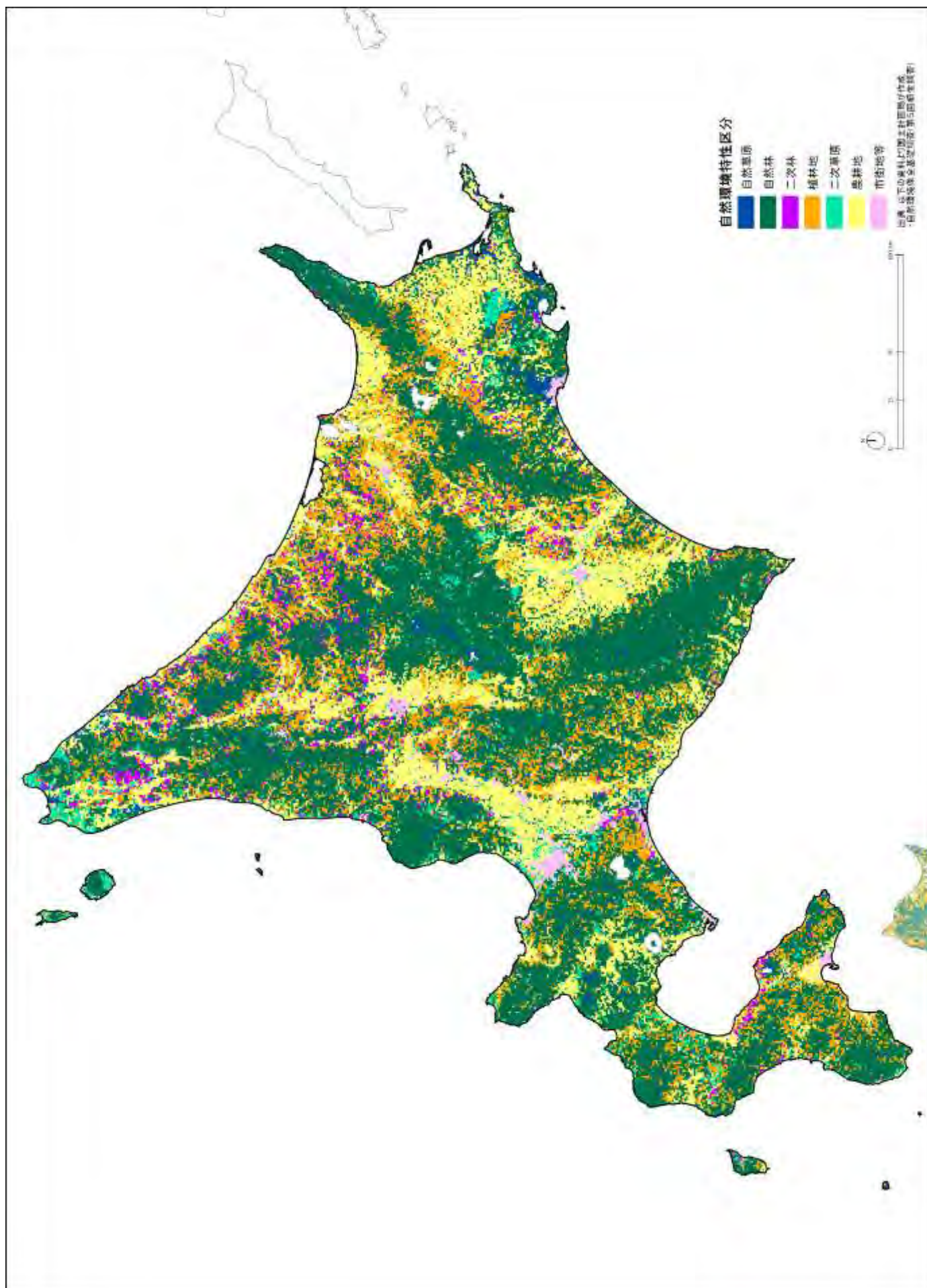
事業事例

事業名（愛称等）	石州和紙の製作体験
主体	石州和紙協同組合（島根県浜田市）
<p>石州和紙は、島根県浜田市において1300年の歴史をもつ伝統工芸品であり、重要無形文化財等に指定されている。6名の伝統工芸士等により、技術が伝承されている。</p> <p>石州和紙協同組合では、本事業を活用して、紙漉き体験等を開催している。体験では、石州和紙の伝統工芸士等による指導がなされる。</p>	
	
紙漉き体験の様子	
出典：石州和紙協同組合資料	

参考資料4：広域地方計画協議会等への提供データ

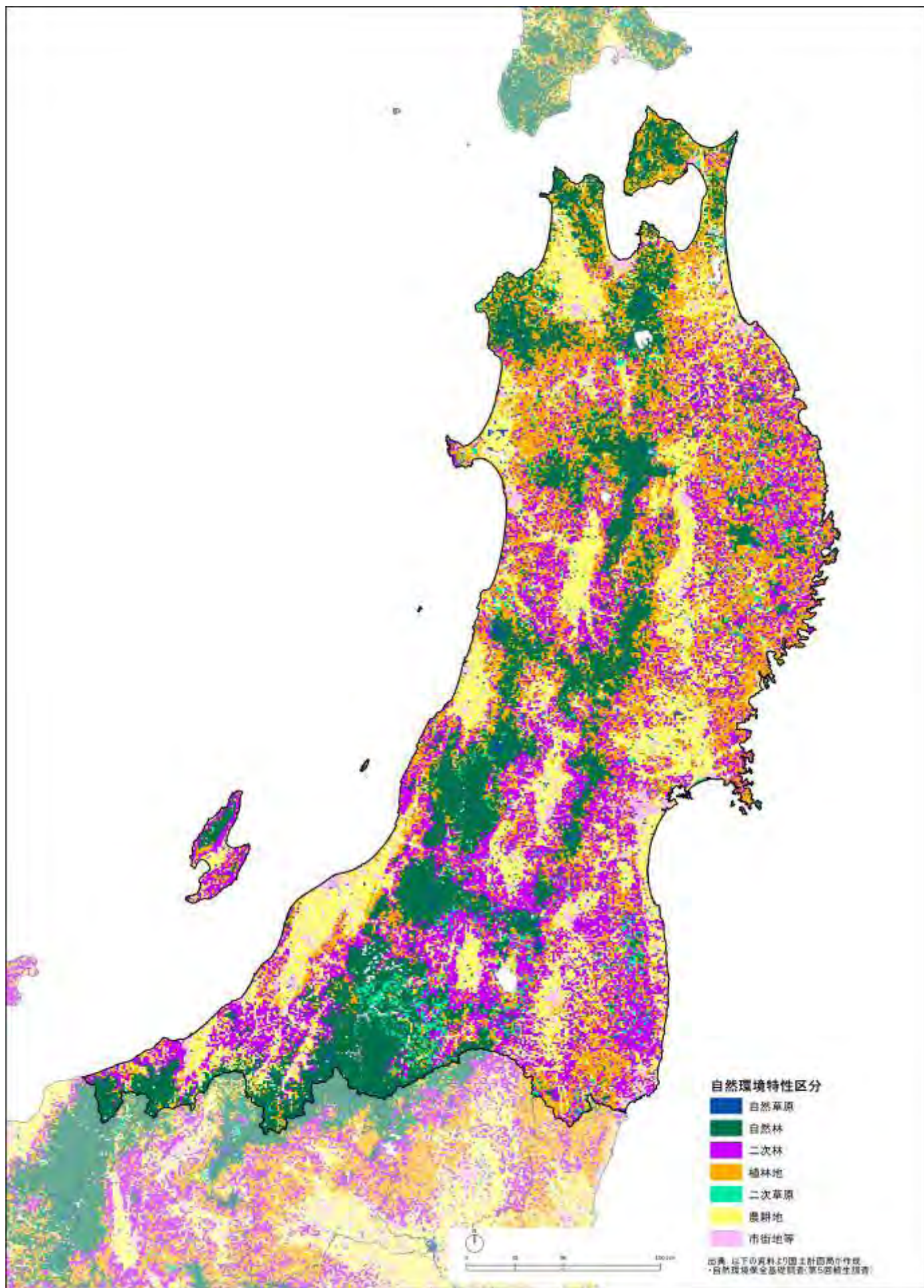
図参4-1：自然環境特性区分図（北海道）	1
図参4-2：自然環境特性区分図（東北圏）	2
図参4-3：自然環境特性区分図（首都圏）	3
図参4-4：自然環境特性区分図（北陸圏）	4
図参4-5：自然環境特性区分図（中部圏）	5
図参4-6：自然環境特性区分図（近畿圏）	6
図参4-7：自然環境特性区分図（中国圏）	7
図参4-8：自然環境特性区分図（四国圏）	8
図参4-9：自然環境特性区分図（九州圏）	9
図参4-10：法規制（1）都市地域（北海道）	10
図参4-11：法規制（2）農業地域（北海道）	11
図参4-12：法規制（3）森林地域（北海道）	12
図参4-13：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（北海道）	13
図参4-14：法規制（1）都市地域（東北圏）	14
図参4-15：法規制（2）農業地域（東北圏）	15
図参4-16：法規制（3）森林地域（東北圏）	16
図参4-17：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（東北圏）	17
図参4-18：法規制（1）都市地域（首都圏）	18
図参4-19：法規制（2）農業地域（首都圏）	19
図参4-20：法規制（3）森林地域（首都圏）	20
図参4-21：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（首都圏）	21
図参4-22：法規制（1）都市地域（中部圏・北陸圏）	22
図参4-23：法規制（2）農業地域（中部圏・北陸圏）	23
図参4-24：法規制（3）森林地域（中部圏・北陸圏）	24
図参4-25：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（中部圏・北陸圏）	25
図参4-26：法規制（1）都市地域（近畿圏）	26
図参4-27：法規制（2）農業地域（近畿圏）	27
図参4-28：法規制（3）森林地域（近畿圏）	28
図参4-29：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（近畿圏）	29
図参4-30：法規制（1）都市地域（中国圏・四国圏）	30
図参4-31：法規制（2）農業地域（中国圏・四国圏）	31
図参4-32：法規制（3）森林地域（中国圏・四国圏）	32
図参4-33：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（中国圏・四国圏）	33
図参4-34：法規制（1）都市地域（九州圏・沖縄県）	34
図参4-35：法規制（2）農業地域（九州圏・沖縄県）	35
図参4-36：法規制（3）森林地域（九州圏・沖縄県）	36
図参4-37：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（九州圏・沖縄県）	37
図参4-38：3つの視点からの抽出地点（北海道）	38
図参4-39：3つの視点からの抽出地点（東北圏）	39
図参4-40：3つの視点からの抽出地点（首都圏）	40

図参 4-41 : 3つの視点からの抽出地点 (北陸圏)	41
図参 4-42 : 3つの視点からの抽出地点 (中部圏)	42
図参 4-43 : 3つの視点からの抽出地点 (近畿圏)	43
図参 4-44 : 3つの視点からの抽出地点 (中国圏)	44
図参 4-45 : 3つの視点からの抽出地点 (四国圏)	45
図参 4-46 : 3つの視点からの抽出地点 (九州圏・沖縄県)	46



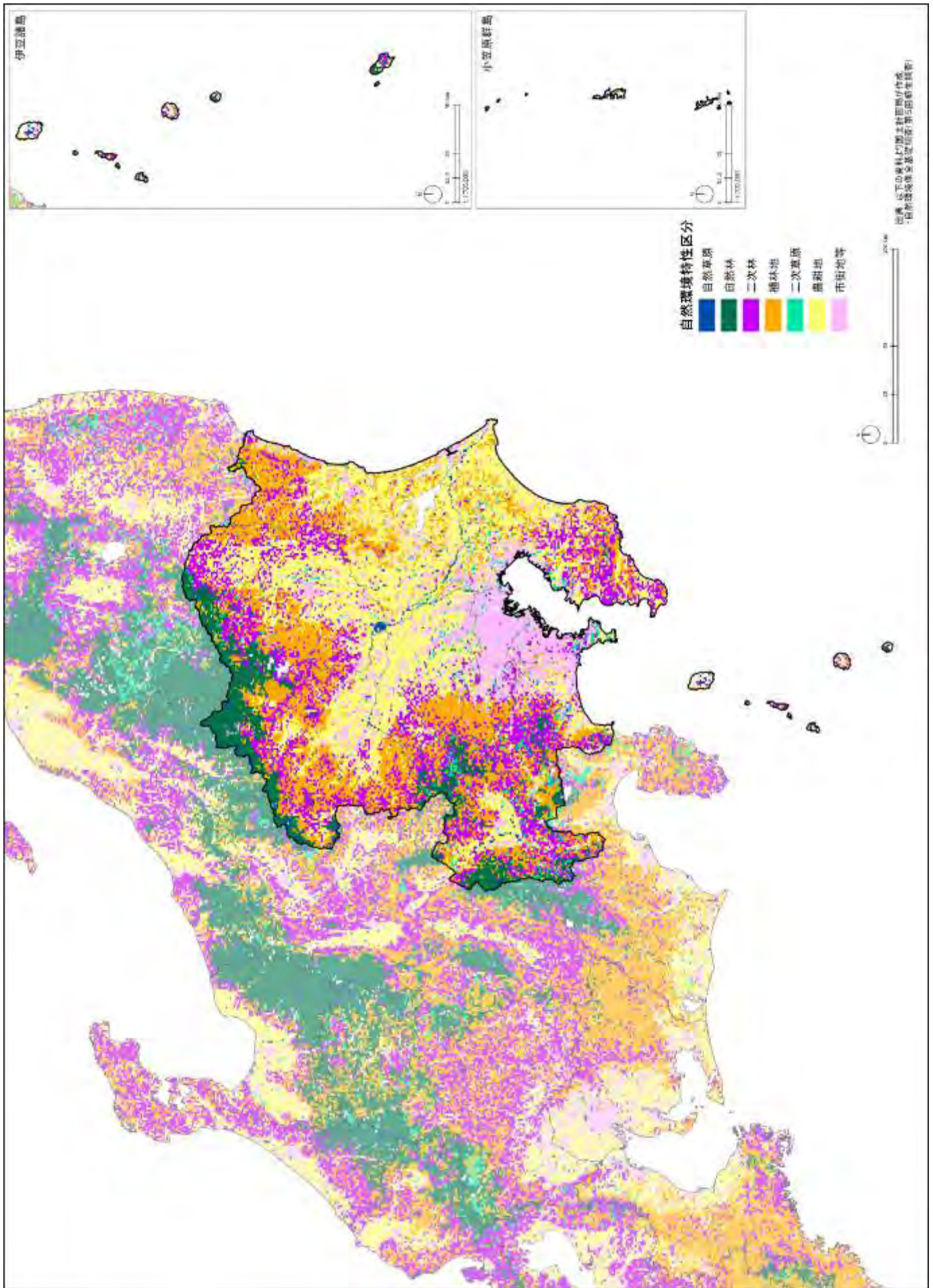
图参 4-1：自然环境特性区分图（北海道）

参考 4-1

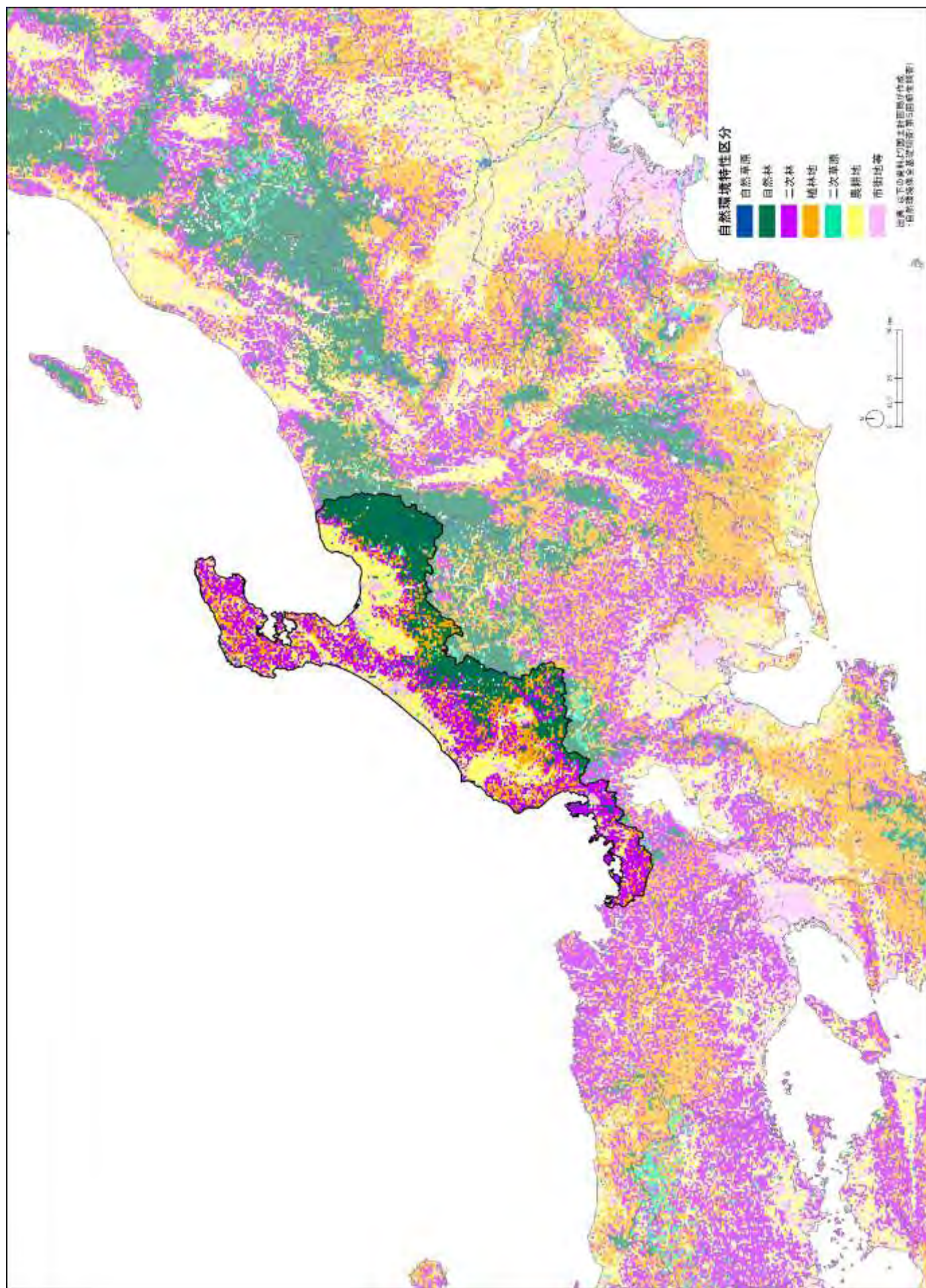


図参 4-2: 自然環境特性区分図 (東北圏)

参考 4-2

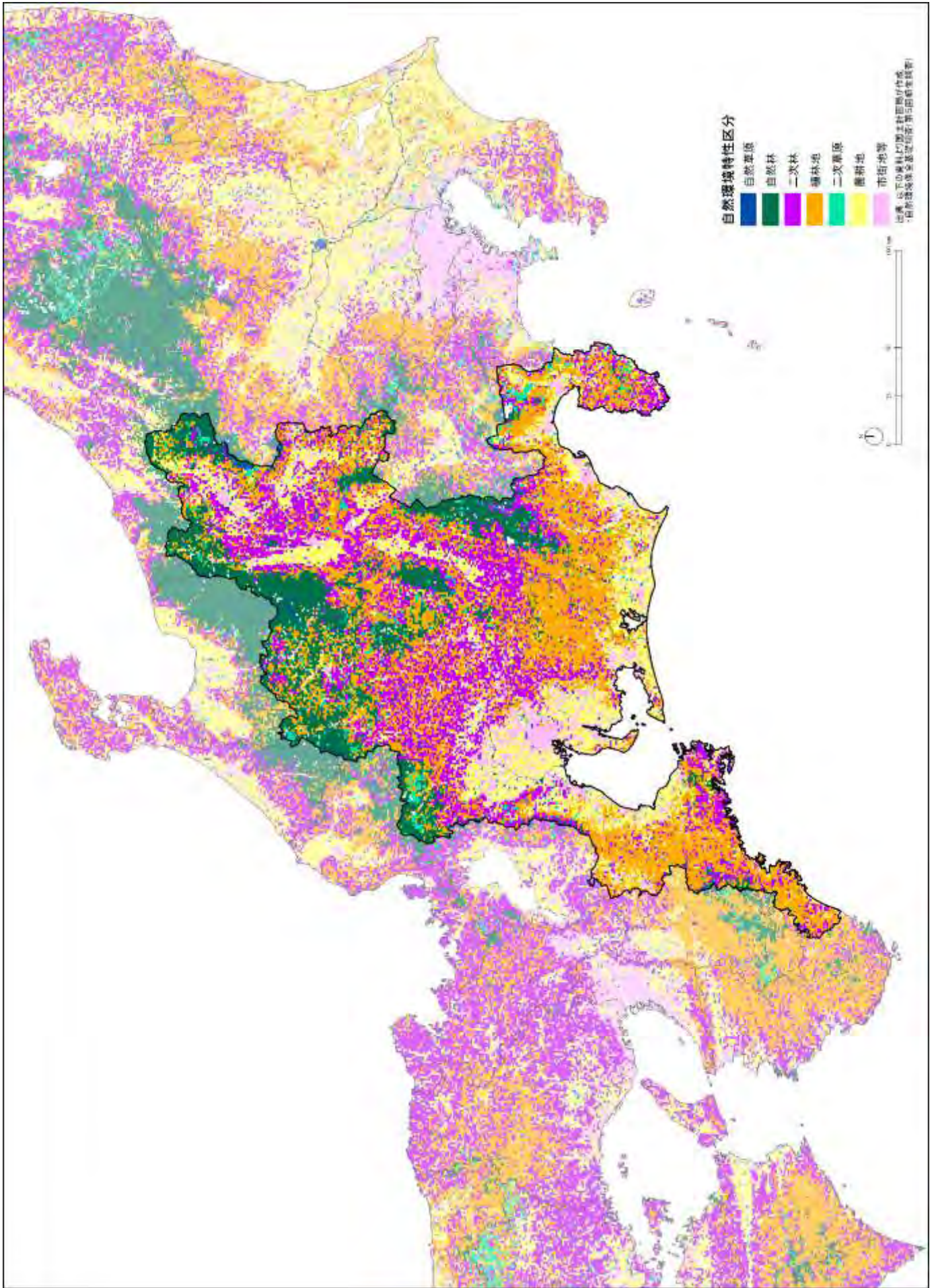


图参 4-3：自然环境特性区分图（首都圈）

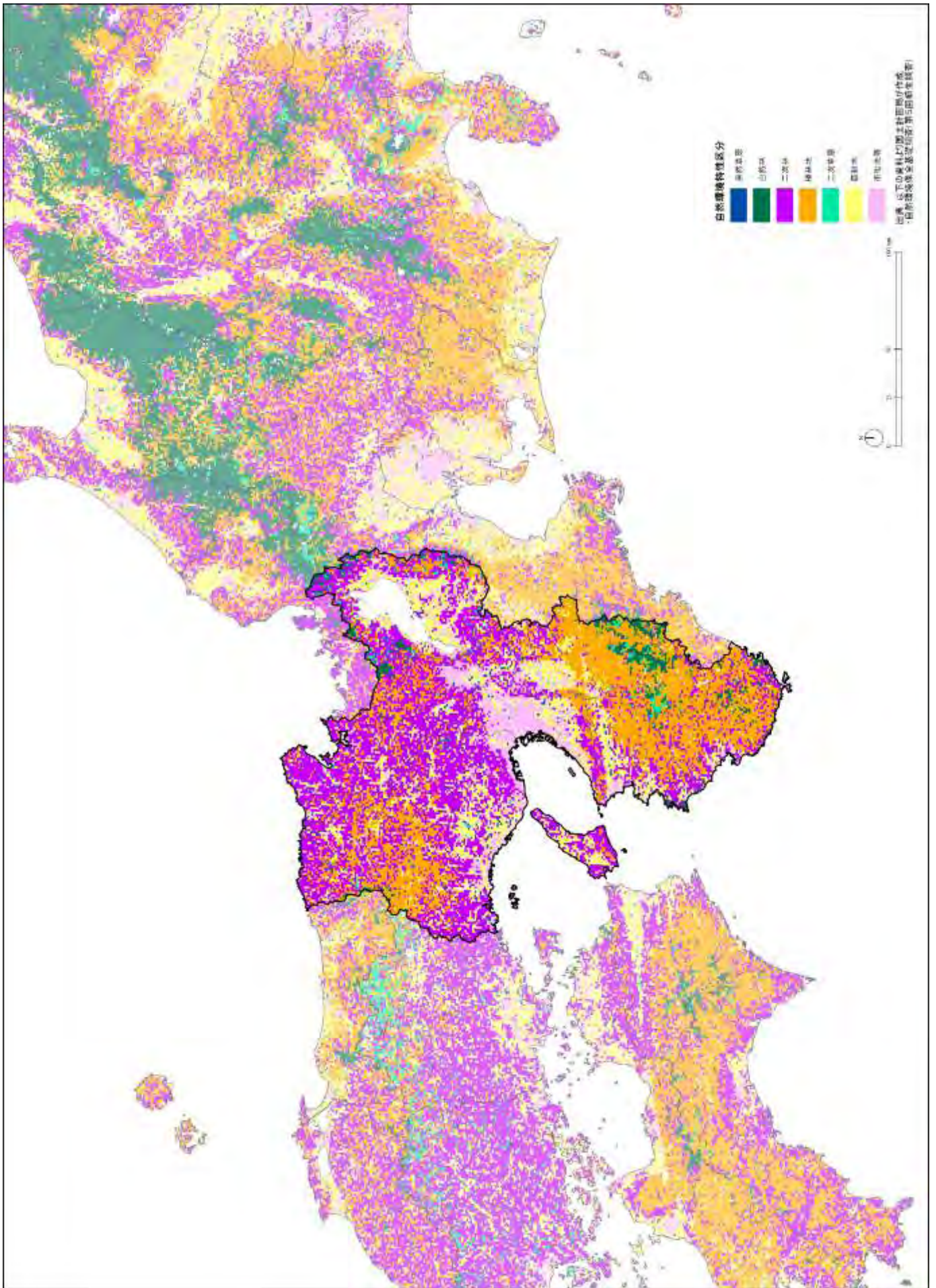


图参 4-4：自然環境特性区分图（北陸圈）

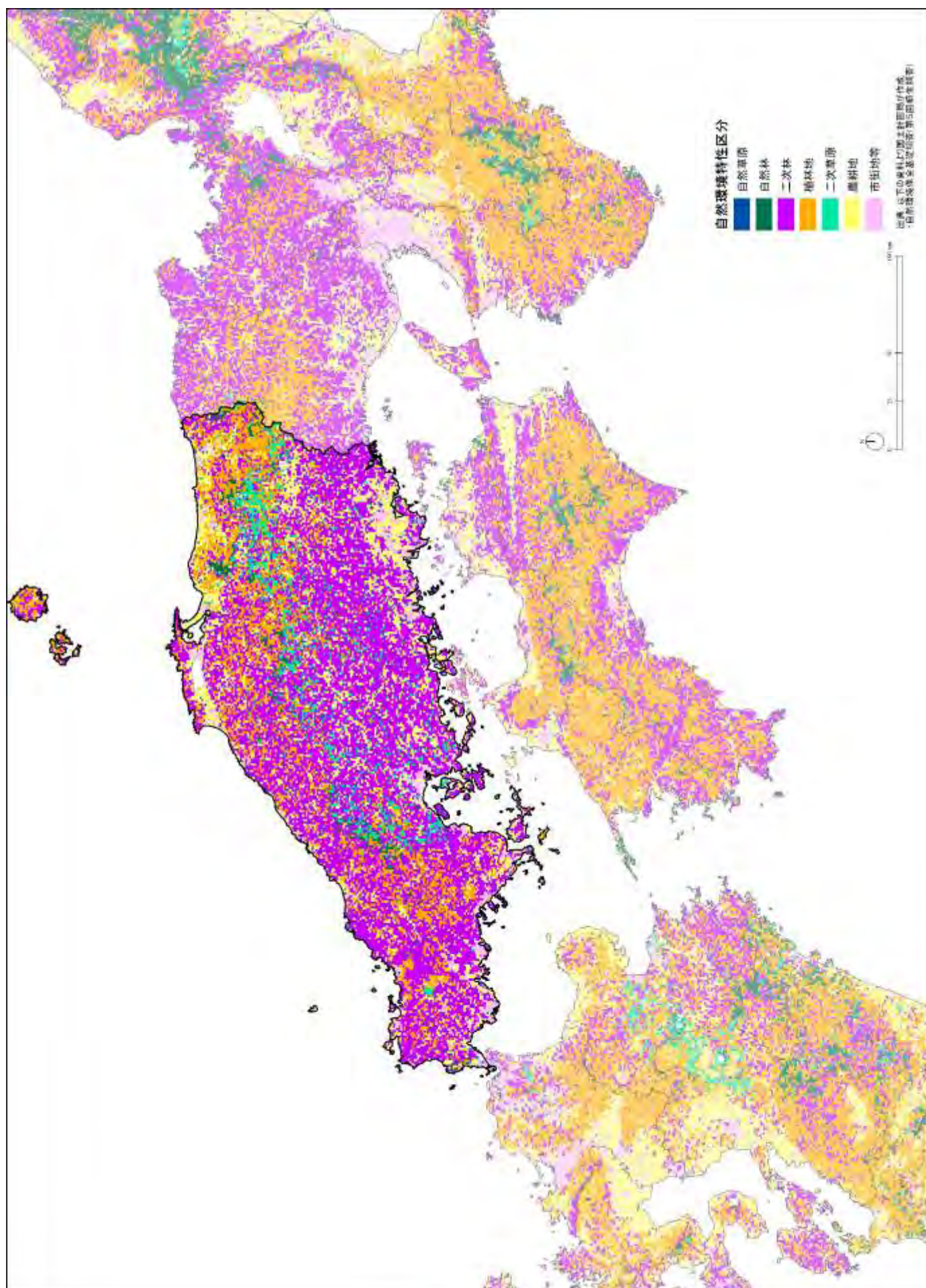
参考 4-4



图参 4-5：自然环境特性区分图（中部圈）

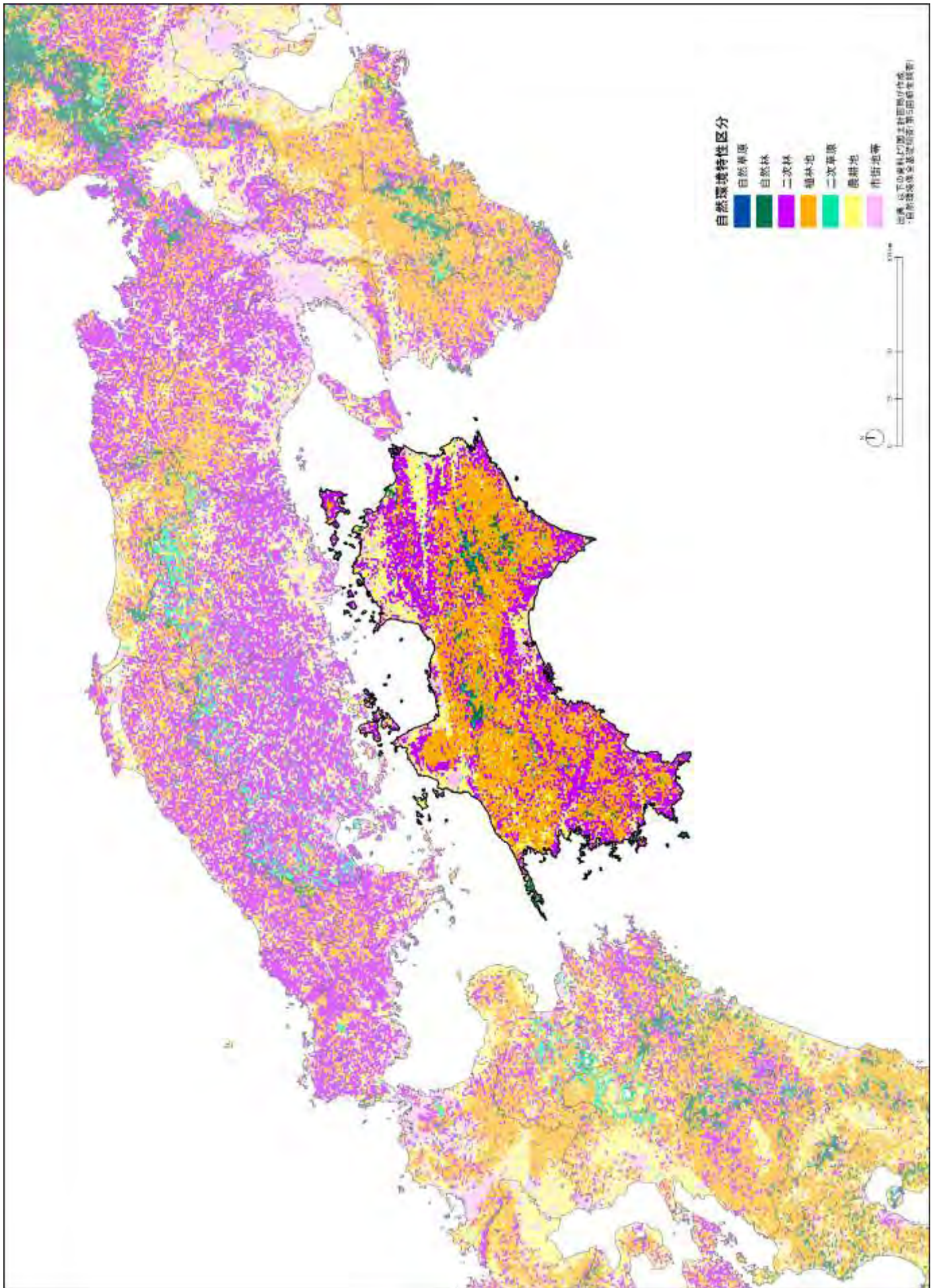


図参 4-6：自然環境特性区分図（近畿圏）



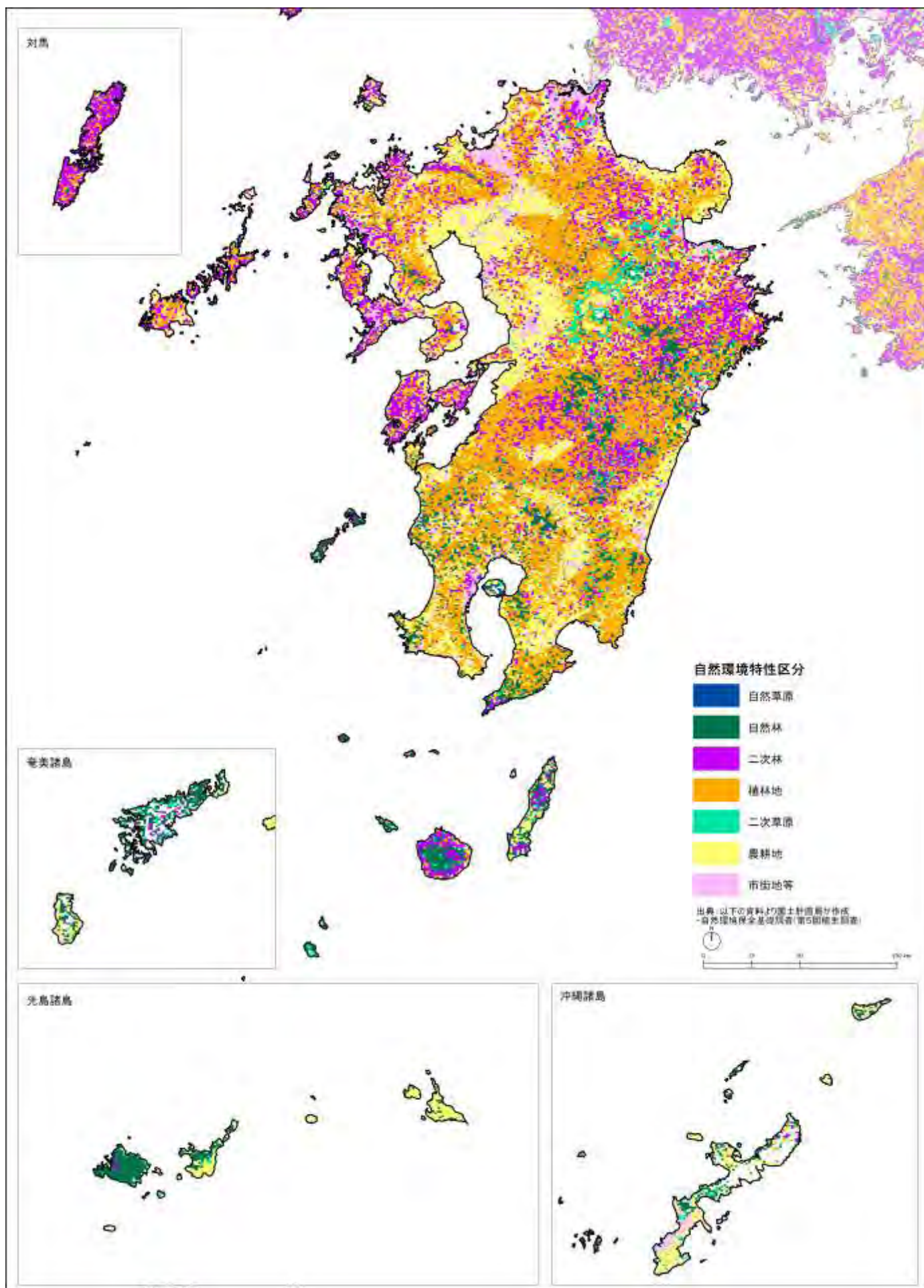
图参 4-7: 自然环境特性区分图 (中国圈)

参考 4-7

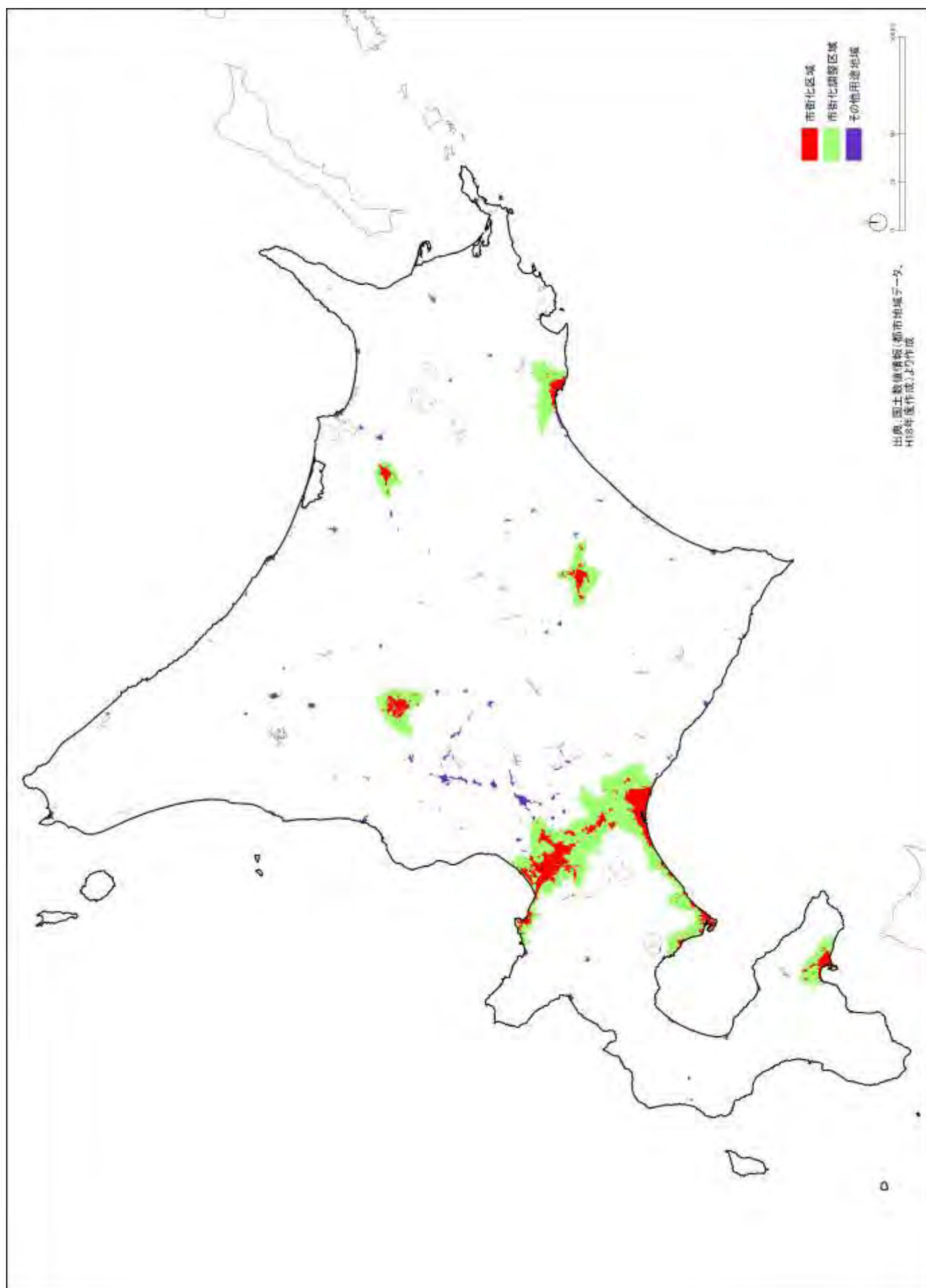


图参 4-8：自然環境特性区分图（四国圈）

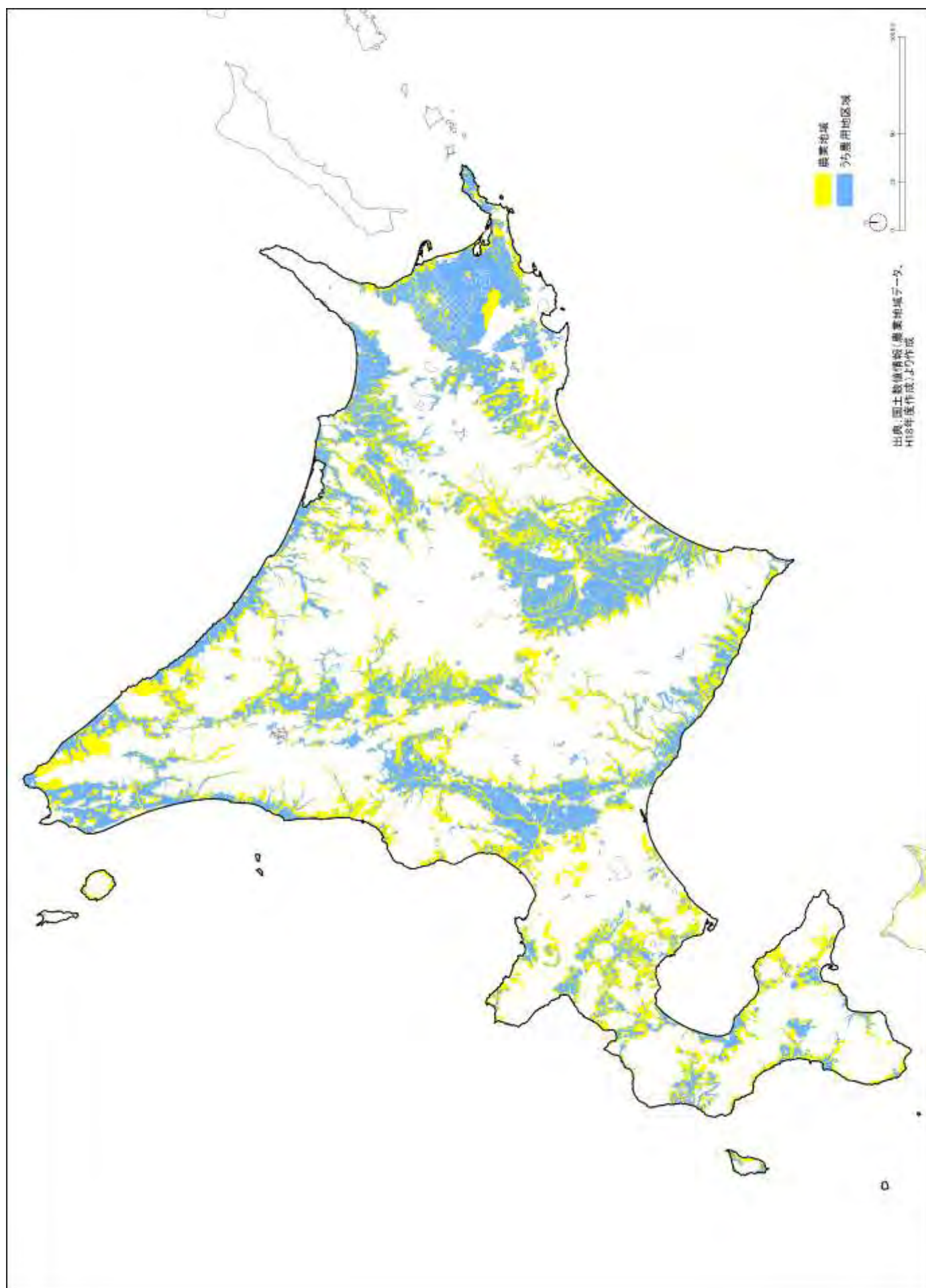
参考 4-8



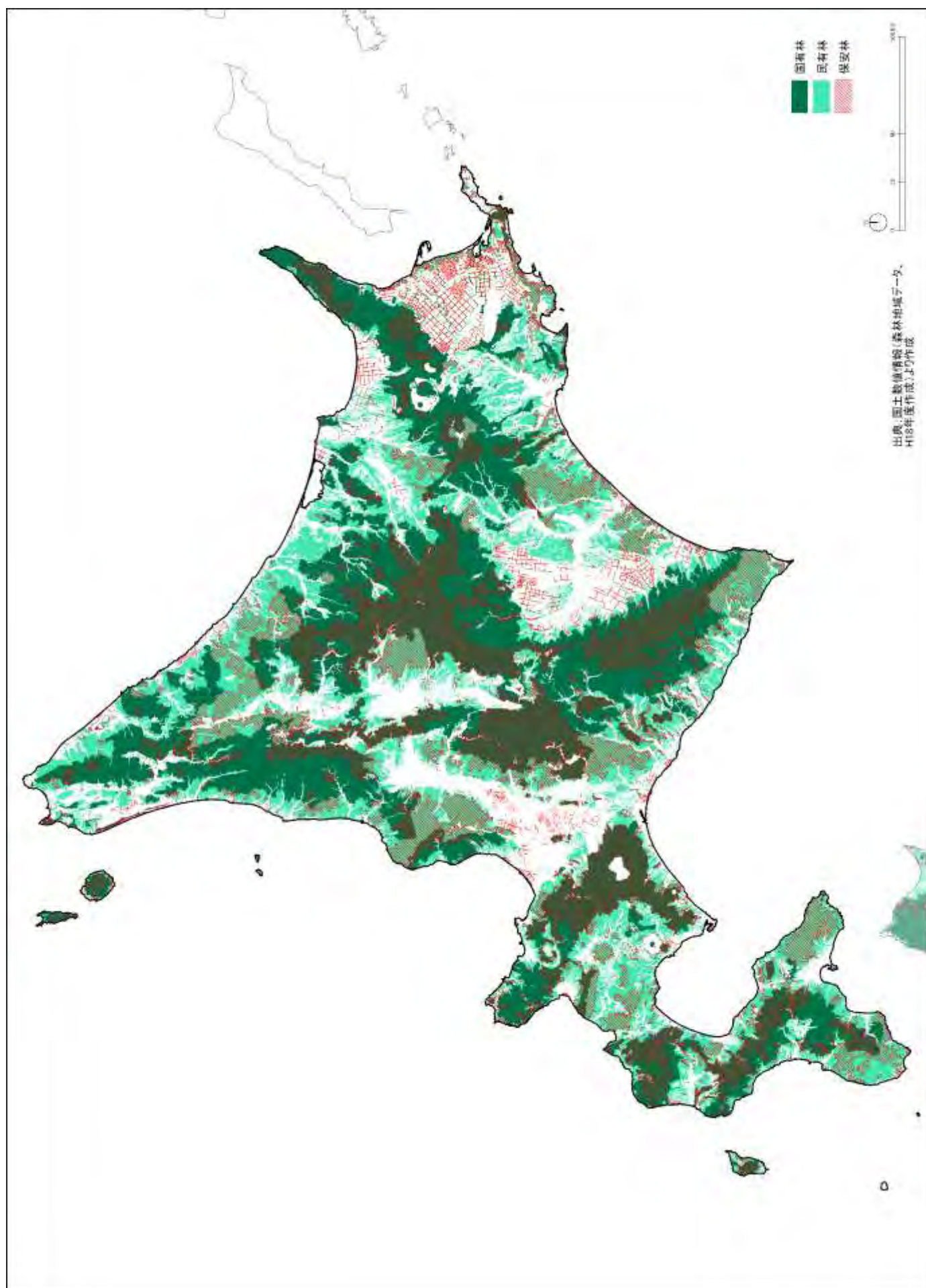
図参 4-9：自然環境特性区分図（九州圏）



図参 4-10：法規制（1）都市地域（北海道）

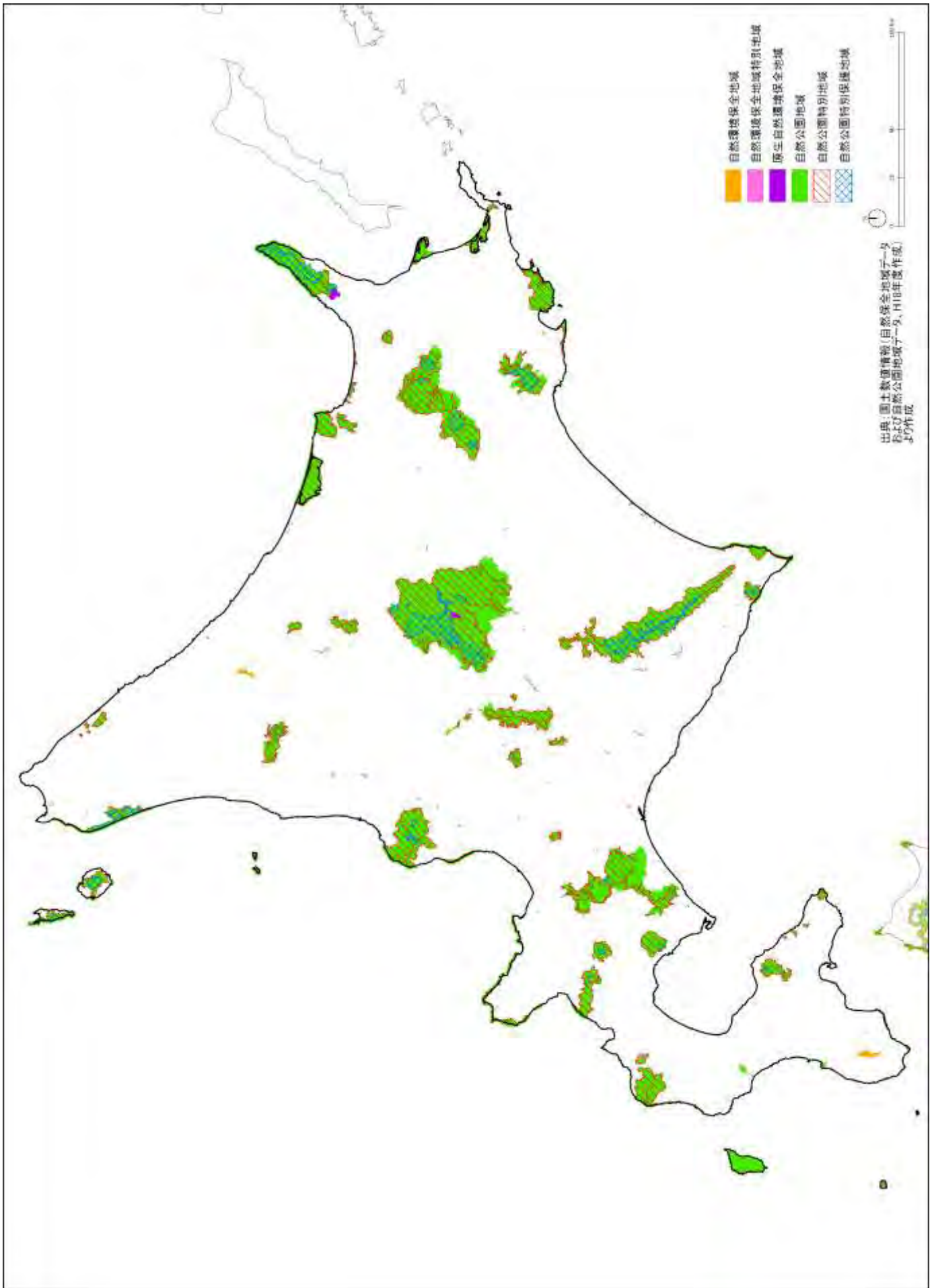


图参4-11：法規制（2）農業地域（北海道）

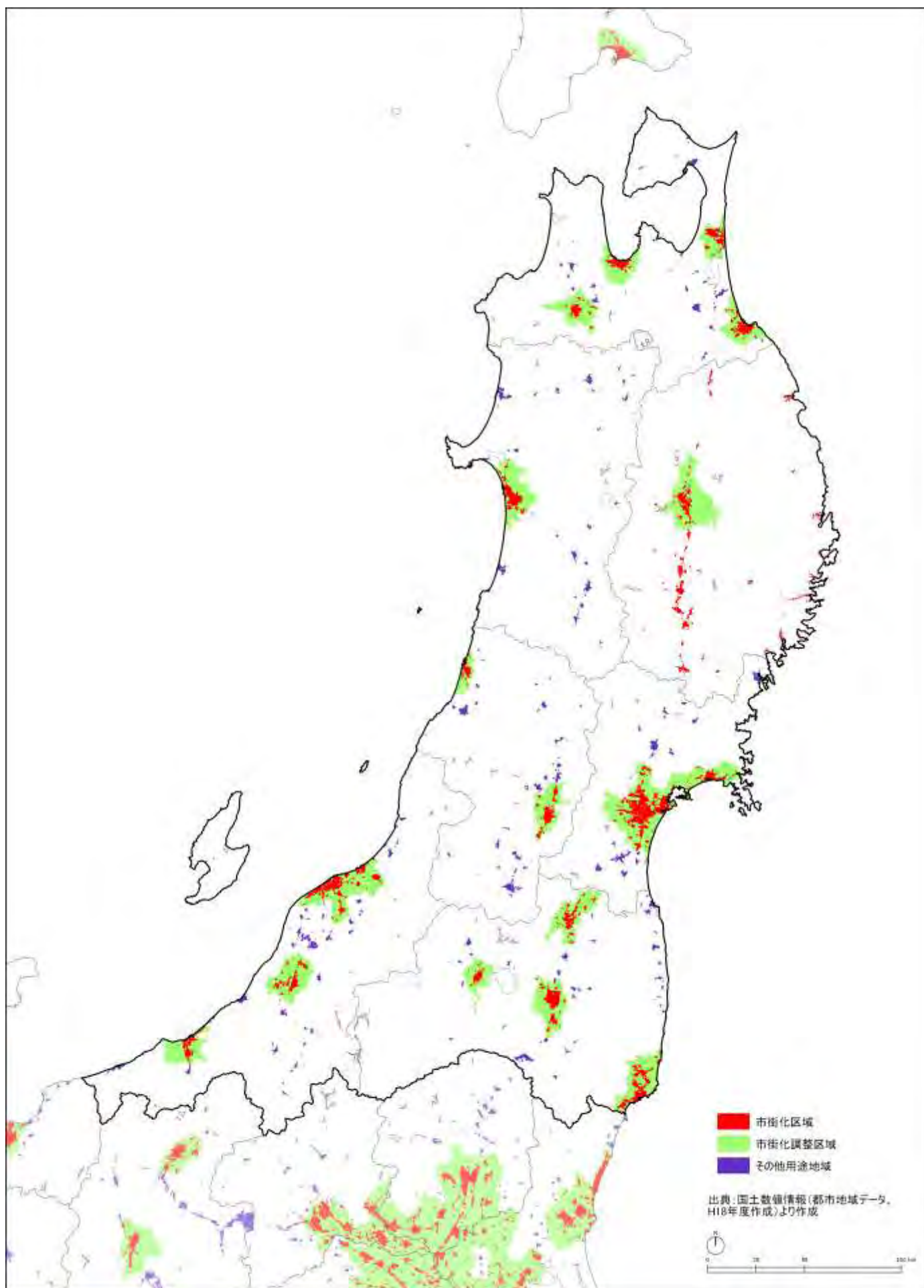


图参4-12：法规制（3）森林地域（北海道）

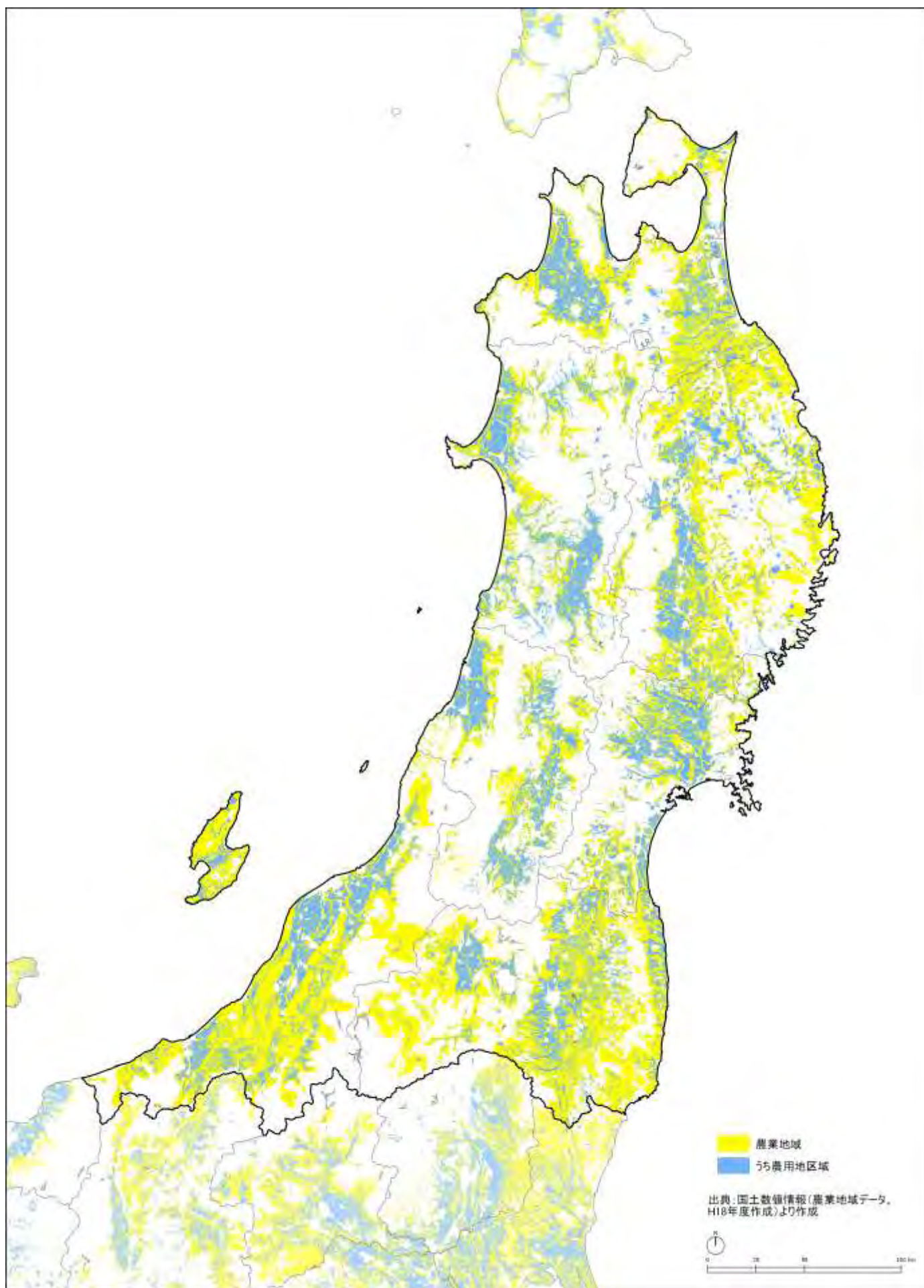
参考4-12



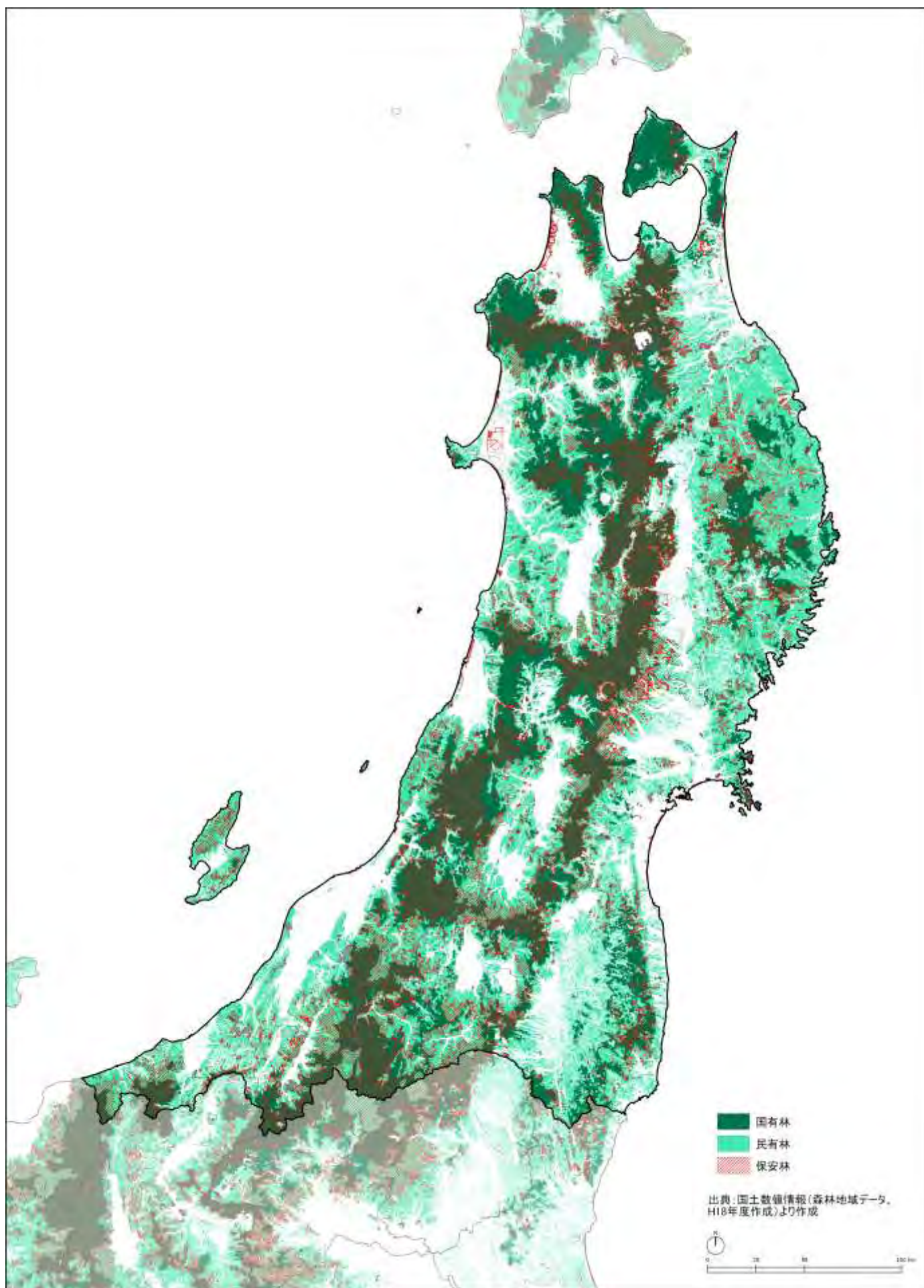
图参 4-13：法规制（4）自然公園地域・自然保全地域（北海道）



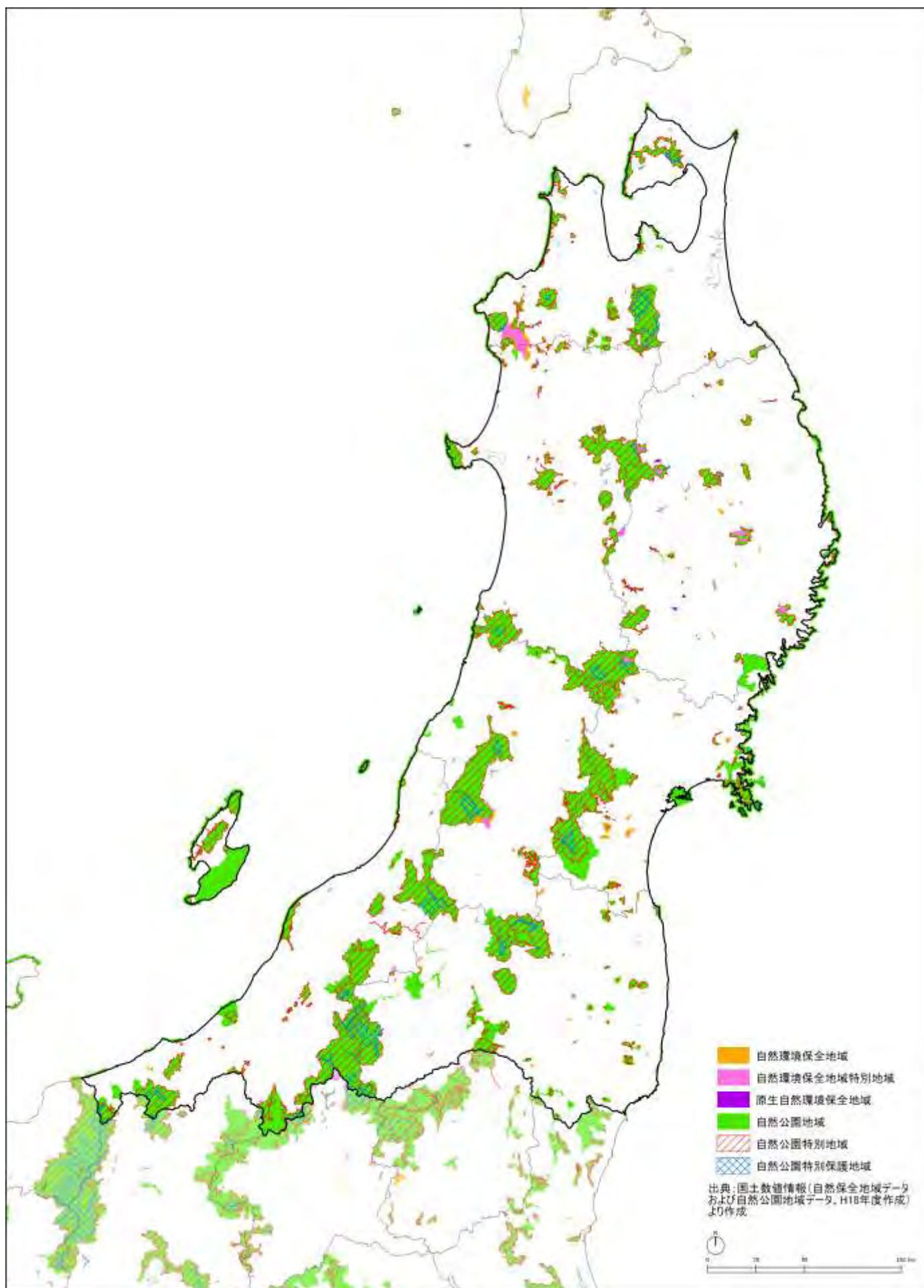
図参4-14: 法規制(1) 都市地域(東北圏)



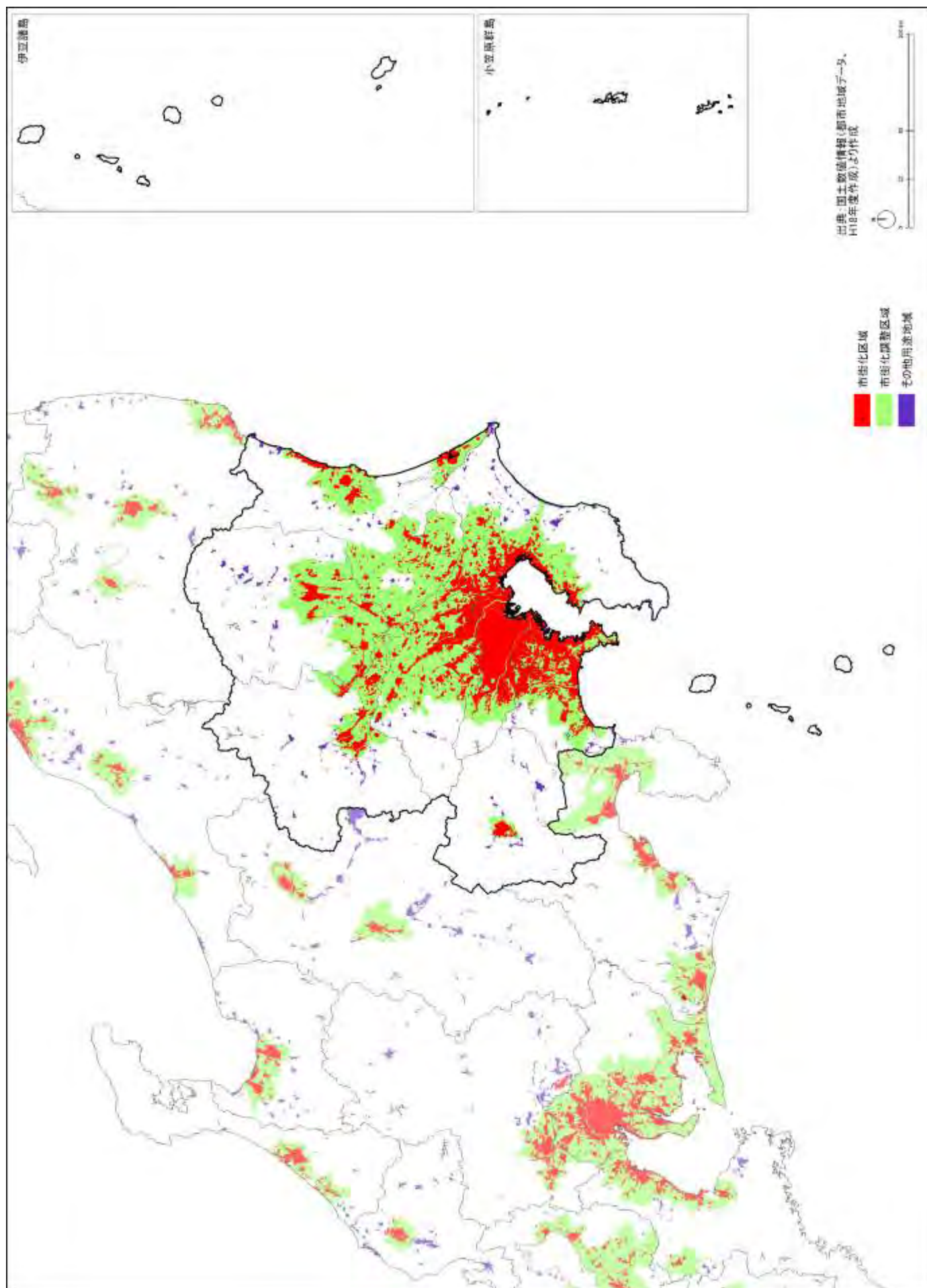
図参4-15: 法規制(2) 農業地域(東北圏)



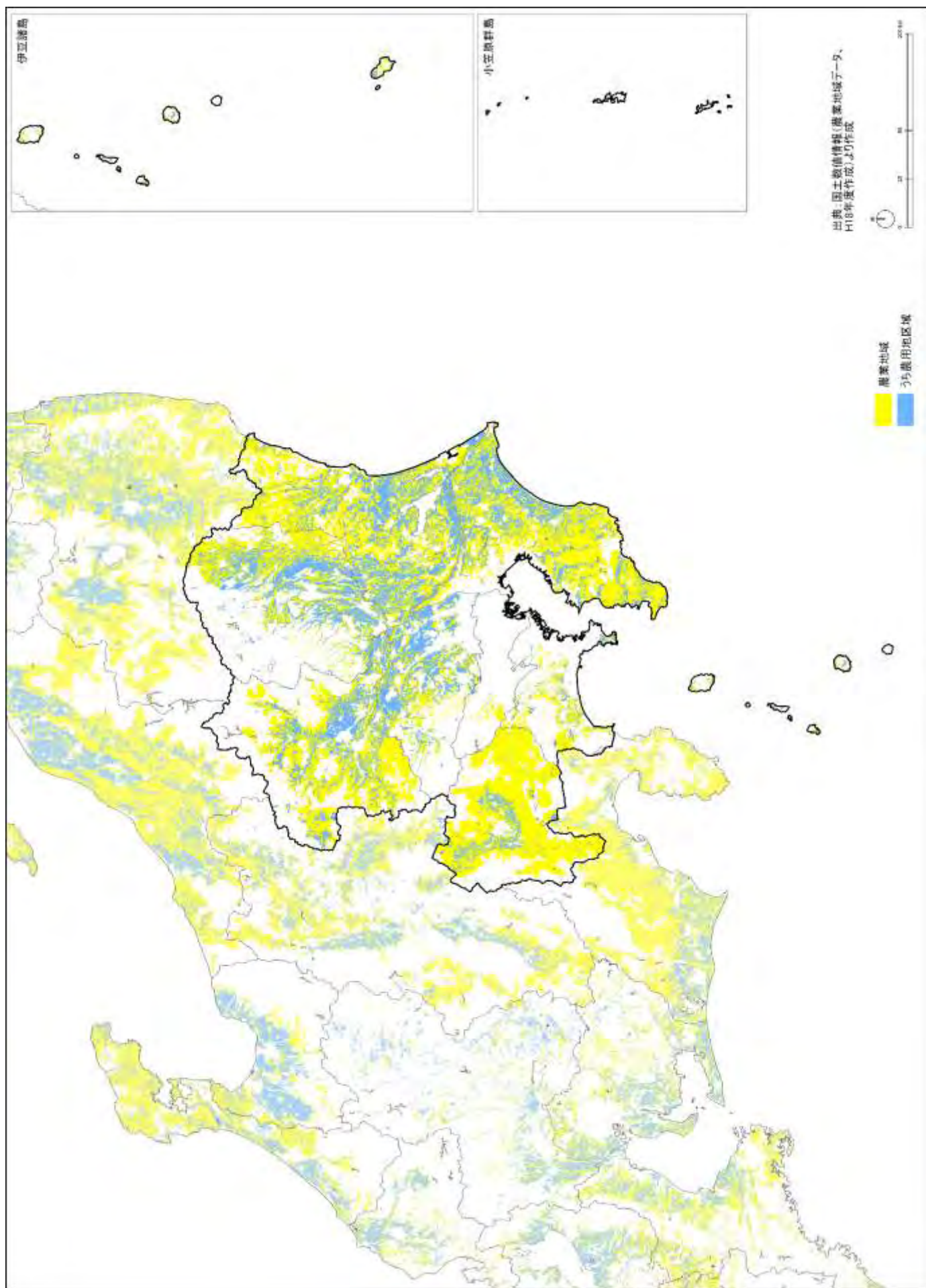
図参4-16：法規制（3）森林地域（東北圏）



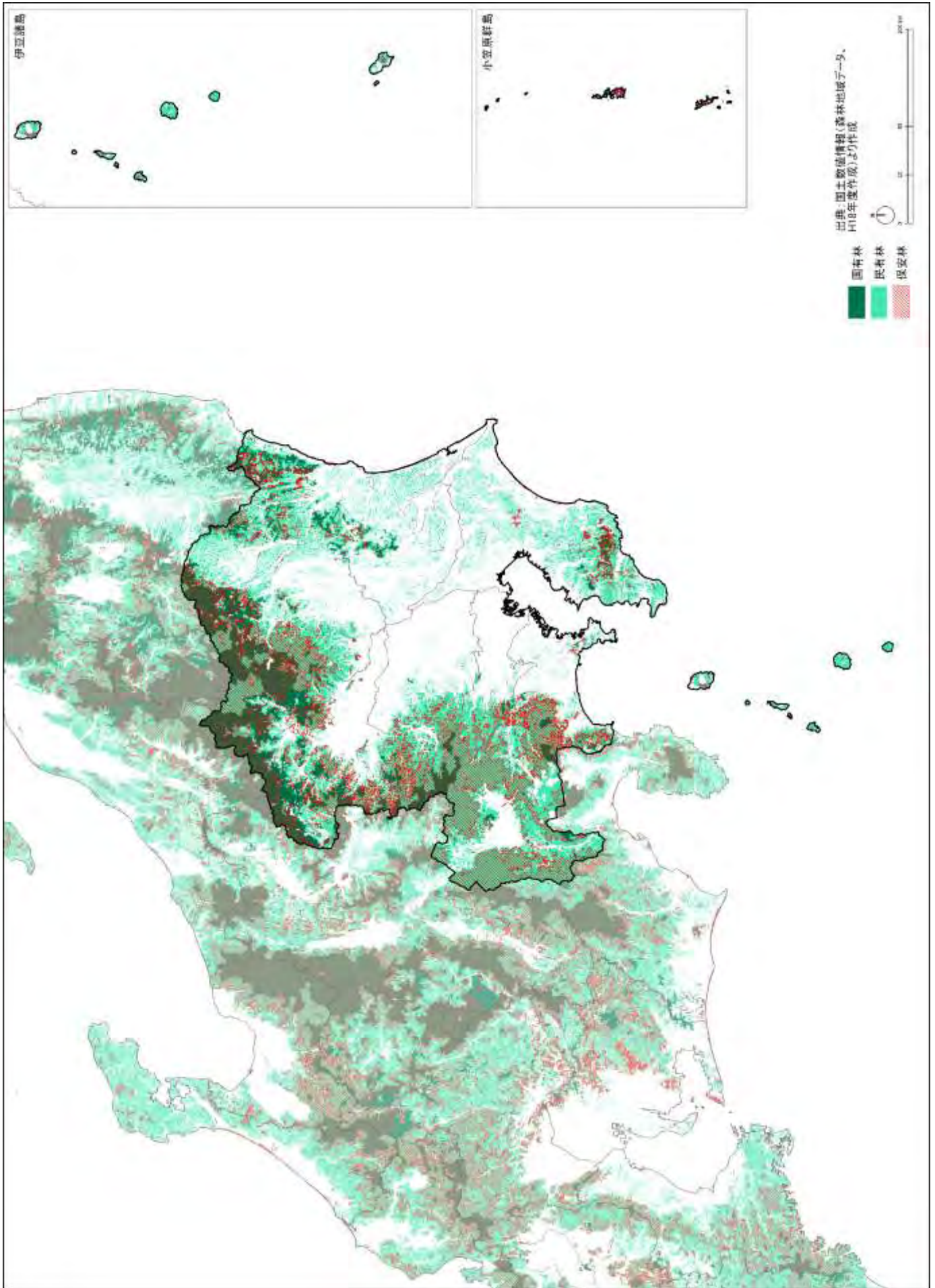
図参 4-17：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（東北圏）



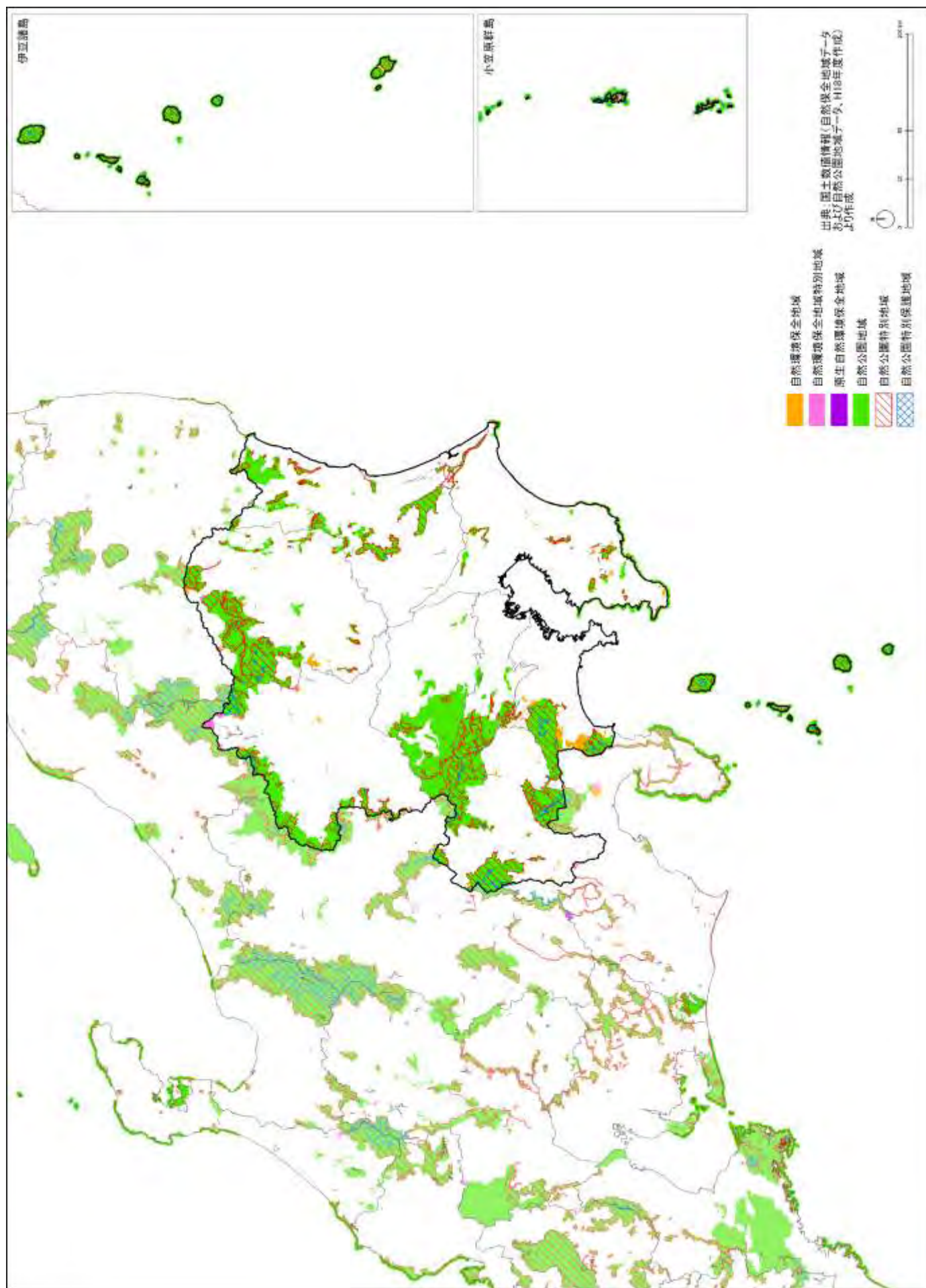
図参4-18：法規制（1）都市地域（首都圏）



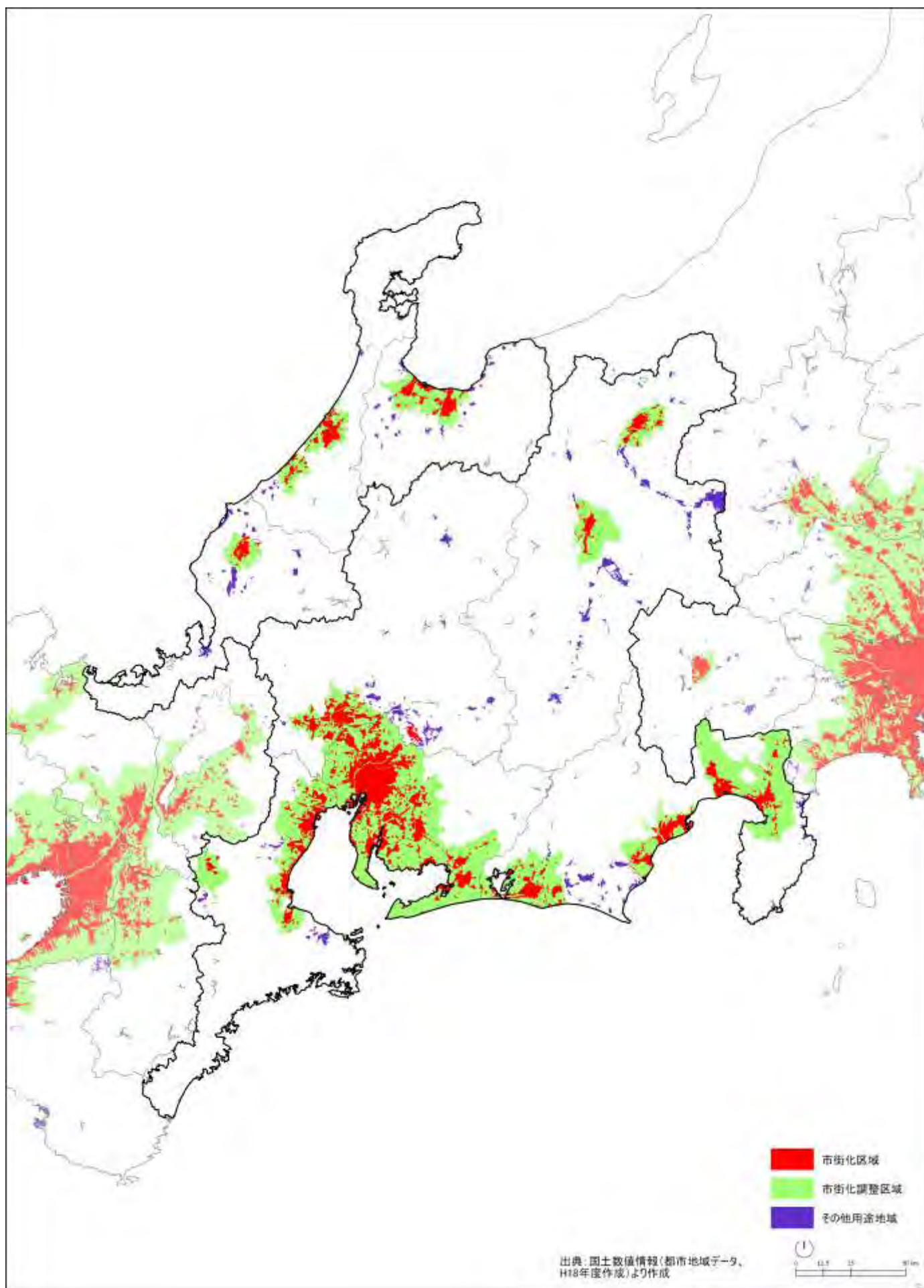
図参 4-19：法規制（2）農業地域（首都圏）



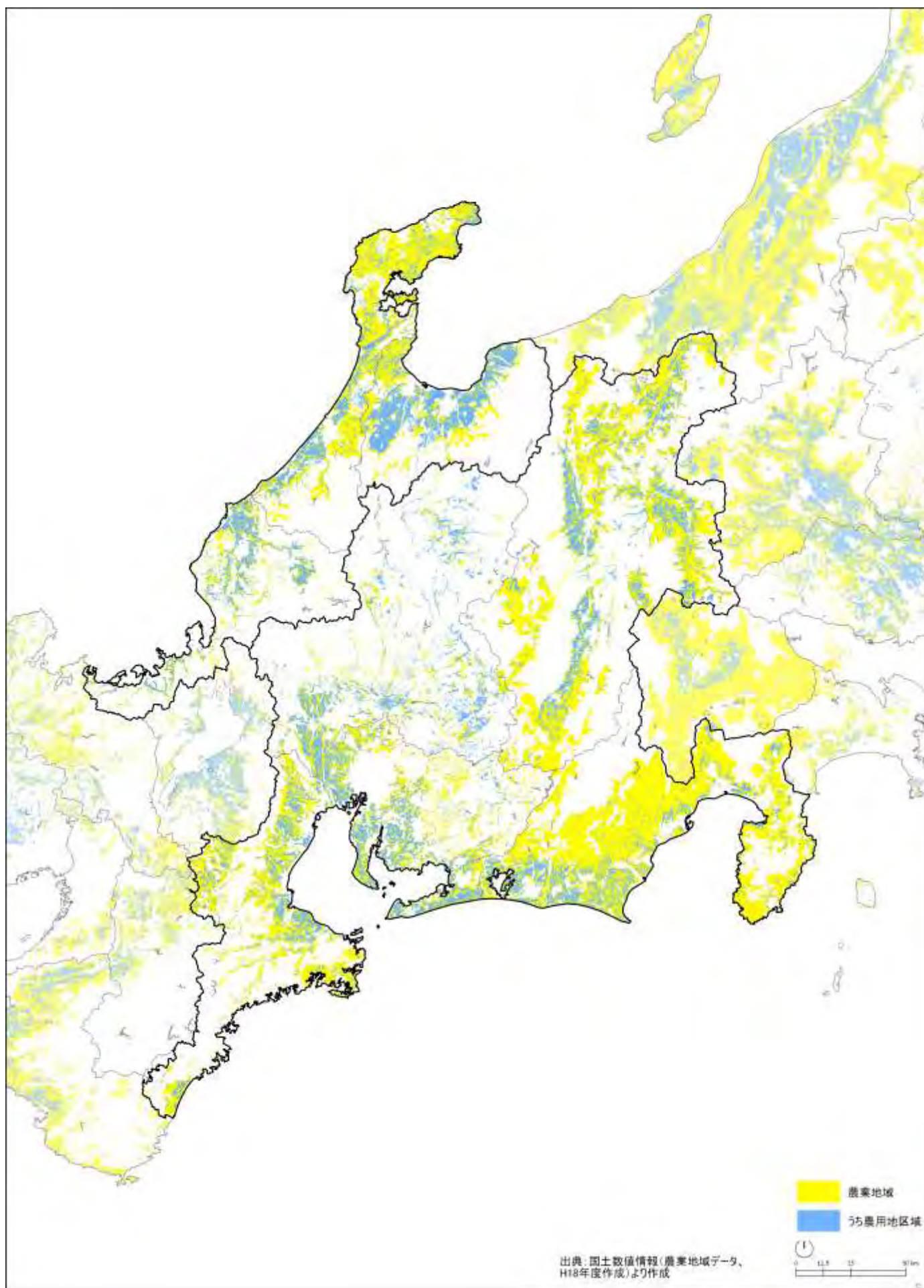
图参4-20：法规制（3）森林地域（首都圏）



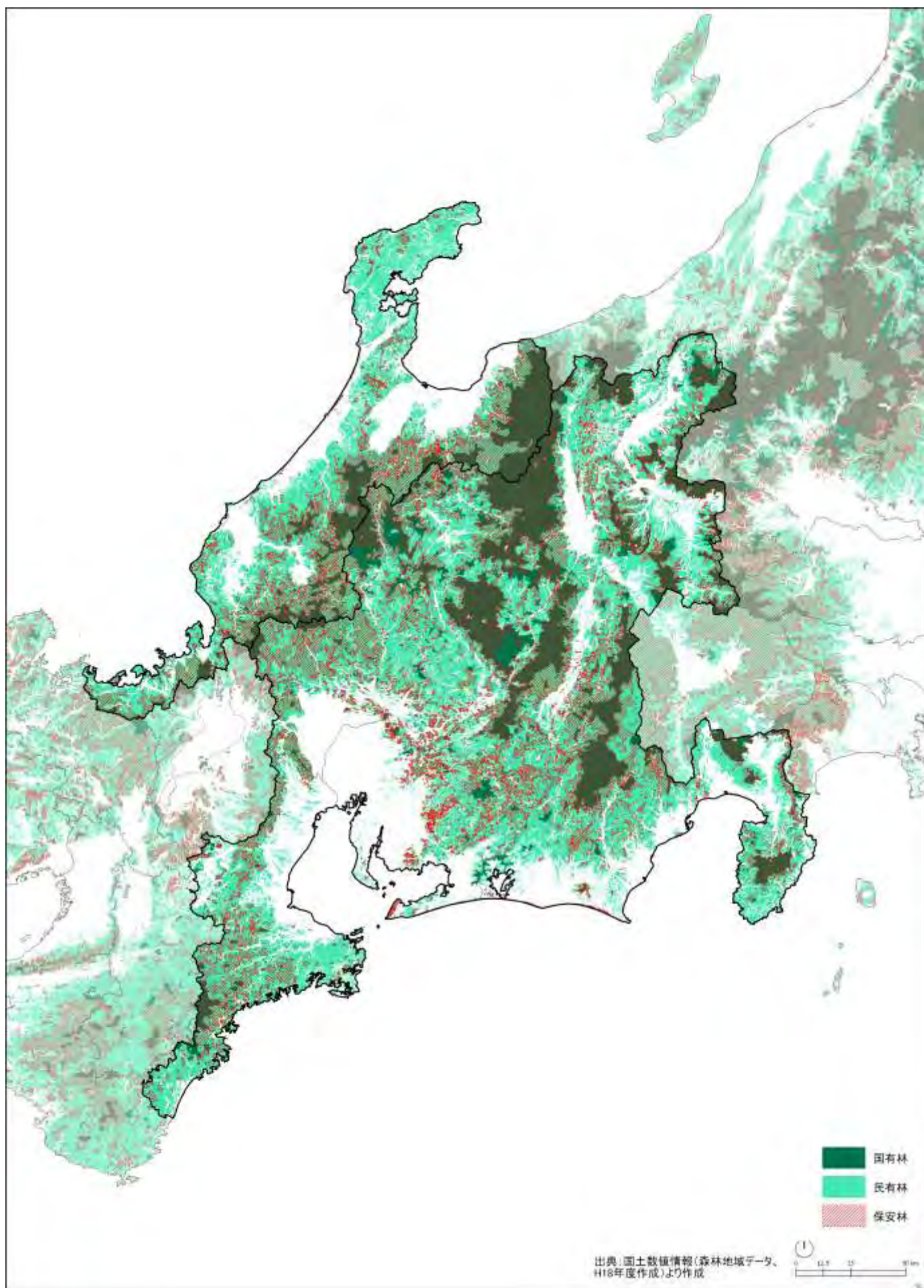
图参 4-21：法规制（4）自然公園地域・自然保全地域（首都圏）



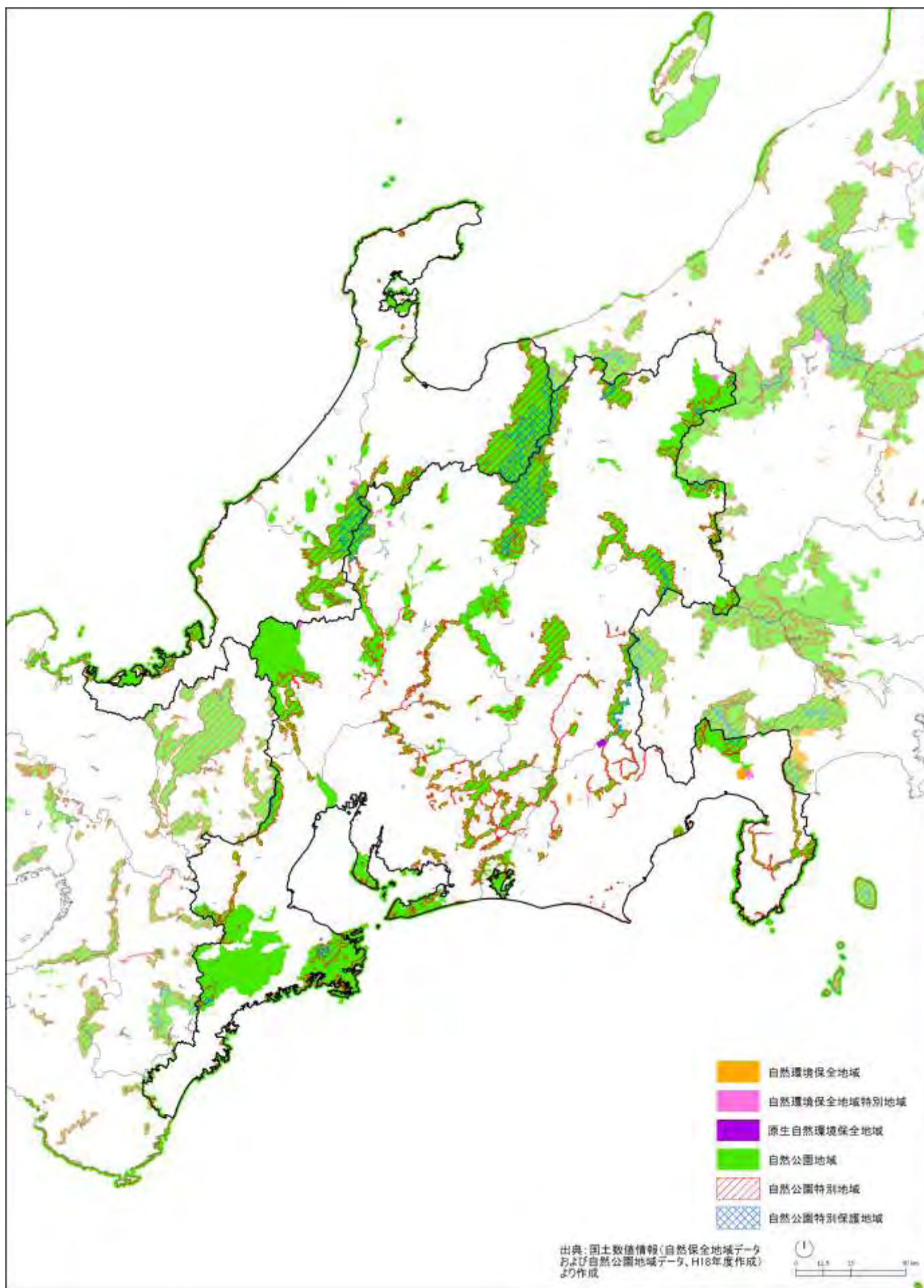
図参 4-22 : 法規制 (1) 都市地域 (中部圏・北陸圏)



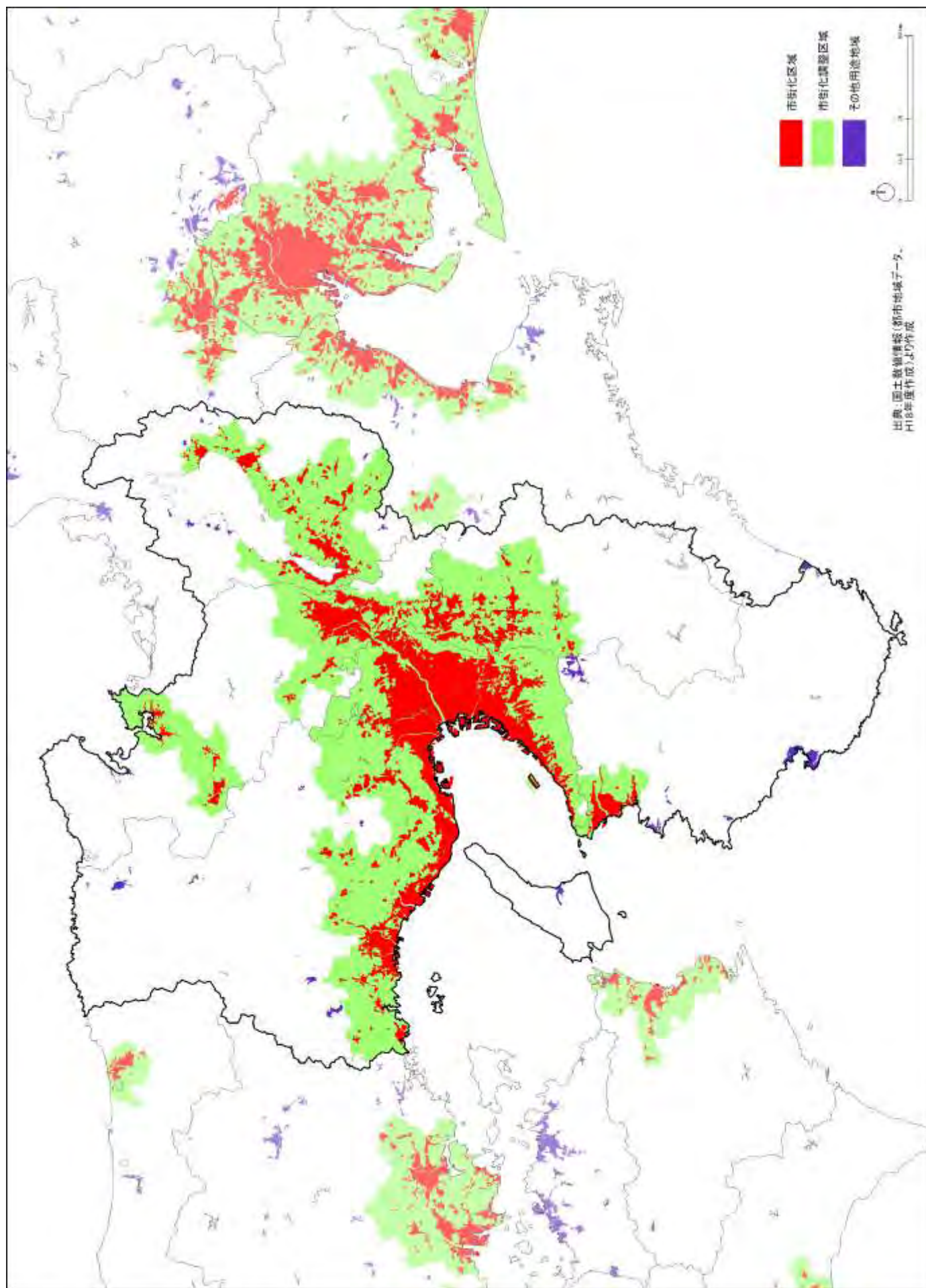
図参 4-23 : 法規制 (2) 農業地域 (中部圏・北陸圏)



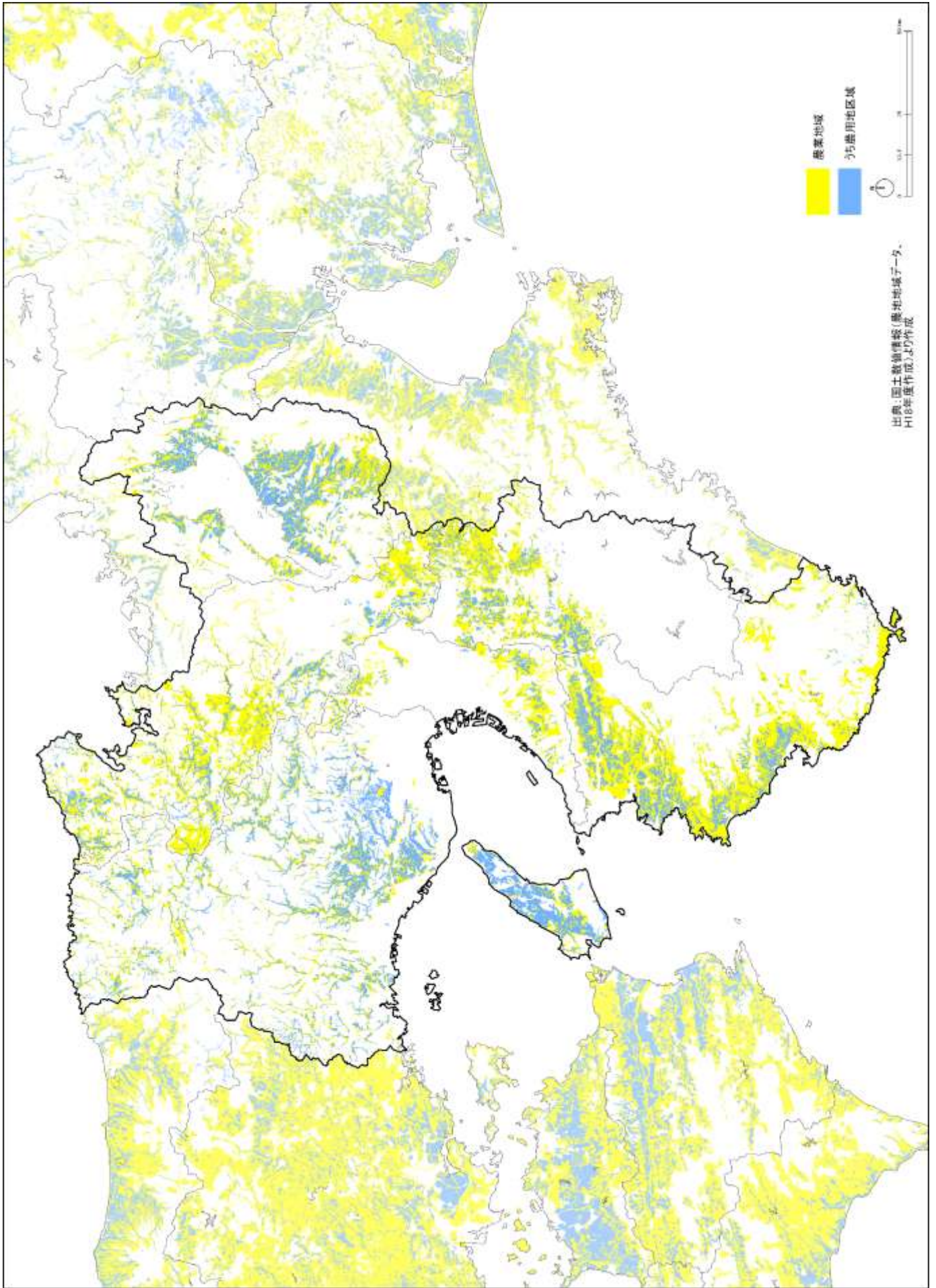
図参 4-24：法規制（3）森林地域（中部圏・北陸圏）



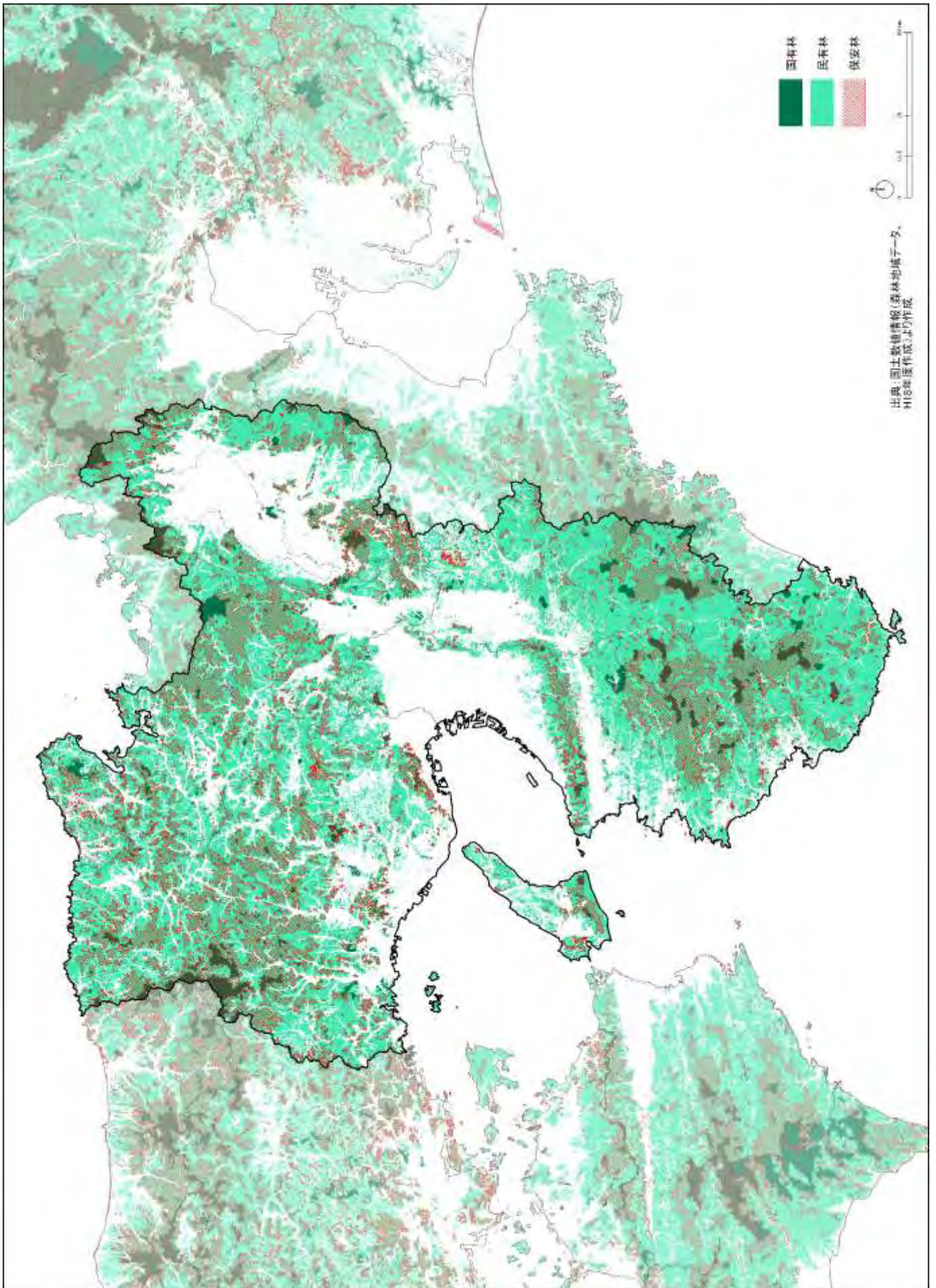
図参 4-25：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（中部圏・北陸圏）



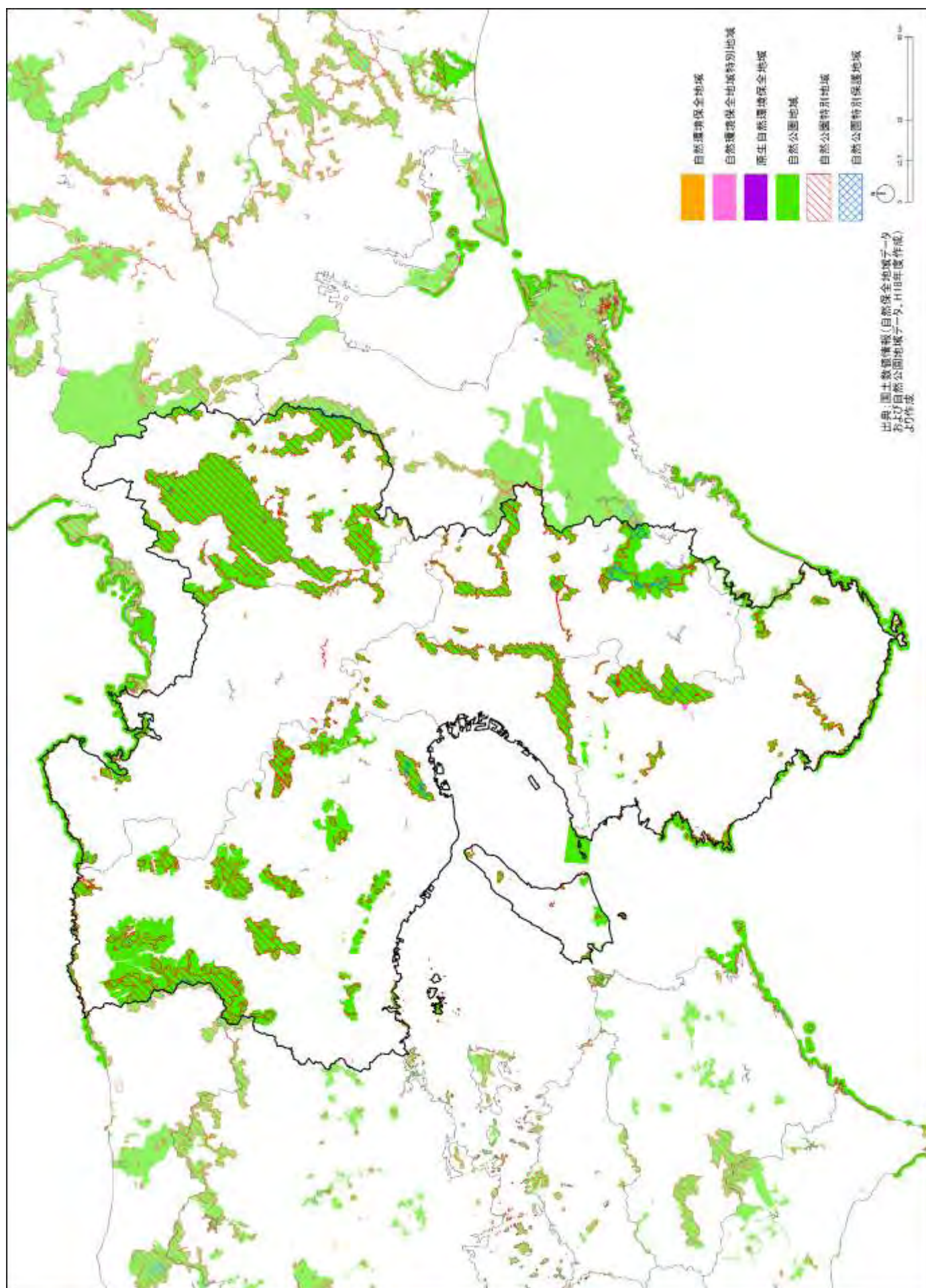
図参4-26：法規制（1）都市地域（近畿圏）



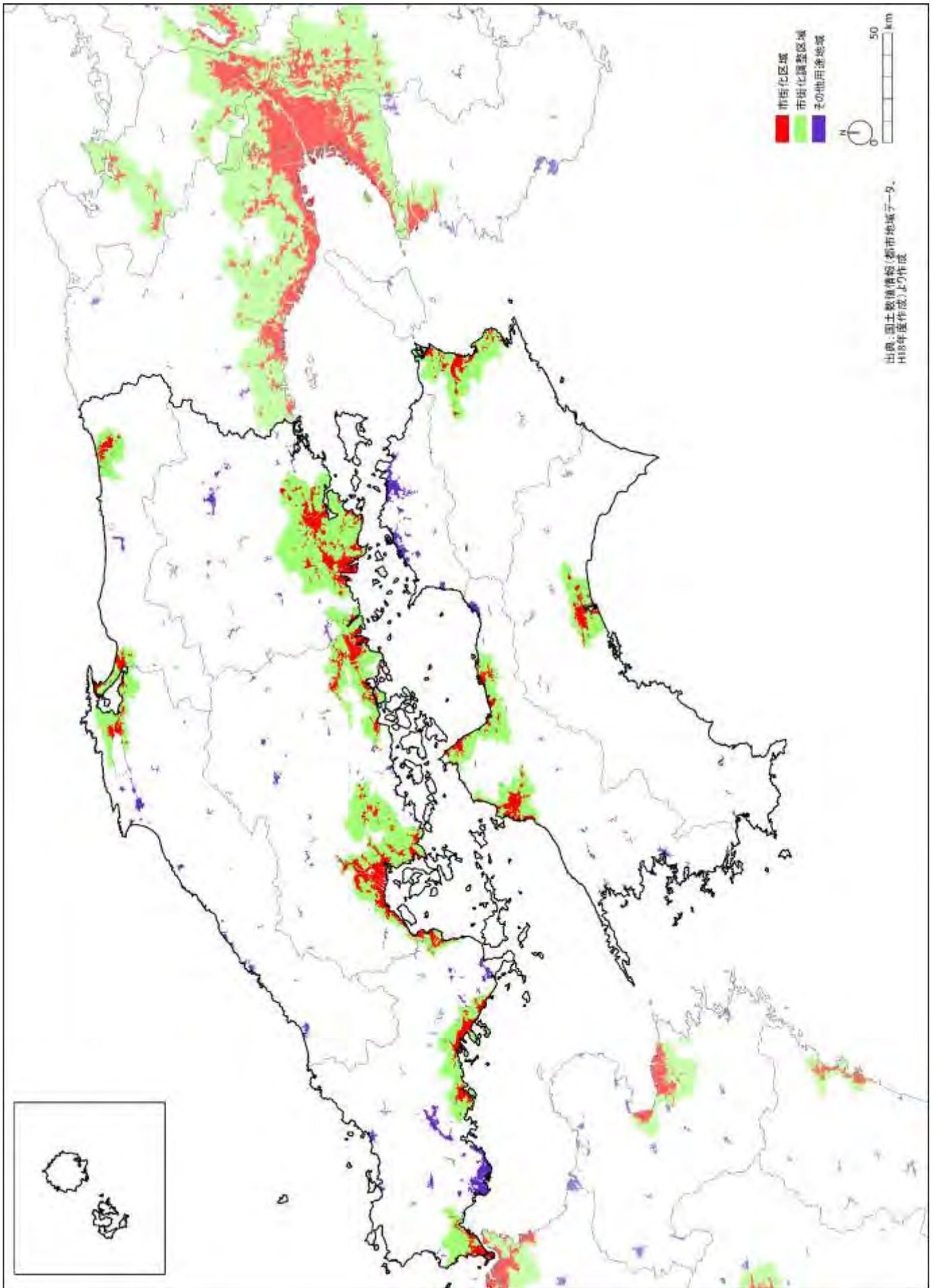
図参4-27：法規制（2）農業地域（近畿圏）



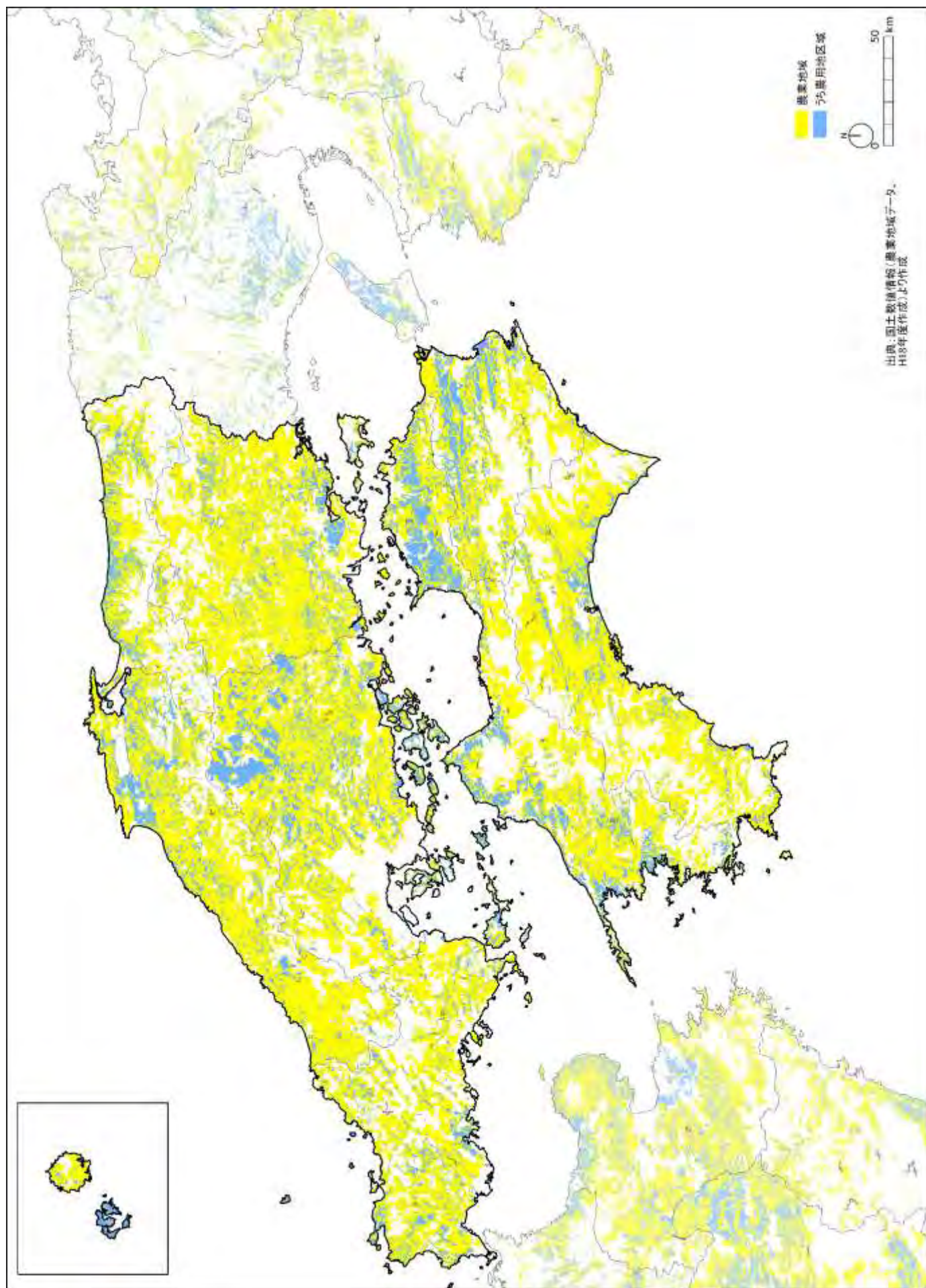
图参 4-28：法規制 (3) 森林地域 (近畿圏)



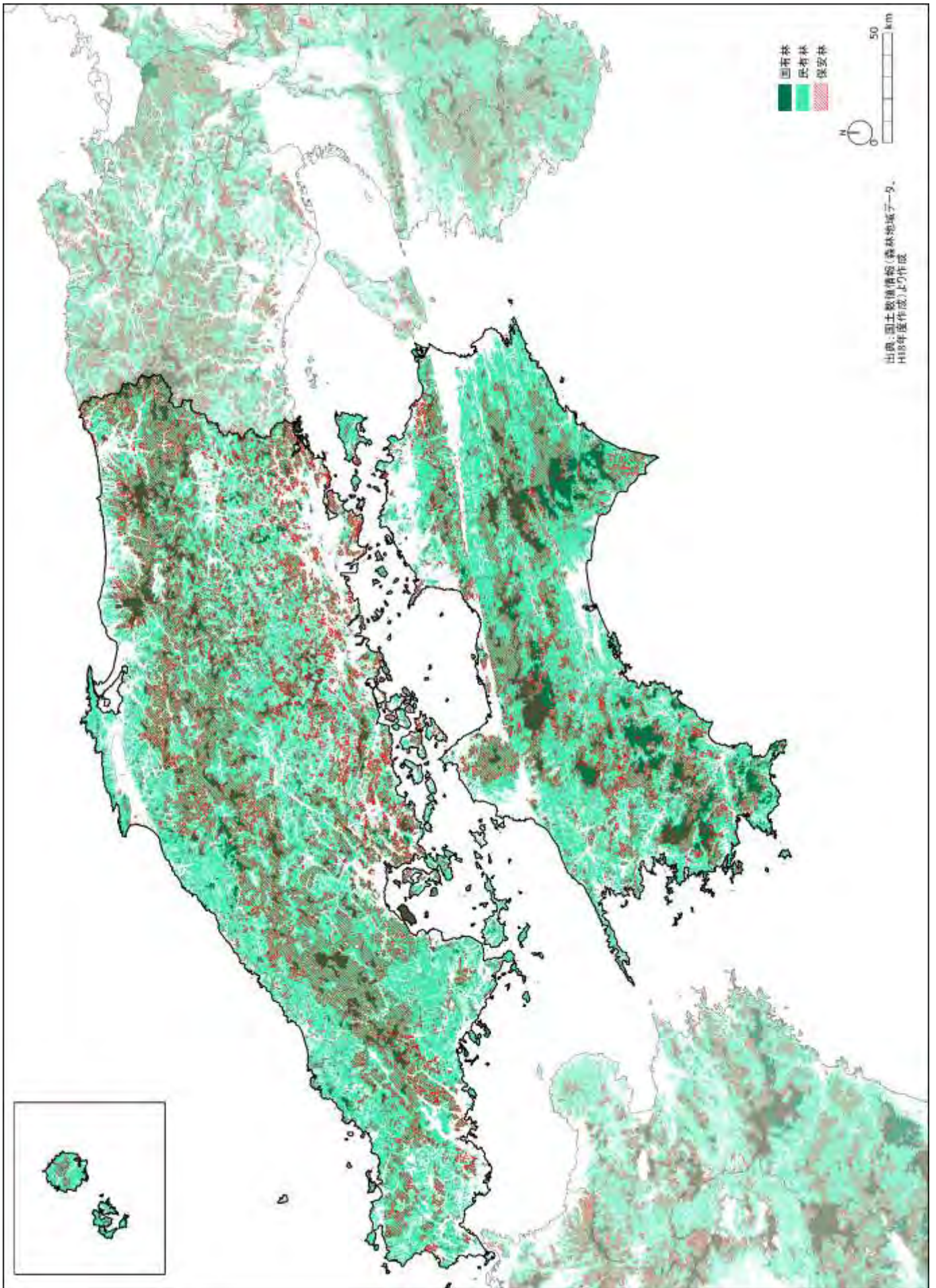
图参 4-29：法规制（4）自然公園地域・自然保全地域（近畿圏）



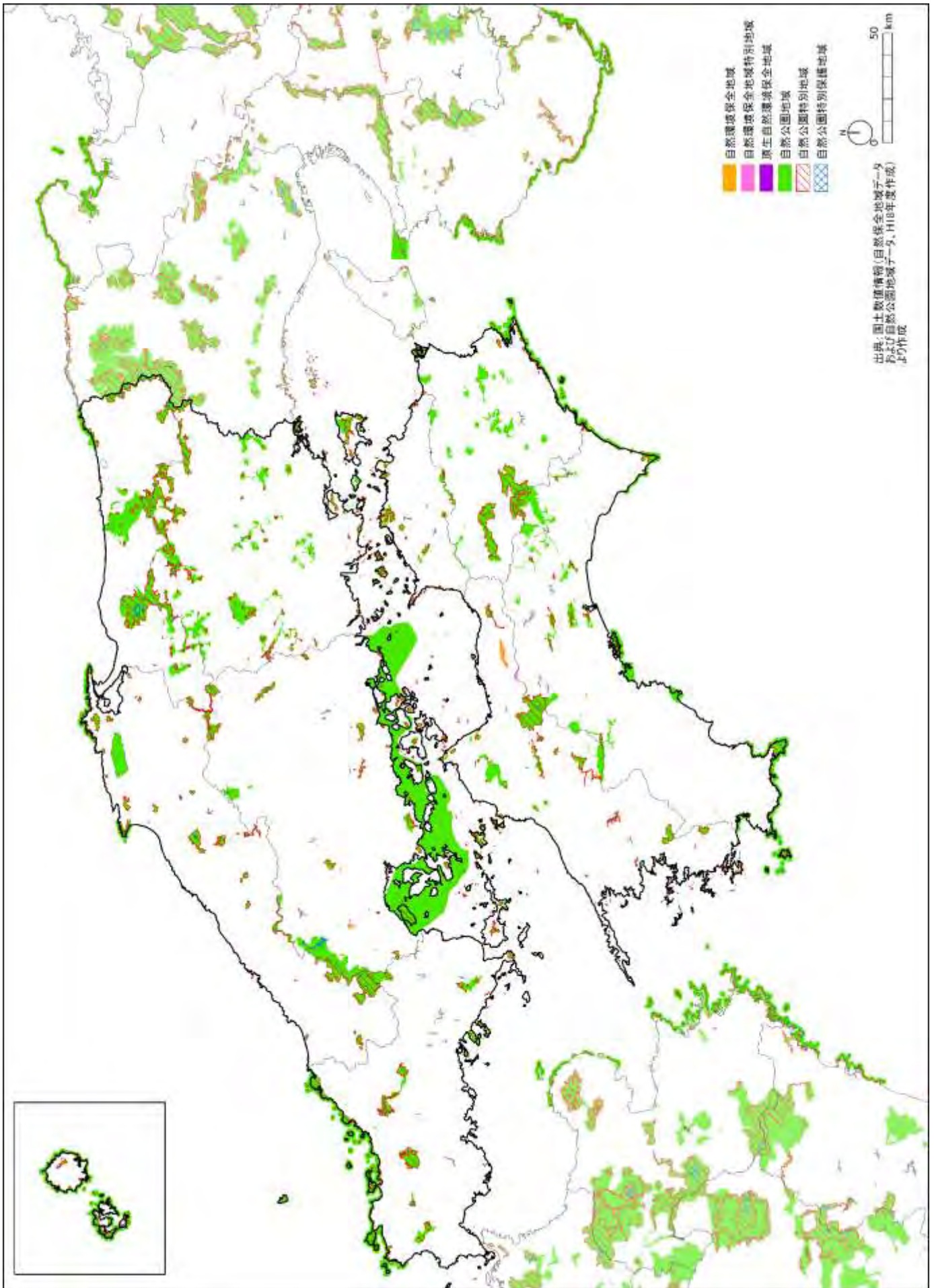
图参 4-30：法规制（1）都市地域（中国圏・四国圏）



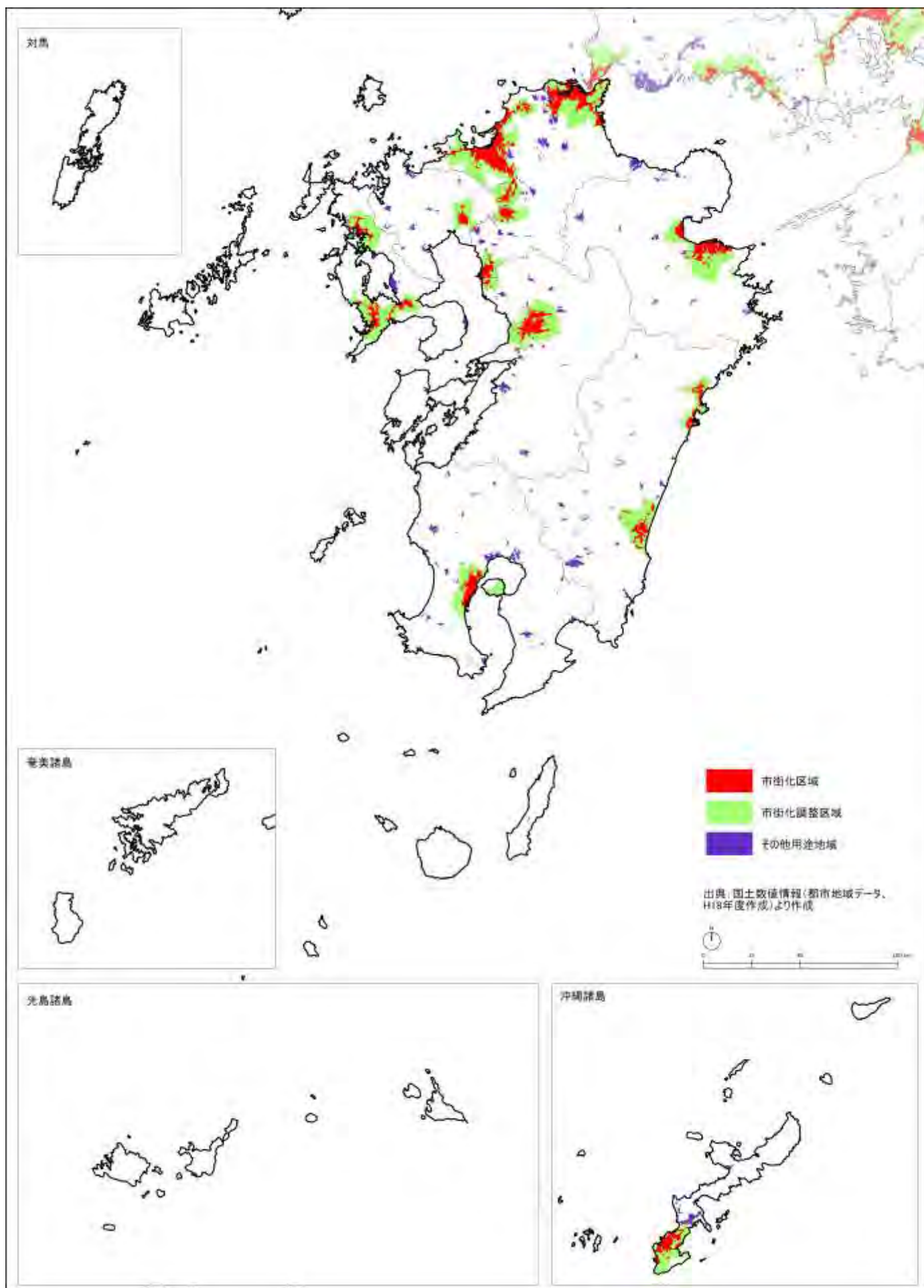
图参 4-31：法规制（2）農業地域（中国圏・四国圏）



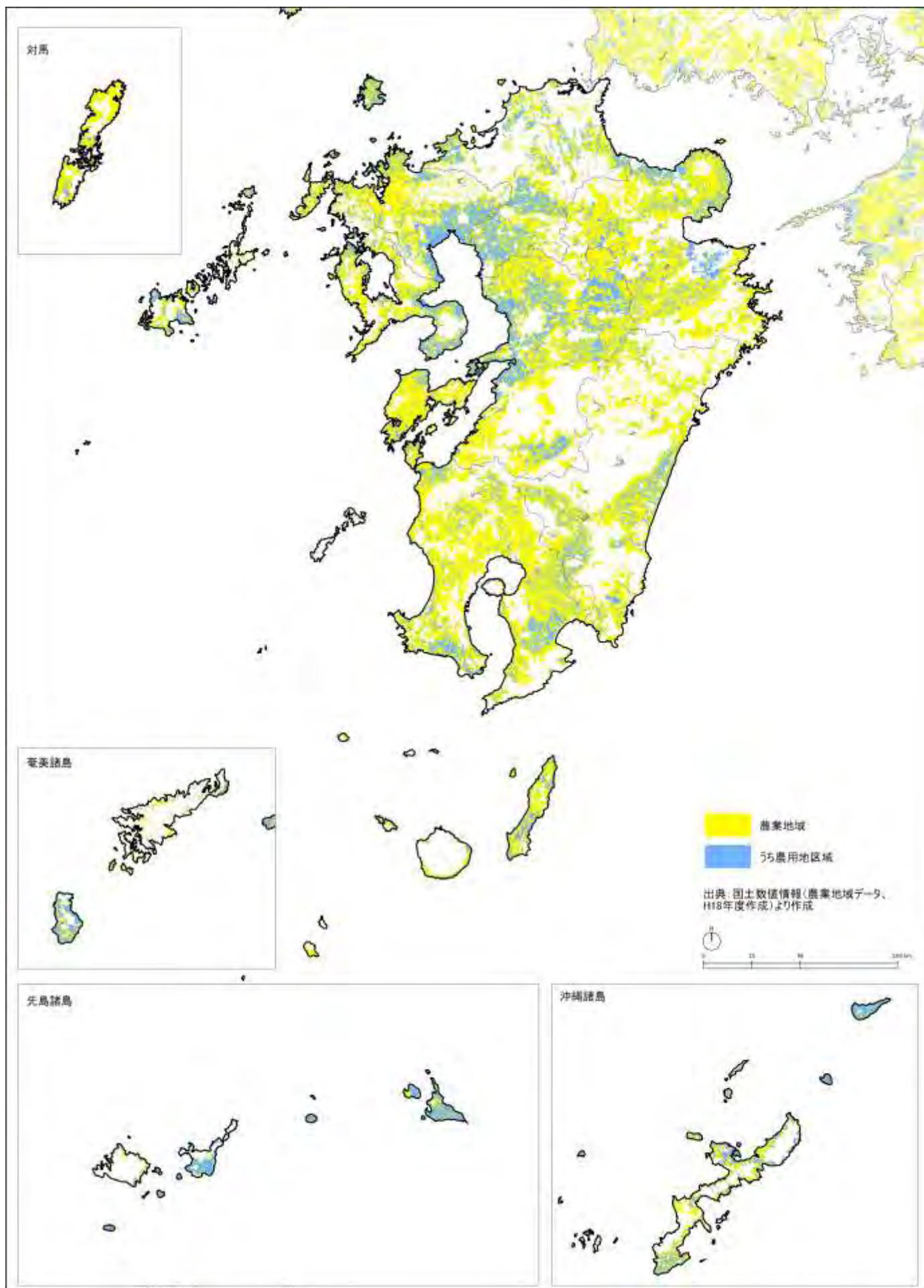
图参 4-32：法规制（3）森林地域（中国圏・四国圏）



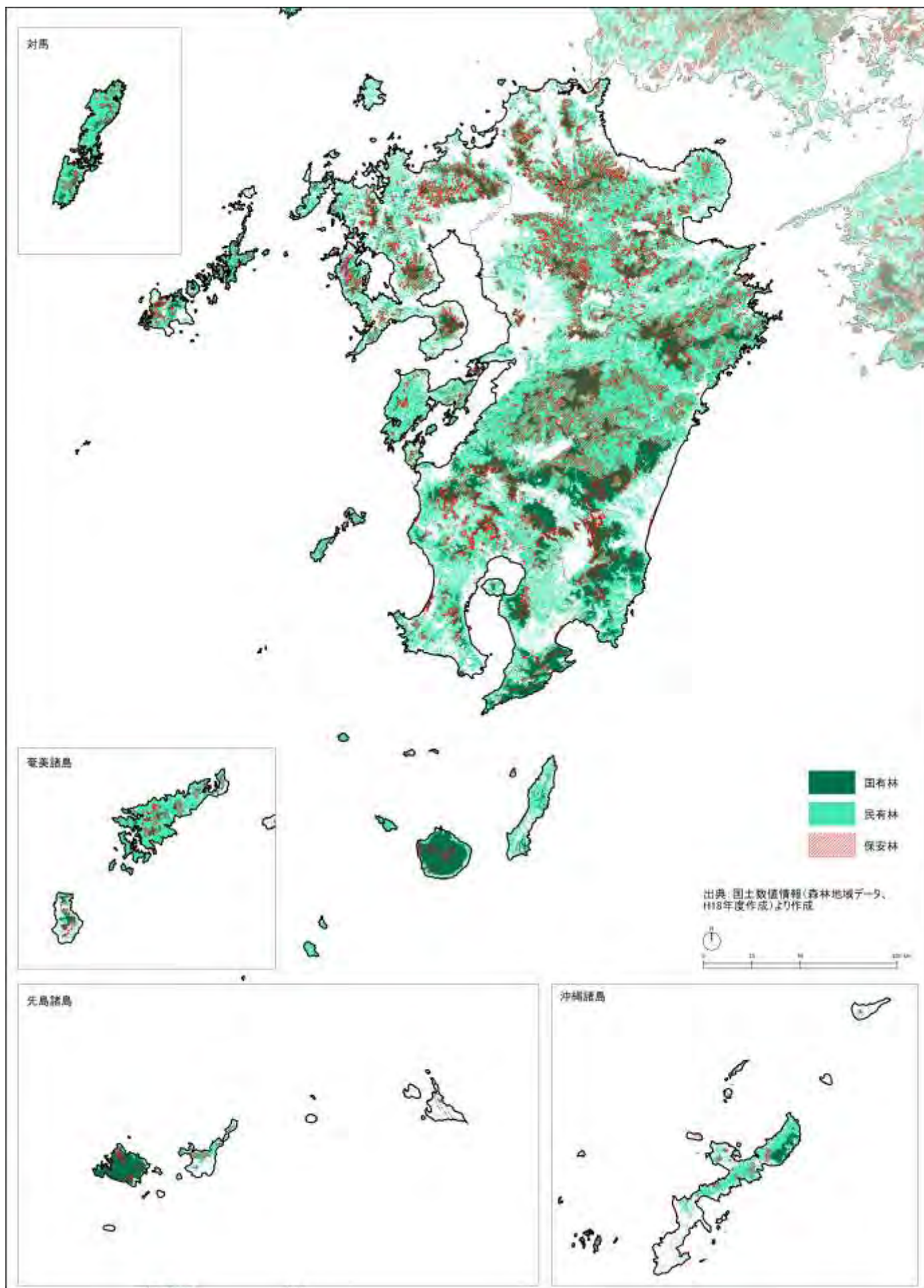
图参 4-33：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（中国圏・四国圏）



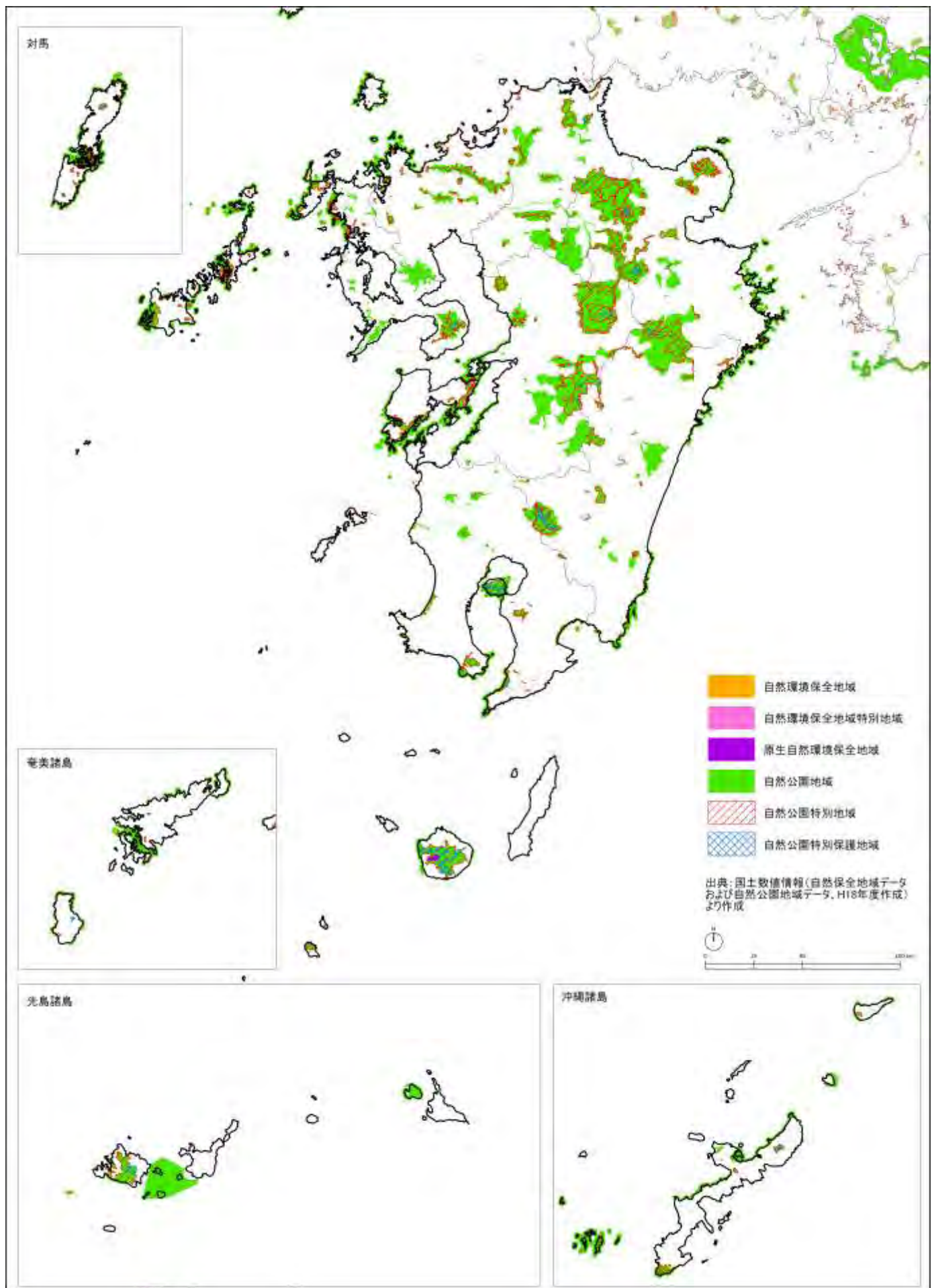
図参 4-34：法規制（1）都市地域（九州圏・沖縄県）



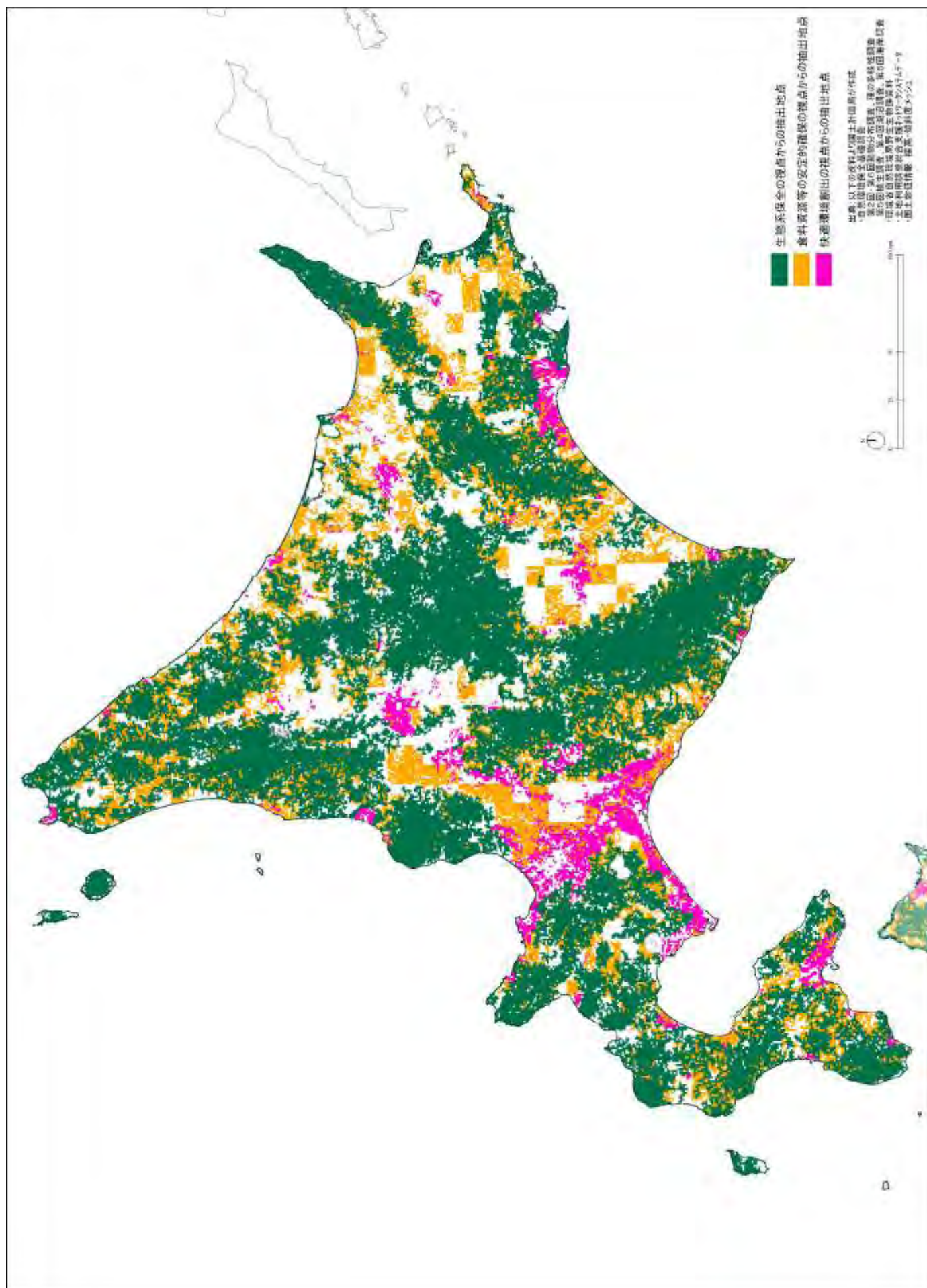
図参 4-35：法規制（2）農業地域（九州圏・沖縄県）



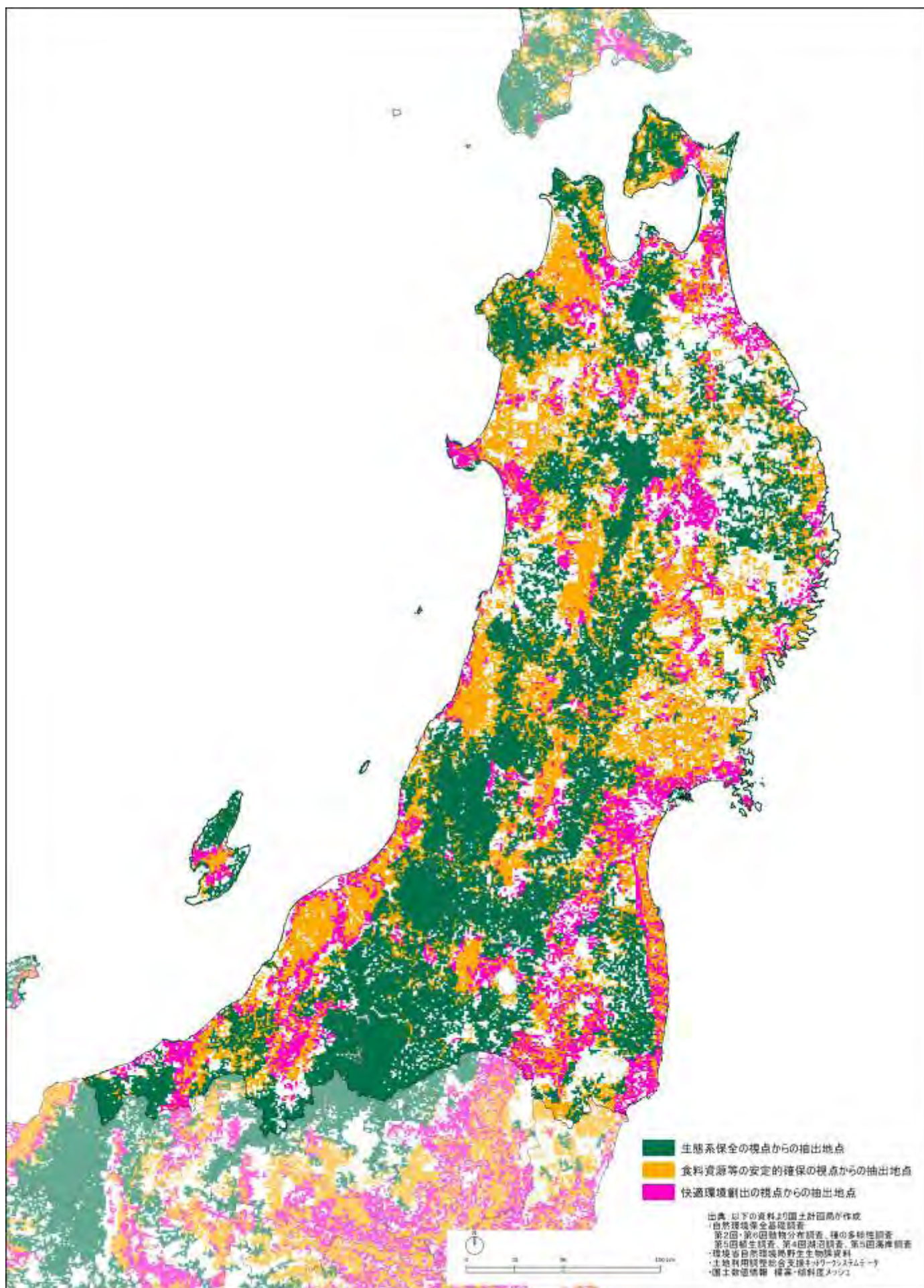
図参 4-36 : 法規制 (3) 森林地域 (九州圏・沖縄県)



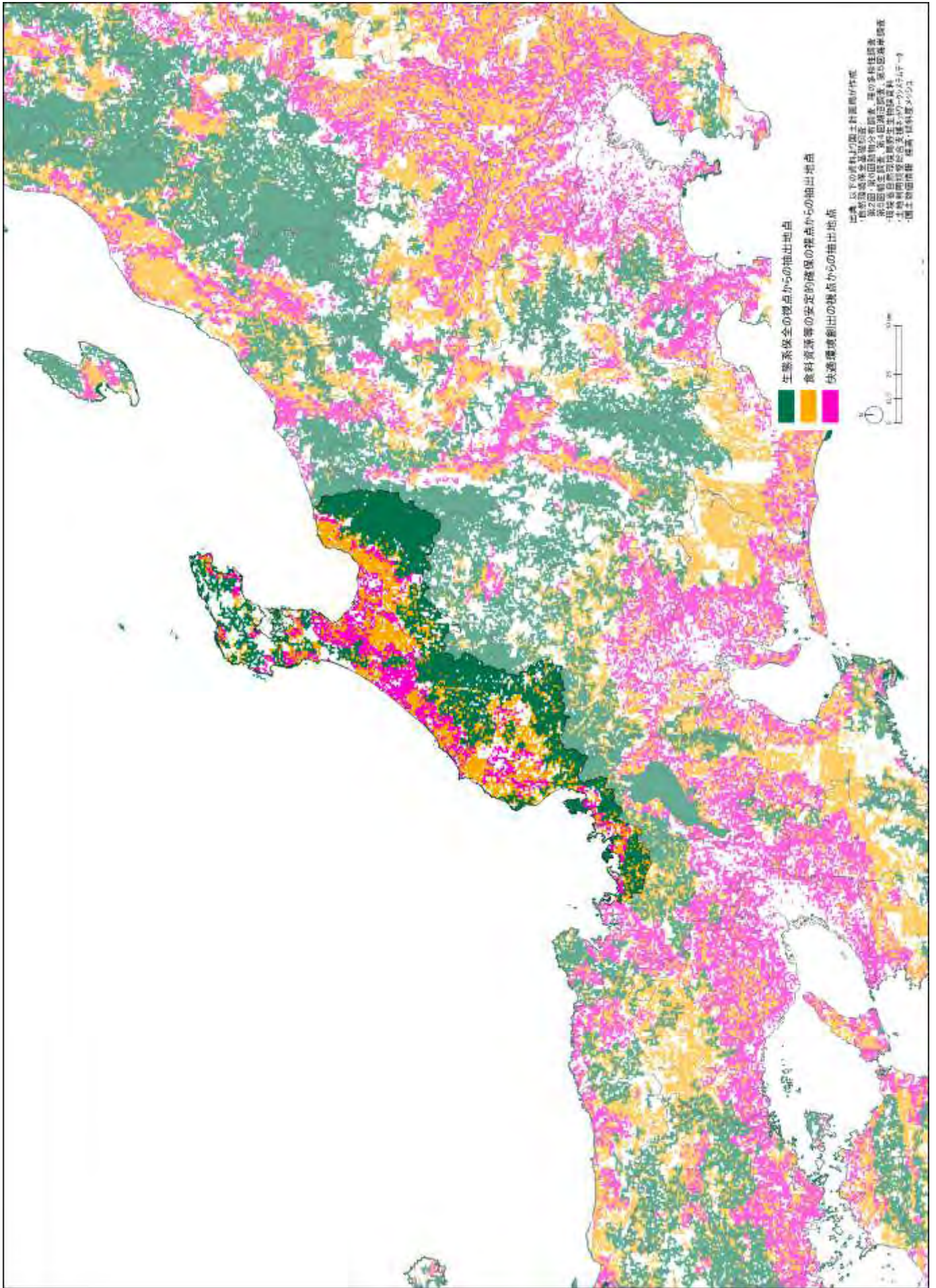
図参 4-37：法規制（4）自然公園地域・自然保全地域（九州圏・沖縄県）



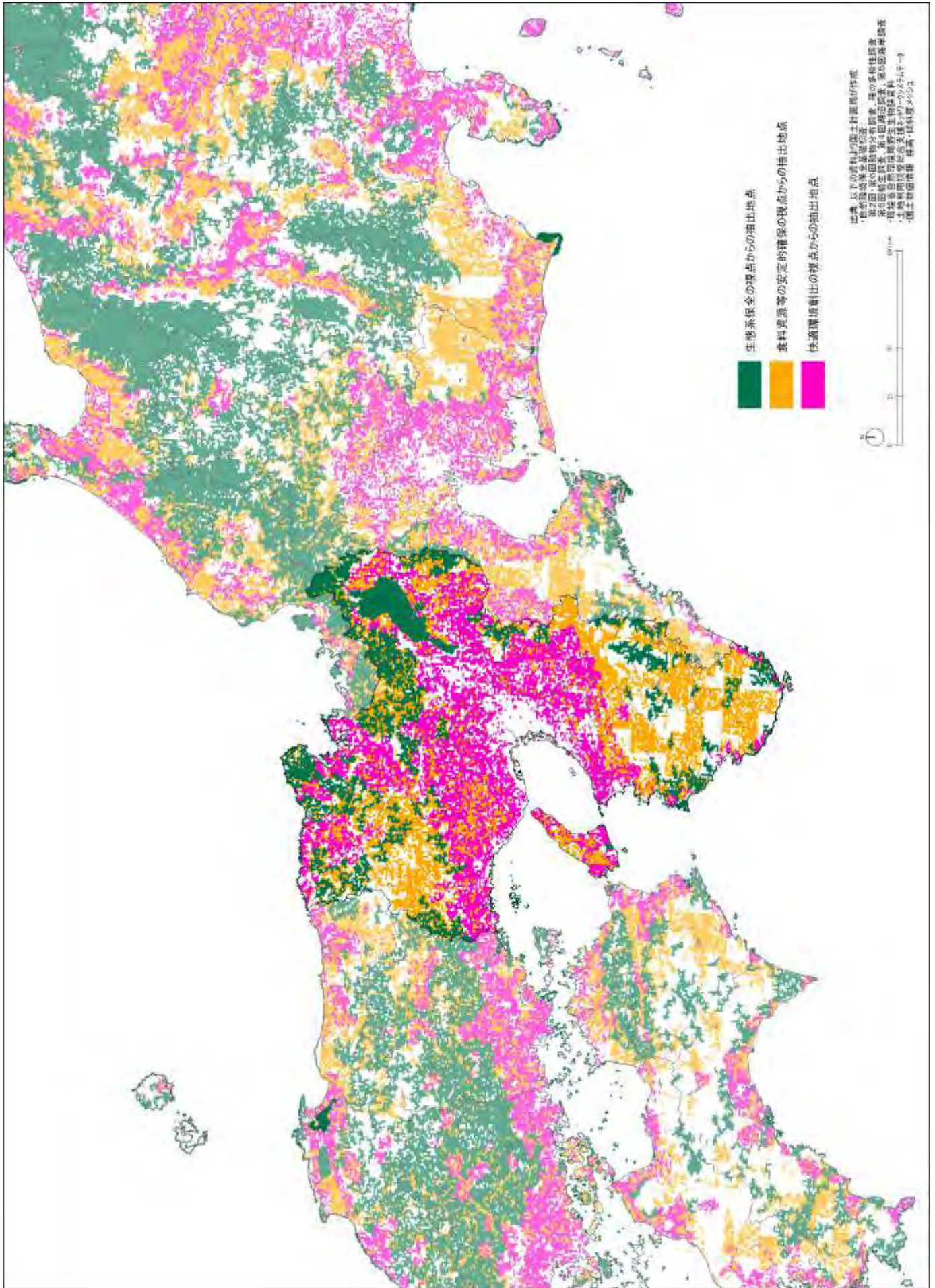
図参4-38：3つの視点からの抽出地点（北海道）



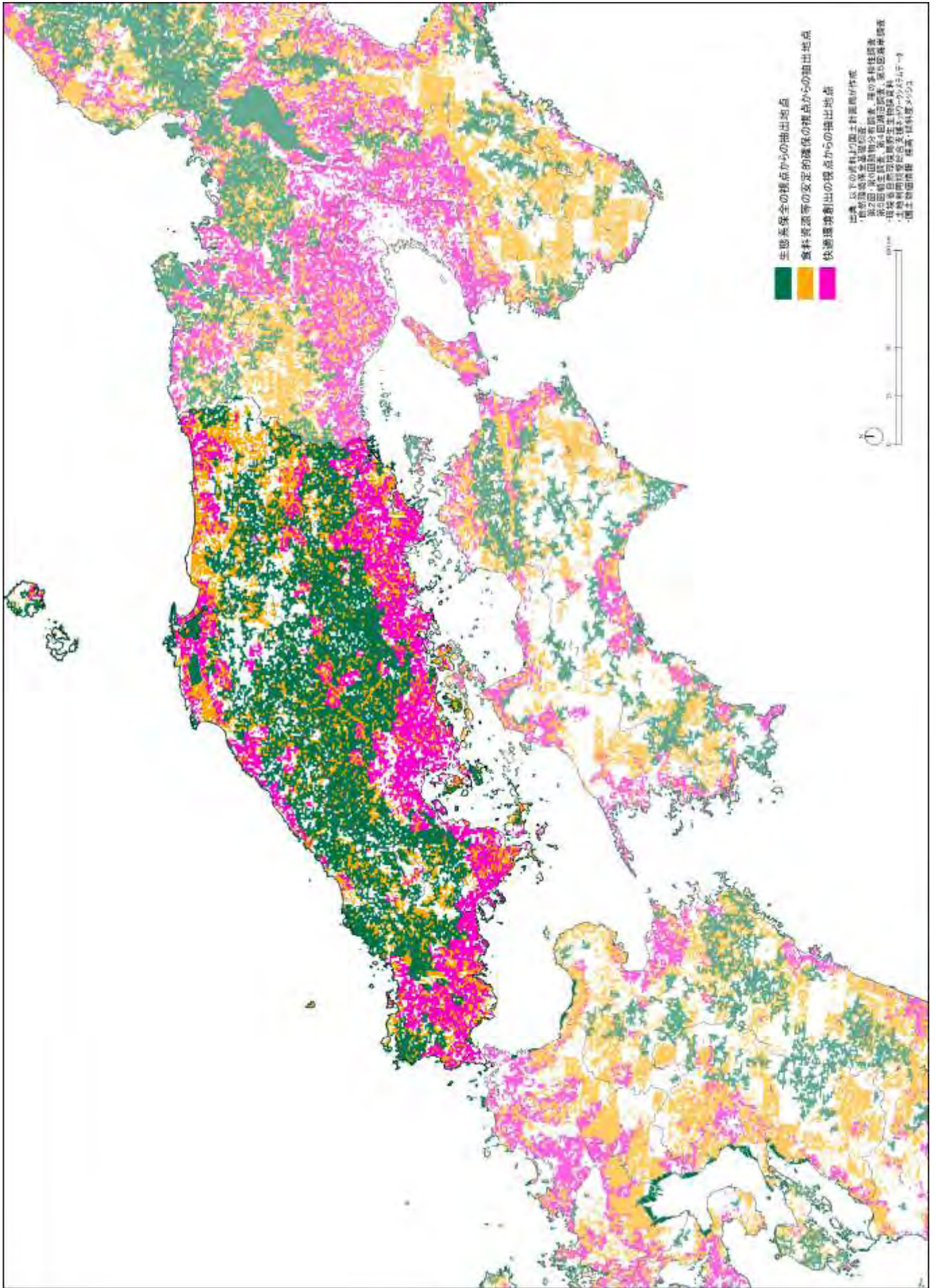
図参4-39：3つの視点からの抽出地点（東北圏）



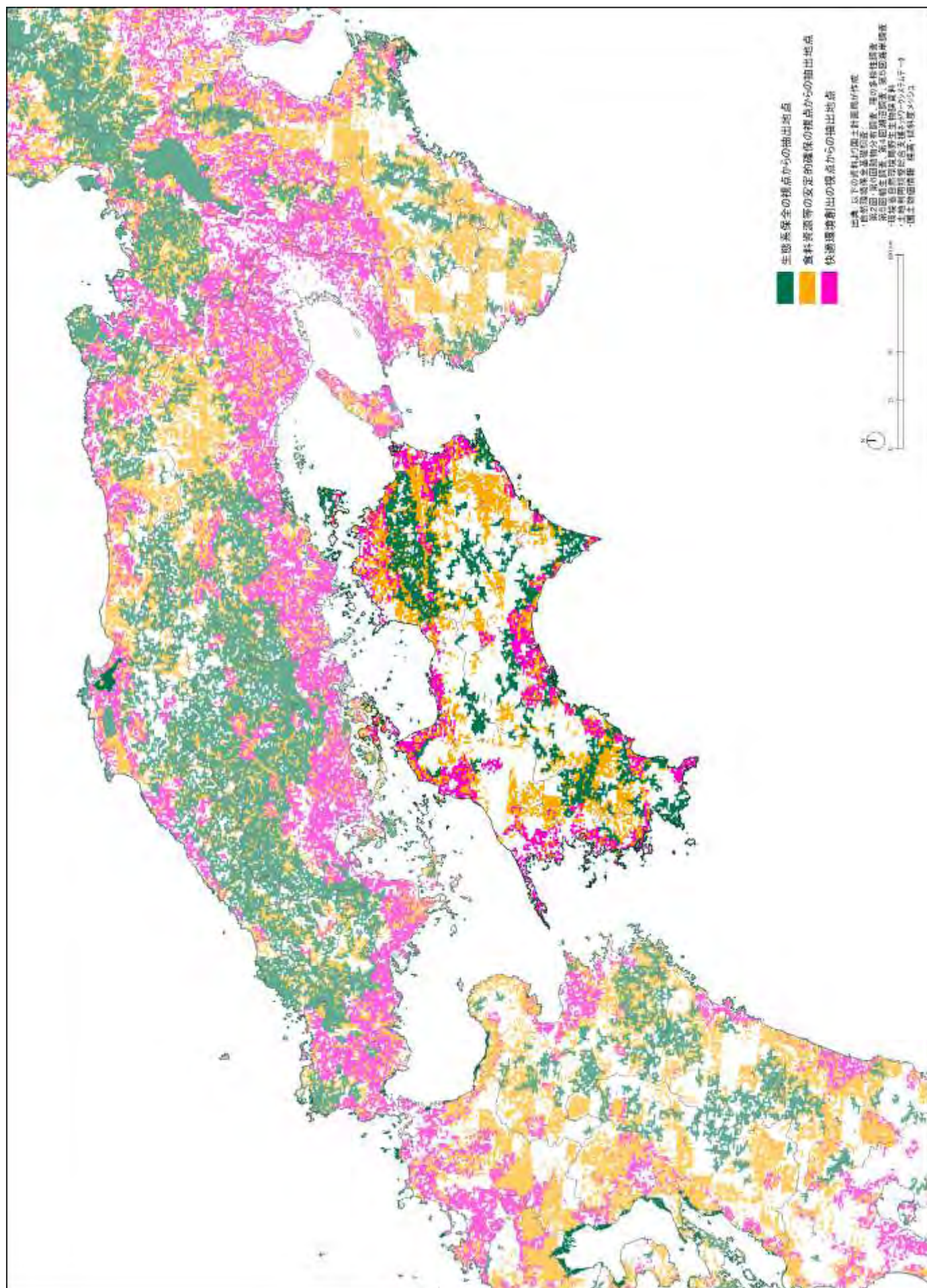
図参 4-41 : 3つの視点からの抽出地点 (北陸圏)



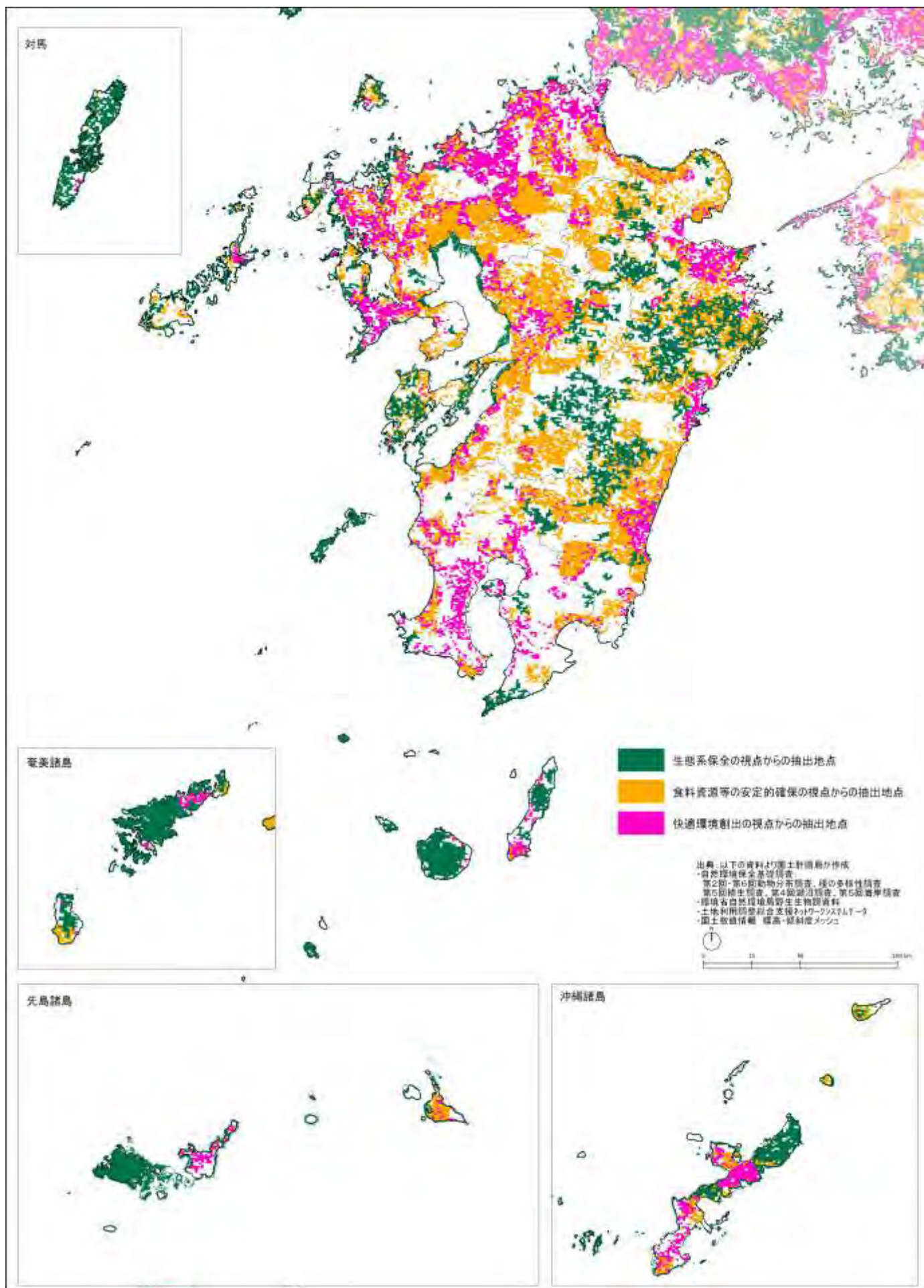
図参 4-43 : 3つの視点からの抽出地点（近畿圏）



図参 4-44 : 3つの視点からの抽出地点（中国圏）



図参 4-45 : 3つの視点からの抽出地点 (四国圏)



図参 4-46 : 3つの視点からの抽出地点 (九州圏・沖縄県)